August 9, 2004

SUPPL

U.S. Securities and Exchange Commission
450 Fifth Street, N.W.
Washington, DC 20549
Attention: Filing Desk

PROCESSED
AUG 13 2004
THOMSON FINANCIAL

Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc. ("SMFG")
Information Furnished Pursuant to Rule 12g3-2(b)
Under the Securities Exchange Act of 1934

File No. 82-4395

Dear Sir/Madam:

The following information is being furnished to the U.S. Securities and Exchange Commission (the "Commission") pursuant to Rule 12g3-2(b)(1)(iii) under the Securities Exchange Act of 1934 (the "Exchange Act") and consists of information that SMFG (i) has been required to make public pursuant to the laws of Japan, (ii) has filed with the exchanges on which its common stock is listed and which has been made public by such exchanges, or (iii) has distributed to its security holders, during the period from June 1 2004 to July 31 2004.

SMFG hereby confirms that it is not ineligible to use Rule 12g3-2(b) pursuant to Rule 12g3-2(d).

The information set forth is being furnished to the Commission pursuant to Rule 12g3-2(b)(1)(iii). In accordance with Rule 12g3-2(b)(4) and Rule 12g3-2(b)(5) the information and documents furnished herewith are being furnished with the understanding that they shall not be deemed "filed" with the Commission or otherwise subject to the liabilities of the Exchange Act and that neither this letter nor the documents enclosed herewith pursuant to Rule 12g3-2(b)(1)(iii) shall constitute an admission for any purpose that SMFG is subject to the Exchange Act.

In the event that any questions should arise in connection with this matter or you require additional information, please do not hesitate to contact me.

PROCESSED
AUG 13 2004
THOMSON FINANCIAL

Yours faithfully,

By: _____

Takahiro Yazawa
General Manager
Investor Relations Department
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
1-2 Yurakucho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006, Japan
Tel:+81 3 5512 4460, Fax:+81 3 5512 4429.

Enclosures

ANNEX A

LIST OF DOCUMENTS PUBLISHED, FILED OR DISTRIBUTED
FROM JUNE 1, 2004 TO JULY 31, 2004

A. JAPANESE LANGUAGE DOCUMENTS

1. Annual Securities Report for fiscal 2003 (Exhibit A1)
   See Annex B for a brief description.

2. Annual Securities Report for fiscal 2003(*) (Exhibit A2)
   See Annex B for a brief description.

3. Extraordinary Reports:
   See Annex B for a brief description.

   (a) Extraordinary Report dated June 28, 2004(*) (Exhibit A3(a)).
   (b) Extraordinary Report dated July 21, 2004(*) (Exhibit A3(b)).

4. Notice of the Ordinary General Meeting of Shareholders (Exhibit A4)
   See Annex B for a brief description.

5. Notice of Resolutions of the Ordinary General Meeting of Shareholders (Exhibit A5)
   See Annex B for a brief description.

6. Annual Business Report to Shareholders for fiscal 2003 (Exhibit A6)
   See Annex B for a brief description.

7. Disclosure Booklet pursuant to Article 21 and Article 52-29 of the Banking Law for fiscal 2003 (Exhibit A7)
   See Annex B for a brief description.

8. Public Notice pursuant to Japanese Commercial Code dated June 30, 2004 (Exhibit A8)
   See Annex B for a brief description.

9. Public Announcements (summary English translations attached):

   (a) "Comments on Media Reports" dated June 10, 2004 (Exhibit A9(a)).
   (b) "Strategic Alliance between Sumitomo Mitsui Financial Group and Promise" dated June 21, 2004 (Exhibit A9(b)).
   (c) "Comments on Media Reports" dated July 30, 2004 (Exhibit A9(c)).
   (d) "Consolidated Financial Results for the First Quarter ended June 30, 2004 (Unaudited)" dated July 30, 2004 (Exhibit A9(d)).
   (e) "Progress Report on the Plan for Strengthening the Financial Base" dated July 30, 2004 (Exhibit A9(e)).

(*) Documents issued by SMBC, SMFG's wholly-owned subsidiary bank.

# # # # # # # #

ANNEX B

Brief Descriptions of Japanese Language Documents

1. Annual Securities Report for fiscal 2003 (Exhibit A1)

   Annual Securities Report for fiscal 2003 submitted to the Minister of Finance, describing capital, management, business and annual financial statements for the indicated period and other matters concerning SMFG.

2. Annual Securities Report for fiscal 2003(*) (Exhibit A2)

   Annual Securities Report for fiscal 2003, submitted to the Minister of Finance, describing capital, management, business and annual financial statements for the indicated period and other matters concerning SMBC.

3. Extraordinary Reports:

   (a) Report to the Minister of Finance concerning resignation of representative directors. (*) (Exhibit A3(a))
   (b) Report to the Minister of Finance concerning change of special subsidiaries. (*) (Exhibit A3(b))

4. Notice of the Ordinary General Meeting of Shareholders (Exhibit A4)

   Notice sent to SMFG's shareholders, containing the date, place and purpose of the Ordinary General Meeting of Shareholders.

5. Notice of Resolutions of the Ordinary General Meeting of Shareholders (Exhibit A5)

   Notice sent to SMFG's shareholders, containing reports made and resolutions adopted at the Ordinary General Meeting of Shareholders.

6. Annual Business Report to Shareholders for fiscal 2003 (Exhibit A6)

   Report made available to SMFG's shareholders, containing prescribed data and detailed information in tabular form relating to SMFG's business and operations.

7. Disclosure Booklet pursuant to Article 21 and Article 52-29 of the Banking Law for fiscal 2003 (Exhibit A7)

   Booklet containing statistical data and narrative description of SMFG, made generally available to the public in Japan.

8. Public Notice pursuant to Japanese Commercial Code dated June 30, 2004 (Exhibit A8)

   Notice regarding Annual Financial Results for fiscal 2003 (SMFG and SMBC).

(*) Documents issued by SMBC, SMFG's wholly-owned subsidiary bank.

File No. 82-4395
Exhibit A5

平成16年６月29日

株主の皆様へ

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長　西　川　善　文

定時株主総会決議ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、本日開催の当社第２期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬　具

記

報告事項　平成15年４月１日より平成16年３月31日に至る第２期営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
本件は、その内容を報告いたしました。

決議事項

第１号議案　第２期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、普通株式の配当金につきましては、１株につき3,000円と決定いたしました。
また、各種優先株式の配当金につきましては、それぞれ所定の金額と決定いたしました。

第２号議案　定款一部変更の件
本件は、定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得制度の創設などを内容とする「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年７月30日法律第132号）の施行等に伴い、定款を変更するものでありますが、次頁に記載のとおり承認可決されました。

（下線は変更部分）

旧　定　款	新　定　款	変更の理由
（発行株式総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、16,766,999株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,999株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。	**（発行株式総数）** 第５条　当会社の発行する株式の総数は、16,766,933株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,933株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。	第四種優先株式の普通株式への転換に伴い、当社の発行する株式の総数を減じたものであります。
（新　設）	**（自己株式の取得及び端株の買増し）** 第５条の２　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得制度を採用したものであります。 また、これに伴い、項数を繰り下げたものであります。
（端株の買増し） 第５条の２　端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて１株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。	②端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて１株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。	

第３号議案　取締役１名選任の件

本件は、取締役に新たに北山禎介氏が選任され就任いたしました。

第４号議案　監査役１名選任の件

本件は、監査役に新たに荒木 浩氏が選任され就任いたしました。

なお、監査役 荒木 浩氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 門脇英晴及び退任監査役 那須 翔の両氏に対し、当社役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以　上

利益配当金のお支払いについて

第２期利益配当金について振込先をご指定の方には、「利益配当金計算書」並びに「配当金のお振込先について」を、それ以外の方には、「郵便振替支払通知書」を同封ご送付いたしますので、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。

〈お問合せ先〉
住友信託銀行株式会社　証券代行部
０１２０－１７６－４１７（フリーダイヤル）

PRINTED WITH SOY INK

（第２期定時株主総会招集ご通知添付書類）

File No. 82-4395
Exhibit A6

SMFG SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

株主の皆様へ

第2期 報告書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

三井住友フィナンシャルグループ

ごあいさつ／経営理念

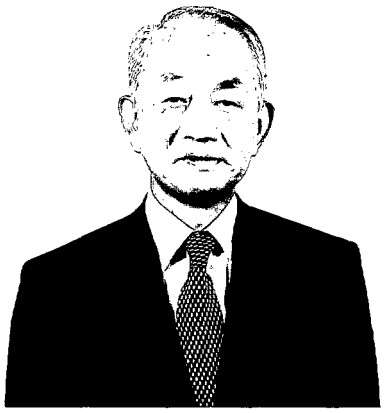

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度「第2期報告書」を作成いたしましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

平成16年6月

株式会社　三井住友フィナンシャルグループ

取締役社長　西川善文

「経営理念」

経営理念におきましては、三井住友フィナンシャルグループの
経営に関する普遍的な考え方を示します。

●お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。

●事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

●勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

2004 SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

会社概要 （平成16年3月31日現在）

名　　称	株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
英文名称	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
設　　立	平成14年12月2日
資 本 金	1兆2,476億5,000万円
本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
発行済株式の総数	
普通株式	579万6,010.53株
優先株式	113万2,099株
上場証券取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所（すべて市場第一部）
事業目的	子会社である銀行及びその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理並びに当該業務に附帯する業務

三井住友フィナンシャルグループの体制

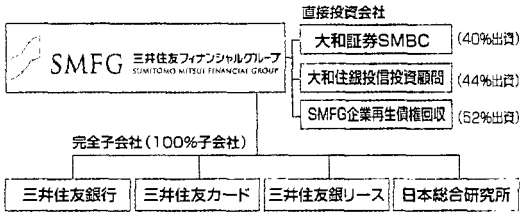

格付情報

三井住友銀行

	長期	短期
Moody's	A3	P-1
Standard & Poor's	BBB	A-2
Fitch Ratings	BBB+	F2
格付投資情報センター（R&I）	A	a-1
日本格付研究所（JCR）	A+	J-1+

三井住友カード

	長期	短期
日本格付研究所（JCR）	A+	J-1+

三井住友銀リース

	長期	短期
日本格付研究所（JCR）	A-	J-1

目　次

第2期定時株主総会招集ご通知添付書類 …… 3
営業報告書 …… 3
営業の概況 …… 3
当社の現況 …… 7
取締役及び監査役 …… 13
新株予約権の状況 …… 14
決算の概況（単体） …… 15
利益処分案 …… 18
会計監査人の監査報告書謄本 …… 19
監査役会の監査報告書謄本 …… 20

三井住友フィナンシャルグループのご報告（ご参考） … 21
決算の概況（連結） …… 21
三井住友フィナンシャルグループの概要 …… 23
グループ会社のご紹介 …… 24
三井住友銀行 …… 24
三井住友カード …… 27
三井住友銀リース …… 28
日本総合研究所 …… 29
トピックス …… 30
ご案内 …… 34

第２期（平成15年４月１日から平成16年３月31日まで）営業報告書

1. 営業の概況

（1）営業の経過及び成果等

（経済金融環境）

当期を顧みますと、海外におきましては、期初、SARSやイラク戦争の影響がみられたものの、夏頃からは米国経済が金融緩和の継続や減税効果を背景に力強さを増すとともに、アジア諸国や欧州諸国においても景気持ち直しの動きがみられました。わが国におきましても、輸出の増加や企業収益の改善等に伴う設備投資の拡大に支えられて、景気回復の足取りは年度前半から後半にかけてより確かなものになりました。

金融市場におきましては、日本銀行が金融緩和政策を継続し、短期市場金利はほぼゼロ％で推移しましたが、長期市場金利は景気回復への期待から新発10年物国債の流通利回りが前年度末に比べて大きく上昇し、株価も概ね上昇傾向となりました。

こうした中、金融界におきましては、金融再生プログラムに基づいて、不良債権問題の正常化や、より強固な金融システムの構築に向けた取組みが進められる一方、昨年４月に株式会社産業再生機構の設立や産業再生法の改正がなされるなど、企業再生のための新たな枠組みも整備されました。また、本年３月には、銀行等への証券仲介業の解禁を盛り込んだ証券取引法改正案が国会に上程されるなど、規制緩和に向けた動きが着実に進展しました。

（営業の経過及び成果）

このような経済金融環境のもと、当社グループは、商業銀行業務のあり方を抜本的に見直す「業務改革」、最適グループ経営の実現・戦略事業の抜本的強化を主眼とする「グループ経営改革」の二つの改革を更に加速させる動きを展開いたしました。

株式会社三井住友銀行につきましては、バランスシートのクリーンアップを一段と進めるべく、不良債権の削減と保有株式の更なる圧縮に取り組んでまいりました。

まず、不良債権につきましては、金融再生プログラムの趣旨を踏まえ、平成15・16年度の２年間を不良債権の「集中処理期間」と位置づけ、削減に取り組んでまいりました。具体的にはオフバランス化の更なる推進と企業再生・劣化防止への取組みの一層の強化等により、平成16年３月末には、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権は、平成15年３月末比約２兆4,500億円の削減により、約２兆8,100億円まで減少いたしました。この結果、平成16年３月末の不良債権比率も5.0％となり、平成16年度末までの不良債権比率半減という目標に向け、着実に進捗いたしました。

また、保有株式につきましては、平成14年度の２兆円を上回る簿価圧縮に引き続き、当期も約9,300億円の売却を実施し、株価変動リスクの更なる削減を図りました。

業務面におきましては、①お客様のニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、②リスクに見合ったリターンの確保、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、③ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の三点を基本方針として、収益力の強化に取り組んでまいりました。

個人のお客様につきましては、「One's next『ひとりひとり』のこれからを提案するサービス業へ」というブランドスローガンのもと、「個人金融サービス業No.1」の実現に向けて新しいビジネスモデルを確立してまいりました。コンサルティングビジネスではお客様のニーズにより一層お応えしていくために、本年3月に平日夜間や休日の営業時間を延長することにより個人のお客様の利便性を従来以上に高めたSMBCコンサルティングプラザを東西6ヵ所に開設いたしました。また、住宅ローン専門拠点であるローンプラザを34ヵ所増設して本年3月末時点で109ヵ所とするなど、戦略分野である住宅ローンの取組みを一段と強化いたしました。更に、新商品・サービスの面でも、50代の退職者層のお客様を主な対象とする「退職金専用運用プランOne's Life（ワンズライフ）」の取扱いを本年2月に開始するなど、積極的に取り組んでおります。一方、決済ファイナンスビジネスでは、昨年11月より三井住友カード株式会社と協働し、「お客さまと銀行が“一緒に創る”新しい金融サービス」をコンセプトにした「20代30代専用新スタイル口座One's Style（ワンズスタイル）」の取扱いを開始するとともに、パソコン・携帯電話からアクセスする通帳「Web通帳」を導入いたしました。また、HUB&スポーク（ハブ・アンド・スポーク）体制の展開等の営業店事務プロセスの抜本的効率化、外部労働力の活用等によるローコストオペレーションの徹底により、サービスレベルを維持向上させつつ一層の効率化を推進しております。

法人のお客様につきましては、①リスクに見合ったリターンの確保とリスクテイク能力の強化、②金融ソリューション提供力の強化、③ミドル・スモール層を中心とした新規顧客の開拓、の三点に注力し、収益力の強化に努めてまいりました。なかでも、中堅・中小企業のお客様に対しましては、その資金ニーズにお応えするべく無担保かつ第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」、営業店への権限委譲・審査基準の標準化により審査をスピードアップした「Nファンド」等のリスクテイク型貸金を積極的に推進してまいりました。また、新しいマーケットの開拓を目的として、拠点空白地に貸出業務に特化した法人営業所を開設するなど拠点展開を進めました。お客様の多様化するソリューションニーズに対しましては、引き続き大和証券エスエムビーシー株式会社をはじめとするグループ総合力を結集して様々な角度からお応えするとともに、昨年10月より「SMBCファインダーサービス」としてビジネスマッチング業務の取扱いも開始しております。また、外国為替ニーズに対しましては、「Global e-Trade サービス」としてインターネット活用による貿易取引の電子化サービスを邦銀で初めて提供し、国内トップのシェアを確保しております。

三井住友カード株式会社につきましては、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）の実践によるメインカード戦略を推し進め、クレジットカード会員の増強、カード利用率・利用単価の向上に努めました結果、過去最高益を達成いたしました。

電話や電子メールを通じてお客様へのご提案を行う拠点としてコンタクトセンターを開設いたしましたほか、ファイナンス商品の残高につきましては、「マイ・ペイすリボ」、「あとからリボ」等の推進による増強を図り、また、当社のカード業務システムを活用した事務受託ビジネスの増強

にも注力してまいりました。一方で、カードの不正使用防止策の高度化を進め、信頼性の向上を図ってまいりました。

三井住友銀リース株式会社につきましては、従来から強みとしておりますホールセール取引に加えて、ミドル・スモールマーケット取引の拡大に重点を置いて取り組んでまいりました。株式会社三井住友銀行との協働体制強化や取扱い拠点の拡大によりスピードを重視した対応を徹底し、「セレクトリース」「販売リース」等の提携型リースを積極的に展開しております。また、リスクの正確な把握とそれに見合うリターンの確保を目指し、一層の収益力向上に注力いたしました。

株式会社日本総合研究所につきましては、昨年４月に株式会社三井住友銀行より同行のシステム関連機能の移管を受け、「グループIT会社」として当社グループの情報システム機能の中核を担うに至りました。また、お客様の納期の短縮・コストダウン等のニーズにお応えするため、オープン系次世代カード業務パッケージ「JCIRIUS（ジェイシリウス）」をはじめとするパッケージ商品の開発・販売に取り組むなど、付加価値の高いサービスの提供に努めてまいりました。

当社は、以上の100%子会社４社及び直接投資会社である大和証券エスエムビーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社に加え、企業再生事業に本格的に進出するため、昨年11月に当社の過半出資により、ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド（証券会社）、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社及び日本政策投資銀行との合弁会社としてSMFG企業再生債権回収株式会社を設立いたしました。同社は、優れた事業資質を有しながらも財務リストラをはじめ事業の再構築を必要とする企業を対象として、出資各社のノウハウと人材を最大限活用し、企業再生を推進してまいります。

以上のようなグループを挙げた収益強化への取組みの結果、当期の当社グループの連結決算につきましては、連結経常利益3,428億円、連結当期純利益3,304億円となりました。

また、当社は、銀行持株会社として、子会社である銀行及びその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理並びに当該業務に附帯する業務を行うことを事業目的としておりますが、その事業目的を達成し、株主の皆様へ安定的な配当を行うべく、グループ会社より当期に受取配当金として473億円、経営管理手数料として73億円を受領しました。

この結果、当社の当期業績は、営業収益555億円、経常利益511億円、当期純利益505億円となりました。

なお、当社は経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められるとして、平成15年８月１日、金融庁より業務改善命令を受け、これを踏まえた経営健全化計画を、同年９月19日に提出いたしました。

（対処すべき課題）

当社は、引き続き、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」の二点を経営課題として注力してまいります。

第一に、当社は平成16年度をバランスシートのクリーンアップの総仕上げの年と位置づけ、不良債権の削減と保有

株式の圧縮に努めてまいります。不良債権につきましては、引き続き積極的なオフバランス化を図るとともに、企業再生・劣化防止への取組みを強化し、平成16年度末までの不良債権比率半減の確実な達成に向け、一層の削減に取り組んでまいります。また、保有株式につきましては、平成18年９月末より適用される株式保有制限の水準は既にクリアしておりますが、平成16年度も更なる残高の圧縮を図ってまいります。

第二に、当社は、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所、大和証券エスエムビーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社等の強力な事業基盤を有するグループ会社を擁しておりますが、各社のビジネスを一層強化するとともに、相互の連携を一段と進めることでグループ全体の収益力を強化してまいります。

具体的には、株式会社三井住友銀行の法人ビジネスにおけるビジネスセレクトローン・Nファンド等の中堅・中小企業向けリスクテイク型貸金、個人ビジネスにおける投資信託・個人年金保険・住宅ローン販売等のコンサルティングビジネス等を、機能特化型の軽量チャネルやSMBCコンサルティングプラザの拡充等を通じて、一層強化してまいります。また、シンジケーションをはじめとする市場型間接金融、大和証券エスエムビーシー株式会社との協働を含めた投資銀行業務、三井住友カード株式会社等グループ各社との連携によるコンシューマー・ファイナンス等についても強化を進め、収益力の増強に努めてまいります。

当社は、こうした取組みの着実な成果をお示しすることにより、株主の皆様のご期待にお応えしてまいりたいと考えております。

株主の皆様には、何卒今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 営業成績の推移

(単位:億円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
営業収益			1,315	555
受取配当額			1,282	473
銀行業を営む子会社			1,239	434
その他の子会社			43	16
当期純利益			百万円 124,738	百万円 50,505
1株当たりの当期純利益			円 銭 18,918 33	円 銭 3,704 49
総資産			34,135	34,030
銀行業を営む子会社株式等			27,557	27,557
その他の子会社株式等			3,339	3,195

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成14年度が設立期のため、平成13年度以前についての計数はありません。
3. 平成15年度より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年3月30日付法務省令第23号)による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しております。

(3) 決算期後に生じた当社の状況に関する重要な事実

該当ありません。

2. 当社の現況

(1) 資本金の推移

(単位:百万円)

	当年度末	前年度末
資本金	1,247,650	1,247,650

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 株式の状況

イ　株式数

発行する株式の総数	普通株式	15,000,000株
	第一種優先株式	67,000株
	第二種優先株式	100,000株
	第三種優先株式	800,000株
	第四種優先株式	249,999株
	第五種優先株式	250,000株
	第六種優先株式	300,000株
発行済株式の総数	普通株式	5,796,010株
	第一種優先株式	67,000株
	第二種優先株式	100,000株
	第三種優先株式	800,000株
	第1回第四種優先株式	4,175株
	第2回第四種優先株式	4,175株
	第3回第四種優先株式	4,175株
	第4回第四種優先株式	4,175株
	第5回第四種優先株式	4,175株
	第6回第四種優先株式	4,175株
	第7回第四種優先株式	4,175株
	第8回第四種優先株式	4,175株
	第9回第四種優先株式	4,175株
	第10回第四種優先株式	4,175株
	第11回第四種優先株式	4,175株
	第12回第四種優先株式	4,175株
	第13回第四種優先株式	114,999株

注　株式数は、1株未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当年度末株主数

普通株式	155,730名
第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名
第三種優先株式	1名
第1回第四種優先株式	1名
第2回第四種優先株式	1名
第3回第四種優先株式	1名
第4回第四種優先株式	1名
第5回第四種優先株式	1名
第6回第四種優先株式	1名
第7回第四種優先株式	1名
第8回第四種優先株式	1名
第9回第四種優先株式	1名
第10回第四種優先株式	1名
第11回第四種優先株式	1名
第12回第四種優先株式	1名
第13回第四種優先株式	1名

注　上記の普通株式の株主数は、端株のみを有する端株主数41,454名を含んでおりません。

2004 SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

ハ　大株主

①　普通株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	435,553 株	7.58 %	— 株	— %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	354,653	6.17	—	—
日本生命保険相互会社	156,063	2.71	—	—
住友生命保険相互会社	130,656	2.27	—	—
松下電器産業株式会社	103,570	1.80	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	99,607	1.73	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	86,961	1.51	—	—
ヒーロー アンド カンパニー	59,941	1.04	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口）	58,000	1.01	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	54,335	0.94	—	—

注 1.　持株数は1株未満を、議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2.　上記の株主のうち、松下電器産業株式会社につきましては、株式会社三井住友銀行が同社株式を48,824千株（議決権比率2.22%）所有しております。
3.　上記の株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口）につきましては、住友生命保険相互会社が住友信託銀行株式会社に信託した当社株式が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、その議決権行使の指図権は住友生命保険相互会社が留保しております。

②　第一種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
株式会社整理回収機構	67,000 株	— %	— 株	— %

③　第二種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
株式会社整理回収機構	100,000 株	— %	— 株	— %

④　第三種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
株式会社整理回収機構	800,000 株	— %	— 株	— %

⑤　第１回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑥ 第2回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑦ 第3回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑧ 第4回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑨ 第5回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑩ 第6回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑪ 第7回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑫ 第8回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑬ 第9回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑭ 第10回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑮ 第11回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑯ 第12回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	4,175 株	— %	— 株	— %

⑰ 第13回第四種優先株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
ジェイピーモルガン・チェース・バンク・ロンドン (エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド代理人)	114,999 株	— %	— 株	— %

ニ 自己株式の取得、処分及び保有

① 取得株式
普通株式 1,281.06株 取得価額の総額 632百万円

② 処分株式
普通株式 175.00株 処分価額の総額 62百万円

③ 決算期における保有株式
普通株式 2,069.63株

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末	前年度末
従業員数	97人	94人
平均年齢	38年7月	38年5月
平均勤続年数	15年3月	15年2月
平均給与月額	683千円	694千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行からの出向者であり、平均勤続年数は同行での勤続年数を通算しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込平均給与月額であり、賞与を含んでおりません。

(4) 事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
本店	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	平成14年12月2日

(5) 重要な子会社等

イ　概況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
				百万円	%	百万円
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	銀行業務	平成８年６月６日	559,985	100.00	43,454
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目５番15号	クレジットカード業務	昭和42年12月26日	10,000	100.00	1,351
三井住友銀リース株式会社	東京都港区西新橋三丁目９番４号	リース業務	昭和43年９月２日	82,600	100.00	252
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	システム開発・情報処理業務 コンサルティング業務 シンクタンク業務	平成14年11月１日	10,000	100.00	—
SMFG企業再生債権回収株式会社	東京都港区西新橋一丁目15番１号	債権管理回収業務	平成15年11月５日	500	52.00	—
アットローン株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号	個人向けローン業務	平成12年６月８日	17,500	52.00 (52.00)	—
SMBC信用保証株式会社	東京都港区六本木六丁目１番21号	信用保証業務	昭和51年７月14日	87,720	100.00 (100.00)	—
SMBCファイナンスサービス株式会社	東京都港区新橋一丁目８番３号	融資業務 ファクタリング業務 集金代行業務	昭和47年12月５日	71,705	100.00 (100.00)	—
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町二丁目１番１号	銀行業務	昭和24年９月６日	24,908	49.64 (49.64)	—
株式会社関西アーバン銀行	大阪市中央区心斎橋筋二丁目７番21号	銀行業務	大正11年７月１日	32,500	54.02 (54.02)	—
株式会社ジャパンネット銀行	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号	銀行業務	平成12年９月19日	20,000	57.00 (57.00)	—
欧州三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited)	Temple Court 11, Queen Victoria Street, London EC4N 4TA, U.K.	銀行業務	平成15年３月５日	179,673 (17 億米ドル)	100.00 (100.00)	—
SMBCキャピタル・マーケット会社 (SMBC Capital Markets, Inc.)	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	投融資業務 スワップ業務	昭和61年12月４日	0 (100 米ドル)	100.00 (100.00)	—
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号	証券業務 金融派生商品業務	平成11年２月５日	205,600	40.00	2,240
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番９号	投資顧問業務 投資信託業務	昭和48年６月１日	2,000	43.96	33

注 1. 資本金及び当社への配当額は単位未満を、当社議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社議決権比率の( )内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
4. SMFG企業再生債権回収株式会社は、ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド(証券会社)、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、日本政策投資銀行及び当社との企業再生支援を目的とした合弁会社として平成15年11月5日に設立されました。同社は、平成16年2月に営業を開始しております。
5. SMBC信用保証株式会社は、平成15年9月1日にエスエムビーシー信用保証株式会社が商号を変更したものであります。
6. SMBCファイナンスサービス株式会社は、平成15年4月1日にエスエムビーシーファイナンス株式会社が株式会社三井ファイナンスサービス及びさくらファイナンスサービス株式会社と合併し、商号を変更したものであります。
7. 株式会社みなと銀行に対する当社議決権比率には、株式会社三井住友銀行が退職給付信託に拠出した株式の議決権比率43.35%が含まれており、当該株式の議決権については株式会社三井住友銀行の指図により行使されることとなっております。
8. 株式会社関西アーバン銀行は、平成16年2月1日に株式会社関西銀行が株式会社関西さわやか銀行と合併し、商号を変更したものであります。

ロ 企業結合の状況

(単位:百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
連結経常収益			3,506,386	3,552,510
連結経常利益 (△は連結経常損失)			△515,749	342,844
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)			△465,359	330,414
連結純資産額			2,424,074	3,070,942
連結総資産			104,607,449	102,215,172

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成14年度が設立期のため、平成13年度以前についての計数はありません。
3. 連結子会社及び持分法適用会社は、それぞれ165社、48社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当社及び株式会社三井住友銀行は、株式会社大和証券グループ本社との間で、投資銀行業務、アセットマネジメント業務の両分野において戦略的提携を実施しております。
2. 当社及び株式会社三井住友銀行は、ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド(証券会社)との間で、同社の業務上の専門知識が活用できる分野での業務協力に関する契約を締結しております。

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社三井住友銀行	230,000 百万円	— 株	— %

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記以外の借入金はありません。

3. 取締役及び監査役

（年度末現在）

地位	氏名	担当又は主な職業
取締役会長 (代表取締役)	岡田　明重	株式会社三井住友銀行取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	西川　善文	株式会社三井住友銀行頭取
取締役副社長 (代表取締役)	門脇　英晴	リスク統括部、監査部担当役員
常務取締役 (代表取締役)	石田　浩二	広報部、企画部、財務部、グループ事業部担当役員
取締役	平澤　正英	総務部、人事部担当役員 株式会社三井住友銀行常務取締役
取締役	矢作　光明	ＩＴ企画部担当役員 株式会社三井住友銀行常務取締役 株式会社日本総合研究所専務取締役
取締役	山内　悦嗣	公認会計士
取締役	山川洋一郎	弁護士
常任監査役	平野豊三郎	(常勤)
常任監査役	小林　貞雄	(常勤)
監査役	那須　翔	東京電力株式会社顧問
監査役	大西　勝也	弁護士
監査役	伊藤　助成	日本生命保険相互会社取締役会長

注 1. 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 監査役 那須　翔、同 大西勝也、同 伊藤助成の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。
3. 平成16年4月1日付異動

常務取締役	石田浩二	専務取締役
取締役	平澤正英	株式会社三井住友銀行専務取締役
取締役	矢作光明	株式会社三井住友銀行専務取締役 株式会社日本総合研究所取締役

平成16年4月1日付担当変更

取締役副社長	門脇英晴	リスク統括部、監査部担当役員を解く
専務取締役	石田浩二	リスク統括部、監査部担当役員

当年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任日
常任監査役	紀伊　博	平成15年6月26日辞任
専務取締役 (代表取締役)	奥　正之	平成15年6月27日退任
取締役	栗山　道義	平成15年6月27日退任
取締役	塚本　武正	平成15年6月27日退任

4. 新株予約権の状況

［現に発行している新株予約権］

発行決議の日	平成14年6月27日
新株予約権の数	1,620個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	1個当たり673,000円 （新株予約権の発行価額は無償とする）

注 1. 本新株予約権は、平成14年6月27日開催の株式会社三井住友銀行の第1期定時株主総会における決議を受けて発行され、同年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第２回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに同年9月27日開催の臨時株主総会（普通株式に係る種類株主総会を兼ねる）において、当社が同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を承継することが決議されたものであります。なお、株式会社三井住友銀行は、平成14年12月2日の株式移転による当社設立に伴い当社の完全子会社となり、平成15年3月17日を期日として株式会社わかしお銀行と合併し、新商号を株式会社三井住友銀行としております。

2. 新株予約権を行使することができる期間は、平成16年6月28日から平成24年6月27日までであります。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額（新株予約権の行使に際して払込をなすべき額）は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る発行価額で新株式を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により調整されます。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり発行価額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、発行価額は、株式の分割又は併合の際にも適宜調整されます。

決算の概況（単体）

第2期末（平成16年3月31日現在）貸借対照表

（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**110,948**	**流動負債**	**230,286**
現金及び預金	98,159	子会社短期借入金	230,000
前払費用	21	未払金	47
繰延税金資産	17	未払費用	97
未収収益	424	未払法人税等	1
未収還付法人税等	12,179	未払事業所税	5
その他	145	賞与引当金	84
固定資産	**3,291,153**	その他	48
有形固定資産	**0**	**負債合計**	**230,286**
建物	0	**（資本の部）**	
無形固定資産	**47**	**資本金**	**1,247,650**
ソフトウェア	47	**資本剰余金**	**1,747,273**
投資その他の資産	**3,291,105**	資本準備金	1,247,762
投資有価証券	171,330	その他資本剰余金	499,510
子会社株式	3,075,208	資本金及び資本準備金減少差益	499,503
長期貸付金	40,000	自己株式処分差益	7
繰延税金資産	4,565	**利益剰余金**	**178,720**
繰延資産	**905**	任意積立金	30,420
創立費	905	別途積立金	30,420
		当期未処分利益	148,300
		自己株式	**△921**
		資本合計	**3,172,721**
資産合計	**3,403,007**	**負債及び資本合計**	**3,403,007**

2004 SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

第2期（平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目			金額
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**	**55,515**
		受取配当金	2,273
		子会社受取配当金	45,058
		子会社受入手数料	7,341
		貸付金利息	841
		営業費用	**3,044**
		販売費及び一般管理費	3,044
		営業利益	**52,470**
	営業外損益の部	**営業外収益**	**121**
		受取利息	101
		受入手数料	9
		その他	11
		営業外費用	**1,403**
		支払利息	874
		創立費償却	301
		支払手数料	206
		その他	21
		経常利益	**51,188**
		税引前当期純利益	**51,188**
		法人税、住民税及び事業税	3
		法人税等調整額	679
		当期純利益	**50,505**
		前期繰越利益	97,298
		利益準備金取崩額	496
		当期未処分利益	**148,300**

決算の概況（単体）

＜重要な会計方針＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
   子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法により行っております。
   その他有価証券・・・・・・・・・・・・・・・時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産
   建物については、定額法を採用しております。
   (2) 無形固定資産
   自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
   創立費は、資産として計上し、商法施行規則第35条の規定により5年間にわたり均等償却を行っております。
4. 重要な引当金の計上基準
   賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
5. リース取引の処理方法
   リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理
   消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

＜記載方法の変更＞

当期より「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成16年3月30日付法務省令第23号）による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しております。

＜貸借対照表の注記＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社に対する短期金銭債権　98,117百万円
   子会社に対する短期金銭債務　230,082百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額　0百万円
4. リース契約により使用する固定資産
   貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
5. 劣後特約付貸付金
   長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
6. 保証債務　46,114百万円

＜損益計算書の注記＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引高
   営業収益　52,400百万円
   営業費用　413百万円
   営業取引以外の取引高　15,865百万円
3. 1株当たりの当期純利益　3,704円49銭

利益処分案

第2期利益処分案

（単位:円）

科目	金額
当期未処分利益の処分	
当期未処分利益	**148,300,079,330**
利益処分額	**46,421,255,200**
第一種優先株式配当金（1株につき10,500円）	703,500,000
第二種優先株式配当金（1株につき28,500円）	2,850,000,000
第三種優先株式配当金（1株につき13,700円）	10,960,000,000
第1回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第2回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第3回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第4回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第5回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第6回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第7回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第8回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第9回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第10回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第11回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第12回第四種優先株式配当金（1株につき135,000円）	563,625,000
第13回第四種優先株式配当金（1株につき67,500円）	7,762,432,500
普通株式配当金（1株につき3,000円）	17,381,822,700
次期繰越利益	**101,878,824,130**
その他資本剰余金の処分	
その他資本剰余金	**499,510,883,420**
その他資本剰余金処分額	**0**
その他資本剰余金次期繰越額	**499,510,883,420**

会計監査人の監査報告書謄本

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成16年5月19日

株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
　取締役会　御中

あずさ監査法人
代表社員　公認会計士　岩　本　　繁　㊞
代表社員
関与社員　公認会計士　沼　野　廣　志　㊞
代表社員
関与社員　公認会計士　髙　波　博　之　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1)　貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2)　営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3)　利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4)　附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

注　朝日監査法人は、平成16年1月1日付であずさ監査法人と合併、法人名称を変更し、あずさ監査法人となりました。

監査役会の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

平成16年5月21日

株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長　西　川　善　文　殿

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ　監査役会
常任監査役(常勤)　平　野　豊三郎　㊞
常任監査役(常勤)　小　林　貞　雄　㊞
監　査　役　大　西　勝　也　㊞
監　査　役　伊　藤　助　成　㊞

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、審議の結果監査役4名の一致した意見として、次のとおり報告いたします。

1.　監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、会計監査人から監査に関する報告および意見を聞き、かつ計算書類等について検討を行いました。

2.　監査の結果

(1)　会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
(2)　営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
(3)　利益処分案は、会社財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項は認められません。
(4)　附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
(5)　取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の財産上の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しても、上記の監査の方法のほか必要に応じて、当該取引の状況を調査するなどの方法によって監査しました結果、取締役の義務違反は認められません。

以　上

(注) 監査役 那須 翔は、病気のため平成16年5月21日の監査役会に欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。

以　上

決算の概況（連結）

連結貸借対照表（平成16年3月31日現在）

（単位:億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	53,289	預金	653,334
コールローン及び買入手形	3,605	譲渡性預金	35,194
買現先勘定	1,520	コールマネー及び売渡手形	62,924
債券貸借取引支払保証金	10,093	売現先勘定	10,984
買入金銭債権	4,808	債券貸借取引受入担保金	59,463
特定取引資産	33,067	コマーシャル・ペーパー	2,827
金銭の信託	37	特定取引負債	18,732
有価証券	270,499	借用金	23,604
貸出金	553,828	外国為替	5,727
外国為替	7,439	社債	40,029
その他資産	30,341	信託勘定借	360
動産不動産	9,840	その他負債	35,918
リース資産	9,917	賞与引当金	222
繰延税金資産	17,065	退職給付引当金	408
再評価に係る繰延税金資産	7	日本国際博覧会出展引当金	1
連結調整勘定	217	特別法上の引当金	8
支払承諾見返	30,797	繰延税金負債	401
貸倒引当金	△14,224	再評価に係る繰延税金負債	563
		支払承諾	30,797
		負債の部合計	**981,505**
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	**9,936**
		（資本の部）	
		資本金	12,476
		資本剰余金	8,652
		利益剰余金	6,111
		土地再評価差額金	965
		その他有価証券評価差額金	3,250
		為替換算調整勘定	△717
		自己株式	△29
		資本の部合計	**30,709**
資産の部合計	**1,022,151**	**負債、少数株主持分及び資本の部合計**	**1,022,151**

注　記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

2004 SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

連結損益計算書 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)

(単位:億円)

科目	金額
経常収益	**35,525**
資金運用収益	15,913
貸出金利息	11,676
有価証券利息配当金	2,566
コールローン利息及び買入手形利息	40
買現先利息	25
債券貸借取引受入利息	1
預け金利息	126
その他の受入利息	1,477
信託報酬	3
役務取引等収益	5,010
特定取引収益	3,050
その他業務収益	9,464
リース料収入	4,210
割賦売上高	1,982
その他の業務収益	3,272
その他経常収益	2,083
経常費用	**32,096**
資金調達費用	3,102
預金利息	1,046
譲渡性預金利息	35
コールマネー利息及び売渡手形利息	25
売現先利息	42
債券貸借取引支払利息	486
コマーシャル・ペーパー利息	2
借用金利息	435
社債利息	762
その他の支払利息	266
役務取引等費用	768
特定取引費用	9
その他業務費用	8,866
賃貸原価	3,744
割賦原価	1,809
その他の業務費用	3,312
営業経費	8,665
その他経常費用	10,684
経常利益	**3,428**
特別利益	**1,170**
動産不動産処分益	15
償却債権取立益	11
その他の特別利益	1,143
特別損失	**549**
動産不動産処分損	322
証券取引責任準備金繰入額	2
その他の特別損失	225
税金等調整前当期純利益	**4,048**
法人税、住民税及び事業税	242
法人税等調整額	85
少数株主利益	415
当期純利益	**3,304**

注　記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

三井住友フィナンシャルグループの概要

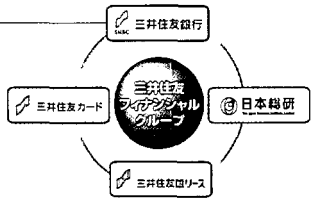

SMBC

三井住友銀行

商　　号	株式会社三井住友銀行
事業内容	銀行業務
設立年月日	平成8年6月6日
本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
頭　　取	西川　善文
従業員数	22,348名
拠点数	
国内	1,425ヵ所
（本支店482（内被振込専用支店28）、出張所132、付随業務取扱店13、無人店舗798）	
海外	37ヵ所
（支店20、出張所3、駐在員事務所14）	

（注）国内拠点数は、企業内設置分、コンビニエンスストアATMを除いています。
（平成16年3月末現在）

www.smbc.co.jp

三井住友銀行は、平成13年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。平成14年12月、株式移転により銀行持株会社として三井住友フィナンシャルグループを設立し、その完全子会社となりました。平成15年3月には、わかしお銀行と合併しています。

三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、更には有力グループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。三井住友フィナンシャルグループのもと、他のグループ各社と一体となって、お客様に質の高い複合金融サービスを提供しています。

業務内容

■預金業務

■貸出業務

■商品有価証券売買業務

■有価証券投資業務

■内国為替業務

■外国為替業務

■金融先物取引等の受託等業務

■社債受託及び登録業務

■信託業務（資産流動化業務に関する「金銭債権の信託」等）

■証券投資信託の窓口販売業務　等

株式会社三井住友銀行の決算概況

損益の状況

（単位：億円）

科目		平成15年度(A)	平成14年度(B)	(A)−(B)
業務粗利益		15,841	17,606	△1,765
資金利益		10,870	12,233	△1,363
信託報酬		3	0	3
役務取引等利益		2,265	1,946	319
特定取引利益		2,807	1,960	847
その他業務利益		△105	1,466	△1,571
経費(除く臨時処理分)		△5,839	△6,470	631
人件費		△2,212	△2,539	327
物件費		△3,322	△3,576	254
税金		△304	△354	50
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)		10,001	11,136	△1,135
一般貸倒引当金繰入額	①	—	△2,381	2,381
業務純益		10,001	8,755	1,246
臨時損益		△8,149	△14,727	6,578
うち不良債権処理額	②	△8,692	△8,363	△329
株式等損益		1,038	△6,357	7,395
株式等売却損益		1,145	△1,082	2,227
株式等償却		△107	△5,274	5,167
経常利益		1,851	△5,971	7,822
特別損益		1,337	△737	2,074
うち貸倒引当金戻入益	③	653	—	653
債権売却損失引当金戻入益	④	4	—	4
東京都銀行税還付税金・還付加算金		403	—	403
厚生年金基金の代行部分返上益		590	—	590
税引前当期純利益		3,188	△6,709	9,897
法人税、住民税及び事業税		△127	△402	275
法人税等調整額		△49	2,329	△2,378
当期純利益		3,011	△4,783	7,794

与信関係費用	①+②+③+④	△8,034	△10,745	2,711

注 1. 損失又は減益の場合には、金額頭部に△を付しております。また、記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成14年度は、合併前の旧三井住友銀行（平成14年4月1日から平成15年3月16日まで）の計数を含めて表示しております。

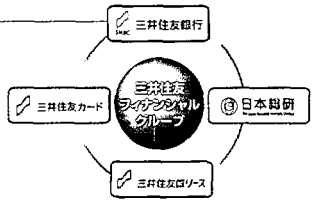

損益の状況（単体）

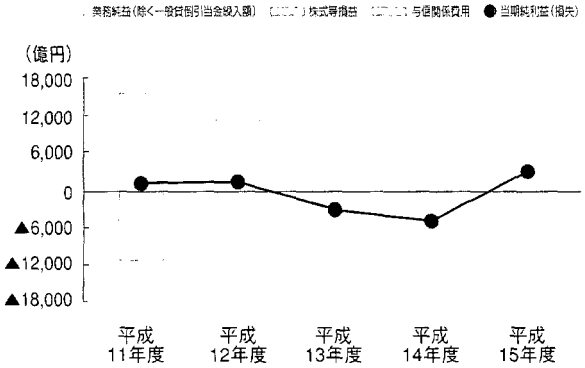

注　平成11年度から平成13年度は、旧三井住友銀行、旧わかしお銀行両行の計数を合算して表示しております。

保有株式（上場・店頭）の状況（単体）

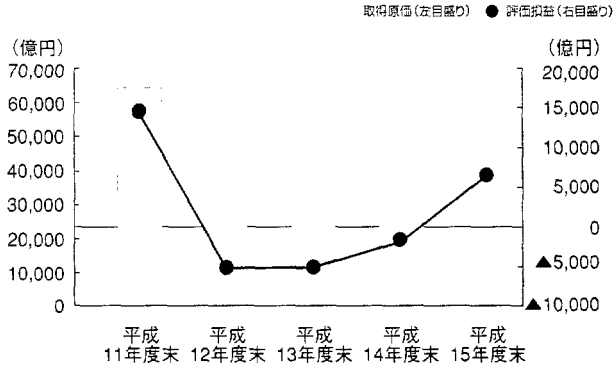

注　平成11年度末から平成13年度末は、旧三井住友銀行、旧わかしお銀行両行の計数を合算して表示しております。

金融再生法開示債権及び不良債権比率（単体）

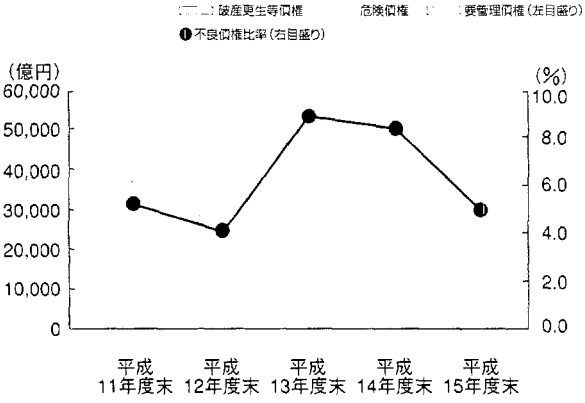

注 1.　平成11年度末から平成13年度末は、旧三井住友銀行、旧わかしお銀行両行の計数を合算して表示しております。
2.　不良債権比率＝金融再生法開示債権／（金融再生法開示債権+正常債権）

連結自己資本比率

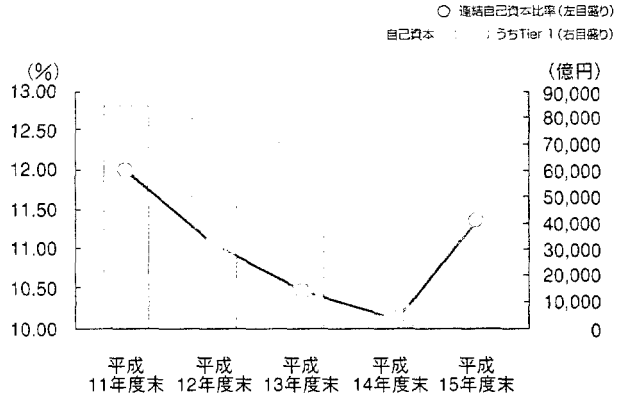

注 1.　平成11年度末及び平成12年度末は、旧さくら銀行、旧住友銀行両行の計数を合算して表示しております。
2.　平成14年度末及び平成15年度末は、三井住友フィナンシャルグループの連結自己資本比率を表示しております。

三井住友カード

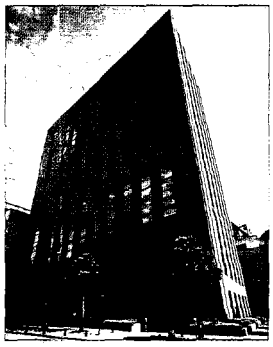

商号	三井住友カード株式会社
事業内容	クレジットカード業務
設立年月日	昭和42年12月26日
本社所在地	[東京本社] 東京都港区新橋五丁目2番10号 [大阪本社] 大阪市中央区今橋四丁目5番15号
代表者	栗山　道義
従業員数	1,727名 (平成16年3月末現在)

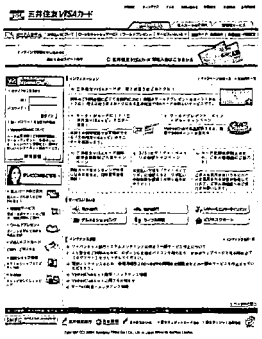

www.smbc-card.com

三井住友カードは、国内における「VISA」のパイオニアとして、また日本のクレジットカード業界を牽引する一員として、多くのお客様に支持されてきました。三井住友フィナンシャルグループにおける戦略的事業会社として重要な役割を担っており、高いブランド力と総合的なカード事業の展開力を活かし、お客様のニーズに合ったクレジット機能を中心とする決済・ファイナンスサービスを提供しています。カード業界のリーディングカンパニーとして「最も使いやすくて最も役に立つマイ・メインカード」の提供に取り組んでいます。

業務内容

クレジットカードに関する業務
カード発行、ショッピングサービス、加盟店向け売上精算

ファイナンス商品に関する業務
会員向けローン、キャッシュサービス、99サービス、リボルビング払い、分割払い、ローン保証業務等

販売促進に関する業務
ギフトカード発行、会員・加盟店向け各種サービス

関連業務
集金代行業務、事務受託業務（カード発行、会員に対する請求処理、加盟店に対する売上処理）

(単位：億円)

	平成15年度	平成14年度
営業収益	1,263	1,221
営業利益	185	160
経常利益	186	160
当期純利益	126	140
	平成15年度末	平成14年度末
総資産	6,396	5,992

注　記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

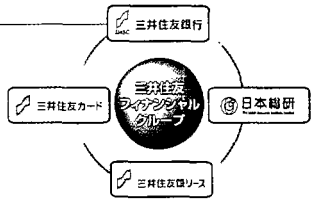

三井住友銀リース

商号	三井住友銀リース株式会社
事業内容	リース業務
設立年月日	昭和43年9月2日
本社所在地	[東京本社] 東京都港区西新橋三丁目9番4号 [大阪本社] 大阪市中央区南船場三丁目10番19号
代表者	白賀　洋平
従業員数	926名 (平成16年3月末現在)

www.smbcleasing.co.jp

三井住友銀リースは、リース業界の草分けとして日本のリース産業の発展に貢献してまいりました。多彩なリース商品をご用意しており、海外への工場進出に伴う設備リースからパソコンのレンタルに至るまで、企業の様々な設備投資ニーズにお応えしています。最近では、企業経営を効率化する手段として「リース」の重要性は一層高まりをみせており、三井住友銀リースはリースのリーディングカンパニーとして更に質の高いサービスの提供を目指しています。

業務内容

■コーポレートリース
企業の国内外における様々な設備投資ニーズに応えるリース

■販売リース・商品リース
メーカー・ディーラーの販売促進ツールとしてのリース

■ネットリース
インターネットを効果的に活用したリース

■セレクトリース
中小企業向けのスピーディーなリース

■環境貢献型リース
省エネサービス会社とのタイアップによるリース

■レンタル業務
パソコンなどの情報機器を中心とするレンタル

(単位：億円)

	平成15年度	平成14年度
営業収益	5,530	5,150
営業利益	232	204
経常利益	145	74
当期純利益	63	30
	平成15年度末	平成14年度末
総資産	17,365	16,780

注　記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

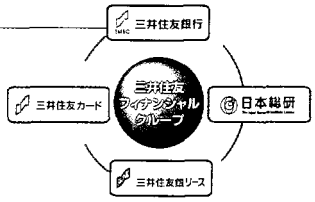

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

日本総合研究所は、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3つの機能を有機的に結び付けた、付加価値の高いサービスを提供する知識エンジニアリング企業です。金融をはじめとする様々な分野に対応した経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供を行っているほか、国内外の経済調査分析・政策提言等の情報発信、新事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる活動を展開しています。

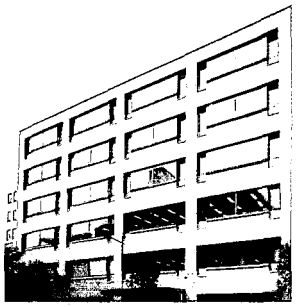

商号	株式会社日本総合研究所
事業内容	システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務
設立年月日	平成14年11月1日
本社所在地	[東京本社] 東京都千代田区一番町16番 [大阪本社] 大阪市西区新町一丁目5番8号
代表者	奥山 俊一
従業員数	3,137名 (平成16年3月末現在)

業務内容

■システム開発・情報処理業務
情報システムの企画・構築、アウトソーシングサービス

■コンサルティング業務
経営革新・IT関連のコンサルティング

■シンクタンク業務
経済調査分析・政策提言、インキュベーション活動

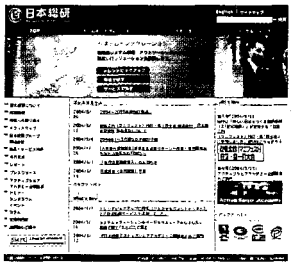

www.jri.co.jp

(単位：億円)

	平成15年度	平成14年度
営業収益	1,051	702
営業利益	76	76
経常利益	75	101
当期純利益	40	78
	平成15年度末	平成14年度末
総資産	739	650

注 1. 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成14年度は、新設分割前の株式会社日本総合研究所の計数を含めて表示しております。

SMBCコンサルティングプラザの設置

三井住友銀行は、平成16年3月15日に、資産運用・ローン相談等個人のお客様向けのコンサルティング業務に特化したSMBCコンサルティングプラザを東西6ヵ所に開設いたしました。

SMBCコンサルティングプラザでは、通常店舗の営業時間帯ではご利用いただけないお客様、特にサラリーマンやOL等のお客様の生活動線や生活パターンに合わせ、立地条件や営業時間を設定いたしました。三井住友銀行では、有人チャネルにおいて、より多くの個人のお客様にコンサルティングの機会を提供することにより、お客様のニーズに一層お応えし、「個人金融サービス業No.1」としてのブランドの確立を目指してまいります。

開設日	平成16年3月15日
設置場所	東日本：新宿、渋谷駅前、池袋東口 西日本：梅田、難波、三宮
営業時間	平日：9:00～21:00
	休日：10:00～17:00（年末年始、ゴールデンウィーク期間中を除く）
取扱業務	定期預金や投資信託等資産運用のご相談 住宅ローン等のお借入れのご相談　等

上記6拠点の開設を手始めとして、平成16年度以降、郊外ターミナル店を中心として100ヵ所程度（含む新設店舗）に拡大する予定です。

「SMBC新宿コンサルティングプラザ内観」

SMBCコンサルティングプラザでは、定期的に無料セミナー「お金のレッスン」を開催しています。
同セミナーでは、経済環境の動向や資産運用の基礎をテーマにお金にまつわる情報を提供しています。

個人のお客様向け商品・サービスの拡充

【Web通帳のバージョンアップ】

三井住友銀行では、平成16年２月、パソコン・携帯電話からアクセスする通帳「Web通帳」に、カスタマイズ機能やカレンダー機能等の各種機能を追加するなど、大幅なレベルアップを行いました。「Web通帳」は、平成15年11月より取扱いを開始いたしました「20代30代専用新スタイル口座One's Style（ワンズスタイル）」でも、ご利用いただいております。

インターネットバンキング、テレホンバンキング、モバイルバンキングをひとつの契約でご利用いただける「One's ダイレクト」と併せご活用いただくことにより、おひとりおひとりのライフスタイルにあった家計管理等、様々なご利用が可能となります。

なお、同行では、本サービスに関して特許を出願しております。

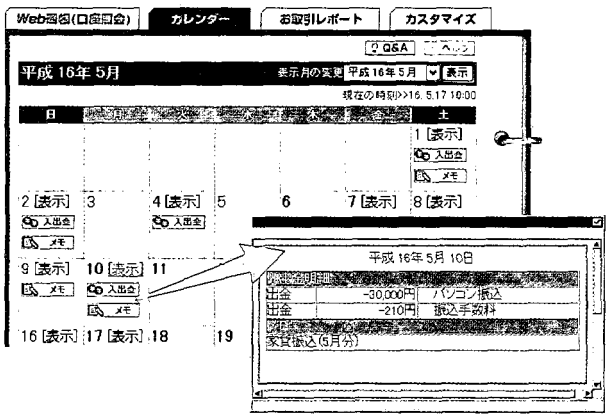

「Web通帳・カレンダー機能の画面」

【One's Lifeの取扱い開始】

三井住友銀行では、平成16年２月より、今後の退職年齢到達人口の増加や早期退職制度導入に伴う退職金マーケットの拡大に合わせて、新商品「退職金専用運用プランOne's Life（ワンズライフ）」の取扱いを開始いたしました。

本商品では、個人のお客様に、退職後の人生を支える大切な退職金を少しでも有利に運用していただけるよう、２段階の金利優遇が組み込まれております。更に、投資信託、外貨預金、個人年金、特約付預金が全て利用可能となっており、「ゆとりある老後生活」のための退職金運用に、同行の充実した商品ラインアップをご活用いただけます。

「One's Lifeのパンフレット」

中堅・中小企業のお客様向け融資・サービスの取組み強化

当社グループでは、中堅・中小企業のお客様向けのサービス提供をグループ各社で積極的に取り組んでまいりました。

三井住友銀行では、中堅・中小企業のお客様向けの貸出業務を法人部門の最注力分野としており、お客様のニーズにお応えするべく、無担保で第三者保証を不要とした融資に積極的に取り組んでまいりました。

平成14年3月より本格的に取扱いを開始した「ビジネスセレクトローン」は、主に年商10億円未満のお客様を対象としており、テレビCMや新聞広告等のマスプロモーションを実施するなど、認知度の向上に努めてまいりました。加えて、営業職員を増員したことや、「ビジネスセレクトローン」の取扱いを行う営業拠点を35拠点増設し、全国164拠点(平成16年3月末時点)で取り扱えるようにした効果もあり、平成15年度の総貸出額は7千億円超と、前期を大幅に上回り、総貸出額累計では約1兆2千億円となりました。

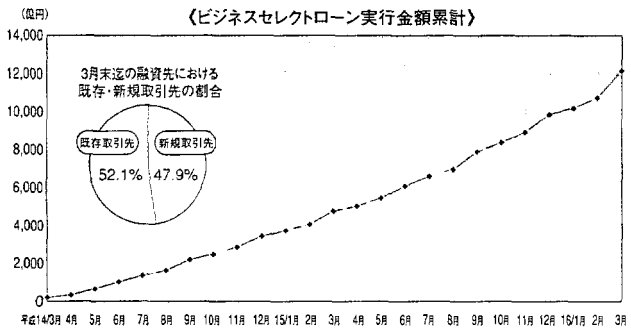

年商10億円以上のお客様につきましては、営業店への権限委譲・審査基準の標準化により審査のスピードアップを図り、最大20億円まで融資可能なリスクテイク型貸金「Nファンド」の取扱いを開始し、平成15年度の総貸出額は約2兆1千億円となりました。

このような取組みを通じて、幅広く中堅・中小企業のお客様の資金ニーズにお応えすることができました。この結果、平成15年度には、新しく約1万7千社のお客様と、金額で約1兆4千億円の貸金取引を開始いたしました。

三井住友銀リースでは、主に「ビジネスセレクトローン」を利用するお客様を対象とした銀行との提携商品「セレクトリース」を推進してまいりました。取扱い拠点の拡大や商品性の向上を図ることにより、平成15年度の実績は約150億円となりました。

今後もグループ各社の連携、サービスの向上を図るとともに、ビジネスサポートプラザ・法人営業部・法人プロモーションオフィスの体制整備を更に進め、中堅・中小企業のお客様の事業発展に資するサービスの充実に努めてまいります。

「ビジネスセレクトローンのパンフレット」

国立大学との取引開始

当社グループでは、本年4月1日の国立大学法人化にあたり、平成14年度下期に三井住友銀行に設置した専門のプロジェクトチームを中心に、グループ各社の連携を強化しつつ、協働で各種提案を継続的に実施してまいりました。その結果、34大学から指定金融機関として選定いただき、東京大学・京都大学からの単独指定をはじめ22大学のメインバンクとなりました。

三井住友銀行は、私立大学の取引において、学生数1万人を超える38校のうち16校でメインバンクとなっておりますが、今回、国立大学の取引選定においても、三井住友銀行をはじめとするグループ各社のソリューション提供力が認められたかたちとなりました。

指定金融機関の選定後は、グループ各社の共同作業のもと、各大学事務局と法人化に向けた準備を進めてまいりましたが、EBを用いた資金決済等、取引全校でスムーズに法人化をスタートすることができました。

また、大学改革に向けてより効果的なソリューションを提供する目的で、本年2月に東京・大阪で開催した「SMFG国立大学カンファレンス」には、指定金融機関として選定いただいた大学を中心に多数の参加をいただき、活発な意見交換が行われました。今後も継続的に開催することにより、各大学と当社グループとのリレーションを一層深めてまいります。

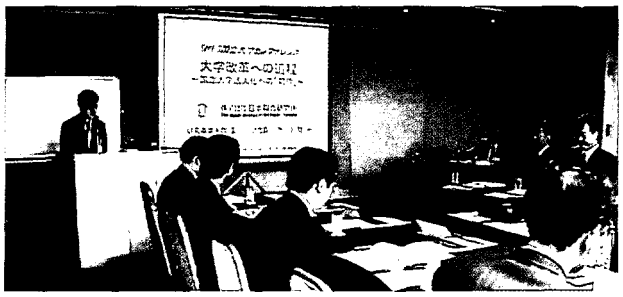

「SMFG国立大学カンファレンスの模様」

なお、平成16年度は法人化初年度ではありますが、既に大学改革をテーマに、

・委任経理金等の長期運用
・コンビニエンスストアの学内設置
・大学発ベンチャーファンドの組成
・クレジット機能一体型学生証及びOB会カード
・学費収納業務のアウトソーシング
・学生寮の管理運営アウトソーシング
・人材派遣ニーズ
・知的財産権関連のビジネス展開支援

等について、三井住友カード、日本総合研究所等、グループ各社を交えた具体的な打合せを開始しており、国立大学法人化をめぐるビジネスチャンスは、今後ますます広がっていくものと考えられます。

当社では、三井住友銀行をはじめとするグループ各社の総力を挙げ、国立大学のみならず私立大学や専門学校を含めた学校マーケットにおいて「専門性」「スピード」「提案力」を発揮し、業界地位を更に高めてまいります。

「知財権コンサルティングのパンフレット」

株式のご案内

決算期	3月31日	
定時株主総会	6月下旬	
配当金受領株主確定日	3月31日及び中間配当金の支払いを行うときは9月30日	
基準日	定時株主総会　3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。	
公告掲載新聞	日本経済新聞	
株式事務取扱場所・取次所		
名義書換代理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号	住友信託銀行株式会社証券代行部
郵便物の送付先 電話お問合せ先	〒183-8701　東京都府中市日鋼町1番10 （住所変更等用紙のご請求）0120-175-417	住友信託銀行株式会社証券代行部 （その他のご照会）0120-176-417
同取次所	住友信託銀行株式会社　本店及び全国各支店	

三井住友フィナンシャルグループ「SMFGホームページ」のご案内

「SMFGホームページ」では、グループ各社の事業活動、ニュースリリースや財務情報、IR情報など、様々な情報をタイムリーに掲載しています。

www.smfg.co.jp

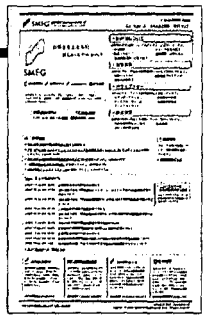

SMFG 三井住友フィナンシャルグループ
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

地球環境を考え、
再生紙と大豆油インキを
使用しています。

File No. 82-4395
Exhibit A4

平成16年６月14日

株主の皆様へ

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長　西　川　善　文

定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、来る６月29日(火曜日)午前10時より東京都千代田区丸の内一丁目３番２号株式会社三井住友銀行大手町本部ビルにおいて、下記事項を目的事項として、第２期定時株主総会を開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討願い、次頁の案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

会議の目的事項

報告事項　平成15年４月１日より平成16年３月31日に至る第２期営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第１号議案　第２期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第３号議案　取締役１名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第２期報告書」に記載のとおりであります。

以　上

(**お願い**) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**出席票**を議決権行使書用紙と切り離さずに会場受付へご提出願います。

【郵送またはインターネットによる議決権行使についてのご案内】

1. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成16年６月28日（月曜日）までに当社名義書換代理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使

(1) パーソナルコンピュータから議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスし、同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って、平成16年６月28日（月曜日）までに賛否をご登録ください。なお、携帯電話からはご利用いただけません。

(2) インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使とさせていただきます。

(3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

〈お電話によるお問合せ先〉
住友信託銀行株式会社　証券代行部
０１２０－１８６－４１７（フリーダイヤル）

議決権の行使についての参考書類

1. **総株主の議決権の数**　　5,740,810個

2. **議案及び参考事項**

第１号議案　第２期利益処分案承認の件

議案の内容は別添の「第２期報告書」（18頁）に記載のとおりであります。

当期は、当社グループ全体の内部留保の水準を勘案し、社外流出を抑制して自己資本の充実を図る必要がありますことから、当期末の普通株式の配当金につきましては、前期末の配当金と同じく１株につき3,000円とさせていただきたいと存じます。

また、当期末の各種優先株式の配当金につきましては、それぞれ所定の金額とさせていただきたいと存じます。

なお、当期の役員賞与金につきましては、計上いたしておりません。

第２号議案　定款一部変更の件

（変更の理由及び議案の要領）

定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得制度の創設などを内容とする「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年７月30日法律第132号）の施行に伴い、定款を変更しようとするものであります。

また、第四種優先株式の普通株式への転換がありましたことから、当社の発行する株式の総数を減ずることといたしたく、定款を変更しようとするものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変　更　の　理　由
（発行株式総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、16,766,999株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,999株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。	**（発行株式総数）** 第５条　当会社の発行する株式の総数は、16,766,933株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,933株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。	第四種優先株式の普通株式への転換に伴い、当社の発行する株式の総数を減じようとするものであります。
（新　設）	**（自己株式の取得及び端株の買増し）** 第５条の２　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得制度を採用しようとするものであります。 また、これに伴い、項数を繰り下げようとするものであります。
（端株の買増し） 第５条の２　端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて１株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。	②端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて１株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。	

第３号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 門脇英晴氏が辞任されますので、この際取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
北山禎介（きたやま ていすけ） 昭和21年10月26日生	昭和44年４月　株式会社三井銀行入行 平成９年６月　株式会社さくら銀行取締役 平成11年６月　同取締役辞任 平成11年６月　同執行役員 平成12年４月　同常務執行役員 平成12年６月　同常務取締役兼常務執行役員 平成13年４月　株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年３月　株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）常務取締役兼常務執行役員 平成15年６月　当社専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員（現任） 平成16年４月　当社副社長執行役員（現任） （他の会社の代表状況） 株式会社三井住友銀行 専務取締役	8 株

注 1. 平成15年３月に株式会社三井住友銀行は株式会社わかしお銀行と合併いたしました。合併後の存続会社は株式会社わかしお銀行ですが、同行は合併に際し商号を株式会社三井住友銀行に変更いたしました。

2. 取締役候補者 北山禎介氏は、平成16年６月28日付をもって株式会社三井住友銀行の取締役及び執行役員をそれぞれ辞任する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 那須 翔氏が辞任されますので、この際監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 生年月日	略歴	所有する当社の株式の数
あらき　ひろし 荒木　浩 昭和６年４月18日生	昭和29年４月　東京電力株式会社入社 平成５年６月　同社取締役社長 平成11年６月　同社取締役会長 平成14年９月　同社顧問（現任）	０株

注　監査役候補者 荒木 浩氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任されます取締役 門脇英晴及び監査役 那須 翔の両氏に対し、株主の皆様のご賛同を得て当社役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、当社役員退職慰労金規程につきましては、本店に備え置き株主の皆様の閲覧に供しております。

両氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かどわき　ひではる 門脇　英晴	平成14年12月　当社専務取締役 平成15年６月　同取締役副社長
なす　しょう 那須　翔	平成14年12月　当社監査役

以　上

当社会計監査人の合併についてのお知らせ

当社の会計監査人朝日監査法人は、平成16年１月１日付であずさ監査法人と合併、法人名称を変更し、あずさ監査法人となりました。

従いまして、同監査法人が引き続き当社の会計監査を行っておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、同監査法人の概要（平成16年３月31日現在）は、次のとおりであります。

1. 名　称　あずさ監査法人

2. 事務所　（主たる事務所）
東京都新宿区津久戸町１番２号
（従たる事務所）
国内31事務所

3. 沿　革
昭和44年７月	監査法人朝日会計社設立
昭和49年12月	新和監査法人設立
昭和60年７月	監査法人朝日会計社と新和監査法人が合併し、監査法人朝日新和会計社となる
平成５年10月	監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（昭和53年４月設立）が合併し、朝日監査法人となる
平成15年２月	あずさ監査法人設立
平成16年１月	朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、あずさ監査法人となる

4. 概　要

（構成人員）

公認会計士	1,718名
会計士補	680名
その他職員	737名
合　計	3,135名

（監査関与会社等）	4,954社
（出資金）	3,140百万円

以　上

〔株主総会会場ご案内略図〕

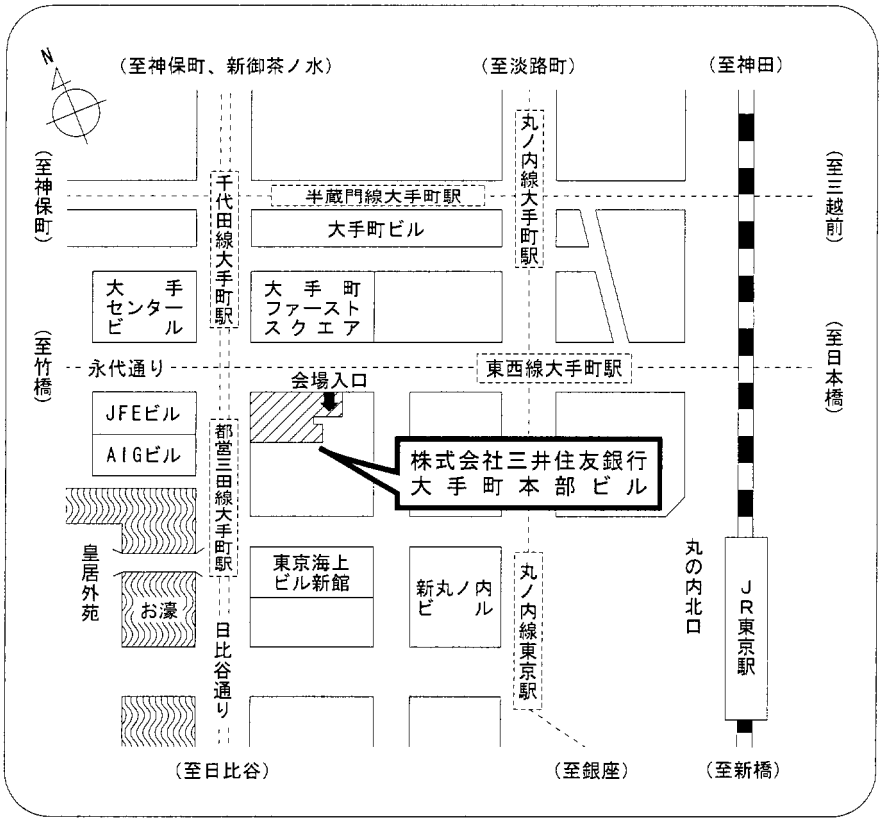

最寄りの駅　　J　R　　東京駅（丸の内北口）

地下鉄
- 都営三田線　大手町駅
- 千代田線　大手町駅
- 東西線　大手町駅
- 半蔵門線　大手町駅
- 丸ノ内線　大手町駅、東京駅

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

PRINTED WITH SOY INK
地球環境を考え、
再生紙と大豆油インキを
使用しています。

File No. 82-4395
Exhibit A3(a)

臨 時 報 告 書

株式会社三井住友銀行

(501097)

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年６月28日
【会社名】	株式会社三井住友銀行
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取　　西　川　善　文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
【電話番号】	(03) 3501-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務企画部副部長　　正　脇　久　昌
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

1 【提出理由】

当行の代表取締役に異動がありましたので、証券取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

代表取締役の退任

氏　名 (生年月日)	役　職　名	所　有 株式数	異　動 年月日
北　山　禎　介 (昭和21年10月26日生)	専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	株 —	平成16年 ６月28日 退　任

以　上

File No. 82-4395
Exhibit A3(b)

臨 時 報 告 書

株式会社三井住友銀行

(501097)

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年７月21日
【会社名】	株式会社三井住友銀行
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取　　西　川　善　文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
【電話番号】	(03) 3501-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務企画部副部長　　正　脇　久　昌
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

1 【提出理由】

当行の特定子会社に異動がありましたので、証券取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

特定子会社の異動

名称	ＳＭＢＣ信用保証株式会社	ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社
住所	東京都港区六本木六丁目１番21号	東京都港区新橋一丁目８番３号
代表者の氏名	大森　右策	谷口　哲郎
資本金	87,720百万円	71,705百万円
事業の内容	信用保証業	融資業、ファクタリング業、集金代行業
異動前における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	30,469,000個	260,350,000個
異動前における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の総数に対する割合	100％	100％
異動後における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	―　個	―　個
異動後における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の総数に対する割合	―　％	―　％
異動の理由	提出会社の会社分割により、株主が異動したため。なお、ＳＭＢＣ信用保証株式会社は引き続き、提出会社の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。	提出会社の会社分割により、株主が異動したため。なお、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社は引き続き、提出会社の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。
異動の年月日	平成16年４月１日	平成16年４月１日

有価証券報告書

事業年度　　自　平成15年４月１日
（第２期）　　至　平成16年３月31日

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

(501094)

第２期（自平成15年４月１日　至平成16年３月31日）

有価証券報告書

1　本書は証券取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年６月30日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

2　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

目　　次

頁

第２期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
1 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
2 【沿革】 …… 5
3 【事業の内容】 …… 6
4 【関係会社の状況】 …… 9
5 【従業員の状況】 …… 13
第２ 【事業の状況】 …… 14
1 【業績等の概要】 …… 14
2 【生産、受注及び販売の状況】 …… 43
3 【対処すべき課題】 …… 43
4 【事業等のリスク】 …… 44
5 【経営上の重要な契約等】 …… 53
6 【研究開発活動】 …… 53
7 【財政状態及び経営成績の分析】 …… 54
第３ 【設備の状況】 …… 65
1 【設備投資等の概要】 …… 65
2 【主要な設備の状況】 …… 66
3 【設備の新設、除却等の計画】 …… 68
第４ 【提出会社の状況】 …… 69
1 【株式等の状況】 …… 69
2 【自己株式の取得等の状況】 …… 97
3 【配当政策】 …… 97
4 【株価の推移】 …… 98
5 【役員の状況】 …… 99
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 …… 102
第５ 【経理の状況】 …… 106
1 【連結財務諸表等】 …… 107
2 【財務諸表等】 …… 169
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 249
第７ 【提出会社の参考情報】 …… 250
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 251
監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年６月30日
【事業年度】	第２期(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)
【会社名】	株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　西　川　善　文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
【電話番号】	東京(03)5512-3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長　　正　脇　久　昌
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目６番10号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目３番17号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度
		(自平成14年４月１日 至平成15年３月31日)	(自平成15年４月１日 至平成16年３月31日)
連結経常収益	百万円	3,506,386	3,552,510
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△515,749	342,844
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△465,359	330,414
連結純資産額	百万円	2,424,074	3,070,942
連結総資産額	百万円	104,607,449	102,215,172
１株当たり純資産額	円	106,577.05	215,454.83
１株当たり当期純利益 (△は１株当たり当期純損失)	円	△84,324.98	52,314.75
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	35,865.20
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.10	11.37
連結自己資本利益率	%	―	31.68
連結株価収益率	倍	―	14.71
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,443,200	3,522,118
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△4,623,917	△3,028,346
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△43,919	137,134
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	2,900,991	3,529,479
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	42,996 〔11,621〕	42,014 〔11,926〕

(注) １ 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２ 「１株当たり当期純利益(又は１株当たり当期純損失)」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表(１株当たり情報)」に記載しております。

３ 潜在株式調整後１株当たり当期純利益、連結自己資本利益率及び連結株価収益率につきましては、平成14年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

４ 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第一基準を適用しております。

(2) 提出会社の前事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等

回次		第１期	第２期
決算年月		平成15年３月	平成16年３月
営業収益	百万円	131,519	55,515
経常利益	百万円	119,634	51,188
当期純利益	百万円	124,738	50,505
資本金	百万円	1,247,650	1,247,650
発行済株式総数	株	普通株式 5,796,000 優先株式 1,132,100	普通株式 5,796,010 優先株式 1,132,099
純資産額	百万円	3,156,086	3,172,721
総資産額	百万円	3,413,529	3,403,007
１株当たり純資産額	円	231,899.30	232,550.74
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	円	普通株式 3,000(―) 第一種優先株式 10,500(―) 第二種優先株式 28,500(―) 第三種優先株式 13,700(―) 第１回第四種優先株式 19,500(―) 第２回第四種優先株式 19,500(―) 第３回第四種優先株式 19,500(―) 第４回第四種優先株式 19,500(―) 第５回第四種優先株式 19,500(―) 第６回第四種優先株式 19,500(―) 第７回第四種優先株式 19,500(―) 第８回第四種優先株式 19,500(―) 第９回第四種優先株式 19,500(―) 第10回第四種優先株式 19,500(―) 第11回第四種優先株式 19,500(―) 第12回第四種優先株式 19,500(―) 第13回第四種優先株式 3,750(―)	普通株式 3,000(―) 第一種優先株式 10,500(―) 第二種優先株式 28,500(―) 第三種優先株式 13,700(―) 第１回第四種優先株式 135,000(―) 第２回第四種優先株式 135,000(―) 第３回第四種優先株式 135,000(―) 第４回第四種優先株式 135,000(―) 第５回第四種優先株式 135,000(―) 第６回第四種優先株式 135,000(―) 第７回第四種優先株式 135,000(―) 第８回第四種優先株式 135,000(―) 第９回第四種優先株式 135,000(―) 第10回第四種優先株式 135,000(―) 第11回第四種優先株式 135,000(―) 第12回第四種優先株式 135,000(―) 第13回第四種優先株式 67,500(―)
１株当たり当期純利益	円	18,918.33	3,704.49
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	15,691.82	3,690.72
自己資本比率	%	92.46	93.23
自己資本利益率	%	8.52	1.57
株価収益率	倍	11.21	207.86
配当性向	%	15.98	80.97
従業員数	人	94	97

(注) 1　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2　「１株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、「第５経理の状況　２　財務諸表等　(1) 財務諸表(１株当たり情報)」に記載しております。
3　自己資本利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。
4　配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

2【沿革】

平成14年７月	株式会社三井住友銀行は、持株会社を設立し、これを核としてグループ経営改革を行うことを決定
平成14年９月	株式会社三井住友銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、同行が株式移転により完全親会社である当社を設立し、その完全子会社となることについて承認決議
平成14年11月	株式会社三井住友銀行は、内閣総理大臣より、銀行を子会社とする銀行持株会社の設立に係る認可を取得
平成14年12月	当社の普通株式を東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)及び名古屋証券取引所(市場第一部)に上場 株式会社三井住友銀行が株式移転により当社を設立
平成15年２月	三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所を完全子会社化
平成15年３月	株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行が、株式会社わかしお銀行を存続会社として合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社(うち連結子会社165社、持分法適用会社48社))は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、各事業部門(「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表　注記事項　(セグメント情報)」に掲げる「事業の種類別セグメント情報」の区分と同一)における当社及び当社の関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

当社は当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

(銀行業)

株式会社三井住友銀行の本店及び国内・海外の支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託業務、証券投資信託の窓口販売業務等を行っております。

また、国内で株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、株式会社ジャパンネット銀行が、海外ではSumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、Manufacturers Bank、Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada、Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.、PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesiaが、預金業務、貸出業務等を展開するとともに、SMBC信用保証株式会社が、国内において株式会社三井住友銀行の取扱う住宅ローン等に対する信用保証業務を行っております。

(リース業)

当事業部門では、国内において三井住友銀リース株式会社を中心に、海外ではSMBC Leasing and Finance, Inc.を中心にリース業務を行っております。

(その他事業)

当事業部門では、国内において三井住友カード株式会社、さくらカード株式会社がクレジットカード業務を、アットローン株式会社が個人向けローン業務を、SMBCキャピタル株式会社がベンチャーキャピタル業務を、SMBCコンサルティング株式会社が情報提供サービス業務を、SMBCファイナンスサービス株式会社が融資業務、ファクタリング業務、集金代行業務を、フィナンシャル・リンク株式会社が情報処理サービス業務、コンサルティング業務を、SMBCフレンド証券株式会社が証券業務を、株式会社日本総合研究所がシステム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務を、株式会社さくらケーシーエス、さくら情報システム株式会社がシステム開発・情報処理業務を、SMFG企業再生債権回収株式会社が企業再生コンサルティング業務、債権管理回収業務を、大和証券エスエムビーシー株式会社が証券業務を、大和住銀投信投資顧問株式会社、三井住友アセットマネジメント株式会社が投資顧問業務、投資信託委託業務を、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社が確定拠出年金の運営管理業務を、株式会社クオークが個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業務を行っており、また海外ではSMBC Capital Markets, Inc.がスワップ業務、投融資業務を、SMBC Capital Markets Limitedがスワップ業務を、SMBC Securities, Inc.が証券業務を、Sumitomo Mitsui Finance Australia Limitedが投融資業務を行う等、銀行業務、リース業務以外の金融サービスに係る事業を行っております。

(2) 当社グループの事業系統図

(□は連結子会社、○は持分法適用会社。)

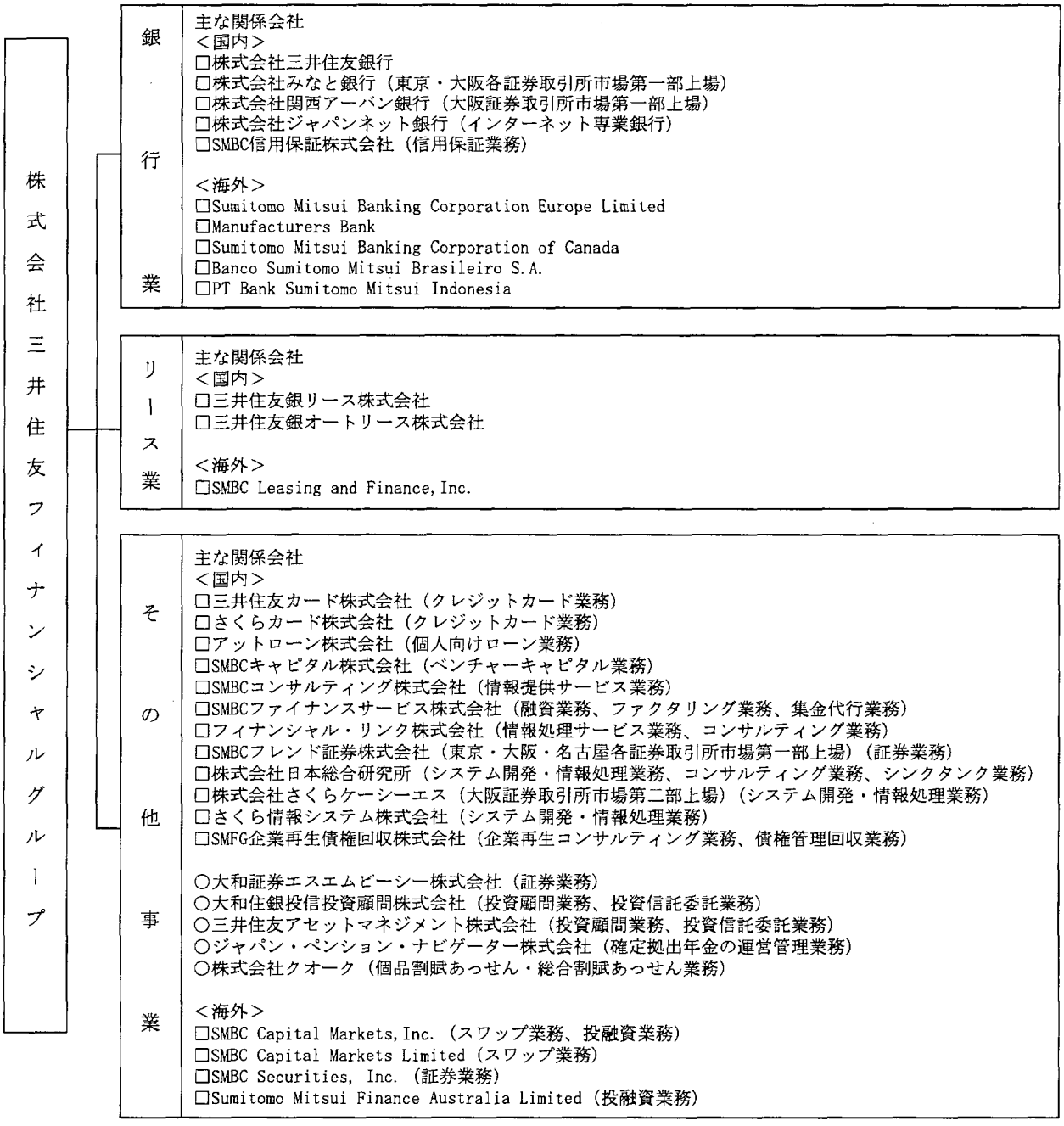

（参考）　当社の組織図

当社の経営組織図は次のとおりであります。

（平成16年３月31日現在）

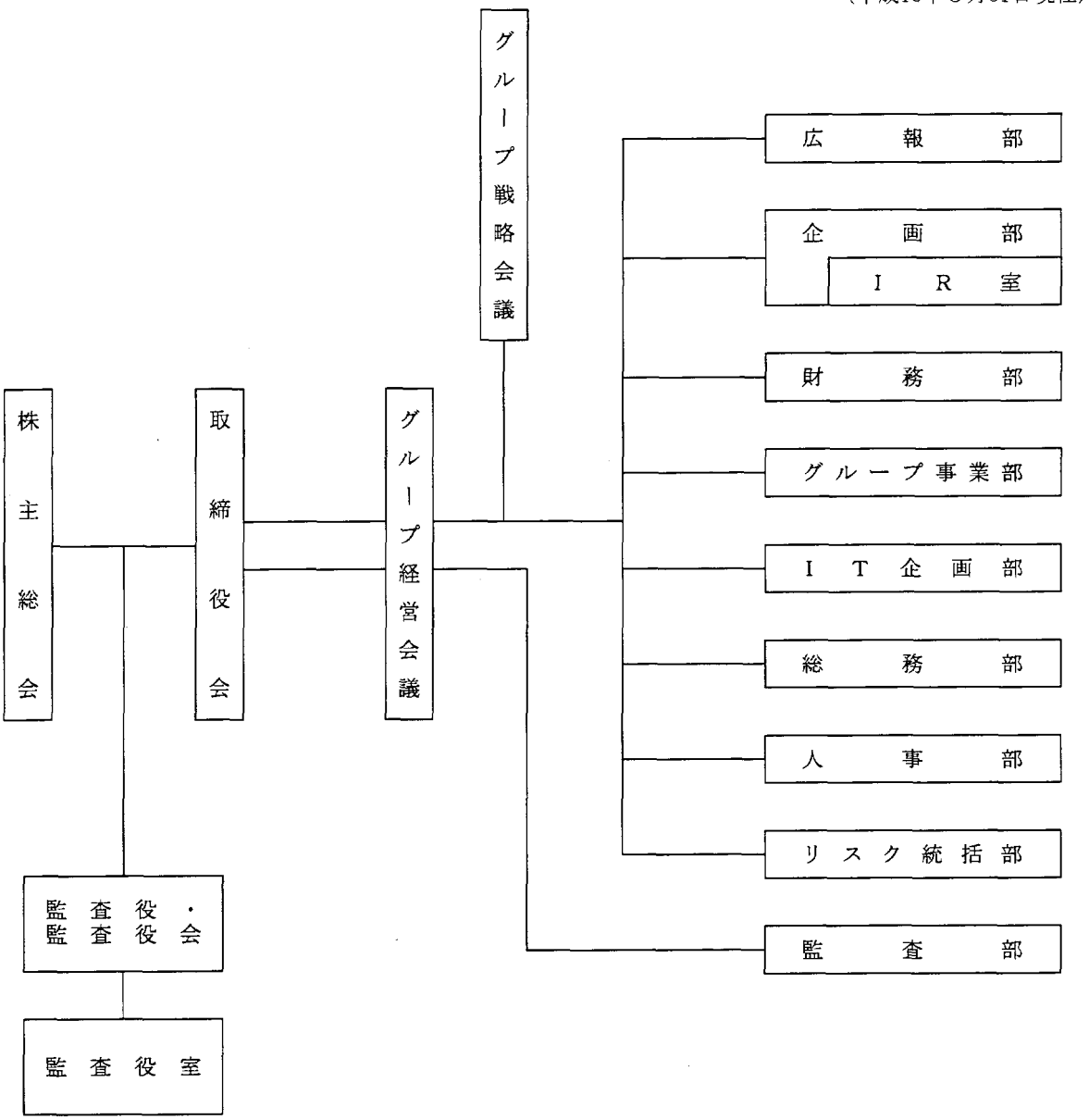

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
（連結子会社） 株式会社三井住友銀行　（注）2, 3, 6	東京都千代田区	559,985	銀行業	100	7 (7)	—	経営管理 金銭貸借関係 預金取引関係	当社に建物の一部を賃貸	—
株式会社みなと銀行　（注）3, 7	神戸市中央区	24,908	銀行業	50.00 (50.00)	—	—	—	—	—
株式会社関西アーバン銀行　（注）3	大阪市中央区	32,500	銀行業	54.5 (54.5)	—	—	—	—	—
株式会社ジャパンネット銀行	東京都新宿区	20,000	銀行業	57 (57)	—	—	—	—	—
SMBC信用保証株式会社	東京都港区	87,720	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
住銀保証株式会社	東京都千代田区	47,850	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited　（注）2	英国ロンドン市	百万米ドル 1,700	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
Manufacturers Bank	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市	千米ドル 80,786	銀行業	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada	カナダ国オンタリオ州トロント市	千カナダドル 121,870	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.	ブラジル連邦共和国サンパウロ市	千ブラジルレアル 309,356	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesia	インドネシア共和国ジャカルタ市	億インドネシアルピア 15,024	銀行業	98.28 (98.28)	—	—	—	—	—
三井住友銀リース株式会社　（注）6	東京都港区	82,600	リース業	100	1 (1)	—	経営管理 設備等賃貸借関係	—	—
三井住友銀オートリース株式会社	東京都中央区	4,200	リース業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Leasing and Finance, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 1,620	リース業	100 (100)	—	—	—	—	—
三井住友カード株式会社	大阪市中央区	10,000	その他事業（クレジットカード業）	100	1 (1)	—	経営管理	—	—
さくらカード株式会社	東京都中央区	7,438	その他事業（クレジットカード業）	95.74 (95.74)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
アットローン株式会社	東京都新宿区	17,500	その他事業(個人向けローン業)	52(52)	—	—	—	—	—
SMBCキャピタル株式会社	東京都中央区	2,500	その他事業(ベンチャーキャピタル業)	69.8(69.8)	—	—	—	—	—
SMBCコンサルティング株式会社	東京都千代田区	1,100	その他事業(情報提供サービス業)	100(100)	—	—	—	—	—
SMBCファイナンスサービス株式会社	東京都港区	71,705	その他事業(融資業、ファクタリング業、集金代行業)	100(100)	—	—	—	—	—
SMBC抵当証券株式会社	東京都新宿区	18,182	その他事業(融資業)	51.85(51.85)	—	—	—	—	—
フィナンシャル・リンク株式会社	東京都港区	160	その他事業(情報処理サービス業、コンサルティング業)	99.66(99.66)	—	—	—	—	—
SMBCフレンド証券株式会社 (注)3	東京都中央区	27,270	その他事業(証券業)	48.04(48.04)	—	—	—	—	—
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区	10,000	その他事業(システム開発・情報処理業、コンサルティング業、シンクタンク業)	100	1(1)	—	経営管理	—	—
株式会社さくらケーシーエス (注)3	神戸市中央区	2,054	その他事業(システム開発・情報処理業)	52.89(52.89)	—	—	—	—	—
さくら情報システム株式会社	東京都品川区	600	その他事業(システム開発・情報処理業)	69(69)	—	—	—	—	—
SMFG企業再生債権回収株式会社	東京都港区	500	その他事業(企業再生コンサルティング業、債権管理回収業)	52	—	—	経営管理	—	—
SMBCローン債権回収株式会社	東京都千代田区	500	その他事業(債権管理回収業)	80(80)	—	—	—	—	—
SMBCビジネス債権回収株式会社	東京都中央区	500	その他事業(債権管理回収業)	100(100)	—	—	—	—	—
SMBC Capital Markets, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル100	その他事業(スワップ業、投融資業)	100(100)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
SMBC Securities, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ドーバー市	米ドル 100	その他事業(証券業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Financial Services, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ドーバー市	米ドル 300	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Cayman LC Limited (注)2	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	百万米ドル 1,375	その他事業(保証業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Finance (Asia) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	千米ドル 35,000	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SBTC, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 1	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SB Treasury Company L.L.C.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	百万米ドル 470	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SB Equity Securities (Cayman), Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	1	その他事業(融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SFVI Limited	英領バージンアイランドロードタウン市	米ドル 300	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sakura Finance (Cayman) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	千米ドル 100	その他事業(融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sakura Capital Funding (Cayman) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	千米ドル 100	その他事業(融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	10	その他事業(融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC International Finance N.V.	オランダ領キュラソー	千米ドル 200	その他事業(融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Capital Markets Limited	英国ロンドン市	千米ドル 297,000	その他事業(スワップ業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Finance International plc	英国ロンドン市	千英ポンド 200,000	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	アイルランド共和国ダブリン市	千米ドル 18,000	その他事業(投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Sakura Finance Asia Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	百万米ドル 65.5	その他事業 (投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited	オーストラリア連邦 シドニー市	百万豪ドル 102.5	その他事業 (投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sakura Merchant Bank(Singapore) Limited	シンガポール共和国 シンガポール市	百万シンガポールドル 4	その他事業 (投融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
その他117社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用子会社) その他4社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都 千代田区	205,600	その他事業 (証券業)	40	—	—	金銭貸借関係	—	—
大和住銀投信投資顧問株式会社 (注)3	東京都 中央区	2,000	その他事業 (投資顧問業、投資信託委託業)	43.96	—	—	—	—	—
三井住友アセットマネジメント株式会社 (注)3	東京都 港区	2,000	その他事業 (投資顧問業、投資信託委託業)	17.50 (17.50)	—	—	—	—	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都 中央区	4,000	その他事業 (確定拠出年金の運営管理業)	30 (30)	—	—	—	—	—
株式会社クオーク	大阪市 西区	1,000	その他事業 (個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)	39.22 (39.22)	—	—	—	—	—
SMFC Holdings (Cayman) Limited	英領グランドケイマン島 ジョージタウン市	千円 1,500	その他事業 (投融資業)	49	—	—	—	—	—
SMFG Finance (Cayman) Limited	英領グランドケイマン島 ジョージタウン市	千円 10	その他事業 (投融資業)	0 [100]	—	—	—	—	—
その他37社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社三井住友銀行、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、SMBC Cayman LC Limitedであります。

3 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、SMBCフレンド証券株式会社、株式会社さくらケーシーエス、大和住銀投信投資顧問株式会社、三井住友アセットマネジメント株式会社であります。

4 「議決権の所有割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書き)であります。

5 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。

6　上記関係会社のうち、株式会社三井住友銀行及び三井住友銀リース株式会社の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。
三井住友銀リース株式会社の平成16年３月期の経常収益は、571,549百万円、経常利益は14,318百万円、当期純利益は6,314百万円、純資産額は146,132百万円、総資産額は1,736,544百万円であります。
株式会社三井住友銀行は有価証券報告書を提出しているため主要な損益情報等の記載を省略しております。

7　株式会社みなと銀行の議決権の所有割合には、株式会社三井住友銀行が退職給付信託に拠出した株式の議決権の所有割合43.35%が含まれており、当該株式の議決権については株式会社三井住友銀行の指図により行使されることとなっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成16年３月31日現在)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	22,444人 [7,900]	1,735人 [9]	17,835人 [4,017]	42,014人 [11,926]

(注)　従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,967人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成16年３月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
97人	38歳７月	15年３月	11,188千円

(注) 1　当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行からの出向者であり、平均勤続年数は同行での勤続年数を通算しております。

2　平均年間給与は、３月末の当社従業員に対して株式会社三井住友銀行で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。

3　当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

① 経済金融環境

当連結会計年度を顧みますと、海外におきましては、期初、SARSやイラク戦争の影響がみられたものの、夏頃からは米国経済が金融緩和の継続や減税効果を背景に力強さを増すとともに、アジア諸国や欧州諸国においても景気持ち直しの動きがみられました。わが国におきましても、輸出の増加や企業収益の改善等に伴う設備投資の拡大に支えられて、景気回復の足取りは年度前半から後半にかけてより確かなものになりました。

金融市場におきましては、日本銀行が金融緩和政策を継続し、短期市場金利はほぼゼロ％で推移しましたが、長期市場金利は景気回復への期待から新発10年物国債の流通利回りが平成14年度末に比べて大きく上昇し、株価も概ね上昇傾向となりました。

こうした中、金融界におきましては、「金融再生プログラム」に基づいて、不良債権問題の正常化や、より強固な金融システムの構築に向けた取組みが進められる一方、平成15年４月に株式会社産業再生機構の設立や産業再生法の改正がなされるなど、企業再生のための新たな枠組みも整備されました。また、平成16年３月には、銀行等への証券仲介業の解禁を盛り込んだ証券取引法改正案が国会に上程され、６月に成立するなど、規制緩和に向けた動きが着実に進展しました。

② 経営戦略

当社は、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」を通じ、財務基盤の強化を図るとともに、着実に当期純利益を計上し、剰余金の積上げを図ってまいります。まず、バランスシートのクリーンアップとして、株式会社三井住友銀行は、平成15・16年度の２年間を不良債権の「集中処理期間」と位置づけ、平成16年度末までに不良債権比率を半減することを目標に取組みを強化、平成15年度は、2.4兆円を超える大幅な削減を行いました。この結果、平成16年３月末の不良債権残高（金融再生法開示債権残高）は、当初の残高目標である3.9兆円を１兆円以上超過達成し、約2.8兆円となりました。また、保有株式については、株価変動リスク削減のため、Tier1（自己資本の基本的項目）の50％程度を目標に、着実に残高の圧縮を進めております。平成15年度は、約9,300億円の保有株式売却を実施いたしました。

また、収益力の強化として、①お客様のニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、②リスクに見合ったリターンの確保、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、③ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の３点に取り組んでおります。この成果として、株式会社三井住友銀行は、平成13年４月の合併以降、３年連続で業務純益１兆円を達成いたしました。

③ 営業の成果

当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は前連結会計年度末対比２兆4,024億円増加して65兆3,334億円となり、譲渡性預金は同１兆3,335億円減少して３兆5,194億円となりました。

一方、貸出金は、同５兆7,001億円減少し、55兆3,828億円となりました。

総資産は、同２兆3,922億円減少し、102兆2,151億円となりました。

損益につきましては、当連結会計年度は、引き続き業務改革等を通じて収益力の強化を図るとともに、経営全般の合理化推進により経費削減に努めました。経常収益は、貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少する一方、役務取引等収益、特定取引収益及びその他経常収益が増加したこと等を要因に、前連結会計年度対比1.3%増の３兆5,525億円となりました。また、経常費用は、預金利息の減少等により資金調達費用が減少したことや株式等償却及び株式売却損の減少等によりその他経常費用が減少したことを主因とし、前連結会計年度対比20.2%減の３兆2,096億円となりました。その結果、経常利益は3,428億円、特別損益等を勘案した当期純利益は3,304億円となりました。

純資産額は、当期純利益の計上及びその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末対比6,468億円増加して３兆709億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、リース業、その他事業の内部取引消去前の総資産シェアは、銀行業が93(前連結会計年度対比△０)%、リース業が２(同＋０)%、その他事業が５(同△０)%、同経常収益シェアが、銀行業が67(前連結会計年度対比△２)%、リース業が18(同＋１)%、その他事業が15(同＋１)%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の総資産シェアは、日本が91(前連結会計年度対比＋１)%、米州が４(同△２)%、欧州、アジア・オセアニアは、各々２(同＋０)%、３(同＋１)%、同経常収益シェアは、日本が90(前連結会計年度対比＋６)%、米州が５(同△１)%、欧州、アジア・オセアニアは、各々２(同△４)%、３(同△１)%となりました。

連結自己資本比率は、11.37%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が＋３兆5,221億円、有価証券の取得・売却や動産不動産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が△３兆283億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が＋1,371億円となりました。その結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は３兆5,294億円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

① 事業の種類別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比1,184億円の減益となる１兆2,810億円、信託報酬は同３億円の増益となる３億円、役務取引等収支は同712億円の増益となる4,241億円、特定取引収支は同983億円の増益となる3,040億円、その他業務収支は同1,659億円の減益となる598億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比1,154億円の減益となる１兆1,897億円、信託報酬は同３億円の増益となる３億円、役務取引等収支は同400億円の増益となる2,706億円、特定取引収支は同876億円の増益となる2,843億円、その他業務収支は同1,485億円の減益となる△32億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比26億円の増益となる△125億円、役務取引等収支は同８億円の減益となる10億円、その他業務収支は同134億円の増益となる813億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比13億円の増益となる1,167億円、役務取引等収支は同372億円の増益となる1,579億円、特定取引収支は同100億円の増益となる196億円、その他業務収支は同149億円の増益となる897億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,305,240	△15,190	115,378	△5,874	1,399,553
	当連結会計年度	1,189,776	△12,561	116,777	△12,901	1,281,091
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,742,990	9,401	170,397	△105,880	1,816,908
	当連結会計年度	1,520,050	3,601	157,865	△90,179	1,591,338
うち資金調達費用	前連結会計年度	437,750	24,592	55,018	△100,005	417,355
	当連結会計年度	330,273	16,162	41,087	△77,277	310,246
信託報酬	前連結会計年度	7	—	—	—	7
	当連結会計年度	334	—	—	—	334
役務取引等収支	前連結会計年度	230,660	1,885	120,664	△310	352,900
	当連結会計年度	270,699	1,032	157,908	△5,464	424,176
うち役務取引等収益	前連結会計年度	308,793	1,886	129,820	△16,261	424,238
	当連結会計年度	360,416	1,032	167,486	△27,907	501,028
うち役務取引等費用	前連結会計年度	78,132	0	9,156	△15,951	71,338
	当連結会計年度	89,717	—	9,577	△22,443	76,851
特定取引収支	前連結会計年度	196,713	—	9,645	△588	205,770
	当連結会計年度	284,396	—	19,697	—	304,094
うち特定取引収益	前連結会計年度	197,439	—	10,090	△1,032	206,496
	当連結会計年度	293,025	—	19,709	△7,723	305,011
うち特定取引費用	前連結会計年度	725	—	444	△444	725
	当連結会計年度	8,628	—	11	△7,723	916
その他業務収支	前連結会計年度	145,294	67,842	74,793	△62,107	225,823
	当連結会計年度	△3,269	81,317	89,778	△108,002	59,825
うちその他業務収益	前連結会計年度	208,502	636,085	179,327	△76,957	946,957
	当連結会計年度	162,405	686,720	207,005	△109,656	946,474
うちその他業務費用	前連結会計年度	63,208	568,242	104,533	△14,849	721,134
	当連結会計年度	165,674	605,402	117,227	△1,653	886,649

（注）1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4　セグメント間の内部取引は「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 事業の種類別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比５兆7,427億円減少して86兆7,146億円、利回りは同0.13%低下して1.84%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同３兆1,964億円減少して89兆94億円、利回りは同0.10%低下して0.35%となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比６兆1,386億円減少して85兆4,309億円、利回りは同0.12%低下して1.78%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同３兆2,707億円減少して88兆2,320億円、利回りは同0.11%低下して0.37%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比６億円減少して1,307億円、利回りは同4.41%低下して2.75%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同446億円減少して１兆3,407億円、利回りは同0.57%低下して1.21%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比1,565億円減少して４兆1,875億円、利回りは同0.15%低下して3.77%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同3,031億円減少して２兆5,011億円、利回りは同0.32%低下して1.64%となりました。

ア 銀行業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	91,569,621	1,742,990	1.90
	当連結会計年度	85,430,931	1,520,050	1.78
うち貸出金	前連結会計年度	62,588,570	1,187,972	1.90
	当連結会計年度	58,335,962	1,091,141	1.87
うち有価証券	前連結会計年度	23,084,124	265,660	1.15
	当連結会計年度	23,762,610	260,379	1.10
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	734,704	3,745	0.51
	当連結会計年度	638,040	3,841	0.60
うち買現先勘定	前連結会計年度	183,211	587	0.32
	当連結会計年度	129,368	2,041	1.58
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,254,675	225	0.02
	当連結会計年度	515,980	104	0.02
うち預け金	前連結会計年度	1,814,145	33,761	1.86
	当連結会計年度	1,129,497	12,307	1.09
資金調達勘定	前連結会計年度	91,502,743	437,750	0.48
	当連結会計年度	88,232,002	330,273	0.37
うち預金	前連結会計年度	62,635,425	156,486	0.25
	当連結会計年度	63,367,359	106,703	0.17
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,943,082	7,578	0.13
	当連結会計年度	4,378,620	3,545	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	10,334,347	3,717	0.04
	当連結会計年度	7,308,682	2,554	0.03
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,081,873	17,348	0.83
	当連結会計年度	2,014,878	3,529	0.18
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,853,983	28,830	0.75
	当連結会計年度	5,090,264	48,622	0.96
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	103,675	82	0.08
	当連結会計年度	2,192	0	0.01
うち借用金	前連結会計年度	3,128,673	108,326	3.46
	当連結会計年度	2,713,749	92,259	3.40
うち社債	前連結会計年度	2,453,792	41,875	1.71
	当連結会計年度	2,860,592	49,626	1.73

（注）1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2　各事業の主な内容
(1) 銀行業……銀行業
(2) リース業……リース業
(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
3　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
4　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度828,475百万円、当連結会計年度1,323,535百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
5　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度43,767百万円、当連結会計年度21,921百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度43,767百万円、当連結会計年度21,921百万円)及び利息(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ　リース業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	131,356	9,401	7.16
	当連結会計年度	130,717	3,601	2.75
うち貸出金	前連結会計年度	73,104	4,951	6.77
	当連結会計年度	56,846	4,035	7.10
うち有価証券	前連結会計年度	27,781	4,211	15.16
	当連結会計年度	41,119	3,761	9.15
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	27,388	212	0.77
	当連結会計年度	27,546	213	0.77
資金調達勘定	前連結会計年度	1,385,398	24,592	1.78
	当連結会計年度	1,340,701	16,162	1.21
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	108,154	233	0.22
	当連結会計年度	144,949	203	0.14
うち借用金	前連結会計年度	1,156,911	16,092	1.39
	当連結会計年度	1,080,333	13,902	1.29
うち社債	前連結会計年度	120,329	1,425	1.18
	当連結会計年度	115,376	1,129	0.98

(注)　1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

4　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度2,722百万円、当連結会計年度1,510百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ　その他事業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	4,344,189	170,397	3.92
	当連結会計年度	4,187,595	157,865	3.77
うち貸出金	前連結会計年度	3,432,172	153,939	4.49
	当連結会計年度	3,216,429	147,709	4.59
うち有価証券	前連結会計年度	305,623	5,161	1.69
	当連結会計年度	394,562	5,183	1.31
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	13,638	438	3.21
	当連結会計年度	11,489	199	1.73
うち買現先勘定	前連結会計年度	68,561	1,125	1.64
	当連結会計年度	35,159	515	1.47
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	341,858	4,831	1.41
	当連結会計年度	286,091	2,234	0.78
資金調達勘定	前連結会計年度	2,804,258	55,018	1.96
	当連結会計年度	2,501,104	41,087	1.64
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	500	12	2.49
	当連結会計年度	1,650	44	2.69
うち売現先勘定	前連結会計年度	69,219	1,200	1.73
	当連結会計年度	53,996	697	1.29
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	60,571	69	0.12
	当連結会計年度	50,473	37	0.07
うち借用金	前連結会計年度	1,548,473	13,104	0.85
	当連結会計年度	1,444,194	12,585	0.87
うち社債	前連結会計年度	1,125,495	32,907	2.92
	当連結会計年度	950,794	25,452	2.68

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

4　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度29,955百万円、当連結会計年度38,473百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度12百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度12百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

エ　合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	消去又は全社(△)	合計	小計	消去又は全社(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	96,045,167	△3,587,721	92,457,445	1,922,789	△105,880	1,816,908	1.97
	当連結会計年度	89,749,243	△3,034,560	86,714,682	1,681,517	△90,179	1,591,338	1.84
うち貸出金	前連結会計年度	66,093,847	△3,161,946	62,931,901	1,346,863	△84,770	1,262,092	2.01
	当連結会計年度	61,609,238	△2,965,953	58,643,284	1,242,885	△75,263	1,167,622	1.99
うち有価証券	前連結会計年度	23,417,528	22,474	23,440,003	275,033	△6,771	268,261	1.14
	当連結会計年度	24,198,293	156,982	24,355,276	269,323	△12,723	256,600	1.05
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	748,342	△203	748,139	4,183	△4	4,179	0.56
	当連結会計年度	649,529	—	649,529	4,040	—	4,040	0.62
うち買現先勘定	前連結会計年度	251,773	△29,877	221,896	1,713	△361	1,352	0.61
	当連結会計年度	164,527	△3,354	161,173	2,556	△14	2,542	1.58
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,254,675	—	1,254,675	225	—	225	0.02
	当連結会計年度	515,980	—	515,980	104	—	104	0.02
うち預け金	前連結会計年度	2,183,392	△413,816	1,769,576	38,805	△4,036	34,768	1.96
	当連結会計年度	1,443,134	△218,977	1,224,157	14,755	△2,067	12,687	1.04
資金調達勘定	前連結会計年度	95,692,401	△3,486,495	92,205,905	517,361	△100,005	417,355	0.45
	当連結会計年度	92,073,808	△3,064,340	89,009,467	387,524	△77,277	310,246	0.35
うち預金	前連結会計年度	62,635,425	△352,995	62,282,430	156,486	△4,113	152,373	0.24
	当連結会計年度	63,367,359	△251,732	63,115,626	106,703	△2,058	104,644	0.17
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,943,082	△10,065	5,933,016	7,578	△1	7,576	0.13
	当連結会計年度	4,378,620	△52,174	4,326,445	3,545	△9	3,535	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	10,334,847	△145	10,334,702	3,730	△5	3,724	0.04
	当連結会計年度	7,310,332	—	7,310,332	2,598	—	2,598	0.04
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,151,092	△55,154	2,095,938	18,549	△363	18,185	0.87
	当連結会計年度	2,068,875	△3,354	2,065,520	4,227	△14	4,212	0.20
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,853,983	—	3,853,983	28,830	—	28,830	0.75
	当連結会計年度	5,090,264	—	5,090,264	48,622	—	48,622	0.96
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	272,401	△4,349	268,052	385	△4	380	0.14
	当連結会計年度	197,615	△4,195	193,420	241	△4	236	0.12
うち借用金	前連結会計年度	5,834,058	△3,059,832	2,774,225	137,524	△85,144	52,380	1.89
	当連結会計年度	5,238,277	△2,752,184	2,486,093	118,747	△75,185	43,561	1.75
うち社債	前連結会計年度	3,699,617	△3,448	3,696,169	76,208	△6	76,202	2.06
	当連結会計年度	3,926,763	△699	3,926,064	76,208	△6	76,202	1.94

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　セグメント間の内部取引は「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

3　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度836,686百万円、当連結会計年度1,336,284百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度43,769百万円、当連結会計年度21,933百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度43,769百万円、当連結会計年度21,933百万円)及び利息(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

③　事業の種類別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比767億円増加して5,010億円、一方役務取引等費用は同55億円増加して768億円となったことから、役務取引等収支は同712億円の増益となる4,241億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前連結会計年度比516億円増加して3,604億円、一方役務取引等費用は同115億円増加して897億円となったことから、役務取引等収支は同400億円の増益となる2,706億円となりました。

リース業セグメントの役務取引等収益は前連結会計年度比８億円減少して10億円となったことから、役務取引等収支は同８億円の減益となる10億円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前連結会計年度比376億円増加して1,674億円、一方役務取引等費用は同４億円増加して95億円となったことから、役務取引等収支は同372億円の増益となる1,579億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	308,793	1,886	129,820	△16,261	424,238
	当連結会計年度	360,416	1,032	167,486	△27,907	501,028
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	31,574	—	184	△1,961	29,797
	当連結会計年度	36,368	—	355	△2,136	34,587
うち為替業務	前連結会計年度	114,513	—	—	△1,116	113,396
	当連結会計年度	119,640	—	—	△1,195	118,444
うち証券関連業務	前連結会計年度	23,812	—	7,153	△143	30,822
	当連結会計年度	20,443	—	24,087	△646	43,883
うち代理業務	前連結会計年度	15,092	—	233	△1	15,325
	当連結会計年度	16,034	—	276	△71	16,239
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4,979	—	—	△0	4,978
	当連結会計年度	5,927	—	—	△0	5,927
うち保証業務	前連結会計年度	24,390	3	14,780	△10,711	28,462
	当連結会計年度	29,203	—	17,103	△12,803	33,503
うちクレジットカード関連業務	前連結会計年度	—	—	86,364	△219	86,145
	当連結会計年度	—	—	91,313	△807	90,506
役務取引等費用	前連結会計年度	78,132	0	9,156	△15,951	71,338
	当連結会計年度	89,717	—	9,577	△22,443	76,851
うち為替業務	前連結会計年度	21,797	0	—	△9	21,789
	当連結会計年度	23,561	—	—	△8	23,553

(注)　1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　セグメント間の内部取引は「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

④　事業の種類別特定取引の状況

ア　特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は前連結会計年度比985億円増加して3,050億円、一方特定取引費用は同１億円増加して９億円となったことから、特定取引収支は同983億円の増益となる3,040億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引収益は前連結会計年度比955億円増加して2,930億円、一方特定取引費用は同79億円増加して86億円となったことから、特定取引収支は同876億円の増益となる2,843億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引収益は前連結会計年度比96億円増加して197億円、一方特定取引費用は同４億円減少して０億円となったことから、特定取引収支は同100億円の増益となる196億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	197,439	—	10,090	△1,032	206,496
	当連結会計年度	293,025	—	19,709	△7,723	305,011
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	1,697	—	7,492	—	9,190
	当連結会計年度	—	—	6,735	—	6,735
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	194,915	—	2,597	△588	196,924
	当連結会計年度	293,025	—	12,974	△7,723	298,275
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	826	—	—	△444	381
	当連結会計年度	—	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	725	—	444	△444	725
	当連結会計年度	8,628	—	11	△7,723	916
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	725	—	—	—	725
	当連結会計年度	904	—	—	—	904
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	7,723	—	—	△7,723	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	444	△444	—
	当連結会計年度	—	—	11	—	11

(注)　1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　セグメント間の内部取引は「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

イ　特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は前連結会計年度末比１兆1,886億円減少して３兆3,067億円、特定取引負債残高は同9,781億円減少して１兆8,732億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引資産残高は前連結会計年度末比１兆945億円減少して２兆9,659億円、特定取引負債残高は同9,244億円減少して１兆5,312億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引資産残高は前連結会計年度末比969億円減少して3,603億円、特定取引負債残高は同537億円減少して3,615億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	4,060,562	—	457,358	△22,524	4,495,396
	当連結会計年度	2,965,976	—	360,396	△19,592	3,306,780
うち商品有価証券	前連結会計年度	143,899	—	81,711	—	225,610
	当連結会計年度	25,798	—	54,968	—	80,766
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	81	—	—	—	81
	当連結会計年度	139	—	—	—	139
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	121	—	—	—	121
	当連結会計年度	586	—	9	—	595
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,707,880	—	375,447	△22,524	3,060,803
	当連結会計年度	1,849,492	—	305,417	△19,592	2,135,318
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	1,208,579	—	199	—	1,208,779
	当連結会計年度	1,089,960	—	—	—	1,089,960
特定取引負債	前連結会計年度	2,455,730	—	415,366	△19,705	2,851,391
	当連結会計年度	1,531,250	—	361,587	△19,592	1,873,245
うち売付商品債券	前連結会計年度	3,267	—	6,538	—	9,806
	当連結会計年度	19,831	—	12,826	—	32,658
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	76	—	1	—	78
	当連結会計年度	242	—	—	—	242
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	423	—	—	—	423
	当連結会計年度	940	—	—	—	940
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,451,962	—	408,372	△19,705	2,840,629
	当連結会計年度	1,510,236	—	348,761	△19,592	1,839,404
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	454	—	454
	当連結会計年度	—	—	—	—	—

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　セグメント間の内部取引は「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

⑤　事業の種類別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	62,931,007	—	—	62,931,007
	当連結会計年度	65,333,426	—	—	65,333,426
うち流動性預金	前連結会計年度	37,485,042	—	—	37,485,042
	当連結会計年度	39,688,164	—	—	39,688,164
うち定期性預金	前連結会計年度	21,179,611	—	—	21,179,611
	当連結会計年度	20,870,829	—	—	20,870,829
うちその他	前連結会計年度	4,266,353	—	—	4,266,353
	当連結会計年度	4,774,432	—	—	4,774,432
譲渡性預金	前連結会計年度	4,853,017	—	—	4,853,017
	当連結会計年度	3,519,464	—	—	3,519,464
総合計	前連結会計年度	67,784,025	—	—	67,784,025
	当連結会計年度	68,852,890	—	—	68,852,890

(注)　1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4　定期性預金＝定期預金＋定期積金

⑥　事業の種類別貸出金残高の状況

ア　業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年３月31日現在					平成16年３月31日現在				
	銀行業(百万円)	リース業(百万円)	その他事業(百万円)	合計(百万円)	構成比(%)	銀行業(百万円)	リース業(百万円)	その他事業(百万円)	合計(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	55,292,778	5,850	1,148,584	56,447,214	100.00	50,321,191	3,618	1,089,078	51,413,887	100.00
製造業	6,290,543	3,052	32,630	6,326,227	11.21	6,108,597	2,216	25,970	6,136,783	11.94
農業、林業、漁業及び鉱業	206,372	3	1,142	207,518	0.37	141,781	1	792	142,576	0.28
建設業	2,613,007	85	18,179	2,631,272	4.66	1,937,265	35	13,295	1,950,595	3.79
運輸、情報通信、公益事業	3,064,154	98	18,736	3,082,989	5.46	3,259,700	46	15,376	3,275,122	6.37
卸売・小売業	6,177,446	948	72,949	6,251,344	11.07	5,833,280	481	50,347	5,884,109	11.44
金融・保険業	4,162,294	249	51,661	4,214,205	7.47	3,782,591	147	45,612	3,828,350	7.45
不動産業	8,718,472	121	319,523	9,038,117	16.01	7,642,064	73	323,092	7,965,230	15.49
各種サービス業	5,827,645	1,026	321,520	6,150,192	10.90	5,847,069	464	289,060	6,136,593	11.94
地方公共団体	577,100	83	—	577,184	1.02	765,640	50	—	765,690	1.49
その他	17,655,740	178	312,241	17,968,160	31.83	15,003,202	100	325,531	15,328,834	29.81
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,369,187	55,507	211,037	4,635,732	100.00	3,669,370	82,625	216,916	3,968,912	100.00
政府等	141,146	—	595	141,741	3.06	80,227	1,144	365	81,737	2.06
金融機関	308,275	—	4,357	312,632	6.74	336,037	—	2,338	338,375	8.53
商工業	3,645,650	54,980	198,024	3,898,656	84.10	3,017,874	81,007	205,400	3,304,282	83.25
その他	274,114	526	8,059	282,701	6.10	235,231	473	8,811	244,516	6.16
合計	59,661,965	61,358	1,359,622	61,082,946	—	53,990,561	86,243	1,305,994	55,382,800	—

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

4　「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

イ　外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)			
		銀行業	リース業	その他事業	合計
平成16年３月31日現在	インドネシア	73,826	—	—	73,826
	その他(５カ国)	861	—	—	861
	合計	74,688	—	—	74,688
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.08)	—	—	(0.07)
平成15年３月31日現在	インドネシア	104,744	—	—	104,744
	その他(８カ国)	3,333	—	—	3,333
	合計	108,077	—	—	108,077
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.11)	—	—	(0.10)

(注) 1　対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

2　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

3　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

⑦　事業の種類別有価証券の状況

○　有価証券残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	全社	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	12,813,376	8	88,261	—	12,901,646
	当連結会計年度	14,377,373	—	71,566	—	14,448,940
地方債	前連結会計年度	375,204	—	—	—	375,204
	当連結会計年度	506,263	—	—	—	506,263
社債	前連結会計年度	2,368,583	—	1,969	—	2,370,553
	当連結会計年度	2,651,294	—	676	—	2,651,971
株式	前連結会計年度	3,210,802	29,524	81,204	152,932	3,474,463
	当連結会計年度	3,352,121	34,063	87,392	164,314	3,637,892
その他の証券	前連結会計年度	4,726,424	6,195	264,032	—	4,996,652
	当連結会計年度	5,550,390	17,748	236,693	—	5,804,833
合計	前連結会計年度	23,494,390	35,729	435,468	152,932	24,118,520
	当連結会計年度	26,437,444	51,812	396,329	164,314	27,049,901

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 国内・海外別業績

① 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比1,184億円の減益となる１兆2,810億円、信託報酬は同３億円の増益となる３億円、役務取引等収支は同712億円の増益となる4,241億円、特定取引収支は同983億円の増益となる3,040億円、その他業務収支は同1,659億円の減益となる598億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比406億円の減益となる１兆1,528億円、信託報酬は同３億円の増益となる３億円、役務取引等収支は同708億円の増益となる3,987億円、特定取引収支は同950億円の増益となる2,808億円、その他業務収支は同1,572億円の減益となる507億円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比732億円の減益となる1,382億円、役務取引等収支は同12億円の増益となる262億円、特定取引収支は同33億円の増益となる232億円、その他業務収支は同100億円の減益となる82億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,193,537	211,522	△5,506	1,399,553
	当連結会計年度	1,152,860	138,280	△10,049	1,281,091
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,435,456	421,432	△39,980	1,816,908
	当連結会計年度	1,394,426	238,922	△42,010	1,591,338
うち資金調達費用	前連結会計年度	241,919	209,909	△34,473	417,355
	当連結会計年度	241,565	100,641	△31,961	310,246
信託報酬	前連結会計年度	7	—	—	7
	当連結会計年度	334	—	—	334
役務取引等収支	前連結会計年度	327,890	25,050	△40	352,900
	当連結会計年度	398,769	26,294	△887	424,176
うち役務取引等収益	前連結会計年度	395,641	28,765	△168	424,238
	当連結会計年度	471,941	30,604	△1,517	501,028
うち役務取引等費用	前連結会計年度	67,751	3,715	△127	71,338
	当連結会計年度	73,172	4,309	△629	76,851
特定取引収支	前連結会計年度	185,787	19,983	—	205,770
	当連結会計年度	280,804	23,290	—	304,094
うち特定取引収益	前連結会計年度	193,188	23,417	△10,109	206,496
	当連結会計年度	289,432	23,302	△7,723	305,011
うち特定取引費用	前連結会計年度	7,401	3,433	△10,109	725
	当連結会計年度	8,628	11	△7,723	916
その他業務収支	前連結会計年度	208,075	18,347	△599	225,823
	当連結会計年度	50,780	8,277	767	59,825
うちその他業務収益	前連結会計年度	909,124	38,544	△711	946,957
	当連結会計年度	927,894	19,006	△425	946,474
うちその他業務費用	前連結会計年度	701,048	20,197	△111	721,134
	当連結会計年度	877,113	10,729	△1,193	886,649

(注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比５兆7,427億円減少して86兆7,146億円、利回りは同0.13%低下して1.84%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同３兆1,964億円減少して89兆94億円、利回りは同0.10%低下して0.35%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比３兆5,719億円減少して80兆1,921億円、利回りは同0.03%増加して1.74%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同１兆4,741億円減少して84兆9,429億円、利回りは同0.00%増加して0.28%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比２兆2,992億円減少して７兆3,916億円、利回りは同1.12%低下して3.23%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同１兆7,026億円減少して５兆1,099億円、利回りは同1.11%低下して1.97%となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	83,764,138	1,435,456	1.71
	当連結会計年度	80,192,186	1,394,426	1.74
うち貸出金	前連結会計年度	57,677,536	1,091,688	1.89
	当連結会計年度	54,448,334	1,049,707	1.93
うち有価証券	前連結会計年度	21,669,346	215,477	0.99
	当連結会計年度	23,160,633	230,992	1.00
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	627,785	1,936	0.31
	当連結会計年度	547,686	1,840	0.34
うち買現先勘定	前連結会計年度	120,981	3	0.00
	当連結会計年度	33,898	3	0.01
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,254,675	225	0.02
	当連結会計年度	515,980	104	0.02
うち預け金	前連結会計年度	823,313	12,831	1.56
	当連結会計年度	676,807	7,071	1.04
資金調達勘定	前連結会計年度	86,417,083	241,919	0.28
	当連結会計年度	84,942,920	241,565	0.28
うち預金	前連結会計年度	58,312,535	63,334	0.11
	当連結会計年度	59,883,938	50,917	0.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,732,409	2,072	0.04
	当連結会計年度	4,229,710	837	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	10,166,594	1,109	0.01
	当連結会計年度	7,186,407	1,242	0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,036,569	74	0.01
	当連結会計年度	1,711,425	105	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,853,983	28,830	0.75
	当連結会計年度	5,090,264	48,622	0.96
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	268,052	380	0.14
	当連結会計年度	193,420	236	0.12
うち借用金	前連結会計年度	3,559,474	80,487	2.26
	当連結会計年度	3,242,418	71,950	2.22
うち社債	前連結会計年度	2,537,030	38,045	1.50
	当連結会計年度	2,921,709	44,624	1.53

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度814,452百万円、当連結会計年度1,322,675百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度43,701百万円、当連結会計年度21,933百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度43,701百万円、当連結会計年度21,933百万円)及び利息(前連結会計年度46百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ　海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	9,690,916	421,432	4.35
	当連結会計年度	7,391,661	238,922	3.23
うち貸出金	前連結会計年度	6,252,263	204,679	3.27
	当連結会計年度	5,064,994	148,501	2.93
うち有価証券	前連結会計年度	1,745,522	58,303	3.34
	当連結会計年度	1,036,961	35,639	3.44
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	120,354	2,242	1.86
	当連結会計年度	101,843	2,200	2.16
うち買現先勘定	前連結会計年度	100,914	1,348	1.34
	当連結会計年度	127,275	2,538	1.99
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	970,063	22,153	2.28
	当連結会計年度	703,330	7,008	1.00
資金調達勘定	前連結会計年度	6,812,607	209,909	3.08
	当連結会計年度	5,109,984	100,641	1.97
うち預金	前連結会計年度	3,994,367	89,254	2.23
	当連結会計年度	3,404,225	55,119	1.62
うち譲渡性預金	前連結会計年度	200,607	5,503	2.74
	当連結会計年度	96,735	2,697	2.79
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	168,107	2,614	1.56
	当連結会計年度	123,925	1,355	1.09
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,059,369	18,111	1.71
	当連結会計年度	354,094	4,107	1.16
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借用金	前連結会計年度	212,650	6,168	2.90
	当連結会計年度	113,752	2,179	1.92
うち社債	前連結会計年度	1,159,507	38,169	3.29
	当連結会計年度	1,004,354	31,577	3.14

(注) 1　「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社の平均残高については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度22,906百万円、当連結会計年度29,738百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常利益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度67百万円、当連結会計年度一百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度67百万円、当連結会計年度一百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度一百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

ウ　合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	消去又は全社(△)	合計	小計	消去又は全社(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	93,455,054	△997,609	92,457,445	1,856,889	△39,980	1,816,908	1.97
	当連結会計年度	87,583,848	△869,165	86,714,682	1,633,348	△42,010	1,591,338	1.84
うち貸出金	前連結会計年度	63,929,799	△997,898	62,931,901	1,296,368	△34,275	1,262,092	2.01
	当連結会計年度	59,513,328	△870,044	58,643,284	1,198,209	△30,586	1,167,622	1.99
うち有価証券	前連結会計年度	23,414,869	25,134	23,440,003	273,780	△5,518	268,261	1.14
	当連結会計年度	24,197,594	157,682	24,355,276	266,631	△10,031	256,600	1.05
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	748,139	—	748,139	4,179	—	4,179	0.56
	当連結会計年度	649,529	—	649,529	4,040	—	4,040	0.62
うち買現先勘定	前連結会計年度	221,896	—	221,896	1,352	—	1,352	0.61
	当連結会計年度	161,173	—	161,173	2,542	—	2,542	1.58
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,254,675	—	1,254,675	225	—	225	0.02
	当連結会計年度	515,980	—	515,980	104	—	104	0.02
うち預け金	前連結会計年度	1,793,376	△23,800	1,769,576	34,984	△216	34,768	1.96
	当連結会計年度	1,380,137	△155,980	1,224,157	14,079	△1,392	12,687	1.04
資金調達勘定	前連結会計年度	93,229,691	△1,023,785	92,205,905	451,829	△34,473	417,355	0.45
	当連結会計年度	90,052,905	△1,043,437	89,009,467	342,207	△31,961	310,246	0.35
うち預金	前連結会計年度	62,306,903	△24,473	62,282,430	152,589	△216	152,373	0.24
	当連結会計年度	63,288,164	△172,537	63,115,626	106,037	△1,392	104,644	0.17
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,933,016	—	5,933,016	7,576	—	7,576	0.13
	当連結会計年度	4,326,445	—	4,326,445	3,535	—	3,535	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	10,334,702	—	10,334,702	3,724	—	3,724	0.04
	当連結会計年度	7,310,332	—	7,310,332	2,598	—	2,598	0.04
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,095,938	—	2,095,938	18,185	—	18,185	0.87
	当連結会計年度	2,065,520	—	2,065,520	4,212	—	4,212	0.20
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,853,983	—	3,853,983	28,830	—	28,830	0.75
	当連結会計年度	5,090,264	—	5,090,264	48,622	—	48,622	0.96
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	268,052	—	268,052	380	—	380	0.14
	当連結会計年度	193,420	—	193,420	236	—	236	0.12
うち借用金	前連結会計年度	3,772,124	△997,898	2,774,225	86,655	△34,275	52,380	1.89
	当連結会計年度	3,356,171	△870,078	2,486,093	74,130	△30,568	43,561	1.75
うち社債	前連結会計年度	3,696,538	△369	3,696,169	76,214	△11	76,202	2.06
	当連結会計年度	3,926,064	—	3,926,064	76,202	—	76,202	1.94

(注) 1　「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

2　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度836,686百万円、当連結会計年度1,336,284百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度43,769百万円、当連結会計年度21,933百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度43,769百万円、当連結会計年度21,933百万円)及び利息(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

③　国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比767億円増加して5,010億円、一方役務取引等費用は同55億円増加して768億円となったことから、役務取引等収支は同712億円の増益となる4,241億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比763億円増加して4,719億円、一方役務取引等費用は同54億円増加して731億円となったことから、役務取引等収支は同708億円の増益となる3,987億円となりました。

海外の役務取引等収益は前連結会計年度比18億円増加して306億円、一方役務取引等費用は同5億円増加して43億円となったことから、役務取引等収支は同12億円の増益となる262億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	395,641	28,765	△168	424,238
	当連結会計年度	471,941	30,604	△1,517	501,028
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	14,117	15,683	△3	29,797
	当連結会計年度	17,470	17,995	△878	34,587
うち為替業務	前連結会計年度	107,473	5,923	—	113,396
	当連結会計年度	113,302	5,756	△614	118,444
うち証券関連業務	前連結会計年度	30,819	2	—	30,822
	当連結会計年度	43,883	0	—	43,883
うち代理業務	前連結会計年度	15,325	—	—	15,325
	当連結会計年度	16,239	—	—	16,239
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4,973	5	—	4,978
	当連結会計年度	5,923	3	—	5,927
うち保証業務	前連結会計年度	26,556	2,069	△164	28,462
	当連結会計年度	30,668	2,845	△10	33,503
うちクレジットカード関連業務	前連結会計年度	86,145	—	—	86,145
	当連結会計年度	90,506	—	—	90,506
役務取引等費用	前連結会計年度	67,751	3,715	△127	71,338
	当連結会計年度	73,172	4,309	△629	76,851
うち為替業務	前連結会計年度	20,461	1,327	—	21,789
	当連結会計年度	21,952	2,128	△527	23,553

(注)　1　「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
　　2　「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
　　3　「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

④　国内・海外別特定取引の状況

ア　特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は前連結会計年度比985億円増加して3,050億円、一方特定取引費用は同１億円増加して９億円となったことから、特定取引収支は同983億円の増益となる3,040億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前連結会計年度比962億円増加して2,894億円、一方特定取引費用は同12億円増加して86億円となったことから、特定取引収支は同950億円の増益となる2,808億円となりました。

海外の特定取引収益は前連結会計年度比１億円減少して233億円、一方特定取引費用は同34億円減少して０億円となったことから、特定取引収支は同33億円の増益となる232億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	193,188	23,417	△10,109	206,496
	当連結会計年度	289,432	23,302	△7,723	305,011
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	6,328	2,861	—	9,190
	当連結会計年度	6,735	—	—	6,735
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	186,477	20,555	△10,109	196,924
	当連結会計年度	282,697	23,302	△7,723	298,275
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	381	—	—	381
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	7,401	3,433	△10,109	725
	当連結会計年度	8,628	11	△7,723	916
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	725	—	—	725
	当連結会計年度	904	—	—	904
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	6,675	3,433	△10,109	—
	当連結会計年度	7,723	—	△7,723	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	11	—	11

(注)　1　「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2　「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3　「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

イ　特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は前連結会計年度末比１兆1,886億円減少して３兆3,067億円、特定取引負債残高は同9,781億円減少して１兆8,732億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前連結会計年度末比１兆21億円減少して２兆9,595億円、特定取引負債残高は同9,063億円減少して１兆5,181億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前連結会計年度末比1,841億円減少して3,668億円、特定取引負債残高は同695億円減少して3,747億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	3,961,696	550,962	△17,263	4,495,396
	当連結会計年度	2,959,570	366,802	△19,592	3,306,780
うち商品有価証券	前連結会計年度	111,930	113,679	—	225,610
	当連結会計年度	32,516	48,250	—	80,766
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	81	—	—	81
	当連結会計年度	139	—	—	139
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	121	—	—	121
	当連結会計年度	595	—	—	595
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,640,783	437,283	△17,263	3,060,803
	当連結会計年度	1,836,358	318,552	△19,592	2,135,318
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	1,208,779	—	—	1,208,779
	当連結会計年度	1,089,960	—	—	1,089,960
特定取引負債	前連結会計年度	2,424,433	444,222	△17,263	2,851,391
	当連結会計年度	1,518,119	374,718	△19,592	1,873,245
うち売付商品債券	前連結会計年度	3,397	6,409	—	9,806
	当連結会計年度	19,855	12,802	—	32,658
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	78	—	—	78
	当連結会計年度	242	—	—	242
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	423	—	—	423
	当連結会計年度	940	—	—	940
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,420,079	437,812	△17,263	2,840,629
	当連結会計年度	1,497,081	361,915	△19,592	1,839,404
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	454	—	—	454
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注)　１　「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

２　「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

３　「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

⑤　国内・海外別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	59,597,040	3,333,966	62,931,007
	当連結会計年度	61,900,312	3,433,114	65,333,426
うち流動性預金	前連結会計年度	34,752,737	2,732,304	37,485,042
	当連結会計年度	36,825,754	2,862,410	39,688,164
うち定期性預金	前連結会計年度	20,588,039	591,572	21,179,611
	当連結会計年度	20,308,162	562,667	20,870,829
うちその他	前連結会計年度	4,256,263	10,089	4,266,353
	当連結会計年度	4,766,396	8,036	4,774,432
譲渡性預金	前連結会計年度	4,740,264	112,753	4,853,017
	当連結会計年度	3,423,393	96,070	3,519,464
総合計	前連結会計年度	64,337,305	3,446,720	67,784,025
	当連結会計年度	65,323,706	3,529,184	68,852,890

(注) 1　「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
2　「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
4　定期性預金＝定期預金＋定期積金

⑥　国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(残高・構成比)

「(3) 事業の種類別セグメントの業績」の「⑥事業の種類別貸出金残高の状況　ア　業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当該欄での記載を省略しております。

⑦　国内・海外別有価証券の状況

○　有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	12,813,396	88,250	—	12,901,646
	当連結会計年度	14,377,379	71,560	—	14,448,940
地方債	前連結会計年度	375,204	—	—	375,204
	当連結会計年度	506,263	—	—	506,263
社債	前連結会計年度	2,369,698	854	—	2,370,553
	当連結会計年度	2,651,971	—	—	2,651,971
株式	前連結会計年度	3,321,531	—	152,932	3,474,463
	当連結会計年度	3,473,577	—	164,314	3,637,892
その他の証券	前連結会計年度	3,346,246	1,650,405	—	4,996,652
	当連結会計年度	4,908,958	895,875	—	5,804,833
合計	前連結会計年度	22,226,077	1,739,510	152,932	24,118,520
	当連結会計年度	25,918,150	967,436	164,314	27,049,901

(注)　1　「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2　「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3　「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

（自己資本比率関係）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成15年３月31日現在	平成16年３月31日現在
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	1,247,650	1,247,650
	うち非累積的永久優先株（注１）	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	856,237	865,282
	利益剰余金	278,357	564,767
	連結子会社の少数株主持分	996,892	990,426
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券（※）	840,110	813,992
	その他有価証券の評価差損（△）	24,197	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	15,204	2,956
	為替換算調整勘定	△53,515	△71,764
	営業権相当額（△）	251	94
	連結調整勘定相当額（△）	30,031	21,706
	計 （A）	3,255,936	3,571,604
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注２）	216,360	190,242
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％相当額	—	249,401
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	71,699	68,524
	一般貸倒引当金	1,173,927	837,679
	負債性資本調達手段等	2,150,334	2,358,572
	うち永久劣後債務（注３）	569,073	755,618
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注４）	1,581,261	1,602,953
	計	3,395,961	3,514,177
	うち自己資本への算入額 （B）	2,961,619	3,416,547
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 （C）	—	—
控除項目	控除項目（注５） （D）	238,633	250,754
自己資本額	（A）＋（B）＋（C）－（D） （E）	5,978,922	6,737,397
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	55,417,663	54,649,899
	オフ・バランス取引項目	3,525,419	4,283,294
	信用リスク・アセットの額 （F）	58,943,082	58,933,194
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）/８％） （G）	223,781	270,821
	（参考）マーケット・リスク相当額 （H）	17,902	21,665
	計（（F）＋（G）） （I）	59,166,864	59,204,015
連結自己資本比率（第一基準）＝（E）/（I）×100（%）		10.10%	11.37%

（注）１　資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、資本金及び資本剰余金に含まれる非累積的永久優先株の額は1,796,297百万円であります。

２　告示第４条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

３　告示第５条第１項第４号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

４　告示第５条第１項第５号及び第６号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

５　告示第７条第１項第１号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

（※）　「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)の海外特別目的会社が発行した以下の３件の優先出資証券が含まれております。

発行体	SB Treasury Company L.L.C.（“SBTC-LLC”）	SB Equity Securities (Cayman), Limited（“SBES”）	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited（“SPCL”）
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年６月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年６月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年１月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1　315,000百万円 Series A-2　5,000百万円 Series B　20,000百万円	283,750百万円 Initial Series　258,750百万円 Series B　25,000百万円
払込日	平成10年２月18日	Series A-1　平成11年２月26日 Series A-2　平成11年３月26日 Series B　平成11年３月１日	Initial Series　平成10年12月24日 Series B　平成11年３月30日
配当率	固定 (ただし平成20年６月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベーシス・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1　変動(金利ステップアップなし) Series A-2　変動(金利ステップアップなし) Series B　固定(ただし平成21年６月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series　変動(金利ステップアップなし) Series B　変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年６月・12月の最終営業日	毎年６月・12月の最終営業日	毎年７月24日と１月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) ②当行につき、清算、破産または清算的会社更生が開始された場合 ③当行優先株(注)2または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由(注)1」が発生した場合 ②当行優先株(注)2への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株(注)2及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券(注)3への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株(注)2について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株(注)2への配当が減額された場合は本優先出資証券(注)3への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株(注)2への配当が減額された場合は本優先出資証券(注)3への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券(注)3への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株(注)2及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない(注)4(注)5。	本優先出資証券(注)3への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株(注)2への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる(注)6。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の６月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の６月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する２配当支払日(同年度末を含む暦年の７月及び翌暦年の１月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」④及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株(注)2と同格	当行優先株(注)2と同格	当行優先株(注)2と同格

(注) 1　損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率／Tier1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、または④「管理変更事由」(ⓐ清算事由＜清算、破産または清算的会社更生＞の発生、ⓑ会社更生、会社整理等の手続開始、ⓒ監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2　当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3　本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4　SBESの配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5　SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6　SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、引き続き、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」の二点を経営課題として注力してまいります。

第一に、当社は平成16年度をバランスシートのクリーンアップの総仕上げの年と位置づけ、不良債権の削減と保有株式の圧縮に努めてまいります。不良債権につきましては、引き続き積極的なオフバランス化を図るとともに、企業再生・劣化防止への取組みを強化し、平成16年度末までの不良債権比率半減の確実な達成に向け、一層の削減に取り組んでまいります。また、保有株式につきましては、平成18年９月末より適用される株式保有制限の水準は既にクリアしておりますが、平成16年度も更なる残高の圧縮を図ってまいります。

第二に、当社は、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所、大和証券エスエムビーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社等の強力な事業基盤を有するグループ各社を擁しておりますが、各社のビジネスを一層強化するとともに、相互の連携を一段と進めることでグループ全体の収益力を強化してまいります。

具体的には、株式会社三井住友銀行の法人ビジネスにおけるビジネスセレクトローン・Ｎファンド等の中堅・中小企業向けリスクテイク型貸金、個人ビジネスにおける投資信託・個人年金保険・住宅ローン販売等のコンサルティングビジネス等を、機能特化型の軽量チャネルやＳＭＢＣコンサルティングプラザの拡充等を通じて、一層強化してまいります。また、シンジケーションをはじめとする市場型間接金融、大和証券エスエムビーシー株式会社との協働を含めた投資銀行業務、三井住友カード株式会社等グループ各社との連携及びプロミス株式会社との新たな提携によるコンシューマー・ファイナンス等についても強化を進め、収益力の増強に努めてまいります。

当社は、こうした取組みの着実な成果をお示しすることにより、当社に対する市場の総合的評価を向上させてまいりたいと考えております。

4 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項やその他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当社は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1 不良債権問題

(1) 不良債権の状況

当社グループの不良債権残高は、取引先の経営状況の変化(業況の悪化、不祥事等の企業信頼性を失墜させる問題の発生等)や、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった内外の経済金融環境等の変化によって増加し、貸倒引当金積増し及び貸倒償却等の与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当社グループは、貸出金等の債権について、自己査定基準、償却引当基準に基づき、その信用リスクの程度に応じて、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。不良債権残高の増加のほか、貸倒引当金計上額の計算の基礎となる貸出先の状況、担保価値及び貸倒実績率等の変動や、貸倒引当金計上に係る会計基準等の変更等により、当社グループが貸倒引当金の積増しをせざるを得なくなり、この結果、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業種別貸出の状況

本邦における特定業種の中には、それぞれの業種が抱える固有の事情等を背景に、困難な財政状態に陥っている企業があります。例えば、建設業及び不動産業においては、不動産価格の下落、公共工事の減少による受注の低迷及び固定資産の減損会計導入等により、厳しい財政状態に陥っている企業があります。

これらの企業の中には、金融支援も含めた経営再建計画を策定し事業再生を進めているものがありますが、その経営再建計画が計画通り進まない場合には、当社グループの不良債権残高及び与信関係費用が増加する可能性があります。また、内外の金融経済環境及びこれら特定業種の抱える固有の事情等の変化により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する場合には、当社グループのこれら特定業種における不良債権残高及び与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸出先への金融支援

当社グループは、債権の回収極大化を図るために、当社グループの貸出先に対し、株式会社産業再生機構の活用等、債権者として有する法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、デット・エクイティ・スワップ又は第三者割当増資の引受、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。それにもかかわらず企業再建が奏功しない場合には、当社グループの不良債権残高及び与信関係費用が増加し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他の金融機関における経営状態の悪化

本邦における他の金融機関の財政状態が悪化し、当該金融機関の流動性及び支払能力等に問題が発生した場合には、以下の事象が生じる可能性があり、いずれも当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 当該金融機関による貸出先への融資の打ち切り又は引き上げにより、当該貸出先の経営状態の悪化又は破綻がおこり、当該貸出先に対して当社グループが追加融資を求められたり、当社グループの不良債権残高及び与信関係費用が増加する可能性があります。

② 当社グループが、当該問題の生じた金融機関に対する支援を要請される可能性があります。

③ 当社が保有する当該金融機関の株式が減価する可能性及び当該金融機関宛与信に関する与信関係費用が増加する可能性があります。

④ 預金保険の基金が不十分となった場合に、預金保険料が引き上げられる可能性があります。

⑤ 政府が経営を支配する金融機関の資本増強や収益増強のために、当該金融機関に対し経済的特典が与えられた場合に、当社グループは競争上の不利益を被る可能性があります。

2 保有株式に係るリスク

(1) 時価下落に関するリスク

当社グループは市場性のある株式を保有しております。株式は相対的に価格変動リスクが大きいため、内外経済や株式市場の需給関係の悪化等により株価が下落する場合には、保有株式に減損処理損及び評価損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 処分に関するリスク

① 株価の下落圧力が強まるリスク

平成13年11月に施行された「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づく株式保有規制への対応や株価下落による経営成績及び自己資本比率への影響を減らすため、ここ数年来、当社グループは大量の株式を売却しております。継続的な売却は株式相場低迷の原因となる可能性があり、そのことが当社グループが保有する株式の減損処理額及び評価損を増加させる可能性があります。また、当社グループは、同法の遵守や財務上のリスク削減の観点等から、損失が発生するのを承知しながら株式の売却を行う可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 取引先との関係悪化及び当社株価に影響を及ぼすリスク

当社グループが保有している株式の多くは、従来の取引慣行の中で、取引先との良好な関係を築くために相互の株式を持ち合ってきたものであります。そのため、こうした持合株式の売却は、取引先との関係の悪化や取引の減少を招く可能性があるほか、当該取引先が保有する当社株式の売却により、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。また、株式売却について取引先の同意を得るまでに時間がかかる場合、適切な時期に売却できない可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3　トレーディング業務、保有国債等に係るリスク

当社グループは、デリバティブ取引を含む多種多様な金融商品を取扱うトレーディングや国債等への投資を行っているため、当社グループの経営成績及び財政状態は、金利、為替、株価、債券価格等の変動リスクに常に晒されております。例えば、金利が上昇した場合、当社グループが保有する国債等の債券ポートフォリオの価値に影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4　為替リスク

当社グループが保有する外貨建資産及び負債は、為替レートが変動した場合において、これら外貨建資産及び負債に係る為替リスクが相殺されないとき又は適切にヘッジされないときは、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5　退職給付債務

当社グループの年金資産の運用利回りが期待運用収益率を下回った場合や退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率を変更した場合等には、数理計算上の差異が発生します。加えて、年金制度を変更した場合には過去勤務債務が発生します。これらの未認識債務は将来の一定期間にわたって損益として認識していくため、将来の退職給付費用が増加する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6　自己資本比率

当社グループは海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件」（平成10年大蔵省告示第62号）に定められる第一基準以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行も海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成５年大蔵省告示第55号）に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります（現状、これらの基準において必要とされる自己資本比率は８％以上であります）。

一方、当社の連結子会社のうち海外営業拠点を有していない株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社ジャパンネット銀行（以下、この３行に株式会社三井住友銀行を加えた４行を総称して「当社の銀行子会社」という）については、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成５年大蔵省告示第55号）に定められる国内基準以上に維持する必要があります（現状、この国内基準において必要とされる自己資本比率は４％以上であります）。

当社グループ又は当社の銀行子会社の自己資本比率がこれらの基準を下回った場合、金融庁長官から自己資本比率に応じて、自己資本の充実に向けた様々な実行命令を受けるほか、業務の縮小や新規取扱いの禁止等を含む様々な命令を受けることになります。また、海外銀行子会社についても、現地において自己資本比率規制が適用されており、同様に現地当局から様々な規制及び命令を受けることになります。その場合、業務が制限されることにより、取引先に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ及び当社の銀行子会社の自己資本比率は、当社グループ及び当社の銀行子会社の経営成績の悪化や、本項「事業等のリスク」に記載する様々な要因が単独又は複合的に影響することによって低下する可能性があります。さらに、例えば次のような要因により自己資本比率が低下する可能性があります。

(1) 繰延税金資産の自己資本比率規制上の自己資本算入額に関する上限

現時点におけるわが国の自己資本比率規制において、繰延税金資産については、貸借対照表計上額が全額自己資本の額に算入されております。しかし、平成14年10月に金融庁が公表した「金融再生プログラム」において、自己資本比率規制における取扱いとして、貸借対照表に計上された繰延税金資産を自己資本の額に算入する場合の上限を設けることが検討課題とされております。このような上限が設けられた場合、当社グループ及び当社の銀行子会社の自己資本比率計算上の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の貸借対照表計上額

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。貸借対照表に計上された繰延税金資産について、将来の課税所得見積額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合は、当社グループの貸借対照表に計上する繰延税金資産の額を減額する可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

(3) 劣後債務

自己資本比率の算定においては、基本的項目の額を基礎とする一定の範囲内で、劣後債務を補完的項目として自己資本に算入することが認められております。当社グループの基本的項目の額が財政状態の悪化等何らかの要因により減少した場合、もしくは、自己資本算入期限の到来した劣後債務の借換えが困難となった場合には、当社グループの補完的項目として自己資本の額に算入される劣後債務の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(4) 新たな自己資本比率規制の導入

新たな自己資本比率規制(以下、新ＢＩＳ規制という)について、平成18年度からの導入が検討されております。現在公表されている新ＢＩＳ規制案によりますと、原則残高の100%とされているリスクウェイトが取引先の信用状況に応じて適用されることとなること、新たにオペレーショナルリスクについてリスクアセットが計上されること、自己資本充実度を評価するプロセスに対し監督上の検証が実施されること等が主な変更点となります。新ＢＩＳ規制が導入された場合、当社グループの自己資本比率が変動する可能性があります。

7　当社グループに対する信用リスクの評価

(1) 外部格付の低下

当社は格付を取得しておりませんが、当社グループ会社の格付が低下した場合、当社グループの資本及び資金調達における条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ジャパンプレミアム

過去に、本邦金融機関の破綻や資産内容の悪化等により、わが国の金融システム不安が高まった際に、外国金融機関は、邦銀に対する外貨資金供与等について、その金利にリスクプレミアムを上乗せしたり、与信額に制限を設けたりしました。このような事態が再燃した場合は、同様の措置がとられ、当社グループの資本及び資金調達費用が増加したり、外貨資金調達等に困難が生じるなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8　決済リスク

当社グループは、内外の多くの金融機関と多様な取引を行っております。金融システム不安が発生した場合又は大規模なシステム障害が発生した場合に、金融市場における流動性が低下する等、決済が困難になるリスクがあります。また、一般のお客様を対象とした決済業務において決済相手方の財政状況の悪化により決済が困難になるリスクがあります。これらの場合に、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9　顧客情報の漏洩

当社グループは膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10　事務リスク

当社グループのすべての業務に事務リスクが存在し、役職員等が正確な事務処理を怠る又は事故等をおこす可能性があります。この場合に、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

11　システム障害

当社グループが業務上使用している情報システムにおいては、障害発生防止に万全を期しているものの、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、災害や停電等の要因によって障害が発生した場合、障害規模によっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

12　当社グループのビジネス戦略

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらのグループ会社間のシナジー効果を発揮し付加価値の高い金融サービスを幅広く提供するために、様々なビジネス戦略を実施し、グループ全体の収益力の極大化を目指しております。しかし、例えば次のようなものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、上記の戦略が奏功しないか又は当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

(1) 資金需要の減衰により、優良な顧客への貸出金が増えない又はリスクに見合った貸出利鞘の適正化が進まない場合
(2) 預金の利鞘収益が縮小する場合
(3) 手数料収入が期待どおりに増加しない場合
(4) 経費削減が進まない場合
(5) グループ会社間のシナジー効果が期待どおりに発揮されない場合

13　他の金融機関との競争

当社グループは内外の銀行、証券会社、政府系金融機関、ノンバンク等との間で熾烈な競争関係にあります。今後、競争が現在以上に激化する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

14　合弁事業、提携、買収

当社グループは従来、大和証券グループとの提携、ゴールドマン・サックスグループとの信用供与スキーム立ち上げ、企業再生合弁会社の設立、他金融機関等との運用合弁会社の設立等、様々な戦略的提携を行ってきており、今後も同様の戦略的提携を行っていく可能性があります。こうした提携や新規事業は経済環境の変化、競争の激化等により十分な収益を確保できない可能性があります。

15　業務範囲の拡大

(1) 国内の業務範囲の拡大

最近の規制緩和に伴い、当社グループは新たな収益機会を得るために業務範囲を拡大することがあります。当社グループが業務範囲を拡大することに伴い、新しくかつ複雑なリスクに晒されます。当社グループは、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか又は限定的な経験しか有していないことがあります。当社グループが精通していない業務分野に進出した場合又は競争の激しい分野に進出した場合等において、当社グループの業務範囲拡大が奏功しないか又は当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

(2) 海外の業務範囲の拡大

経済のグローバル化が進展する中で、当社グループは海外業務を拡大する可能性があります。当社グループはその場合、金利・為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク等に直面することから、結果として、想定した収益をあげることができない可能性があります。

16　子会社、関連会社等に関するリスク

当社グループは、グループ内企業が相互に共同して営業活動を行っております。これらの会社の中には、当社グループの中核的業務である銀行業と比較して業績変動の大きい会社やリスクの高い業務を行う会社もあります。当社グループがこれら子会社等への投資から便益を受けることができるかどうかは不確定であり、それらの会社の業績が悪化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

17　政府機関による当社優先株式の保有

当連結会計年度末現在において、政府機関である株式会社整理回収機構は、当社の第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式の全株式を保有しており、このうち第一種優先株式及び第三種優先株式については、既に当社普通株式への転換が可能であります。

本優先株式が普通株式に転換された場合、株式会社整理回収機構が当該転換により取得する当社普通株式数によっては、同機構を通じた政府による当社グループの経営への関与が生じる可能性があります(なお、本優先株式の内容につきましては、第一部［企業情報］第４［提出会社の状況］をご覧ください)。

また、第一種優先株式及び第三種優先株式が普通株式に転換される場合、当社の発行済普通株式数が増加すること等により既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

18　ゴールドマン・サックスグループによる当社優先株式の保有

当連結会計年度末現在において、ゴールドマン・サックスグループは、当社の第１回から第12回迄の第四種優先株式の全株式を保有しており、この優先株式については、平成15年２月から当社普通株式への転換が可能であります(ただし、本優先株式の普通株式への転換請求は、当社とゴールドマン・サックスグループが平成15年１月15日に締結した優先株式引受契約書に基づき、発行後２年間は一定の場合を除いて行われません。なお、本優先株式の内容につきましては、第一部［企業情報］第４［提出会社の状況］をご覧ください)。

本優先株式が普通株式に転換された場合、ゴールドマン・サックスグループが当該転換により取得する当社普通株式数によっては、同社による当社グループの経営への関与が生じる可能性があります。また、本優先株式が普通株式に転換された場合、当社の発行済普通株式数が増加すること等により既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

19　第13回第四種優先株式の普通株式への転換

当連結会計年度末現在において、当社が平成15年３月に海外特別目的会社宛に発行した第13回第四種優先株式は、当社普通株式への転換が可能であります。本優先株式が普通株式に転換された場合、当社の発行済普通株式数が増加すること等により既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります(なお、本優先株式の内容につきましては、第一部［企業情報］第４［提出会社の状況］をご覧ください)。

20　資本調達

資本充実等の観点から、新たな普通株式の発行等(普通株式を取得することができる権利や、普通株式への転換請求権等が付された証券の発行又は契約の締結等を含む)を伴う資本調達を行う可能性があります。この場合、当社の発行済普通株式数(潜在株式数を含む)が増加すること等により既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

21　自己株式の取得

当社グループは、自己株式の取得を目的とした定時株主総会決議又は定款授権に基づく取締役会決議等を実施し、これら決議に基づく自己株式の取得を行うことがあり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

22　配当可能利益

持株会社である当社は、その収入の大部分を傘下の銀行子会社等から受領する配当金に依存しております。一定の状況又は条件の下では、商法その他諸法令上の規制又は契約上の制限により、当該銀行子会社等が当社に対して支払う配当金が制限される可能性があります。また、持株会社である当社が保有する資産の大宗を占める銀行子会社等の株式について、銀行子会社等の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行うことが必要となり、巨額の損失を計上する可能性があります。これらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼし、当社株主への配当支払が困難となる可能性があります。当社優先株主への配当が無配又は減配となった場合には、優先株主である政府機関等による当社グループの経営への関与が生じる可能性があります。

23　有能な人材の確保

当社グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っておりますので、各部門において有能で熟練した人材が必要とされます。当社グループは、他の銀行及び証券会社等と競合関係にあるため、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることが出来なかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

24　業績予想及び配当予想の修正

当社が上場する証券取引所の規則に基づいて公表する業績予想及び配当予想は、公表時点における様々な不確定要素をもとに算出しております。したがって、外部経済環境が変化した場合や予想の前提となった条件等に変化があった場合は、同規則に基づいて、業績予想及び配当予想を修正する可能性があります。

25　重要な訴訟

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、付加価値の高い金融サービスを幅広く提供しています。こうした業務遂行の過程で、必ずしも当社グループ各社の責はなくとも、様々なトラブルに巻き込まれること等に起因して損害賠償請求訴訟等を提起される可能性があり、その帰趨によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

26　金融業界並びに当社グループに対する否定的な報道

銀行業界又は個別行を対象として、不良債権問題、繰延税金資産問題等の様々な問題に関して、金融システム又は個別行の健全性を懸念する否定的な内容の報道がなされることがあります。これらの中には憶測に基づいたものや、必ずしも正確な事実に基づいていないと思われるものも含まれておりますが、報道された内容が正確であるか否かにかかわらず、又は当社グループが報道された内容に該当するか否かにかかわらず、これらの報道により、当社グループのイメージや当社の株価が悪影響を受ける可能性があります。

27　各種の規制及び制度等の変更

当社グループは現時点における銀行法等の各種規制及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、国内外における法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等が変更された場合には、当社グループの業務運営に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は402百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来の結果と比べて変化する可能性がありますので、ご留意ください。

当連結会計年度は、資金運用収支及びその他業務収支が減少したものの、特定取引収支が増加したほか、投資信託・個人年金保険の販売強化等に伴い、役務取引等収支が増加いたしました。また、与信関係費用の減少や株式等損益の大幅な改善に加え、東京都外形標準課税に係る還付金及び厚生年金基金の代行部分返上益等の特別利益の計上により、3,304億円の当期純利益となりました。

当連結会計年度末の連結自己資本比率(第一基準)は、当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことに加え、株式相場の回復によりその他有価証券が評価益となったことを主因として、前連結会計年度末比1.27%上昇して11.37%になり、引き続き十分な水準を維持しております。

当社グループにおいて、重要な課題として取り組んでおります事項についての当連結会計年度における進捗状況は以下のとおりであります。

1　バランスシートのクリーンアップ

(1) 不良債権の削減

不良債権につきましては、「金融再生プログラム」の趣旨を踏まえ、平成15・16年度の２年間を不良債権の「集中処理期間」と位置づけ、削減に取り組んでまいりました。具体的には、オフバランス化の更なる推進と企業再生・劣化防止への取組みの一層の強化等により、当連結会計年度末における当社グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比２兆4,727億円と大幅に減少して３兆2,980億円となり、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は前連結会計年度末比3.4%減少して6.0%となりました。また、当事業年度末における株式会社三井住友銀行の不良債権残高(金融再生法開示債権残高)については、当事業年度中に2.4兆円を超える大幅な削減を行ったことにより、当初の残高目標である3.9兆円を１兆円以上超過達成し、２兆8,112億円となりました。この結果、不良債権比率は5.0%となり、平成16年度末までの不良債権比率半減という目標に向け、着実に進捗いたしました。

(2) 保有株式の圧縮

当事業年度に株式会社三井住友銀行は約9,300億円の株式売却を実施し、株価変動リスクの更なる削減を図りました。

2　収益力の強化

収益力の強化として、①お客様のニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、②リスクに見合ったリターンの確保、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、③ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の３点に取り組んでおります。その成果として、連結業務純益は１兆906億円となり、当期純利益も3,304億円となりました。

当社は、今後も引き続き、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」の２点を経営課題として注力してまいります。バランスシートのクリーンアップについては、平成16年度を総仕上げの年と位置付け、引き続き保有株式の圧縮に努めるとともに、不良債権については平成16年度末までの不良債権比率半減の確実な達成に向け、一層の削減に取り組んでまいります。また、収益力の強化については、グループ各社のビジネス及び各社間の相互連携の一層の強化によりグループ全体の収益力を強化してまいります。

なお、当連結会計年度における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

（金額単位　億円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結粗利益	21,840	20,695	△1,145
資金運用収支	13,995	12,810	△1,184
信託報酬	0	3	3
役務取引等収支	3,529	4,241	712
特定取引収支	2,057	3,040	983
その他業務収支	2,258	598	△1,659
営業経費	8,892	8,665	△226
不良債権処理額 ①	12,009	9,714	△2,294
貸出金償却	3,646	6,603	2,957
個別貸倒引当金繰入額	4,079	—	△4,079
一般貸倒引当金繰入額	2,506	—	△2,506
その他	1,776	3,110	1,333
株式等損益	△6,215	1,014	7,230
持分法による投資損益	57	157	99
その他	61	△58	△120
経常利益（△は経常損失）	△5,157	3,428	8,585
特別損益	△751	620	1,372
うち貸倒引当金戻入益 ②	—	143	143
個別貸倒引当金繰入額	—	3,206	3,206
一般貸倒引当金戻入益	—	3,312	3,312
特定海外債権引当勘定戻入益	—	38	38
うち債権売却損失引当金戻入益 ③	—	4	4
税金等調整前当期純利益 （△は税金等調整前当期純損失）	△5,909	4,048	9,958
法人税、住民税及び事業税	660	242	△417
法人税等調整額	△2,251	85	2,337
少数株主利益	335	415	80
当期純利益（△は当期純損失）	△4,653	3,304	7,957

（注）　連結粗利益＝（資金運用収益－資金調達費用）＋信託報酬＋（役務取引等収益－役務取引等費用）
＋（特定取引収益－特定取引費用）＋（その他業務収益－その他業務費用）

与信関係費用 （＝①－②－③）	12,009	9,565	△2,443

1　経営成績の分析

(1) 主な収支

資金運用収支は、貸出金の減少等により、前連結会計年度比1,184億円減少して１兆2,810億円となりました。

信託報酬は、金銭債権の信託及び金銭信託の期中取扱高増加等により、３億円となりました。

役務取引等収支は、投資信託・個人年金保険関連の手数料やシンジケーション関連の手数料等が増加したことにより、前連結会計年度比712億円増加して4,241億円となりました。

特定取引収支は、デリバティブ取引収益が増加したこと等により、前連結会計年度比983億円増加して3,040億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券損益が減少したこと等により、前連結会計年度比1,659億円減少して598億円となりました。

以上の結果、連結粗利益は、前連結会計年度比1,145億円減少して２兆695億円となりました。

営業経費は、株式会社三井住友銀行における人員の削減や賞与ファンドの削減に加え、平成14年度に実施した店舗統廃合やシステム統合の完了に伴う削減効果の実現により、前連結会計年度比226億円減少して8,665億円となりました。

また、連結業務純益は、前連結会計年度比404億円減少して１兆906億円となりました。

（金額単位　億円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資金運用収支　①	13,995	12,810	△1,184
資金運用収益	18,169	15,913	△2,255
資金調達費用	4,174	3,102	△1,071
信託報酬　②	0	3	3
役務取引等収支　③	3,529	4,241	712
役務取引等収益	4,242	5,010	767
役務取引等費用	713	768	55
特定取引収支　④	2,057	3,040	983
特定取引収益	2,064	3,050	985
特定取引費用	7	9	1
その他業務収支　⑤	2,258	598	△1,659
その他業務収益	9,469	9,464	△4
その他業務費用	7,211	8,866	1,655
連結粗利益 (＝①＋②＋③＋④＋⑤)	21,840	20,695	△1,145

連結業務純益	11,310	10,906	△404

（注）　連結業務純益＝三井住友銀行業務純益（一般貸倒引当金繰入前）＋他の連結会社の経常利益（臨時要因調整後）＋持分法適用会社経常利益×持分割合－内部取引（配当等）

(2) 与信関係費用

与信関係費用は、当社銀行子会社である株式会社三井住友銀行において、不良債権処理の抜本的解決に向け、平成16年度末までに不良債権比率を半減させるという「金融再生プログラム」に基づく目標を前倒しで達成するべく最終処理を促進したほか、破綻懸念先及び要管理先で引当を一段と強化したこと等により、9,565億円となりました。

これにより、後述の株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権と保全状況の記載にあるとおり、金融再生法開示債権の残高を大幅に削減できたことから与信関係費用も着実に減少していくものと考えております。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸倒引当金繰入額 ①	6,547	△143	△6,690
一般貸倒引当金繰入額	2,506	△3,312	△5,818
個別貸倒引当金繰入額	4,079	3,206	△873
特定海外債権引当勘定繰入額	△38	△38	0
債権売却損失引当金繰入額 ②	166	△4	△171
貸出金償却 ③	3,646	6,603	2,957
共同債権買取機構売却損 ④	170	13	△157
延滞債権売却損等 ⑤	1,478	3,097	1,619
与信関係費用 (=①+②+③+④+⑤)	12,009	9,565	△2,443

(3) 株式等損益

株式等損益は、前連結会計年度比7,230億円改善して1,014億円となりました。

株式等売却益は、株式相場が堅調に推移する状況下で保有株式の圧縮を推進したことにより、前連結会計年度比1,050億円増加して1,590億円となりました。

株式等償却は、前連結会計年度に株式会社三井住友銀行において大幅な含み損処理をしたことから、前連結会計年度比4,880億円減少して195億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
株式等損益	△6,215	1,014	7,230
株式等売却益	540	1,590	1,050
株式等売却損	1,679	380	△1,298
株式等償却	5,076	195	△4,880

2　財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において住宅ローンや無担保かつ第三者保証不要のリスクテイク型貸金など、個人・中小企業向けを中心に積極的に投入を図る一方で、交付税特別会計等の国庫向け貸出の減少のほか、不良債権の最終処理等に積極的に取り組み、リスク管理債権を圧縮したこと、海外において低採算のアセットの削減を推進したことや円高の影響等により、前連結会計年度末比５兆7,001億円減少して55兆3,828億円となりました。

なお、住宅ローンについては、戦略分野と位置づけ、専門拠点であるローンプラザを増設し取組みを一段と強化したこと等により、前連結会計年度末比7,384億円増加して13兆8,843億円となりました。

（金額単位　億円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸出金残高(末残)	610,829	553,828	△57,001
うち海外及び特別国際金融取引勘定分	46,357	39,689	△6,668
うち住宅ローン(注)	131,459	138,843	7,384

（注）　当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

当社グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比２兆4,727億円減少して３兆2,980億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が964億円、延滞債権額が１兆7,679億円、3ヵ月以上延滞債権額が515億円及び貸出条件緩和債権額が１兆3,822億円とそれぞれ減少しております。その結果、貸出金残高比率は、前連結会計年度末比3.4%減少して6.0%となりました。

①　リスク管理債権の状況

（金額単位　億円）

リスク管理債権	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
破綻先債権	2,014	964	△1,050
延滞債権	27,102	17,679	△9,423
3カ月以上延滞債権	1,303	515	△788
貸出条件緩和債権	27,288	13,822	△13,466
合計	57,707	32,980	△24,727

直接減額実施額	12,734	11,783	△951

貸出金残高(末残)	610,829	553,828	△57,001

（単位　%）

貸出金残高比率	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
破綻先債権	0.3	0.2	△0.1
延滞債権	4.4	3.2	△1.2
3カ月以上延滞債権	0.2	0.1	△0.1
貸出条件緩和債権	4.5	2.5	△2.0
合計	9.4	6.0	△3.4

② リスク管理債権の地域別構成と業種別構成

リスク管理債権の地域別構成(株式会社三井住友銀行単体)

(金額単位 億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
国内	50,458	27,098	△23,360
海外	1,237	651	△586
アジア	748	307	△441
インドネシア	362	183	△179
香港	81	32	△49
インド	51	31	△20
中国	27	4	△23
その他	227	57	△170
北米	457	261	△196
中南米	16	12	△4
西欧	16	71	55
東欧	—	—	—
合計	51,695	27,749	△23,946

(注) 1 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。
「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。
2 債務者所在国を基準に集計しています。

リスク管理債権の業種別構成(株式会社三井住友銀行単体)

(金額単位 億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
国内	50,458	27,098	△23,360
製造業	2,200	3,259	1,059
農業、林業、漁業及び鉱業	46	11	△35
建設業	6,888	1,071	△5,817
運輸、情報通信、公益事業	1,348	843	△505
卸売・小売業	5,336	3,661	△1,675
金融・保険業	1,661	530	△1,131
不動産業	20,523	9,976	△10,547
各種サービス業	9,492	5,339	△4,153
地方公共団体	—	—	—
その他	2,964	2,408	△556
海外	1,237	651	△586
政府等	116	114	△2
金融機関	14	7	△7
商工業	1,107	530	△577
その他	—	—	—
合計	51,695	27,749	△23,946

(注) 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。
「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。

また、当社銀行子会社である株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は、不良債権処理の進展により前事業年度末比２兆4,501億円減少して２兆8,112億円となりました。その結果、不良債権比率は、前事業年度末比3.4%減少して5.0%となりました。また、債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が1,633億円減少して3,616億円、危険債権が9,268億円減少して１兆2,027億円、要管理債権が１兆3,600億円減少して１兆2,469億円となりました。

これは、不良債権問題の抜本的解決に向け、債権売却等のオフバランス化を引き続き進めてきたことや企業の再生努力に従来以上に積極的に関与したことに加え、予てより強化してきた劣化防止への取組みが効果をあげてきたこと等によるものであります。

開示債権の保全状況は、金融再生法開示債権２兆8,112億円に対して、貸倒引当金による保全が7,615億円、担保保証等による保全が１兆5,305億円となり、保全率は81.5%となっております。

今後についても、不良債権比率半減の目標に向けて、バランスシートの更なるクリーンアップを進めるべく不良債権残高の一層の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

金融再生法開示債権(株式会社三井住友銀行単体)

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,249	3,616	△1,633
危険債権	21,295	12,027	△9,268
要管理債権	26,069	12,469	△13,600
合計(A)	52,613	28,112	△24,501
正常債権	573,134	528,744	△44,390
総計(B)	625,747	556,856	△68,891
不良債権比率(A／B)	8.4%	5.0%	△3.4%
直接減額実施額	9,540	8,894	△646

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
保全額(C)	40,365	22,920	△17,445
貸倒引当金(D)	14,909	7,615	△7,294
担保保証等(E)	25,456	15,305	△10,151

(注)　貸倒引当金には、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を計上しております。

保全率(C)／(A)	76.7%	81.5%	4.8%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の保全率	87.8%	98.9%	11.1%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (D)／(A－E)	54.9%	59.5%	4.6%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の引当率	76.4%	97.7%	21.3%

(2) 有価証券

有価証券は、金利動向を踏まえたオペレーションにより、国債が前連結会計年度末比１兆5,472億円増加したことに加え、外国債券を主としたその他の証券が前連結会計年度末比8,081億円増加したこと等により、前連結会計年度末比２兆9,313億円増加して27兆499億円となりました。

また、株式については、株式会社三井住友銀行において約9,300億円の売却を行ったものの、株価の上昇等により、前連結会計年度末比1,634億円増加して３兆6,378億円となりました。

なお、保有株式については、株式等保有制限の水準は既にクリアしておりますが、株価変動リスクの更なる削減に向けて引続き圧縮に取り組んでまいりたいと考えております。

（金額単位　億円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
有価証券	241,185	270,499	29,313
国債	129,016	144,489	15,472
地方債	3,752	5,062	1,310
社債	23,705	26,519	2,814
株式	34,744	36,378	1,634
うち時価のあるもの	30,025	29,043	△981
その他の証券	49,966	58,048	8,081

（注）「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

［ご参考］有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

（金額単位　億円）

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
満期保有目的の債券	38	△76	△114
子会社・関連会社株式	△204	416	621
その他有価証券	△178	5,561	5,740
うち株式	△1,523	6,511	8,034
うち債券	1,087	△1,018	△2,106
その他の金銭の信託	△0	1	1
合計	△345	5,903	6,248

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産は、その他有価証券が含み益になった影響等により、前連結会計年度末比2,495億円減少して１兆7,065億円となりました。

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から前期に引き続き保守的に行っております。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
繰延税金資産	19,561	17,065	△2,495
繰延税金負債	439	401	△37

なお、株式会社三井住友銀行単体の繰延税金資産は、前事業年度末比2,241億円減少して１兆5,905億円となりました。

計上額の内訳は、不良債権処理関連、有価証券償却及び税務上の繰越欠損金が主な項目であります。

〔株式会社三井住友銀行単体〕

(金額単位　億円)

		前事業年度	当事業年度	前事業年度比
繰延税金資産	①	23,041	21,969	△1,072
貸倒引当金		8,202	4,293	△3,909
貸出金償却		3,196	2,828	△368
債権売却損失引当金		69	—	△69
有価証券有税償却		5,963	3,786	△2,177
退職給付引当金		1,023	823	△200
減価償却限度超過額		83	71	△12
その他有価証券評価差額金		69	—	△69
税務上の繰越欠損金		3,734	9,514	5,780
その他		702	654	△48
評価性引当額	②	4,548	3,573	△975
評価性引当額控除後繰延税金資産合計(＝①－②)	③	18,493	18,396	△97
繰延税金負債	④	347	2,491	2,144
退職給付信託設定益		253	255	2
その他有価証券評価差額金		—	2,165	2,165
その他		94	71	△23
繰延税金資産の計上額(＝③－④)		18,146	15,905	△2,241

(4) 預金

預金は、旧株式会社関西さわやか銀行の連結子会社化に加え、流動性預金が個人・法人ともに増加したこと等により、前連結会計年度末比２兆4,024億円増加して65兆3,334億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
預金	629,310	653,334	24,024
うち国内個人預金(注)	341,590	352,500	10,910
うち国内法人預金(注)	261,467	280,289	18,822

(注)　当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

(5) 資本の部

資本の部合計は、前連結会計年度末比6,468億円増加して３兆709億円となりました。

資本剰余金は、当社の子会社及び関連会社が保有していた当社普通株式の売却による自己株式処分差益の計上により、前連結会計年度末比90億円増加して8,652億円となりました。

利益剰余金は、333億円の配当を行ったものの、当期純利益3,304億円の計上等により、前連結会計年度末比2,995億円増加して6,111億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の上昇等により、前連結会計年度末比3,492億円増加して3,250億円となりました。

自己株式の控除額は、当社の子会社及び関連会社が保有していた当社普通株式の売却等により、前連結会計年度末比122億円減少して29億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資本の部合計	24,240	30,709	6,468
うち資本金	12,476	12,476	—
うち資本剰余金	8,562	8,652	90
うち利益剰余金	3,116	6,111	2,995
うちその他有価証券評価差額金	△241	3,250	3,492
うち自己株式	△152	△29	122

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループ単体及び株式会社三井住友銀行単体の資本の部は以下のとおりであります。

〔株式会社三井住友フィナンシャルグループ単体〕

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
資本の部合計	31,560	31,727	166
うち資本金	12,476	12,476	—
うち資本剰余金	17,472	17,472	0
うちその他資本剰余金	—	4,995	4,995
うち利益剰余金	1,615	1,787	171
うちその他有価証券評価差額金	—	—	—
うち自己株式	△3	△9	△5

〔株式会社三井住友銀行単体〕

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
資本の部合計	22,792	28,708	5,916
うち資本金	5,599	5,599	—
うち資本剰余金	12,373	12,373	—
うちその他資本剰余金	3,576	3,576	—
うち利益剰余金	4,145	6,760	2,615
うちその他有価証券評価差額金	△178	3,163	3,342
うち自己株式	—	—	—

3　連結自己資本比率(第一基準)

自己資本額は、前連結会計年度末比7,584億円増加して６兆7,373億円となりました。

これは、当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことに加え、株式相場の回復によりその他有価証券が評価益となったことが主な要因であります。

リスク・アセット等は、円高による外貨建資産の減少、不良債権の処理、保有株式の売却を進めた一方、住宅ローンやリスクテイク型貸金を積極的に投入したこと等により、前連結会計年度末比371億円増加して59兆2,040億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率は、前連結会計年度末比1.27%上昇して11.37%となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結自己資本比率(第一基準)	10.10%	11.37%	1.27%
基本的項目			
資本金	12,476	12,476	—
資本剰余金	8,562	8,652	90
利益剰余金	2,783	5,647	2,864
連結子会社の少数株主持分	9,968	9,904	△64
その他有価証券の評価差損(△)	241	—	△241
自己株式(△)	152	29	△122
為替換算調整勘定	△535	△717	△182
営業権相当額(△)	2	0	△1
連結調整勘定相当額(△)	300	217	△83
計　①	32,559	35,716	3,156
補完的項目			
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	2,494	2,494
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	716	685	△31
一般貸倒引当金	11,739	8,376	△3,362
負債性資本調達手段等	21,503	23,585	2,082
計	33,959	35,141	1,182
うち自己資本への算入額　②	29,616	34,165	4,549
控除項目　③	2,386	2,507	121
自己資本額 (=①+②−③)	59,789	67,373	7,584
リスク・アセット等	591,668	592,040	371

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

(1) 銀行業

株式会社三井住友銀行において、お客様の利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため事務機械投資等を行いました。

また経営合理化の観点から、拠点の見直し等を行い店舗の新設・統合を行いました。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成16年３月31日現在)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	本店	東京都千代田区	店舗・事務所	—	—	5,340	2,878	8,218	1,181
	東京営業部	東京都千代田区	店舗・事務所	—	—	7,419	9,531	16,950	1,988
	大阪本店営業部	大阪市中央区	店舗・事務所	8,247	11,966	3,043	946	15,956	727
	神戸営業部	神戸市中央区	店舗・事務所	6,433	6,159	4,477	275	10,912	227
	大和センター	神奈川県大和市	事務センター	15,537	1,924	7,735	14,740	24,400	—
	鰻谷センター	大阪市中央区	事務センター	4,723	2,156	9,475	5,179	16,812	—
	札幌支店 ほか　３店	北海道・ 東北地区	店舗	632	1,071	248	202	1,522	82
	横浜支店 ほか 112店	関東地区 (除く東京都)	店舗	37,168 (846)	22,355	11,985	4,999	39,340	1,738
	人形町支店 ほか 200店	東京都	店舗	71,114 (7,653)	79,923	25,250	10,212	115,386	4,766
	名古屋支店 ほか　21店	中部地区	店舗	12,529	8,321	2,935	969	12,225	480
	京都支店 ほか　98店	近畿地区 (除く大阪府)	店舗	44,605 (2,045)	16,152	11,988	4,683	32,825	1,647
	大阪中央支店 ほか　149店	大阪府	店舗	74,610 (2,395)	33,544	17,877	5,459	56,880	2,444
	岡山支店 ほか　10店	中国・四国地区	店舗	4,582	1,980	904	265	3,150	155
	福岡支店 ほか　９店	九州地区	店舗	7,662	5,319	1,454	381	7,155	214
	ニューヨーク 支店 ほか　３店	米州地域	店舗・事務所	—	—	1,364	1,249	2,614	492
	デュッセルドル フ支店 ほか　３店	欧州地域	店舗・事務所	—	—	1,624	83	1,707	111
	香港支店 ほか　14店	アジア・オセア ニア地域	店舗・事務所	—	—	1,130	625	1,756	1,294
	社宅・寮	東京都他	社宅・寮	319,620 (2,674)	77,443	26,282	106	103,833	—
	その他の施設	東京都他	研修所その他	410,727 (4,591)	82,155	42,797	15,025	139,978	—
(国内連結子会社) 株式会社 みなと銀行	本店	神戸市中央区	店舗・事務所	1,025	1,930	1,645	222	3,798	483
(国内連結子会社) 株式会社 関西アーバン銀行	本店ほか　３店	大阪市中央区	店舗・事務所	2,116	7,251	2,554	2,320	12,126	578

(2) リース業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
(国内連結子会社) 三井住友銀リース 株式会社	東京本社及び 大阪本社	東京都港区及び 大阪市中央区	店舗・事務所	—	—	367	411	779	741

(3) その他事業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
(国内連結子会社) 三井住友カード株式会社	東京本社及び大阪本社	東京都港区及び大阪市中央区他	店舗・事務所	1,197	28,487	1,284	4,185	33,956	1,585
(国内連結子会社) 株式会社日本総合研究所	東京本社及び大阪本社	東京都千代田区及び大阪市西区	店舗・事務所	—	—	—	4,001	4,001	818

(注) 1 「土地」の「面積」欄の( )内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め、48,675百万円であります。

2 動産は、事務機械64,267百万円、その他24,687百万円であります。

3 株式会社三井住友銀行の両替業務を主体とした池袋外貨両替コーナー、渋谷外貨両替コーナー、新宿外貨両替コーナー、町田外貨両替コーナー、横浜外貨両替コーナー、本店営業部成田空港出張所、東京営業部成田空港第二出張所、梅田外貨両替コーナー、大阪本店営業部関西国際空港出張所、大阪中央支店関西国際空港第二出張所、難波外貨両替コーナー、三宮駅ビル外貨両替コーナー、四条外貨両替コーナー、店舗外現金自動設備17,877か所、海外駐在員事務所14か所は上記に含めて記載しております。

4 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

関東地区(除く東京都)	土地	2,270百万円	(6,185㎡)、建物	461百万円
東京都	土地	9,279百万円	(5,241㎡)、建物	742百万円
近畿地区(除く大阪府)	土地	1,213百万円	(2,860㎡)、建物	108百万円
大阪府	土地	3,579百万円	(9,986㎡)、建物	515百万円
九州地区			建物	21百万円

5 上記の他、主な賃借及びリース設備は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	年間賃借及びリース料(百万円)
株式会社三井住友銀行	大和センター及び鰻谷センター	神奈川県大和市及び大阪市中央区	電算機等	1,311

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修、除却・売却は次のとおりであります。

(1) 銀行業

① 新設

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月
					総額(百万円)	既支払額(百万円)			
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	事務機械	—	—	事務機械	17,300	—	自己資金	—	—

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

2 事務機械の主なものは平成17年３月までに設置予定であります。

② 除却

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額(百万円)
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	事務機械	—	事務機械	3,500

(注) 事務機械の主なものは平成17年３月までに除却予定であります。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	15,000,000
第一種優先株式	67,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	800,000
第四種優先株式	249,999
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	16,766,999

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度末以降の第四種優先株式の普通株式への転換に伴い、平成16年６月29日開催の定時株主総会において定款の変更が行われ、会社が発行する株式の総数は、第四種優先株式が66株減少し249,933株に、全種類の株式の合計が66株減少し16,766,933株になっております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成16年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年６月30日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	5,796,010.53	5,796,645.13	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)１
第一種優先株式	67,000	同左	―	(注)１，２
第二種優先株式	100,000	同左	―	(注)３
第三種優先株式	800,000	同左	―	(注)１，４
第１回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第２回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第３回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第４回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第５回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第６回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第７回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第８回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第９回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第10回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第11回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第12回第四種優先株式	4,175	同左	―	(注)５
第13回第四種優先株式	114,999	114,933	―	(注)１，６
計	6,928,109.53	6,928,678.13	―	―

(注) 1　提出日現在の発行数には、平成16年６月１日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2　第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(以下「第一種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当を行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき5,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第一種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①　転換請求期間

当社の設立の日から平成21年２月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②　転換の条件

㋑転換価額

転換価額は947,100円とする。

㋺転換価額の修正

転換価額は、当社の設立の日から平成20年８月１日までの毎年８月１日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㋩により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記㋩により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㋩に準じて調整される。

㋩転換価額の調整

ⓐ第一種優先株式発行後、次の(ⅰ)から(ⅲ)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$調整後転換価額 = 調整前転換価額 \times \frac{既発行の普通株式数 + \frac{新発行の普通株式数 \times 1株当りの払込金額}{時価}}{既発行の普通株式数 + 新発行の普通株式数}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(ⅰ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

ⓑ合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記ⓐに準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ⓒ転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記ⓐにより転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記ⓐに準じて調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓔ転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

㈡転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$転換により発行すべき普通株式数 = \frac{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}{転換価額}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

㈢転換により発行する株式の内容

当社普通株式

㈣転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈤転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記㈣の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③　一斉転換

㈠転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

㈡普通株式数の算出に当って１株の100分の１に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④　優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3　第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき14,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第二種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①　転換請求期間

平成17年８月１日から平成21年２月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②　転換の条件

㈠当初転換価額

当初転換価額は、平成17年８月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が947,100円を下回る場合には、当初転換価額は947,100円とする(ただし、下記㈥により調整される)。

㈡転換価額の修正

転換価額は、平成18年８月１日から平成20年８月１日までの毎年８月１日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㈥により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記㈥により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㈥に準じて調整される。

㈧転換価額の調整

ⓐ第二種優先株式発行後、次の(ⅰ)から(ⅲ)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \dfrac{\text{新発行の普通株式数} \times 1\text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(ⅰ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

ⓑ合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記ⓐに準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ⓒ転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記ⓐにより転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記ⓐに準じて調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓔ転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

㈨転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

㈩転換により発行する株式の内容

当社普通株式

㈪転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈫転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記㈪の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③　一斉転換

㋑転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、１株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

㋺普通株式数の算出に当って１株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④　優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4　第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a)　当社は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(以下「第三種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b)　ある営業年度において第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c)　第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき6,850円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a)　当社の残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

(b)　第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a)　当社は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b)　当社は、第三種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①　転換請求期間

当社設立の日から平成21年９月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②　転換の条件

㋑転換価額

転換価額は、349,600円とする。

㈡転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月１日以降平成18年10月１日までの毎年10月１日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が249,700円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㈠により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

㈠転換価額の調整

ⓐ第三種優先株式発行後、次の(ⅰ)から(ⅲ)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \dfrac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{１株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(ⅰ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

ⓑただし、上記㈡に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が発生した場合には、上記㈡により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。

ⓒ合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ⓔ転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓕ転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の１ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

ⓖ転換価額調整式で使用する１株当りの払込金額とは、上記ⓐ(ⅰ)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記ⓐ(ⅱ)の場合には0円、上記ⓐ(ⅲ)の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。

㈢下限転換価額の調整

上記㈠により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記㈠ⓒにより転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記㈠ⓑに定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

㈣転換により発行すべき普通株式数

第三種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って１株未満の端数が生じたときは、１株の100分の１の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、１株の100分の１に満たない部分はこれを切り上げる。

㈤転換により発行する株式の内容

当社普通株式

㈥転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番４号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈦転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記㈥の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③　一斉転換

㈠転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1株につき1,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株につき1,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

㈡普通株式数の算出に当って１株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④　優先株式の転換と配当

第三種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5　第１回第四種優先株式、第２回第四種優先株式、第３回第四種優先株式、第４回第四種優先株式、第５回第四種優先株式、第６回第四種優先株式、第７回第四種優先株式、第８回第四種優先株式、第９回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第１-12回第四種優先株式」という。)の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a)　当社は、利益配当を行うときは、第１-12回第四種優先株式を有する株主(以下「第１-12回第四種優先株主」という)または第１-12回第四種優先株式の登録質権者(以下「第１-12回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第１-12回第四種優先株式１株につき135,000円(ただし、平成15年３月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、19,500円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b)　ある営業年度において第１-12回第四種優先株主または第１-12回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c)　第１-12回第四種優先株主または第１-12回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第１-12回第四種優先株主または第１-12回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第１-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第１-12回第四種優先株主または第１-12回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第１-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第１-12回第四種優先株主または第１-12回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第１-12回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第１-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第１-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第１-12回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第１-12回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第１-12回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成15年２月８日から平成40年２月７日まで。

② 転換の条件

㋑転換価額

転換価額は、322,300円とする。

㋺転換価額の修正

第１-12回第四種優先株主が当社に対し第１-12回第四種優先株式の転換を請求した日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、(ⅰ)修正日の前日において有効な転換価額、または、(ⅱ)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が106,300円(ただし、下記㋩により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記㋩により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㋩に準じて調整される。なお、修正後転換価額は、修正日に転換請求がなされた当該各回第１-12回第四種優先株式についてのみ適用される。

㋩転換価額の調整

ⓐ第１-12回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記に定める各々該当する算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される。

(Ⅰ)下記(ⅰ)乃至(ⅲ)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(ⅲ)に定義される。)もしくは新株予約権(下記(ⅲ)に定義される。)に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数} \times \text{普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(ⅲ)に定義される。)もしくは新株予約権(下記(ⅲ)に定義される。)に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}$$

(Ⅱ)下記(iv)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される。)または債務証書もしくは資産の分配に関する基準日(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下、「取締役会」という。)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(Ⅲ)下記(v)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、買受け、償還または取得される普通株式数(または、転換証券もしくは新株予約権の場合は、それらの転換もしくは行使により発行もしくは処分される普通株式数)})}$$

なお、上記転換価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数－(下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i)当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii)株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の

翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とするが、転換証券または新株予約権は、１株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする。)により、かかる転換により発行もしくは処分されうる最大数の普通株式に転換されまたはそれらが行使により発行もしくは処分されたものとみなされる。その後、かかる転換証券の転換もしくは新株予約権の行使により発行もしくは処分されうる最大の普通株式数または転換価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない。)が生じた場合には、調整後転換価額は、第１-12回第四種優先株式の転換の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(但し、調整後転換価額が、これらの転換証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後転換価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後転換価額の増加を行うことができないものとする。)が、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により、実際に普通株式が発行されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換証券に係る転換権または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後転換価額は、第１-12回第四種優先株式の転換の直前において、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により実際に発行された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

第１-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換証券および新株予約権は、第１-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

(iv)当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の現金配当を除く。)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される転換価額は、上記(Ⅱ)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびごとに、転換価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当または分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた日(以下、「基準日」という。)の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社がある会計年度(以下に定義する。)に関して決定した配当に基づく配当利回り(以下に定義する。)が、５%に直前の３会計年度に関して決定した配当に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「会計年度」とは、４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。ただし、当社が３月31日以外の日に終了するように会計年度を変更した場合、会計年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

$$\frac{\text{当社が決定した普通株式１株当りの配当金}}{\text{対象となる会計年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く。)の終値の平均値}} \times 100\%$$

(v)当社が、普通株式の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、かかる取得日(以下、「取得日」という。)における普通株式１株当りの時価を上回る1株当りの価額をもって行う場合(当社が商法の規定に従い市場においてする取引の方法により普通株式を買受ける場合及び商法の規定に従い端株買取請求権の行使に関連して普通株式を買受ける場合を除く。)、または、普通株式に転換もしくは普通株式を取得できるその他の証券の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の１株当りの時価を上回る普通株式1株当りの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される転換価額は、上記(Ⅲ)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を買受け、償還またはその他の事由により取得するたびごとに、転換価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ⓑ株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記ⓐに該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記ⓐに準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。

ⓒ転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記ⓐにより転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記ⓐに準じて調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓔ転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。

ⓕ転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記ⓐ(ⅰ)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記ⓐ(ⅱ)の場合には0円、上記ⓐ(ⅲ)の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

ⓖ本㋑(上記ⓒを除く。)において「普通株式」とは、普通株式、および(ⅰ)配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ⅱ)償還可能ではない株式が含まれるものとする。

㋺上記㋑により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記㋑ⓑにより転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記㋑ⓑに基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。

㋩転換により発行すべき普通株式数

転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1-12回第四種優先株主が転換請求のために提出した第1-12回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

第1-12回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当って1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

なお、本㋩に従う限り、いかなる数の第1-12回第四種優先株式を有していたとしても、その第1-12回第四種優先株主1人が行う1回の転換により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

㋥転換により発行する株式の内容

当社普通株式

㋭転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㋬転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第1-12回第四種優先株式の株券が上記㋭の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③　一斉転換

㋑転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

㋺普通株式数の算出に当って1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当

第１-12回第四種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ)発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第１-12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(リ)保有期間その他第１-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当社との間で平成15年１月15日締結の優先株式引受契約書(以下「第１-12回第四種優先株式引受契約書」という。)において、当社により割り当てられ保有する第１-12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。

(a) 第１-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。(尚、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、第１-12回第四種優先株式引受契約書に従い、第１-12回第四種優先株式を譲渡した場合には、第１-12回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該第１-12回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される。)

(b) 発行後２年間は、一定の場合を除き、第１-12回第四種優先株式の当社普通株式への転換請求を行わない。

(c) 第１-12回第四種優先株式の転換により発行された当社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後２年目の応当日の前日までは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後２年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の３分の１の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わず、払込期日後３年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の３分の２の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わない。

総転換株式数とは、それまでに転換により発行された当社普通株式の数と、残存している第１-12回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある転換価額で転換された場合に発行されるであろう当社普通株式の数の合計をいう。

6　第13回第四種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第13回第四種優先株式を有する株主(以下「第13回第四種優先株主」という)または第13回第四種優先株式の登録質権者(以下「第13回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき67,500円(ただし、平成15年３月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、3,750円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき33,750円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第13回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第13回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第13回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第13回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第13回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第13回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成15年４月14日から平成17年７月12日まで

② 転換の条件

㋑転換価額

転換価額は、312,000円とする。

㋺転換価額の修正

平成17年７月11日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、(i)修正日の前日において有効な転換価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の売買高加重平均価格(以下に定義される。)の平均値(売買高加重平均価格のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が156,000円(ただし、下記㋩により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。ここに、売買高加重平均価格とは、東京証券取引所が、関連する取引日における普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、Bloomberg L.P.が当該取引日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する8316 JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下、「参照画面」という。)に表示された価格(当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))をいう。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記㋩により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は下記㋩に準じて調整される。

㋩転換価額の調整

ⓐ第13回第四種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される。)に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数} \times \text{普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される。)に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i)当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。

ⓑ株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記ⓐに該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記ⓐに準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。

ⓒ転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記ⓐにより転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記ⓐに準じて調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓔ転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。

ⓕ転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記ⓐ(ⅰ)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記ⓐ(ⅱ)の場合には0円、上記ⓐ(ⅲ)の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

㈡上記㈠により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記㈠ⓑにより転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記㈠ⓑに基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。

㈢転換により発行すべき普通株式数

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第13回第四種優先株主が転換請求のために提出した第13回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当って1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

㈡転換により発行する株式の内容

当社普通株式

㈢転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番４号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈣転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第13回第四種優先株式の株券が上記㈢の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③　一斉転換

㈠転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第13回第四種優先株式は、転換請求期間の末日の翌日(以下、「一斉転換日」という。)をもって、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

㈡かかる普通株式数の算出に当って１株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④　優先株式の転換と配当

第13回第四種優先株式の転換により発行された普通株式および普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ)発行の方法

エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド(SMFG Finance (Cayman) Limited)(以下、「取得者」という。)に第13回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。なお、第13回第四種優先株式は、取得者がアメリカ合衆国および欧州を中心とする海外市場(ケイマン諸島を除く。)の投資家のために購入し、取得者自らが発行する優先株式としてリパッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則Rule 144Aに基づく私募により、アメリカ合衆国以外の海外市場においては同法Regulation Sに基づく公募により販売される。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三井住友銀行が、平成14年６月27日開催の第１期定時株主総会の特別決議に基づいて商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年８月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年９月26日開催の第１回第一種優先株式、第２回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年９月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

なお、当社が承継した新株予約権の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成16年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年５月31日)
新株予約権の数	1,620個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり　673,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年６月28日から 平成24年６月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　673,000円 資本組入額　337,000円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も５年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

(注) １　新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は１株であります。

２　払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成14年12月2日	—	6,676,424.39	—	1,000,000,000	—	1,496,547,508
平成15年2月3日 (注)1	86,576.53	6,763,000.92	—	1,000,000,000	3,069,000	1,499,616,508
平成15年2月8日 (注)2	50,100	6,813,100.92	75,150,000	1,075,150,000	75,150,000	1,574,766,508
平成15年3月12日 (注)3	115,000	6,928,100.92	172,500,000	1,247,650,000	172,500,000	1,747,266,508
平成15年4月1日～平成16年3月31日 (注)4	8.61	6,928,109.53	—	1,247,650,000	—	1,747,266,508
平成15年8月8日 (注)5	—	6,928,109.53	—	1,247,650,000	△499,503,848	1,247,762,659

(注) 1 株式会社日本総研ホールディングズとの合併による普通株式の増加(合併比率 1:0.021)
2 有償第三者割当 第1-12回第四種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円
3 有償第三者割当 第13回第四種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円
4 第13回第四種優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式1株が減少し、普通株式9.61株が増加いたしました。
5 商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
6 平成16年4月1日から平成16年5月31日までの間に、第13回第四種優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式66株が減少し、普通株式634.60株が増加いたしました。

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	8	366	72	7,606	849	47	146,829	155,730	—
所有株式数(株)	4,939	1,964,152	45,925	1,753,090	1,339,093	206	658,399	5,765,598	30,412.53
所有株式数の割合(%)	0.08	34.07	0.80	30.41	23.22	0.00	11.42	100.00	—

(注) 1 自己株式2,069.63株は「個人その他」に2,069株、「端株の状況」に0.63株含まれております。
2 「その他の法人」及び「端株の状況」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ940株及び0.80株含まれております。

② 第一種優先株式

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	67,000	—	—	—	—	—	67,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③　第二種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	100,000	—	—	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

④　第三種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	800,000	—	—	—	—	—	800,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑤　第１回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑥　第２回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑦　第３回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑧　第４回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑨　第５回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑩　第６回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑪　第７回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑫　第８回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑬　第９回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑭　第10回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑮　第11回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑯　第12回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

⑰　第13回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	114,999	—	—	114,999	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	435,553	7.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番３号	354,653	6.11
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目５番12号	156,063	2.69
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	130,656	2.25
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	103,570	1.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON, MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町６番７号)	99,607	1.71
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町６番７号)	86,961	1.50
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住友銀行 国際投資サービス部)	90 WASHINGTON STREET, NEW YORK, NY 10015, U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目３番２号)	59,941	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	58,000	1.00
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	360 N. CRESCENT DRIVE, BEVERLY HILLS, CA 90210, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町６番７号)	54,335	0.93
計	—	1,539,340	26.55

② 第一種優先株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番１号	67,000	100.00
計	—	67,000	100.00

③ 第二種優先株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番１号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

④ 第三種優先株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番１号	800,000	100.00
計	—	800,000	100.00

⑤　第１回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑥　第２回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑦　第３回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑧　第４回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑨　第５回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑩　第６回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑪　第７回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑫　第８回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑬　第９回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑭　第10回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑮　第11回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑯　第12回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券会社　東京支店）	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. （東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル）	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

⑰　第13回第四種優先株式

（平成16年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジェイピーモルガン・チェース・バンク・ロンドン（エスエムエフジー・ファイナンス（ケイマン）リミテッド代理人） （常任代理人　株式会社三井住友銀行　事務管理部）	TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET, LONDON, E1W 1YT , ENGLAND （東京都中央区日本橋小伝馬町13番６号　友泉大伝馬町ビル）	114,999	100.00
計	—	114,999	100.00

（注）１　フィデリティ投信株式会社から平成15年10月14日付で大量保有報告書の提出があり、平成15年９月30日現在で以下の普通株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
フィデリティ投信株式会社	東京都中央区新川一丁目８番８号	298,948	5.16

２　第１-12回第四種優先株式は、平成15年９月11日におけるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクからジーエスエスエム　ホールディングコーポレーション（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全子会社）への株式売買により前事業年度末では株主であったザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは株主ではなくなり、ジーエスエスエム　ホールディングコーポレーションが新たに株主になりました。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成16年３月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 1,132,099	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,069 (相互保有株式) 普通株式 21,777	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,741,752	5,741,752	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)１
端株	普通株式 30,412.53	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)１，２，３
発行済株式総数	6,928,109.53	—	—
総株主の議決権	—	5,741,752	—

(注) １ 「完全議決権株式(その他)」及び「端株」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ940株(議決権940個)及び0.80株含まれております。

２ 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.63株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式の所有者の氏名又は名称	端株数(株)
三井住友カード株式会社	0.27
SMBC抵当証券株式会社	0.41
SMBCフレンド証券株式会社	0.60

３ 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が0.60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成16年３月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	2,069	—	2,069	0.03
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目５番15号	12,000	—	12,000	0.20
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号	8,981	—	8,981	0.15
SMBC抵当証券株式会社	東京都新宿区新宿一丁目８番５号	292	—	292	0.00
SMBCファイナンスサービス株式会社	東京都港区新橋一丁目８番３号	504	—	504	0.00
計	—	23,846	—	23,846	0.41

(注) １ 株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が２株(議決権２個)あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

２ 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、株式会社三井住友銀行が平成14年６月27日開催の第１期定時株主総会の特別決議によって発行した商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を承継いたしました。なお、上記新株予約権に係る義務を当社が承継することについては、同行の平成14年９月26日開催の第１回第一種優先株式、第２回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年９月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役職員　677人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注)　決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

(平成16年６月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	―	―	―

(注)　平成16年６月29日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。」旨を定款に定めております。

3 【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社グループ全体の内部留保の水準を勘案し、社外流出を抑制して自己資本の充実を図る必要がありますことから、普通株式は前事業年度末と同じく１株当たり3,000円といたしました。また、各種優先株式は、それぞれ所定の金額といたしました。

なお、中間配当は実施しておりません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近２年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第１期	第２期
決算年月	平成15年３月	平成16年３月
最高(円)	452,000	780,000
最低(円)	206,000	162,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

また、いずれも店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年１月	２月	３月
最高(円)	676,000	576,000	573,000	592,000	608,000	780,000
最低(円)	453,000	439,000	473,000	533,000	516,000	616,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

また、いずれも店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

5 【役員の状況】

（平成16年６月30日現在）

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（株）
取締役会長（代表取締役）	岡　田　明　重	昭和13年４月９日生	昭和38年４月 平成３年６月 平成７年６月 平成８年６月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成15年３月	株式会社三井銀行入行 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 株式会社さくら銀行常務取締役 同専務取締役 同取締役頭取 同取締役頭取（執行役員を兼務） 株式会社三井住友銀行取締役会長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長（現職） 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）取締役会長（現職）	25
取締役社長（代表取締役）	西　川　善　文	昭和13年８月３日生	昭和36年４月 昭和61年６月 平成元年６月 平成３年11月 平成８年５月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成15年３月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同専務取締役 同副頭取 同頭取 同頭取兼最高執行役員 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長（現職） 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）頭取兼最高執行役員（現職）	48
取締役副社長（代表取締役）	北　山　禎　介	昭和21年10月26日生	昭和44年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成12年４月 平成12年６月 平成13年４月 平成15年３月 平成15年６月 平成16年４月 平成16年６月 平成16年６月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長（現職）	8
専務取締役（代表取締役）	石　田　浩　二	昭和22年６月22日生	昭和45年５月 平成９年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年１月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員　経営企画部長委嘱 同常務執行役員　本店第一営業本部長委嘱 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）常務執行役員　本店第一営業本部長委嘱 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務取締役 同専務取締役（現職）	20

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
取締役	平　澤　正　英	昭和22年９月15日生	昭和45年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年１月 平成13年４月 平成14年６月 平成14年12月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員　総務部長委嘱 同常務執行役員　総務部長兼神戸総務部長委嘱 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員　総務部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員　総務部長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	14
取締役	矢　作　光　明	昭和23年３月３日生	昭和45年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 同常務執行役員　本店第二営業本部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員　本店第二営業本部長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	17
取締役	山　内　悦　嗣	昭和12年６月30日生	昭和37年12月 昭和61年９月 平成３年10月 平成５年10月 平成11年５月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成14年12月	アーサーアンダーセン入社 同社日本代表 英和監査法人　統括代表 井上斎藤英和監査法人　理事長 朝日監査法人　専務理事 アーサーアンダーセン　日本副代表 朝日監査法人　専務理事退任 同社退職 アーサーアンダーセン退職 株式会社住友銀行取締役 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	―

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
取締役	山　川　洋一郎	昭和16年７月21日生	昭和41年４月 昭和54年４月 (昭和59年４月) 平成３年９月 平成４年10月 平成13年６月 平成14年12月 平成14年12月	弁護士登録(現職) 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パートナー(現職) (上記事務所の名称を「古賀総合法律事務所」と改称) ミシガン大学ロースクール客員教授 同大学ロースクール客員教授退任 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	―
常任監査役	平　野　豊三郎	昭和23年４月25日生	昭和46年４月 平成11年４月 平成12年５月 平成12年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成14年12月 平成15年３月	株式会社住友銀行入行 同神戸法人営業本部長兼神戸法人部長 同本店支配人 同常任監査役 株式会社三井住友銀行常任監査役 同監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	21
常任監査役	小　林　貞　雄	昭和24年６月９日生	昭和47年４月 平成11年４月 平成11年10月 平成12年４月 平成13年４月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行ニューヨーク支店米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長 同国際企業ディビジョンカンパニー金融商品営業部長 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員　アジア本部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員　アジア本部長委嘱 同執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	18
監査役	大　西　勝　也	昭和３年９月10日生	昭和28年４月 昭和63年２月 平成元年11月 平成３年５月 平成10年９月 平成10年11月 平成12年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成15年３月	京都地方裁判所判事補任官 最高裁判所事務総長 東京高等裁判所長官 最高裁判所判事 退官 弁護士登録(現職) 株式会社住友銀行監査役 株式会社三井住友銀行監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	―
監査役	伊　藤　助　成	昭和４年５月25日生	昭和28年３月 平成元年７月 平成９年４月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成14年12月	日本生命保険相互会社入社 同社社長 同社取締役会長(現職) 株式会社住友銀行監査役 株式会社三井住友銀行監査役 同監査役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職)	―

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（株）
監査役	荒　木　　浩	昭和６年４月18日生	昭和29年４月 平成５年６月 平成11年６月 平成14年９月 平成16年６月	東京電力株式会社入社 同社取締役社長 同社取締役会長 同社顧問（現職） 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役（現職）	―
計					171

（注）１　取締役　山内悦嗣、同　山川洋一郎の両氏は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役の要件を満たしております。

２　監査役　大西勝也、同　伊藤助成、同　荒木　浩の３氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役の要件を満たしております。

６　【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及びグループ各社では、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題のひとつと位置づけており、以下の「経営理念」及び「ビジネス・エシックス（企業倫理）」の遵守を通じて、健全経営の堅持、株主価値の永続的な向上、社会の健全な発展への貢献等の実現に努めております。

（経営理念）

○お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。

○事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

○勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

（ビジネス・エシックス（企業倫理））

○お客様本位の徹底

私たちは、お客様に支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客様のニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客様の満足と信頼を獲得します。

○健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客様、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

○社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

○自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

○コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックス（企業倫理）を意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

(2) 会社の機関及び内部統制システム

（役員の状況）

当社では監査役制度を採用しております。

役員は取締役８名、監査役５名の体制となっておりますが、このうち取締役２名、監査役３名は社外からの選任であります。

社外取締役には、当社の業務執行の適法性確保の観点から、専門家（公認会計士、弁護士）を選任しております。

（取締役会の運営）

取締役会は原則として月１回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する取締役社長との分離を図っております。

また、取締役会の機能を補完するため、取締役会の内部には「リスク管理委員会」、「報酬委員会」及び「人事委員会」という３つの委員会を設けておりますが、社外取締役はすべての内部委員会の委員（報酬委員会は社外取締役が委員長）に就任しており、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

○リスク管理委員会

グループ全体のリスク管理及びコンプライアンスに関する次の事項等を審議します。

- リスク管理の方針及び体制に関する事項
- その他経営に重大な影響を与えうる異例な事項

○報酬委員会

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議します。

- 報酬及び賞与に関する事項
- その他報酬に関する重要事項

○人事委員会

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役に関する次の事項等を審議します。

- 取締役候補者の選定に関する事項
- 役付取締役の選任及び代表取締役の選任に関する事項
- その他取締役の人事に関する重要事項

(監査役の活動)

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し取締役等から営業の報告を聞くとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。

(業務執行)

取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項等について、グループ経営会議を構成する役員間での協議を行ったうえで取締役社長がその採否を決定しております。また、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所の３社については、当社のグループ事業部担当役員が非常勤取締役に就任、社外取締役として業務執行状況の監督を行っております。

(内部監査)

当社では、取締役会が株主利益の観点から業務執行を監督しているのとは別に、業務執行体制内においても自ら客観的な内部監査を実施すべく、監査部を設置しております。監査部は、当社グループの業務運営や資産の健全性の確保を目的に内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社の内部監査機能を統括し、定例的に実施するグループ各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、グループ各社の内部管理体制の検証を行っております。これらの結果については、グループ経営会議、取締役会に対して定例的に報告を行うとともに、これらを踏まえ、監査対象拠点や関連部署・グループ各社の内部監査部署に対する提言・指導を行っております。

(コンプライアンス)

当社では、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、次のようなコンプライアンス体制を整備、その充実を図っております。

○取締役会・グループ経営会議

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

○コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

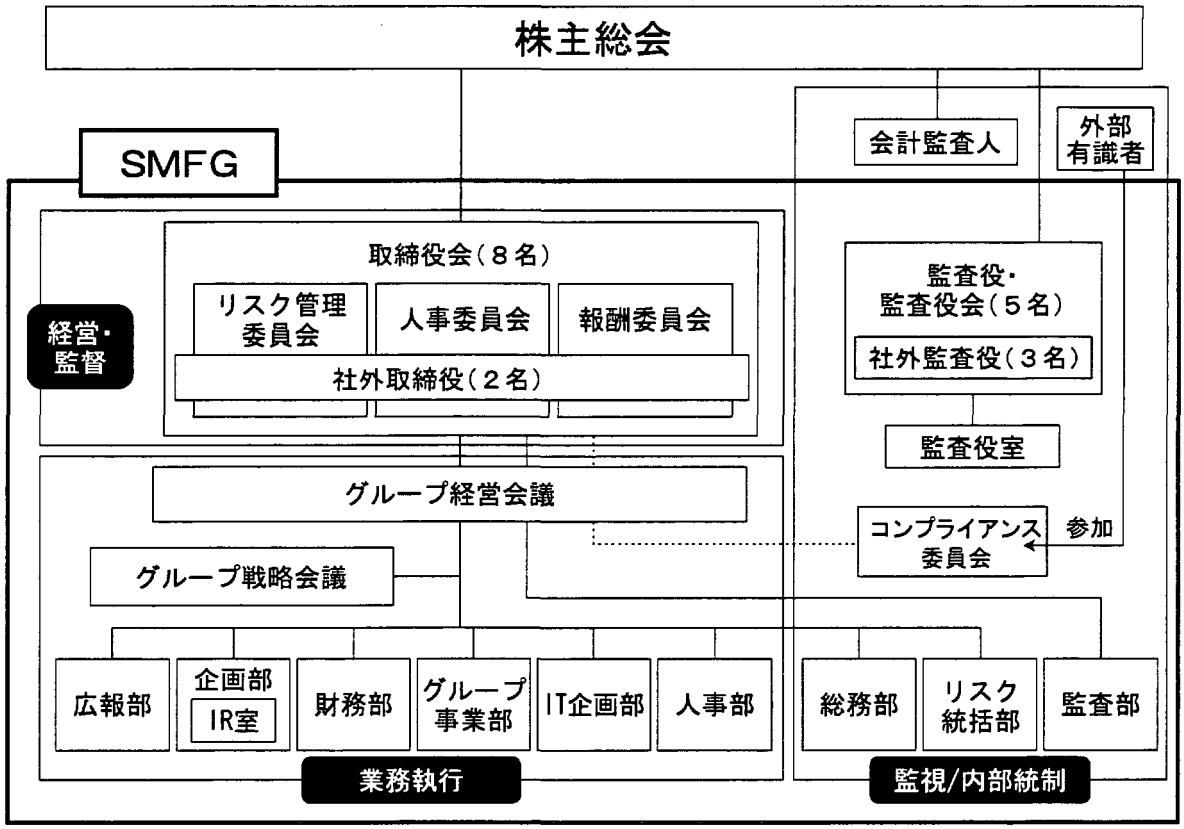

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

①取締役に対する報酬

123百万円

②監査役に対する報酬

37百万円

(4) 監査報酬の内容

当事業年度における当社の会計監査人であるあずさ監査法人に対する報酬は、次のとおりであります。

①監査契約に基づく監査証明に係る報酬

30百万円

②監査関連報酬

45百万円

（注）１　当社の会計監査を担当しております朝日監査法人は、平成16年１月１日付で朝日監査法人を存続法人としてあずさ監査法人と合併し、法人名称を「あずさ監査法人」に変更しております。

２　監査関連報酬の内容は、コンフォートレター作成に係る報酬及び内部管理態勢の有効性等の検証に関する外部監査に係る報酬等であります。

第５ 【経理の状況】

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前連結会計年度(自平成14年４月１日　至平成15年３月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度(自平成15年４月１日　至平成16年３月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当連結会計年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年１月30日内閣府令第５号)附則第２項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前事業年度(自平成14年12月２日　至平成15年３月31日)は改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(自平成15年４月１日　至平成16年３月31日)は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

なお、当事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年１月30日内閣府令第５号)附則第２項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

(3) 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前連結会計年度の連結財務諸表及び前事業年度の財務諸表については朝日監査法人の監査証明を、当連結会計年度の連結財務諸表及び当事業年度の財務諸表についてはあずさ監査法人の監査証明を受けております。

なお、当社の会計監査を担当しております朝日監査法人は、平成16年１月１日付で朝日監査法人を存続法人としてあずさ監査法人と合併し、法人名称を「あずさ監査法人」に変更しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比(%)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金	※8	3,442,523	3.29	5,328,950	5.21
コールローン及び買入手形		187,563	0.18	360,509	0.35
買現先勘定		109,710	0.10	152,070	0.15
債券貸借取引支払保証金		1,981,243	1.89	1,009,328	0.99
買入金銭債権		363,981	0.35	480,847	0.47
特定取引資産	※8	4,495,396	4.30	3,306,780	3.24
金銭の信託		24,629	0.02	3,749	0.00
有価証券	※1,2,8	24,118,520	23.06	27,049,901	26.47
貸出金	※3,4,5,6,7,8,9	61,082,946	58.39	55,382,800	54.18
外国為替	※7	749,974	0.72	743,957	0.73
その他資産	※8,10	3,219,009	3.08	3,034,182	2.97
動産不動産	※8,11,12	1,007,905	0.96	984,060	0.96
リース資産	※12	996,344	0.95	991,781	0.97
繰延税金資産		1,956,103	1.87	1,706,586	1.67
再評価に係る繰延税金資産	※11	724	0.00	706	0.00
連結調整勘定		30,031	0.03	21,706	0.02
支払承諾見返		3,084,383	2.95	3,079,738	3.01
貸倒引当金		△2,243,542	△2.14	△1,422,486	△1.39
資産の部合計		104,607,449	100.00	102,215,172	100.00

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※8	62,931,007	60.16	65,333,426	63.92
譲渡性預金		4,853,017	4.64	3,519,464	3.44
コールマネー及び売渡手形	※8	8,953,084	8.56	6,292,495	6.16
売現先勘定	※8	4,144,735	3.96	1,098,449	1.07
債券貸借取引受入担保金	※8	4,807,245	4.59	5,946,346	5.82
コマーシャル・ペーパー		187,800	0.18	282,700	0.28
特定取引負債	※8	2,851,391	2.72	1,873,245	1.83
借用金	※8,13	2,580,135	2.47	2,360,474	2.31
外国為替		397,666	0.38	572,755	0.56
社債	※14	3,583,754	3.43	4,002,965	3.92
信託勘定借		5,953	0.00	36,032	0.04
その他負債	※8,10	2,558,956	2.45	3,591,818	3.51
賞与引当金		22,079	0.02	22,226	0.02
退職給付引当金		101,408	0.10	40,842	0.04
債権売却損失引当金		20,665	0.02	—	—
日本国際博覧会出展引当金		—	—	116	0.00
特別法上の引当金		649	0.00	862	0.00
繰延税金負債		43,930	0.04	40,181	0.04
再評価に係る繰延税金負債	※11	58,788	0.06	56,391	0.05
支払承諾	※8	3,084,383	2.95	3,079,738	3.01
負債の部合計		101,186,654	96.73	98,150,534	96.02
(少数株主持分)					
少数株主持分		996,720	0.95	993,696	0.97
(資本の部)					
資本金	※15	1,247,650	1.19	1,247,650	1.22
資本剰余金		856,237	0.82	865,282	0.85
利益剰余金		311,664	0.30	611,189	0.60
土地再評価差額金	※11	101,440	0.09	96,527	0.09
その他有価証券評価差額金		△24,197	△0.02	325,013	0.32
為替換算調整勘定		△53,515	△0.05	△71,764	△0.07
自己株式	※16	△15,204	△0.01	△2,956	△0.00
資本の部合計		2,424,074	2.32	3,070,942	3.01
負債、少数株主持分及び資本の部合計		104,607,449	100.00	102,215,172	100.00

② 【連結損益計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 金額(百万円)	百分比(%)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		3,506,386	100.00	3,552,510	100.00
資金運用収益		1,816,908		1,591,338	
貸出金利息		1,262,092		1,167,622	
有価証券利息配当金		268,261		256,600	
コールローン利息及び買入手形利息		4,179		4,040	
買現先利息		1,352		2,542	
債券貸借取引受入利息		225		104	
預け金利息		34,768		12,687	
その他の受入利息		246,028		147,740	
信託報酬		7		334	
役務取引等収益		424,238		501,028	
特定取引収益		206,496		305,011	
その他業務収益		946,957		946,474	
リース料収入		392,362		421,009	
割賦売上高		178,671		198,261	
その他の業務収益		375,923		327,203	
その他経常収益	※1	111,776		208,323	
経常費用		4,022,136	114.71	3,209,665	90.35
資金調達費用		417,404		310,267	
預金利息		152,373		104,644	
譲渡性預金利息		7,576		3,535	
コールマネー利息及び売渡手形利息		3,724		2,598	
売現先利息		18,185		4,212	
債券貸借取引支払利息		28,830		48,622	
コマーシャル・ペーパー利息		380		236	
借用金利息		52,380		43,561	
社債利息		76,202		76,202	
社債発行差金償却		77		—	
新株予約権付社債利息		16		—	
その他の支払利息		77,654		26,653	
役務取引等費用		71,338		76,851	
特定取引費用		725		916	
その他業務費用		721,134		886,649	
賃貸原価		344,621		374,432	
割賦原価		161,889		180,994	
その他の業務費用		214,624		331,222	
営業経費	※2	889,237		866,549	
その他経常費用		1,922,296		1,068,430	
貸倒引当金繰入額		654,711		—	
その他の経常費用	※3	1,267,584		1,068,430	
経常利益(△は経常損失)		△515,749	△14.71	342,844	9.65
特別利益		11,906	0.34	117,020	3.29
動産不動産処分益		5,578		1,545	
償却債権取立益		1,833		1,147	
証券取引責任準備金取崩額		80		—	
その他の特別利益	※4	4,413		114,328	
特別損失		87,071	2.48	54,971	1.55
動産不動産処分損		38,880		32,242	
証券取引責任準備金繰入額		—		212	
その他の特別損失	※5	48,190		22,516	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△590,914	△16.85	404,894	11.39
法人税、住民税及び事業税		66,068	1.88	24,289	0.68
法人税等調整額		△225,190	△6.42	8,593	0.24
少数株主利益		33,567	0.96	41,596	1.17
当期純利益(△は当期純損失)		△465,359	△13.27	330,414	9.30

③ 【連結剰余金計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日） 金額（百万円）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日） 金額（百万円）
（資本剰余金の部）			
資本剰余金期首残高		1,684,373	856,237
資本準備金期首残高		1,326,758	—
その他資本剰余金期首残高		357,614	—
資本剰余金増加高		577,465	9,044
株式移転による設立に伴う増加高		326,746	—
増資による新株の発行		247,650	—
合併に伴う増加高		3,069	—
自己株式処分差益		—	9,044
資本剰余金減少高		1,405,601	—
連結子会社の合併に伴う減少高		1,405,507	—
自己株式処分差損		93	—
資本剰余金期末残高		856,237	865,282
（利益剰余金の部）			
利益剰余金期首残高		117,743	311,664
利益剰余金増加高		696,631	334,898
当期純利益		—	330,414
合併に伴う増加高		15,813	—
連結子会社の合併に伴う増加高		658,443	—
持分法適用会社の増加に伴う増加高		5,248	—
持分法適用会社の減少に伴う増加高		—	54
土地再評価差額金の取崩に伴う増加高		17,125	4,428
利益剰余金減少高		502,710	35,373
当期純損失		465,359	—
配当金		37,349	33,306
連結子会社の合併に伴う減少高		—	2,066
連結子会社の減少に伴う減少高		2	—
利益剰余金期末残高		311,664	611,189

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△590,914	404,894
動産不動産等減価償却費		89,414	82,464
リース資産減価償却費		312,562	336,271
連結調整勘定償却額		10,171	△4,260
持分法による投資損益(△)		△5,718	△15,700
貸倒引当金の増加額		82,688	△824,917
債権売却損失引当金の増加額		△65,706	△20,665
賞与引当金の増加額		△140	221
退職給付引当金の増加額		△47,563	△40,069
日本国際博覧会出展引当金の増加額		—	116
資金運用収益		△1,816,908	△1,591,338
資金調達費用		417,404	310,267
有価証券関係損益(△)		471,528	△67,928
金銭の信託の運用損益(△)		4,003	△121
為替差損益(△)		170,155	407,340
動産不動産処分損益(△)		33,301	30,697
リース資産処分損益(△)		1,505	△1,870
特定取引資産の純増(△)減		△1,253,569	1,131,864
特定取引負債の純増減(△)		569,881	△929,787
貸出金の純増(△)減		2,472,161	6,198,239
預金の純増減(△)		△2,024,876	1,829,914
譲渡性預金の純増減(△)		△1,806,894	△1,338,888
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		△261,965	△112,211
有利息預け金の純増(△)減		2,947,705	△1,299,305
コールローン等の純増(△)減		1,280,173	△318,516
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		1,039,276	971,914
コールマネー等の純増減(△)		902,660	△5,704,903
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		△979,700	94,900
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		1,632,445	1,139,101
外国為替(資産)の純増(△)減		42,144	5,016
外国為替(負債)の純増減(△)		99,013	175,444
普通社債の発行・償還による純増減(△)		457,319	152,514
信託勘定借の純増減(△)		5,953	30,078
資金運用による収入		1,956,975	1,636,935
資金調達による支出		△464,798	△336,704
取引約定未払金の純増減(△)		—	1,188,672
その他		△100,004	27,099
小計		5,579,686	3,546,782
法人税等の支払額		△136,485	△24,664
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,443,200	3,522,118

区分	注記番号	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△49,938,065	△47,305,660
有価証券の売却による収入		37,711,992	30,688,033
有価証券の償還による収入		7,907,363	13,967,819
金銭の信託の増加による支出		△14,622	△21,225
金銭の信託の減少による収入		23,624	42,259
動産不動産の取得による支出		△69,884	△80,932
動産不動産の売却による収入		73,677	20,839
リース資産の取得による支出		△336,512	△368,159
リース資産の売却による収入		33,900	37,678
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2	△15,444	△8,999
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		53	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,623,917	△3,028,346
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		165,000	89,500
劣後特約付借入金の返済による支出		△286,500	△195,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入		223,950	436,453
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△565,522	△150,713
株式等の発行による収入		495,300	—
配当金支払額		△37,348	△33,360
少数株主からの払込みによる収入		220	25
少数株主への配当金支払額		△39,621	△33,196
自己株式の取得による支出		△7,875	△632
自己株式の売却による収入		8,479	24,058
財務活動によるキャッシュ・フロー		△43,919	137,134
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		△2,629	△2,417
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額		772,734	628,488
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		2,128,742	2,900,991
Ⅶ　連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		0	—
Ⅷ　連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		△486	△0
Ⅸ　現金及び現金同等物の期末残高	※1	2,900,991	3,529,479

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１　連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社　170社 主要な連結子会社名は、「第１企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他98社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第５条第１項ただし書第２号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。	(1) 連結子会社　165社 主要な連結子会社名は、「第１企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、SMFG企業再生債権回収株式会社他11社は新規設立等により、当連結会計年度より連結子会社としております。 また、旧株式会社関西さわやか銀行は株式取得により当連結会計年度に連結子会社とし、旧株式会社関西銀行（株式会社関西アーバン銀行に商号変更）との合併により、当連結会計年度に連結子会社から除外しております。 さくらフレンド証券株式会社他５社は合併により、Sakura Global Capital Asia Limited他３社は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。また、エスエムビーシーエル・ケフェウス有限会社他６社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当連結会計年度より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他110社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第５条第１項ただし書第２号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。
２　持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社　４社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.	(1) 持分法適用の非連結子会社　４社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(2) 持分法適用の関連会社　43社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。	(2) 持分法適用の関連会社　44社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、北海道マザーランド・キャピタル株式会社他２社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。 ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社他１社は株式売却等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他98社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第１項ただし書第２号により、持分法非適用にしております。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他110社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第１項ただし書第２号により、持分法非適用にしております。
	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。
３　連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ９月末日　５社 10月末日　１社 12月末日　62社 １月末日　２社 ３月末日　100社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ９月末日　５社 10月末日　１社 12月末日　65社 １月末日　２社 ３月末日　92社 当連結会計年度より、国内連結子会社１社において決算日を従来の12月末日から３月末日へ変更しているため、連結財務諸表上、同社の損益は平成15年１月１日から平成16年３月31日までの15カ月となっております。なお、当該変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(2) ９月末日を決算日とする連結子会社は３月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、平成15年２月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) ９月末日を決算日とする連結子会社は３月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4　資本連結手続に関する事項	当社は、平成14年12月２日に旧株式会社三井住友銀行により、同行の単独完全親会社として、株式移転制度を利用して設立されました。 本件に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第６号）に準拠し、企業集団の経済的実態には変化がないものとして持分プーリング法に準じた処理を行っております。	―――――
5　会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
		連結子会社である三井住友銀行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」が61,077百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ19,741百万円及び80,818百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。 ② 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。 なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産及びリース資産 当社及び連結子会社である三井住友銀行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　７年～50年 動産　　２年～20年 その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(主として５年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産及びリース資産 同左 ② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、連結子会社である三井住友	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	銀行においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」（日本公認会計士協会平成15年２月24日）等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,324,459百万円であります。	なお、連結子会社である三井住友銀行においては今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,236,148百万円であります。
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として５年による按分額を費用処理しております。 一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47－2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、（退職給付関係）に記載しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として５年による按分額を費用処理しております。 連結子会社である三井住友銀行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、連結子会社である三井住友銀行は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、（退職給付関係）に記載しております。
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	――――
	――――	(8) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」（愛知万博）への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。 なお、この引当金は租税特別措置法第57条の２の準備金を含んでおります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。 ① 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 ② 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金843百万円であり、次のとおり計上しております。 ① 金融先物取引責任準備金 同左 ② 証券取引責任準備金 同左
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。 この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」はそれぞれ1,035百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上してお

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	りましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ450,929百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。 また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左
	(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 ① リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。 ② 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。	(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 ① リース取引のリース料収入の計上方法 同左 ② 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 連結子会社である三井住友銀行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。 また、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ 連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 前連結会計年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間毎にグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。 会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ28,948百万円及び13,923百万円減少し、「繰延税金資産」が9,528百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
		また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当連結会計年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は320,513百万円、繰延ヘッジ利益の総額は293,837百万円であります。 ・為替変動リスク・ヘッジ 連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。 これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 ・連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(14) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左
6　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
7　連結調整勘定の償却に関する事項	三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社に係る連結調整勘定は５年間の定額償却、その他の連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。	同左
8　利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
9　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	同左

表示方法の変更

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
――――――	(連結損益計算書関係) 社債発行差金の償却額は、従来、「社債発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第40号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度からは「社債利息」に含めて表示しております。

追加情報

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
外形標準課税に係る事業税 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年４月１日東京都条例第145号）（以下、「都条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年３月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年３月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年４月９日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年１月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年２月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように株式会社三井住友銀行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第１期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。	――――

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年６月９日大阪府条例第131号）（以下、「府条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年４月４日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年５月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年５月30日大阪府条例第77号）（以下、「平成14年改正府条例」という。）が、平成15年４月１日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年３月25日大阪府条例第14号）（以下、「平成15年改正府条例」という。）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年４月１日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則２の適用を受け、株式会社三井住友銀行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。	

注記事項

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成15年３月31日現在）	当連結会計年度 （平成16年３月31日現在）
※１　有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式194,837百万円及び出資金1,479百万円を含んでおります。	※１　有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式206,720百万円及び出資金1,480百万円を含んでおります。
※２　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円であります。	※２　無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に15,849百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に99百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は1,022,170百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは165,047百万円であります。
※３　貸出金のうち、破綻先債権額は201,392百万円、延滞債権額は2,710,164百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※３　貸出金のうち、破綻先債権額は96,413百万円、延滞債権額は1,767,862百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※４　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は130,353百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※４　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は51,538百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※５　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,728,791百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※５　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,382,168百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※６　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,770,700百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、上記３から６に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※６　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,297,981百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、上記３から６に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※７　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。	※７　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,023,057百万円であります。
※８　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　75,268百万円 特定取引資産　990,965百万円 有価証券　11,458,018百万円 貸出金　4,738,320百万円 その他資産(延払資産等)　1,140百万円 動産不動産　535百万円 担保資産に対応する債務 預金　21,038百万円 コールマネー及び売渡手形　7,952,599百万円 売現先勘定　4,107,615百万円 債券貸借取引受入担保金　4,189,794百万円 特定取引負債　136,975百万円 借用金　2,885百万円 その他負債　18,548百万円 支払承諾　41,108百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,624,346百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は121,725百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。	※８　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　112,778百万円 特定取引資産　540,579百万円 有価証券　10,723,663百万円 貸出金　1,375,426百万円 その他資産(延払資産等)　1,056百万円 動産不動産　524百万円 担保資産に対応する債務 預金　15,276百万円 コールマネー及び売渡手形　5,175,669百万円 売現先勘定　1,055,508百万円 債券貸借取引受入担保金　5,700,206百万円 特定取引負債　203,599百万円 借用金　4,451百万円 その他負債　1,122百万円 支払承諾　141,835百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金42,537百万円、特定取引資産3,908百万円、有価証券6,801,910百万円及び貸出金55,000百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は112,628百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8,130百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※９　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,475,362百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが28,769,561百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※９　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,634,541百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが29,806,280百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※10　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は952,712百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,095,321百万円であります。	※10　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は663,546百万円、繰延ヘッジ利益の総額は564,122百万円であります。
※11　連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。	※11　連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年３月31日及び平成14年３月31日 その他の一部の連結子会社 平成11年３月31日、平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。	再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年３月31日及び平成14年３月31日 その他の一部の連結子会社 平成11年３月31日、平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より16,497百万円下回っております。
※12　動産不動産の減価償却累計額は630,121百万円、リース資産の減価償却累計額は1,490,721百万円であります。	※12　動産不動産の減価償却累計額は587,180百万円、リース資産の減価償却累計額は1,528,311百万円であります。
※13　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。	※13　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金770,003百万円が含まれております。
※14　社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。	※14　社債には、劣後特約付社債1,661,881百万円が含まれております。
※15　当社の発行済株式の総数 普通株式　5,796千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第１回第四種優先株式　4千株 第２回第四種優先株式　4千株 第３回第四種優先株式　4千株 第４回第四種優先株式　4千株 第５回第四種優先株式　4千株 第６回第四種優先株式　4千株 第７回第四種優先株式　4千株 第８回第四種優先株式　4千株 第９回第四種優先株式　4千株 第10回第四種優先株式　4千株 第11回第四種優先株式　4千株 第12回第四種優先株式　4千株 第13回第四種優先株式　115千株	※15　当社の発行済株式の総数 普通株式　5,796千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第１回第四種優先株式　4千株 第２回第四種優先株式　4千株 第３回第四種優先株式　4千株 第４回第四種優先株式　4千株 第５回第四種優先株式　4千株 第６回第四種優先株式　4千株 第７回第四種優先株式　4千株 第８回第四種優先株式　4千株 第９回第四種優先株式　4千株 第10回第四種優先株式　4千株 第11回第四種優先株式　4千株 第12回第四種優先株式　4千株 第13回第四種優先株式　114千株
※16　連結会社および持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する当社の株式の数 普通株式　55千株	※16　連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する当社の株式の数 普通株式　14千株

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
※１　その他経常収益には、株式等売却益54,004百万円を含んでおります。	※１　その他経常収益には、株式等売却益159,037百万円を含んでおります。
※２　営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。	※２　営業経費には、研究開発費402百万円を含んでおります。
※３　その他の経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却507,624百万円を含んでおります。	※３　その他の経常費用には、貸出金償却660,382百万円、延滞債権等を売却したことによる損失269,059百万円を含んでおります。
※４　その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益であります。	※４　その他の特別利益には、厚生年金基金の代行部分の将来支給義務免除に係る利益59,095百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,127百万円並びに貸倒引当金戻入益14,378百万円を含んでおります。
※５　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。	※５　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額21,348百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位　百万円) 平成15年３月31日現在 現金預け金勘定　3,442,523 有利息預け金　△541,532 現金及び現金同等物　2,900,991	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位　百万円) 平成16年３月31日現在 現金預け金勘定　5,328,950 有利息預け金　△1,799,471 現金及び現金同等物　3,529,479
※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他３社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。 (金額単位　百万円) 資産　191,318 (うちリース資産　82,346) 負債　△150,698 (うち借用金　△96,817) 少数株主持分　△26,881 連結調整勘定　5,013 上記５社株式の取得価額　18,751 上記５社現金及び現金同等物　△3,306 差引：上記５社取得のための支出　15,444	※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに旧株式会社関西さわやか銀行他２社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。 (金額単位　百万円) 資産　800,118 (うち貸出金　593,042) 負債　△724,759 (うち預金　△682,774) 少数株主持分　△23,450 連結調整勘定　△13,136 上記３社株式の取得価額　38,773 上記３社現金及び現金同等物　△29,773 差引：上記３社取得のための支出　8,999

（リース取引関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産　17,591百万円 その他　253百万円 合計　17,844百万円 減価償却累計額相当額 動産　7,078百万円 その他　146百万円 合計　7,225百万円 年度末残高相当額 動産　10,512百万円 その他　106百万円 合計　10,618百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　3,020百万円 １年超　7,328百万円 合計　10,348百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　3,738百万円 減価償却費相当額　3,440百万円 支払利息相当額　279百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産　11,705百万円 その他　606百万円 合計　12,312百万円 減価償却累計額相当額 動産　6,848百万円 その他　357百万円 合計　7,206百万円 年度末残高相当額 動産　4,856百万円 その他　249百万円 合計　5,106百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　2,070百万円 １年超　3,251百万円 合計　5,322百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　2,296百万円 減価償却費相当額　2,132百万円 支払利息相当額　162百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
(2) 貸手側	(2) 貸手側
・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高	・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額
動産　1,949,522百万円	動産　1,908,945百万円
その他　503,639百万円	その他　580,899百万円
合計　2,453,161百万円	合計　2,489,845百万円
減価償却累計額	減価償却累計額
動産　1,203,855百万円	動産　1,197,471百万円
その他　273,477百万円	その他　323,580百万円
合計　1,477,332百万円	合計　1,521,051百万円
年度末残高	年度末残高
動産　745,667百万円	動産　711,474百万円
その他　230,161百万円	その他　257,319百万円
合計　975,828百万円	合計　968,794百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
１年内　312,772百万円	１年内　318,916百万円
１年超　702,955百万円	１年超　674,752百万円
合計　1,015,727百万円	合計　993,669百万円
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料　374,816百万円	受取リース料　410,953百万円
減価償却費　306,999百万円	減価償却費　331,032百万円
受取利息相当額　70,330百万円	受取利息相当額　60,905百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
２　オペレーティング・リース取引	２　オペレーティング・リース取引
(1) 借手側	(1) 借手側
・未経過リース料	・未経過リース料
１年内　18,646百万円	１年内　17,136百万円
１年超　101,035百万円	１年超　83,638百万円
合計　119,681百万円	合計　100,774百万円
(2) 貸手側	(2) 貸手側
・未経過リース料	・未経過リース料
１年内　233百万円	１年内　4,189百万円
１年超　482百万円	１年超　9,804百万円
合計　716百万円	合計　13,993百万円
なお、上記１、２に記載した貸手側の未経過リース料のうち108,886百万円を借用金等の担保に提供しております。	なお、上記１、２に記載した貸手側の未経過リース料のうち87,900百万円を借用金等の担保に提供しております。

（有価証券関係）

※１　連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※２　子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ　当連結会計年度

１　売買目的有価証券（平成16年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1,170,727	△1,707

２　満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	509,458	500,930	△8,527	1,739	10,266
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	17,272	18,374	1,101	1,101	—
合計	526,731	519,305	△7,425	2,840	10,266

（注）１　時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
　　２　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3　その他有価証券で時価のあるもの(平成16年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	2,234,577	2,904,362	669,784	736,878	67,094
債券	15,604,771	15,501,515	△103,256	18,590	121,847
国債	14,028,689	13,939,482	△89,207	14,225	103,432
地方債	515,362	506,263	△9,098	1,075	10,173
社債	1,060,720	1,055,769	△4,950	3,289	8,240
その他	5,354,322	5,363,406	9,084	32,047	22,963
合計	23,193,672	23,769,285	575,612	787,517	211,904

(注) 1　評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円(収益)であります。

2　連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は5,625百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先　　時価が取得原価に比べて下落

要注意先　　時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先　　時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
地方債	23,060	23,796	736	
合計	44,123	45,506	1,382	

5　当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	30,640,639	281,085	154,031

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	3,371
その他	9,713
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	532,446
非上場債券	1,596,199
非上場外国証券	316,217
その他	144,433

7　保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、当連結会計年度中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。また、保有目的区分を変更した債券のうち、12,063百万円を当連結会計年度中に売却しており、これにより売却損益18百万円を計上しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が35百万円増加し、「繰延税金資産」が14百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ19百万円及び１百万円増加しております。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	2,879,079	9,470,889	3,999,979	1,257,227
国債	2,706,787	7,223,369	3,266,491	1,252,292
地方債	7,759	263,194	234,789	519
社債	164,531	1,984,324	498,698	4,415
その他	441,373	4,212,911	457,429	538,094
合計	3,320,453	13,683,800	4,457,409	1,795,322

Ⅱ　前連結会計年度

1　売買目的有価証券(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,434,190	△1,096

2　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	311,391	315,414	4,023	4,023	—
地方債	23,091	23,920	828	828	—
社債	—	—	—	—	—
その他	42,413	43,444	1,030	1,136	105
合計	376,896	382,779	5,882	5,988	105

(注) 1　時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3　その他有価証券で時価のあるもの(平成15年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,167,955	3,002,513	△165,442	112,952	278,395
債券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地方債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
その他	4,479,136	4,502,770	23,634	42,897	19,263
合計	21,671,106	21,640,463	△30,643	272,943	303,587

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は494,815百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4　当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5　当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	37,709,925	231,862	190,364

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	4,105
その他	6,463
その他有価証券	
非上場外国証券	363,282
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	281,888
その他	137,050

7　保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	3,482,943	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,635	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	355,161	2,886,041	765,581	880,974
合計	3,838,104	11,020,271	4,534,985	1,141,800

(金銭の信託関係)

Ⅰ　当連結会計年度

1　運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成16年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,628	3,749	121	222	100

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

Ⅱ　前連結会計年度

1　運用目的の金銭の信託(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	23,044	23,000	△44	510	555

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ　当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成16年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	552,271
その他有価証券	552,149
その他の金銭の信託	121
（△）繰延税金負債	225,309
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	326,962
（△）少数株主持分相当額	3,207
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,258
その他有価証券評価差額金	325,013

（注）１　その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円（収益）であります。

２　その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額（損益処理分を除く）を含んでおります。

Ⅱ　前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成15年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△30,758
その他有価証券	△30,713
その他の金銭の信託	△44
（＋）繰延税金資産	2,004
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△28,754
（△）少数株主持分相当額	△4,557
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△1
その他有価証券評価差額金	△24,197

（注）　その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額（損益処理分を除く）を含んでおります。

（デリバティブ取引関係）

I　当連結会計年度（自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日）

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っています。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR(保有期間１日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	35	9	17	20
バンキング	1,286	354	659	834

(注) 株式会社三井住友銀行及び同主要連結子会社に係る計数であります。トレーディングは個別リスクを除いております。

② 信用リスク相当額(与信相当額)

区分	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) (億円)
金利スワップ	35,343
通貨スワップ	11,787
先物外国為替	8,893
金利オプション(買)	935
通貨オプション(買)	1,720
その他の金融派生商品	576
一括清算ネッティング契約 による信用リスク削減効果	△29,424
合計	29,831

(注) 1 上記計数は、ＢＩＳ自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	87,393,679	2,662,913	△111,937	△111,937
	買建	91,880,414	3,624,247	110,424	110,424
	金利オプション				
	売建	554,768	267,333	△218	△218
	買建	984,778	267,333	241	241
店頭	金利先渡契約				
	売建	3,576,364	430,000	952	952
	買建	13,028,083	1,640,000	△2,001	△2,001
	金利スワップ	385,010,824	290,122,316	235,969	235,969
	受取固定・支払変動	184,435,337	138,971,508	1,624,354	1,624,354
	受取変動・支払固定	178,700,873	135,278,747	△1,380,548	△1,380,548
	受取変動・支払変動	21,727,688	15,792,166	518	518
	金利スワップション				
	売建	2,224,743	968,959	△37,880	△37,880
	買建	2,589,152	1,173,273	41,346	41,346
	キャップ				
	売建	5,408,280	3,469,422	△6,543	△6,543
	買建	3,602,677	2,345,784	5,628	5,628
	フロアー				
	売建	224,688	190,319	△5,321	△5,321
	買建	302,366	240,371	5,040	5,040
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	306,408	72,854	4,402	4,402
	合計	—	—	240,101	240,101

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は13百万円(利益)であります。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

成16年３月31日現在）

(2) 通貨関連

区分	通貨	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
		16,317,980	10,396,658	82,675	131,136
		646,230	623,671	△16,259	△16,259
		1,135,123	1,112,563	40,495	40,495
		33,748,772	1,368,595	△38,814	△38,814
		2,911,936	898,824	△90,113	△90,113
		2,883,999	907,272	107,026	107,026
		7,957	882	51	51
		—	—	—	—
		—	—	85,060	133,521

いては時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

ッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が消去されたものについては、上記記載から除いております。

一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記示いております。なお、この未実現損益は△442百万円（損失）であります。

価の算定

割引現在価値等により算定しております。

従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万	
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—		
	買建	3,349	—	63	
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	
	その他				
	売建	4,791	—	△231	△23
	買建	7,336	3,005	311	311
	合計	—	—	143	143

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,317,980	10,396,658	82,675	131,136
	通貨スワップション				
	売建	646,230	623,671	△16,259	△16,259
	買建	1,135,123	1,112,563	40,495	40,495
	為替予約	33,748,772	1,368,595	△38,814	△38,814
	通貨オプション				
	売建	2,911,936	898,824	△90,113	△90,113
	買建	2,883,999	907,272	107,026	107,026
	その他				
	売建	7,957	882	51	51
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	85,060	133,521

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△442百万円(損失)であります。

2　時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3　従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,349	—	63	63
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	4,791	—	△231	△231
	買建	7,336	3,005	311	311
	合計	—	—	143	143

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,485,848	—	5,213	5,213
	買建	3,473,003	—	△16,918	△16,918
	債券先物オプション				
	売建	333,500	—	△769	△769
	買建	5,000	—	66	66
店頭	債券先渡契約				
	売建	296,334	273,251	1,746	1,746
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	2,821,954	14,114	△6,020	△6,020
	買建	2,420,812	2,972	18,216	18,216
	合計	—	—	1,533	1,533

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	86,127	84,270	△5,742	△5,742
	変動価格受取・固定価格支払	87,038	84,985	9,932	9,932
	商品オプション				
	売建	4,457	4,318	△1,645	△1,645
	買建	4,448	4,309	1,667	1,667
	合計	—	—	4,211	4,211

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	38,891	36,213	△826	△826
	買建	57,308	52,627	1,580	1,580
	その他				
	売建	1,504	—	△23	△23
	買建	1,389	—	27	27
	合計	—	—	757	757

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅱ　前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っています。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR(保有期間１日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) 株式会社三井住友銀行及び同主要連結子会社にかかる計数であります。トレーディングは個別リスクを除いております。

② 信用リスク相当額(与信相当額)

区分	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) (億円)
金利スワップ	40,047
通貨スワップ	8,719
先物外国為替	9,506
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネッティング契約 による信用リスク削減効果	△28,825
合計	31,636

(注) 1 上記計数は、ＢＩＳ自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	59,749,099	4,547,691	△103,623	△103,623
	買建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売建	1,230,739	—	76	76
	買建	600,964	205,802	△99	△99
店頭	金利先渡契約				
	売建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買建	3,469,855	455,000	△500	△500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	△3,040,142	△3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売建	1,720,503	798,669	△35,707	△35,707
	買建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売建	5,352,002	3,331,808	△4,194	△4,194
	買建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682
	フロアー				
	売建	317,281	207,279	△7,673	△7,673
	買建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売建	42,316	36,551	△6,526	△6,526
	買建	250,660	92,669	6,603	6,603
	合計	—	—	251,467	251,467

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は818百万円(利益)であります。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	△39,389	△39,389
	通貨スワップション				
	売建	330,238	330,238	△3,173	△3,173
	買建	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売建	56,586	13,166	△1,375	△1,375
	買建	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他				
	売建	15,310	2,855	153	153
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△26,956	△26,956

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)３の取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は371百万円(利益)であります。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

3 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	—
	買建	—
	通貨オプション	
	売建	—
	買建	—
店頭	為替予約	37,271,679
	通貨オプション	
	売建	3,001,518
	買建	3,195,840

(3) 株式関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	0	—	0	0
	買建	0	—	△0	△0
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	477	—	0	0
	買建	477	—	0	0
	合計	—	—	0	0

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	119,032	—	△388	△388
	買建	129,712	—	△67	△67
	債券先物オプション				
	売建	4,000	—	△8	△8
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	16,010	15,617	0	0
	買建	4,719	3,125	0	0
	合計	—	—	△463	△463

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	31,049	27,358	△1,607	△1,607
	変動価格受取・固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
	売建	6,369	4,063	△1,493	△1,493
	買建	6,369	4,063	1,521	1,521
	合計	—	—	797	797

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	△1,767	△1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計	—	—	6,578	6,578

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1　採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社である三井住友銀行は、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。また、一部の国内連結子会社において、平成16年５月１日に厚生労働大臣から過去分支給義務免除の認可を受けております。

なお、連結子会社である三井住友銀行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2　退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△1,164,570	△892,421
年金資産	(B)	723,175	709,353
未積立退職給付債務	(C)＝(A)＋(B)	△441,395	△183,068
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	44,087	17,876
未認識数理計算上の差異	(E)	349,118	215,420
未認識過去勤務債務	(F)	△53,218	△78,022
連結貸借対照表計上額の純額	(G)＝(C)＋(D)＋(E)＋(F)	△101,408	△27,792
前払年金費用	(H)	—	13,049
退職給付引当金	(G)－(H)	△101,408	△40,842

(注) 1　一部の国内連結子会社は、前連結会計年度において厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。前連結会計年度末日において測定された年金資産の返還相当額は、23,906百万円であります。

2　連結子会社である三井住友銀行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、連結子会社である三井住友銀行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。

当連結会計年度末において測定された年金資産の返還相当額(最低責任準備金)は184,014百万円であります。

3　一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4　総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は前連結会計年度27,306百万円、当連結会計年度32,501百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3　退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
勤務費用	26,163	25,748
利息費用	34,772	32,702
期待運用収益	△32,219	△23,033
会計基準変更時差異の費用処理額	23,158	21,348
数理計算上の差異の費用処理額	24,547	35,785
過去勤務債務の費用処理額	△6,583	△6,062
その他(臨時に支払った割増退職金等)	9,811	6,953
退職給付費用	79,650	93,442
厚生年金基金の代行部分返上益	△4,413	△59,095
計	75,237	34,347

(注)　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
(1) 割引率	1.7%～3.0%	1.5%～2.5%
(2) 期待運用収益率	0%～5.0%	0%～4.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)	同左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として５年	同左

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	952,503百万円	税務上の繰越欠損金	1,030,860百万円
有価証券償却	569,077百万円	貸倒引当金	549,411百万円
税務上の繰越欠損金	451,408百万円	有価証券償却	351,143百万円
貸出金償却	324,328百万円	貸出金償却	286,808百万円
退職給付引当金	112,694百万円	退職給付引当金	95,722百万円
その他有価証券評価差額金	11,853百万円	減価償却費	8,642百万円
減価償却費	10,042百万円	その他	114,996百万円
債権売却損失引当金	8,335百万円	繰延税金資産小計	2,437,585百万円
その他	119,670百万円	評価性引当額	△441,060百万円
繰延税金資産小計	2,559,913百万円	繰延税金資産合計	1,996,524百万円
評価性引当額	△540,074百万円	繰延税金負債	
繰延税金資産合計	2,019,839百万円	その他有価証券評価差額金	△225,246百万円
繰延税金負債		レバレッジドリース	△50,522百万円
レバレッジドリース	△48,754百万円	退職給付信託設定益	△26,808百万円
退職給付信託設定益	△25,328百万円	子会社の留保利益金	△11,818百万円
子会社の留保利益金	△10,614百万円	その他	△15,724百万円
その他	△22,969百万円	繰延税金負債合計	△330,119百万円
繰延税金負債合計	△107,666百万円	繰延税金資産の純額	1,666,405百万円
繰延税金資産の純額	1,912,172百万円		
2　当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳		2　当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
当社の法定実効税率	42.05%	当社の法定実効税率	42.05%
（調整）		（調整）	
評価性引当額	△25.92%	評価性引当額	△18.93%
全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	10.40%	全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	△5.15%
その他	0.39%	当社と国内銀行連結子会社との法定実効税率差異	△2.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.93%	受取配当金益金不算入	△2.67%
		持分法投資損益	△1.47%
		その他	△3.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.12%

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。また、これを受けて連結子会社である三井住友銀行の都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年４月１日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。 この変更に伴い、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」は63,905百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は64,127百万円減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,609百万円増加し、「土地再評価差額金」は2,618百万円減少しております。なお、上記のうち、連結子会社である三井住友銀行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.62％から40.46％となり「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。	３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」はそれぞれ7,193百万円、０百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は8,095百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金資産」及び「再評価に係る繰延税金負債」はそれぞれ３百万円、232百万円増加、「土地再評価差額金」は230百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は938百万円減少しております。なお、上記のうち、連結子会社である三井住友銀行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の40.46％から40.63％となり、「繰延税金資産」は6,654百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は7,560百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は232百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少し、「その他有価証券評価差額金」は905百万円減少しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,492,168	674,243	386,098	3,552,510	—	3,552,510
(2) セグメント間の内部経常収益	26,911	18,466	182,955	228,333	(228,333)	—
計	2,519,079	692,709	569,054	3,780,844	(228,333)	3,552,510
経常費用	2,295,451	658,092	472,737	3,426,281	(216,616)	3,209,665
経常利益	223,627	34,616	96,317	354,562	(11,717)	342,844
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	99,062,021	1,815,963	5,940,301	106,818,286	(4,603,113)	102,215,172
減価償却費	66,809	336,392	19,043	422,245	9	422,255
資本的支出	91,870	371,350	28,906	492,127	33	492,161

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,409,122百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

4　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５(1)に記載のとおり、連結子会社である三井住友銀行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について19,741百万円増加しております。

5　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５(10)に記載のとおり、国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について1,035百万円増加しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について450,929百万円増加しております。

6　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５(13)に記載のとおり、連結子会社である三井住友銀行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「資産」が「銀行業」について19,420百万円減少しております。

7　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について6,657百万円、「リース業」について114百万円、「その他事業」について402百万円、「消去又は全社」について22百万円それぞれ増加しております。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,530,217	640,529	335,639	3,506,386	—	3,506,386
(2) セグメント間の内部経常収益	31,282	5,563	163,790	200,636	(200,636)	—
計	2,561,499	646,093	499,429	3,707,023	(200,636)	3,506,386
経常費用	3,130,721	622,237	447,163	4,200,122	(177,986)	4,022,136
経常利益 (△は経常損失)	△569,221	23,855	52,265	△493,099	(22,650)	△515,749
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	102,058,264	1,789,697	6,158,720	110,006,682	(5,399,232)	104,607,449
減価償却費	73,505	329,478	18,908	421,892	1	421,894
資本的支出	85,829	319,716	30,145	435,690	29	435,720

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,373,529百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

4　(税効果会計関係)　３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されたことにより、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について65,769百万円増加、「リース業」について753百万円、「その他事業」について1,109百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,250,452	135,908	75,566	90,582	3,552,510	—	3,552,510
(2) セグメント間の内部経常収益	50,138	39,129	6,113	11,360	106,742	(106,742)	—
計	3,300,591	175,038	81,680	101,942	3,659,252	(106,742)	3,552,510
経常費用	3,067,985	109,837	65,586	59,397	3,302,806	(93,140)	3,209,665
経常利益	232,606	65,201	16,093	42,545	356,446	(13,601)	342,844
Ⅱ　資産	95,318,870	4,826,318	2,177,644	2,731,299	105,054,133	(2,838,960)	102,215,172

(注) 1　当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3　資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,409,122百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

4　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５(1)に記載のとおり、連結子会社である三井住友銀行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について19,939百万円増加、「アジア・オセアニア」について198百万円減少しております。

5　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５(10)に記載のとおり、国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について４百万円、「アジア・オセアニア」について1,030百万円それぞれ増加しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について279,156百万円、「米州」について114,960百万円、「欧州」について1,554百万円、「アジア・オセアニア」について55,257百万円それぞれ増加しております。

6　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５(13)に記載のとおり、連結子会社である三井住友銀行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「資産」が「日本」について19,420百万円減少しております。

7　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について7,174百万円、「消去又は全社」について22百万円それぞれ増加しております。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,033,860	173,224	174,353	124,948	3,506,386	—	3,506,386
(2) セグメント間の内部経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	—
計	3,100,110	221,966	206,498	151,860	3,680,435	(174,048)	3,506,386
経常費用	3,804,777	149,894	134,985	82,652	4,172,309	(150,172)	4,022,136
経常利益 (△は経常損失)	△704,666	72,071	71,512	69,208	△491,873	(23,876)	△515,749
Ⅱ　資産	96,909,941	6,138,645	2,167,625	2,647,964	107,864,176	(3,256,726)	104,607,449

(注) 1　当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3　資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,373,529百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

4　(税効果会計関係)　３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されたことにより、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について63,905百万円増加しております。

【海外経常収益】

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	金額(百万円)
Ⅰ　海外経常収益	302,057
Ⅱ　連結経常収益	3,552,510
Ⅲ　海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.5

(注) 1　一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2　海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	金額(百万円)
Ⅰ　海外経常収益	472,525
Ⅱ　連結経常収益	3,506,386
Ⅲ　海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.5

(注) 1　一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2　海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者との取引】

Ⅰ　当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

Ⅱ　前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり純資産額	円	106,577.05	215,454.83
１株当たり当期純利益 （△は１株当たり当期純損失）	円	△84,324.98	52,314.75
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	35,865.20

（注）１　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり当期純利益 （又は１株当たり当期純損失）			
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	△465,359	330,414
普通株主に帰属しない金額	百万円	15,921	29,039
（うち優先配当額）	百万円	15,921	29,039
普通株式に係る当期純利益 （△は当期純損失）	百万円	△481,280	301,375
普通株式の期中平均株式数	千株	5,707	5,760
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	―	29,026
（うち優先配当額）	百万円	―	29,039
（うち連結子会社発行の 新株予約権による希薄化）	百万円	―	△12
普通株式増加数	千株	―	3,451
（うち優先株式）	千株	―	3,451
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		優先株式	新株予約権１種類※１ （新株予約権の数1,620個）
		新株予約権１種類 （新株予約権の数1,620個）	―
		連結子会社発行の新株予約権６種類（3,130千株）	―
		連結子会社発行の2004年満期米ドル建転換社債（額面総額8,660千$）※２	―

※１　新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

２　連結子会社発行の2004年満期の米ドル建転換社債は前連結会計年度に償還しております。

２　なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は、当期純損失が計上されているので記載しておりません。

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
――――	――――

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (注)1 (%)	担保	償還期限
株式会社三井住友銀行	第1回～第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)2,5	平成11年10月～ 平成13年1月	596,116	592,509 [199,395]	1.09～ 1.40	なし	平成16年10月～ 平成18年1月
	第1回2号～第6回2号無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)3,5	平成11年11月～ 平成12年9月	317,656 [30,000]	286,868 [167,580]	1.31～ 1.74	なし	平成16年11月～ 平成19年5月
	第7回無担保変動利付社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年3月19日	20,000	20,000	1.982	なし	平成25年3月19日
	第8回～第19回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年4月～ 平成16年2月	893,961	1,170,711	0.51～ 0.92	なし	平成18年4月～ 平成21年1月
	2012年3月6日満期ユーロ円建社債	平成12年3月6日	5,000	5,000	3.00	なし	平成24年3月6日
	2003年11月10日～ 2005年9月26日満期 米ドル建社債 (注)5,6	平成11年11月～ 平成13年9月	144,240 (1,200,000千$) [60,100]	73,983 (700,000千$)	4.32～ 6.02	なし	平成17年5月～ 平成17年9月
	第1回2号無担保社債 (劣後特約付)	平成12年8月2日	50,000	50,000	2.33	なし	平成22年9月20日
	第2回～第7回無担保社債 (劣後特約付)	平成12年6月～ 平成16年2月	190,000	300,000	1.71～ 2.62	なし	平成22年6月～ 平成26年2月
	2008年9月30日～ 2017年3月14日満期 ユーロ円建社債(劣後特約付)	平成10年9月～ 平成16年3月	215,700	295,000	0.6015～ 2.72	なし	平成21年9月～ 平成29年3月
	ユーロ円建永久社債(劣後特約付)	平成14年10月～ 平成16年3月	71,100	188,100	1.66375～ 2.685	なし	定めず
	2009年3月30日～ 2012年6月15日満期 米ドル建社債(劣後特約付) (注)6	平成11年3月～ 平成14年6月	108,059 (899,000千$)	81,804 (774,000千$)	5.93～ 8.00	なし	平成23年11月～ 平成24年6月
	米ドル建永久社債(劣後特約付) (注)6	平成15年8月1日	—	89,836 (850,000千$)	8.15	なし	定めず
	英ポンド建永久社債(劣後特約付) (注)6	平成15年12月30日	—	2,317 (12,000千英ポンド)	6.98	なし	定めず
＊1	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年3月～ 平成16年3月	141,293 [69,100]	138,298 [72,498]	0.19～ 3.63	なし	平成16年4月～ 平成25年11月
＊2	連結子会社普通社債 (注)4,5,6	平成11年7月27日	1,209 (10,000千$)	1,209 (10,000千$) [1,209]	6.60	なし	平成16年7月27日
＊3	連結子会社普通社債 (注)4,6	平成12年10月31日	113 (2,000千A$)	113 (2,000千A$)	7.00	なし	平成17年10月31日
＊4	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年6月～ 平成15年11月	48,504 [18,585]	43,455 [19,905]	0.04～ 3.50	なし	平成16年3月～ 平成34年8月
＊5	連結子会社普通社債 (注)4,6	平成9年9月～ 平成13年12月	8,145 (68,000千$)	4,061 (38,000千$)	1.67～ 7.66	なし	平成17年6月～ 平成21年5月
＊6	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年5月～ 平成15年6月	4,484	4,872 [1,990]	3.90～ 5.61	なし	平成16年5月～ 平成30年6月
＊7	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4,5	平成6年9月～ 平成15年12月	636,660	546,491 [12,000]	0.00～ 5.98	なし	平成17年3月～ 定めず
＊8	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4,6	平成11年6月～ 平成12年2月	129,215 (1,075,000千$)	108,332 (1,025,000千$)	2.29～ 8.50	なし	平成21年6月～ 定めず
＊9	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4	平成10年10月	2,293	—	—	—	—
合計		—	3,583,754	4,002,965	—	—	—

（注）１　「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日等現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。

２　第１回、第２回、第３回、第４回、第５回及び第６回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

３　第１回２号、第２回２号、第３回２号、第４回２号、第５回２号及び第６回２号無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

４　＊１は国内連結子会社三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社の発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊２は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した米ドル建て普通社債であります。

＊３は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した豪ドル建て普通社債であります。

＊４は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊５は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊６は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。
また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。

＊７は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited、Sakura Finance(Cayman) Limited及び国内連結子会社株式会社関西アーバン銀行の発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊８は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊９は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した永久劣後社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。

５　「前期末残高」、「当期末残高」欄の[　]書きは、１年以内に償還が予定されている金額であります。

６　「前期末残高」、「当期末残高」欄の(　)書きは、外貨建てによる金額であります。

７　連結会社の各決算日等後５年内における償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
474,579	613,829	408,687	416,348	408,337

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	2,580,135	2,360,474	1.72	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	2,580,135	2,360,474	1.72	平成16年1月～ 定めず

(注) 1 「平均利率」は、連結会社の各決算日等現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 連結会社の各決算日等後5年内における借入金の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	894,359	317,809	187,407	122,704	98,464

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	187,800	282,700	0.11	—

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)	当事業年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※3	64,725		98,159	
前払費用		—		21	
繰延税金資産		35		17	
未収収益		315		424	
未収還付法人税等		40,976		12,179	
その他		55		145	
流動資産合計		106,108	3.1	110,948	3.3
固定資産					
有形固定資産	※1				
建物		0		0	
有形固定資産合計		0	0.0	0	0.0
無形固定資産					
ソフトウェア		26		47	
無形固定資産合計		26	0.0	47	0.0
投資その他の資産					
投資有価証券		—		76	
関係会社株式		3,260,957		3,246,462	
関係会社長期貸付金	※2	40,000		40,000	
繰延税金資産		5,227		4,565	
その他		0		—	
投資その他の資産合計		3,306,185	96.9	3,291,105	96.7
固定資産合計		3,306,213	96.9	3,291,153	96.7
繰延資産					
創立費		1,207		905	
繰延資産合計		1,207	0.0	905	0.0
資産合計		3,413,529	100.0	3,403,007	100.0

区分	注記番号	前事業年度（平成15年３月31日現在）			当事業年度（平成16年３月31日現在）		
		金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
（負債の部）							
流動負債							
短期借入金	※3		256,501			230,000	
未払金			—			47	
未払費用			651			97	
未払法人税等			1			1	
未払事業所税			1			5	
未払消費税等			106			—	
賞与引当金			83			84	
その他			96			48	
流動負債合計			257,442	7.5		230,286	6.8
負債合計			257,442	7.5		230,286	6.8
（資本の部）							
資本金	※5		1,247,650	36.6		1,247,650	36.7
資本剰余金							
資本準備金			1,747,266			1,247,762	
その他資本剰余金							
資本金及び資本準備金減少差益		—			499,503		
自己株式処分差益		—	—		7	499,510	
資本剰余金合計			1,747,266	51.2		1,747,273	51.3
利益剰余金							
利益準備金			496			—	
任意積立金							
別途積立金		30,420	30,420		30,420	30,420	
当期未処分利益			130,605			148,300	
利益剰余金合計			161,521	4.7		178,720	5.2
自己株式	※6		△351	△0.0		△921	△0.0
資本合計			3,156,086	92.5		3,172,721	93.2
負債・資本合計			3,413,529	100.0		3,403,007	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成14年12月２日 至 平成15年３月31日) 金額(百万円)		百分比(%)	当事業年度 (自 平成15年４月１日 至 平成16年３月31日) 金額(百万円)		百分比(%)
営業収益							
関係会社受取配当金		128,265			47,332		
関係会社受入手数料		3,124			7,341		
関係会社貸付金利息		128	131,519	100.0	841	55,515	100.0
営業費用							
販売費及び一般管理費	※2	971			3,044		
その他		0	971	0.7	—	3,044	5.5
営業利益			130,547	99.3		52,470	94.5
営業外収益							
受取利息	※1	9			101		
受入手数料		4			9		
その他		—	13	0.0	11	121	0.2
営業外費用							
支払利息	※1	176			874		
創立費償却		301			301		
新株発行費		9,994			—		
支払手数料		73			206		
その他		380	10,926	8.3	21	1,403	2.5
経常利益			119,634	91.0		51,188	92.2
税引前当期純利益			119,634	91.0		51,188	92.2
法人税、住民税及び事業税		156			3		
法人税等調整額		△5,259	△5,103	△3.8	679	683	1.2
当期純利益			124,738	94.8		50,505	91.0
前期繰越利益			—			97,298	
合併による未処分利益受入額			5,867			—	
利益準備金取崩額			—			496	
当期未処分利益			130,605			148,300	

③ 【利益処分計算書】

区分	注記番号	前事業年度 株主総会承認日 (平成15年６月27日) 金額(百万円)		当事業年度 株主総会承認日 (平成16年６月29日) 金額(百万円)	
(当期未処分利益の処分)					
当期未処分利益			130,605		148,300
利益処分額					
第一種優先株式配当金		703 (１株につき10,500円)		703 (１株につき 10,500円)	
第二種優先株式配当金		2,850 (１株につき28,500円)		2,850 (１株につき 28,500円)	
第三種優先株式配当金		10,960 (１株につき13,700円)		10,960 (１株につき 13,700円)	
第１回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第２回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第３回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第４回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第５回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第６回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第７回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第８回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第９回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第10回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第11回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第12回第四種優先株式配当金		81 (１株につき19,500円)		563 (１株につき135,000円)	
第13回第四種優先株式配当金		431 (１株につき 3,750円)		7,762 (１株につき 67,500円)	
普通株式配当金		17,385 (１株につき 3,000円)	33,306	17,381 (１株につき 3,000円)	46,421
次期繰越利益			97,298		101,878
(その他資本剰余金の処分)					
その他資本剰余金			—		499,510
その他資本剰余金処分額			—		—
その他資本剰余金次期繰越額			—		499,510

重要な会計方針

	前事業年度 （自　平成14年12月２日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
1　有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により行っております。 (2) その他有価証券 時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3　繰延資産の処理方法	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、創立費については資産として計上し、商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年２月28日法務省令第７号）附則第３条第１項によりなおその効力を有するものとされる旧商法第286条の規定により５年間にわたり均等償却を行っております。	創立費は、資産として計上し、商法施行規則第35条の規定により５年間にわたり均等償却を行っております。
4　引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。	同左
5　リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
6　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成15年３月31日現在）	当事業年度 （平成16年３月31日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額　0百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額　0百万円
※２　劣後特約付貸付金 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※２　劣後特約付貸付金 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
※３　関係会社に対する資産及び負債 預金　64,646百万円 短期借入金　256,501百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債 預金　98,079百万円 短期借入金　230,000百万円
	４　偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して46,114百万円の保証を行っております。
※５　会社が発行する株式の総数 普通株式　15,000千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第四種優先株式　250千株 第五種優先株式　250千株 第六種優先株式　300千株	※５　会社が発行する株式の総数 普通株式　15,000千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第四種優先株式　249千株 第五種優先株式　250千株 第六種優先株式　300千株
発行済株式の総数 普通株式　5,796千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第１回第四種優先株式　4千株 第２回第四種優先株式　4千株 第３回第四種優先株式　4千株 第４回第四種優先株式　4千株 第５回第四種優先株式　4千株 第６回第四種優先株式　4千株 第７回第四種優先株式　4千株 第８回第四種優先株式　4千株 第９回第四種優先株式　4千株 第10回第四種優先株式　4千株 第11回第四種優先株式　4千株 第12回第四種優先株式　4千株 第13回第四種優先株式　115千株	発行済株式の総数 普通株式　5,796千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第１回第四種優先株式　4千株 第２回第四種優先株式　4千株 第３回第四種優先株式　4千株 第４回第四種優先株式　4千株 第５回第四種優先株式　4千株 第６回第四種優先株式　4千株 第７回第四種優先株式　4千株 第８回第四種優先株式　4千株 第９回第四種優先株式　4千株 第10回第四種優先株式　4千株 第11回第四種優先株式　4千株 第12回第四種優先株式　4千株 第13回第四種優先株式　114千株
※６　自己株式 当社が保有する自己株式の数は、普通株式963.57株であります。	※６　自己株式 当社が保有する自己株式の数は、普通株式2,069.63株であります。
７　配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、一営業年度において下記の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 第一種優先株式　１株につき10,500円 第二種優先株式　１株につき28,500円 第三種優先株式　１株につき13,700円 第四種優先株式　１株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額 第五種優先株式　１株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額 第六種優先株式　１株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額	７　配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、一営業年度において下記の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 第一種優先株式　１株につき10,500円 第二種優先株式　１株につき28,500円 第三種優先株式　１株につき13,700円 第四種優先株式　１株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額 第五種優先株式　１株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額 第六種優先株式　１株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成14年12月２日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
※１　関係会社との取引 受取利息　9百万円	※１　関係会社との取引 支払利息　874百万円
※２　販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当　312百万円 土地建物機械賃借料　112百万円 広告宣伝費　241百万円 委託費　91百万円 賞与引当金繰入額　83百万円	※２　販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当　1,536百万円 土地建物機械賃借料　296百万円 委託費　573百万円

（リース取引関係）

当事業年度（自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日）

記載対象の取引はありません。

前事業年度（自　平成14年12月２日　至　平成15年３月31日）

記載対象の取引はありません。

（有価証券関係）

当事業年度（平成16年３月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度（平成15年３月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自　平成14年12月２日 至　平成15年３月31日)	当事業年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
1　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
子会社株式　1,186,226百万円	子会社株式　1,196,650百万円
税務上の繰越欠損金　5,947百万円	税務上の繰越欠損金　4,565百万円
その他　35百万円	その他　17百万円
繰延税金資産小計　1,192,210百万円	繰延税金資産小計　1,201,234百万円
評価性引当額　△1,186,947百万円	評価性引当額　△1,196,650百万円
繰延税金資産合計　5,263百万円	繰延税金資産合計　4,583百万円
繰延税金資産の純額　5,263百万円	繰延税金資産の純額　4,583百万円
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率　42.05％	法定実効税率　42.05％
(調整)	(調整)
受取配当金益金不算入　△65.47％	受取配当金益金不算入　△48.45％
評価性引当額　18.23％	評価性引当額　7.75％
その他　0.92％	その他　△0.02％
税効果会計適用後の法人税等の負担率　△4.27％	税効果会計適用後の法人税等の負担率　1.33％
	3　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する事業年度より当社に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。そのため、前事業年度において、平成15年度の法定実効税率は42.05％、平成16年度以降の法定実効税率は40.49％として、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算をいたしました。 当事業年度において、一部の地方自治体が改正後の法人事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、平成16年度以降の法定実効税率は、前事業年度の40.49％から40.69％となりますが、当事業年度の「繰延税金資産」及び「法人税等調整額」に与える影響は軽微であります。

（１株当たり情報）

		前事業年度 （自　平成14年12月２日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり純資産額	円	231,899.30	232,550.74
１株当たり当期純利益	円	18,918.33	3,704.49
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	15,691.82	3,690.72

（注）　１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 （自　平成14年12月２日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	124,738	50,505
普通株主に帰属しない金額	百万円	15,921	29,039
（うち優先配当額）	百万円	15,921	29,039
普通株式に係る当期純利益	百万円	108,816	21,465
普通株式の期中平均株式数	千株	5,751	5,794
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	15,921	703
（うち優先配当額）	百万円	15,921	703
普通株式増加数	千株	2,197	212
（うち優先株式）	千株	2,197	212
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		新株予約権１種類※２ （新株予約権の数1,620個）	第二種優先株式※１ （発行済株式数100千株） 第三種優先株式※１ （発行済株式数800千株） 第１-12回第四種優先株式※１ （発行済株式数50千株） 第13回第四種優先株式※１ （発行済株式数114千株） 新株予約権１種類※２ （新株予約権の数1,620個）

※１　優先株式の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等」に記載しております。

※２　新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（重要な後発事象）

前事業年度 （自　平成14年12月２日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
―――	―――

④ 【附属明細表】

当事業年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

【有価証券明細表】

投資有価証券の貸借対照表計上額が資本金額の１％以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	—	—	—	0	0	0	0
有形固定資産計	—	—	—	0	0	0	0
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	59	11	9	47
無形固定資産計	—	—	—	59	11	9	47
繰延資産							
創立費	1,509	—	—	1,509	603	301	905
繰延資産計	1,509	—	—	1,509	603	301	905

（注）　有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の１％以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(百万円)		1,247,650	1	1	1,247,650
資本金のうち既発行株式	普通株式 (注)1,2,8 (株)	(5,796,000.92)	(9.61)	(—)	(5,796,010.53)
	第一種優先株式 (注)1 (株)	(67,000)	(—)	(—)	(67,000)
	第二種優先株式 (注)1 (株)	(100,000)	(—)	(—)	(100,000)
	第三種優先株式 (注)1 (株)	(800,000)	(—)	(—)	(800,000)
	第1回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第1回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第2回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第2回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第3回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第3回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第4回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第4回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第5回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第5回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第6回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第6回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第7回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第7回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第8回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第8回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第9回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第9回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第10回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第10回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262
	第11回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第11回第四種優先株式(百万円)	6,262	—	—	6,262

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	第12回第四種優先株式 (株)	(4,175)	(—)	(—)	(4,175)
	第12回第四種優先株式 (百万円)	6,262	—	—	6,262
	第13回第四種優先株式 (注)3 (株)	(115,000)	(—)	(1)	(114,999)
	第13回第四種優先株式 (注)3 (百万円)	172,500	—	1	172,498
	計 (株)	(6,928,100.92)	(9.61)	(1)	(6,928,109.53)
	計 (百万円)	1,247,650	1	1	1,247,650
資本準備金及びその他資本剰余金	(資本準備金)株式払込剰余金 (百万円)	247,650	—	—	247,650
	商法第288条ノ2第1項第3号による資本準備金 (注)4 (百万円)	1,496,547	—	496,434	1,000,112
	合併差益 (注)4 (百万円)	3,069	—	3,069	—
	(その他資本剰余金)資本金及び資本準備金減少差益 (注)5 (百万円)	—	499,503	—	499,503
	自己株式処分差益 (注)6 (百万円)	—	7	—	7
	計 (百万円)	1,747,266	499,510	499,503	1,747,273
利益準備金及び任意積立金	(利益準備金)(注)7 (百万円)	496	—	496	—
	(任意積立金)別途積立金 (百万円)	30,420	—	—	30,420
	計 (百万円)	30,916	—	496	30,420

(注) 1 普通株式、第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式の資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため株式数のみ記載しております。

2 普通株式の増加は、優先株式の普通株式への転換によるものであります。

3 第13回第四種優先株式の減少は、優先株式の普通株式への転換によるものであります。

4 当期減少額は、平成15年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく資本準備金の振替によるものであります。

5 当期増加額は、平成15年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく資本準備金の振替によるものであります。

6 当期増加額は、自己株式の処分によるものであります。

7 当期減少額は、平成15年6月27日開催定時株主総会の決議に基づく利益準備金の振替によるものであります。

8 期末における自己株式数は、2,069.63株であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	83	84	83	—	84

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当社の主な資産及び負債の内容は、以下のとおりであります。

① 流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	35,629
譲渡性預金	61,000
その他の預金	1,529
計	98,159
合計	98,159

② 固定資産

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
株式会社三井住友銀行	2,755,704
三井住友カード株式会社	155,710
三井住友銀リース株式会社	143,403
株式会社日本総合研究所	20,000
SMFG企業再生債権回収株式会社	390
大和証券エスエムビーシー株式会社	163,204
大和住銀投信投資顧問株式会社	8,049
エスエムエフシー・ホールディングズ(ケイマン)リミテッド (SMFC Holdings (Cayman) Limited)	0
計	3,246,462

③ 流動負債

短期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社三井住友銀行	230,000
計	230,000

(3) 【その他】

株式移転により当社の完全子会社となりました株式会社三井住友銀行の、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

(株式会社三井住友銀行)

連結財務諸表

① 連結貸借対照表

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※８	3,437,244	3.36	5,322,873	5.33
コールローン及び買入手形		187,563	0.18	360,509	0.36
買現先勘定		109,710	0.11	152,070	0.15
債券貸借取引支払保証金		1,981,243	1.93	1,009,328	1.01
買入金銭債権		363,981	0.35	481,547	0.48
特定取引資産	※８	4,495,396	4.39	3,306,780	3.31
金銭の信託		24,629	0.02	3,749	0.00
有価証券	※1, 2,8	23,958,521	23.40	26,863,501	26.91
貸出金	※3, 4,5, 6,7, 8,9	61,219,617	59.79	55,428,967	55.52
外国為替	※７	749,974	0.73	743,957	0.75
その他資産	※8, 10	2,157,885	2.11	1,892,274	1.90
動産不動産	※8, 11,12	920,076	0.90	896,614	0.90
リース資産	※12	26,130	0.03	24,835	0.02
繰延税金資産		1,885,307	1.84	1,646,920	1.65
再評価に係る繰延税金資産	※11	724	0.00	706	0.00
支払承諾見返		3,078,461	3.01	3,084,542	3.09
貸倒引当金		△2,201,830	△2.15	△1,375,921	△1.38
資産の部合計		102,394,637	100.00	99,843,258	100.00

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※８	62,996,004	61.52	65,394,076	65.50
譲渡性預金		4,889,017	4.77	3,587,464	3.59
コールマネー及び売渡手形	※８	8,953,084	8.74	6,292,495	6.30
売現先勘定	※８	4,144,735	4.05	1,098,449	1.10
債券貸借取引受入担保金	※８	4,807,245	4.70	5,946,346	5.95
コマーシャル・ペーパー		50,500	0.05	3,000	0.00
特定取引負債	※８	2,851,391	2.78	1,873,245	1.88
借用金	※8, 13	1,427,000	1.39	1,223,881	1.22
外国為替		397,666	0.39	572,755	0.57
社債	※14	3,441,137	3.36	3,863,343	3.87
信託勘定借		5,953	0.01	36,032	0.04
その他負債	※8, 10	1,952,000	1.91	2,991,734	3.00
賞与引当金		16,111	0.02	16,152	0.02
退職給付引当金		92,802	0.09	30,918	0.03
債権売却損失引当金		20,665	0.02	—	—
日本国際博覧会出展引当金		—	—	116	0.00
特別法上の引当金		649	0.00	862	0.00
繰延税金負債		43,726	0.04	39,797	0.04
再評価に係る繰延税金負債	※11	58,788	0.06	56,391	0.06
支払承諾	※８	3,078,461	3.01	3,084,542	3.09
負債の部合計		99,226,942	96.91	96,111,607	96.26
(少数株主持分)					
少数株主持分		1,025,150	1.00	1,009,489	1.01
(資本の部)					
資本金	※15	559,985	0.54	559,985	0.56
資本剰余金		1,298,511	1.27	1,298,511	1.30
利益剰余金		258,690	0.25	519,354	0.52
土地再評価差額金	※11	101,336	0.10	96,393	0.10
その他有価証券評価差額金		△21,559	△0.02	319,780	0.32
為替換算調整勘定		△54,419	△0.05	△71,861	△0.07
資本の部合計		2,142,544	2.09	2,722,161	2.73
負債、少数株主持分及び資本の部合計		102,394,637	100.00	99,843,258	100.00

② 連結損益計算書

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 金額(百万円)	百分比(%)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		3,549,937	100.00	2,717,005	100.00
資金運用収益		1,817,526		1,560,705	
貸出金利息		1,262,140		1,134,996	
有価証券利息配当金		268,840		256,601	
コールローン利息及び買入手形利息		4,179		4,040	
買現先利息		1,352		2,542	
債券貸借取引受入利息		225		104	
預け金利息		34,759		12,679	
その他の受入利息		246,028		149,740	
信託報酬		7		334	
役務取引等収益		424,235		422,066	
特定取引収益		206,496		305,011	
その他業務収益		947,036		231,017	
リース料収入		392,486		12,309	
割賦売上高		178,671		2,741	
その他の業務収益		375,878		215,966	
その他経常収益	※1	154,634		197,871	
経常費用		4,017,446	113.17	2,434,845	89.62
資金調達費用		417,405		295,075	
預金利息		152,364		104,741	
譲渡性預金利息		7,578		3,545	
コールマネー利息及び売渡手形利息		3,724		2,598	
売現先利息		18,185		4,212	
債券貸借取引支払利息		28,830		48,622	
コマーシャル・ペーパー利息		380		4	
借用金利息		52,380		31,084	
社債利息		76,202		74,855	
新株予約権付社債利息		16		—	
その他の支払利息		77,741		25,410	
役務取引等費用		74,257		91,455	
特定取引費用		725		916	
その他業務費用		721,193		223,464	
賃貸原価		344,676		6,608	
割賦原価		161,889		2,458	
その他の業務費用		214,627		214,398	
営業経費	※2	888,421		776,106	
その他経常費用		1,915,443		1,047,827	
貸倒引当金繰入額		655,488		—	
その他の経常費用	※3	1,259,954		1,047,827	
経常利益(△は経常損失)		△467,509	△13.17	282,159	10.38
特別利益		11,906	0.33	126,496	4.66
動産不動産処分益		5,578		1,559	
償却債権取立益		1,833		875	
証券取引責任準備金取崩額		80		—	
その他の特別利益	※4	4,413		124,060	
特別損失		87,067	2.45	52,351	1.93
動産不動産処分損		38,877		30,631	
証券取引責任準備金繰入額		—		212	
その他の特別損失	※5	48,190		21,507	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△542,670	△15.29	356,304	13.11
法人税、住民税及び事業税		65,912	1.86	13,970	0.51
法人税等調整額		△216,233	△6.09	293	0.01
少数株主利益		37,037	1.04	40,376	1.49
当期純利益(△は当期純損失)		△429,387	△12.10	301,664	11.10

③　連結剰余金計算書

区分	注記番号	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日） 金額（百万円）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日） 金額（百万円）
（資本剰余金の部）			
資本剰余金期首残高		1,684,373	1,298,511
資本準備金期首残高		1,326,758	—
その他資本剰余金期首残高		357,614	—
資本剰余金増加高		445,127	—
増資による新株の発行		284,907	—
株式交換に伴う増加高		160,220	—
資本剰余金減少高		830,990	—
合併に伴う減少高		826,653	—
自己株式処分差損		4,336	—
資本剰余金期末残高		1,298,511	1,298,511
（利益剰余金の部）			
利益剰余金期首残高		117,743	258,690
利益剰余金増加高		731,649	306,146
当期純利益		—	301,664
合併に伴う増加高		658,440	—
連結子会社の合併に伴う増加高		3	—
連結子会社の減少に伴う増加高		30,060	—
持分法適用会社の増加に伴う増加高		5,248	—
持分法適用会社の減少に伴う増加高		20,771	53
土地再評価差額金の取崩に伴う増加高		17,125	4,428
利益剰余金減少高		590,702	45,483
当期純損失		429,387	—
配当金		161,312	43,454
連結子会社の合併に伴う減少高		—	2,028
連結子会社の減少に伴う減少高		2	—
利益剰余金期末残高		258,690	519,354

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 金額(百万円)
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△542,670	356,304
動産不動産等減価償却費		89,412	64,539
リース資産減価償却費		312,562	7,496
連結調整勘定償却額		10,399	△10,215
持分法による投資損益(△)		△1,703	△231
貸倒引当金の増加額		82,688	△829,769
債権売却損失引当金の増加額		△65,706	△20,665
賞与引当金の増加額		△224	116
退職給付引当金の増加額		△47,563	△42,829
日本国際博覧会出展引当金の増加額		—	116
資金運用収益		△1,817,526	△1,560,705
資金調達費用		417,405	295,075
有価証券関係損益(△)		453,229	△70,282
金銭の信託の運用損益(△)		4,003	△121
為替差損益(△)		170,155	406,335
動産不動産処分損益(△)		33,298	29,072
リース資産処分損益(△)		1,505	299
特定取引資産の純増(△)減		△1,253,569	1,131,864
特定取引負債の純増減(△)		569,881	△929,787
貸出金の純増(△)減		2,215,660	6,288,742
預金の純増減(△)		△1,986,230	1,825,558
譲渡性預金の純増減(△)		△1,780,894	△1,306,888
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		△261,965	△95,669
有利息預け金の純増(△)減		2,947,784	△1,297,907
コールローン等の純増(△)減		1,280,173	△319,216
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		1,039,276	971,914
コールマネー等の純増減(△)		902,660	△5,704,903
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		△979,700	△47,500
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		1,632,445	1,139,101
外国為替(資産)の純増(△)減		42,144	5,016
外国為替(負債)の純増減(△)		99,013	175,444
普通社債の発行・償還による純増減(△)		457,319	155,510
信託勘定借の純増減(△)		5,953	30,078
資金運用による収入		1,957,564	1,606,598
資金調達による支出		△464,800	△320,724
取引約定未払金の純増減(△)		—	1,188,672
その他		67,366	138,669
小計		5,589,349	3,259,107
法人税等の支払額		△99,188	△31,749
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,490,161	3,227,358

区分	注記番号	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△49,937,936	△47,305,006
有価証券の売却による収入		37,713,543	30,680,917
有価証券の償還による収入		7,907,363	13,965,385
金銭の信託の増加による支出		△14,622	△21,225
金銭の信託の減少による収入		23,624	42,259
動産不動産の取得による支出		△69,883	△65,474
動産不動産の売却による収入		73,677	19,901
リース資産の取得による支出		△336,512	△9,107
リース資産の売却による収入		33,900	1,990
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※２	△15,444	△8,978
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		53	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,622,236	△2,699,338
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		165,000	89,500
劣後特約付借入金の返済による支出		△286,500	△195,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入		223,950	436,453
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△565,522	△150,713
株式等の発行による収入		570,269	—
配当金支払額		△161,312	△43,507
少数株主からの払込みによる収入		220	25
少数株主への配当金支払額		△39,621	△33,279
自己株式の取得による支出		△7,524	—
自己株式の売却による収入		8,479	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△92,561	103,479
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		△2,629	△2,412
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額		772,734	629,087
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		2,128,742	2,895,968
Ⅶ　連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		0	—
Ⅷ　連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		△5,509	—
Ⅸ　現金及び現金同等物の期末残高	※１	2,895,968	3,525,056

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
１　連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社　114社 主要な連結子会社名は、「第１企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 明光ナショナル証券株式会社他２社は株式取得により、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited他７社は新規設立により、当連結会計年度より連結子会社としております。 三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社は当行の会社分割等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。また、さくら投信投資顧問株式会社他４社は合併により、Sumitomo Mitsui Finance Australia (Securities) Limited他６社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。	(1) 連結子会社　114社 主要な連結子会社名は、「第１企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、フレスコカード株式会社他７社は株式取得等により、当連結会計年度より連結子会社としております。 また、旧株式会社関西さわやか銀行は株式取得により当連結会計年度に連結子会社とし、旧株式会社関西銀行(株式会社関西アーバン銀行に商号変更)との合併により、当連結会計年度に連結子会社から除外しております。 さくらフレンド証券株式会社他３社は合併により、Sakura Global Capital Asia Limited他３社は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
２　持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社　４社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. Bangkok SMBC Systems Co.,Ltd.は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社　４社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.
	(2) 持分法適用の関連会社　12社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 三井住友アセットマネジメント株式会社はさくら投信投資顧問株式会社の合併に伴う株式取得により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。 大和証券エスエムビーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社他18社は当行の会社分割により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。また、China United International Leasing Co.,Ltd.は売却により関連会社でなくなったため、明光ナショナル証券株式会社は株式取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。	(2) 持分法適用の関連会社　11社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社は株式売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社
	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.
	持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。	持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
３　連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ９月末日　5社 10月末日　1社 12月末日　44社 １月末日　1社 ３月末日　63社 (2) ９月末日を決算日とする連結子会社は、３月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、平成15年２月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ９月末日　5社 10月末日　1社 12月末日　47社 １月末日　1社 ３月末日　60社 当連結会計年度より、国内連結子会社１社において決算日を従来の12月末日から３月末日へ変更しているため、連結財務諸表上、同社の損益は平成15年１月１日から平成16年３月31日までの15カ月となっております。なお、当該変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。 (2) ９月末日を決算日とする連結子会社は３月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
４　会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」が61,077百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ19,741百万円及び80,818百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。 ② 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。 なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産及びリース資産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　７年～50年 動産　　２年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間(主として５年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産及びリース資産 同左 ② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、当連結会計年度より、当行	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」（日本公認会計士協会平成15年２月24日）等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,251,553百万円であります。	なお、当行においては、今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,190,953百万円であります。
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として５年による按分額を費用処理しております。 一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、（退職給付関係）に記載しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として５年による按分額を費用処理しております。 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、（退職給付関係）に記載しております。
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	――――
	――――	(8) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」（愛知万博）への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。 なお、この引当金は租税特別措置法第57条の２の準備金を含んでおります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。 ① 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 ② 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金843百万円であり、次のとおり計上しております。 ① 金融先物取引責任準備金 同左 ② 証券取引責任準備金 同左
	(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しておりましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。	(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 当行及び国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。 この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」はそれぞれ1,035百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ450,929百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。 また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 同左
	(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 ①　リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。 ②　割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。	(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 ①　リース取引のリース料収入の計上方法 同左 ②　割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(13)重要なヘッジ会計の方法 当行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。 また、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 前連結会計年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間毎にグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。 会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ28,948百万円及び13,923百万円減少し、「繰延税金資産」が9,528百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
		また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当連結会計年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は320,513百万円、繰延ヘッジ利益の総額は293,837百万円であります。 ・為替変動リスク・ヘッジ 当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。 これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 ・連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(14)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左
	(15)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①　自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第１号）が平成14年４月１日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。 なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従来区分掲記しておりました「子会社の所有する親会社株式の売却による収入」（当連結会計年度8,479百万円）は当連結会計年度より「自己株式の売却による収入」に含めております。 ②　１株当たり当期純利益に関する会計基準 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）が平成14年４月１日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、（１株当たり情報）に記載しております。	――――――

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
５　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
６　連結調整勘定の償却に関する事項	三井住友カード株式会社に係る連結調整勘定は５年間の定額償却、その他の連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。	発生年度に全額償却しております。
７　利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
８　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	同左

表示方法の変更

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
（連結貸借対照表関係） 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」は、当連結会計年度から「債券貸借取引支払保証金」として区分掲記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は1,981,243百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」は同額増加しております。また、前連結会計年度における「債券貸付取引担保金」は、当連結会計年度から「債券貸借取引受入担保金」として表示しております。	―――――
（連結損益計算書関係） 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、又は同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。 (2) 前連結会計年度における「転換社債利息」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。	（連結損益計算書関係） 社債発行差金の償却額は、従来、「その他の支払利息」に含めて表示しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第40号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度からは「社債利息」に含めて表示しております。
（連結キャッシュ・フロー計算書関係） 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前連結会計年度における「債券借入取引担保金の純増(△)減」、「債券貸付取引担保金の純増減(△)」は、当連結会計年度から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増(△)減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減(△)」として記載しております。 (2) 前連結会計年度における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当連結会計年度から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。	―――――

追加情報

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
外形標準課税に係る事業税 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年４月１日東京都条例第145号）（以下、「都条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年３月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年３月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年４月９日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年１月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年２月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第１期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。	――――

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年６月９日大阪府条例第131号）（以下、「府条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年４月４日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年５月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年５月30日大阪府条例第77号）（以下、「平成14年改正府条例」という。）が、平成15年４月１日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年３月25日大阪府条例第14号）（以下、「平成15年改正府条例」という。）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年４月１日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則２の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※１　有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式21,816百万円及び出資金1,194百万円を含んでおります。	※１　有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式20,605百万円及び出資金1,161百万円を含んでおります。
※２　無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円であります。	※２　無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に15,849百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に99百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,022,170百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは165,047百万円であります。
※３　貸出金のうち、破綻先債権額は199,794百万円、延滞債権額は2,665,675百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※３　貸出金のうち、破綻先債権額は96,101百万円、延滞債権額は1,710,575百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※４　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は128,493百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※４　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は51,019百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※５　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,689,172百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※５　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,371,524百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※６　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,683,134百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、上記３から６に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※６　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,229,219百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、上記３から６に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※７　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。	※７　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,023,057百万円であります。
※８　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　75,268百万円 特定取引資産　990,965百万円 有価証券　11,457,673百万円 貸出金　4,738,320百万円 その他資産(延払資産等)　1,140百万円 動産不動産　535百万円 担保資産に対応する債務 預金　21,038百万円 コールマネー及び売渡手形　7,952,599百万円 売現先勘定　4,107,615百万円 債券貸借取引受入担保金　4,189,794百万円 特定取引負債　136,975百万円 借用金　2,847百万円 その他負債　18,548百万円 支払承諾　41,108百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,621,947百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は114,961百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。	※８　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　112,778百万円 特定取引資産　540,579百万円 有価証券　10,723,663百万円 貸出金　1,375,426百万円 その他資産(延払資産等)　1,056百万円 動産不動産　524百万円 担保資産に対応する債務 預金　15,276百万円 コールマネー及び売渡手形　5,175,669百万円 売現先勘定　1,055,508百万円 債券貸借取引受入担保金　5,700,206百万円 特定取引負債　203,599百万円 借用金　4,451百万円 その他負債　1,122百万円 支払承諾　141,835百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金42,537百万円、特定取引資産3,908百万円、有価証券6,799,796百万円及び貸出金55,000百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は105,846百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8,130百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※９　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,977,879百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,272,078百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※９　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,246,177百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,417,815百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※10　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は944,797百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,094,799百万円であります。	※10　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は659,048百万円、繰延ヘッジ利益の総額は563,049百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※11　当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 　また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 当行　平成10年３月31日及び平成14年３月31日 一部の連結子会社　平成11年３月31日、平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。	※11　当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 　また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 当行　平成10年３月31日及び平成14年３月31日 一部の連結子会社　平成11年３月31日、平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 　同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より16,497百万円下回っております。
※12　動産不動産の減価償却累計額は572,532百万円、リース資産の減価償却累計額は28,558百万円であります。	※12　動産不動産の減価償却累計額は525,176百万円、リース資産の減価償却累計額は28,861百万円であります。
※13　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。	※13　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金770,003百万円が含まれております。
※14　社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。	※14　社債には、劣後特約付社債1,661,881百万円が含まれております。
※15　当行の発行済株式の総数 普通株式　54,811千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株	※15　当行の発行済株式の総数 普通株式　54,811千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
※１　その他経常収益には、株式等売却益75,122百万円を含んでおります。	※１　その他経常収益には、株式等売却益160,105百万円を含んでおります。
※２　営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。	※２　営業経費には、研究開発費29百万円を含んでおります。
※３　その他の経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却509,205百万円を含んでおります。	※３　その他の経常費用には、貸出金償却639,994百万円、延滞債権等を売却したことによる損失266,752百万円を含んでおります。
※４　その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益であります。	※４　その他の特別利益には、厚生年金基金の代行部分の将来支給義務免除に係る利益59,095百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,127百万円並びに貸倒引当金戻入益24,111百万円を含んでおります。
※５　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。	※５　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額20,640百万円を含んでおります。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （金額単位　百万円） 平成15年３月31日現在 現金預け金勘定　3,437,244 有利息預け金　△541,275 現金及び現金同等物　2,895,968	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （金額単位　百万円） 平成16年３月31日現在 現金預け金勘定　5,322,873 有利息預け金　△1,797,817 現金及び現金同等物　3,525,056
※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他３社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。 （金額単位　百万円） 資産　191,318 （うちリース資産　82,346） 負債　△150,698 （うち借用金　△96,817） 少数株主持分　△26,881 連結調整勘定　5,013 上記５社株式の取得価額　18,751 上記５社現金及び現金同等物　△3,306 差引：上記５社取得のための支出　15,444	※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに旧株式会社関西さわやか銀行他２社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。 （金額単位　百万円） 資産　800,140 （うち貸出金　593,042） 負債　△724,780 （うち預金　△682,795） 少数株主持分　△23,450 連結調整勘定　△13,136 上記３社株式の取得価額　38,773 上記３社現金及び現金同等物　△29,794 差引：上記３社取得のための支出　8,978
３　重要な非資金取引の内容 会社分割等に伴い連結の範囲から除外された三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりです。 （金額単位　百万円） 資産　2,865,787 （うちリース資産　996,596） 負債　2,596,322 （うち借用金　1,433,305）	

（リース取引関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) 借手側	(1) 借手側
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産　55,751百万円	動産　23,447百万円
その他　9,420百万円	その他　1,071百万円
合計　65,171百万円	合計　24,518百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産　27,163百万円	動産　14,071百万円
その他　4,413百万円	その他　645百万円
合計　31,577百万円	合計　14,716百万円
年度末残高相当額	年度末残高相当額
動産　28,587百万円	動産　9,375百万円
その他　5,007百万円	その他　425百万円
合計　33,594百万円	合計　9,801百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
１年内　10,536百万円	１年内　4,312百万円
１年超　24,178百万円	１年超　6,074百万円
合計　34,714百万円	合計　10,387百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　3,738百万円	支払リース料　5,651百万円
減価償却費相当額　3,440百万円	減価償却費相当額　5,166百万円
支払利息相当額　279百万円	支払利息相当額　419百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
(2) 貸手側	(2) 貸手側
・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高	・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額
動産　38,239百万円	動産　39,609百万円
その他　1,869百万円	その他　2,096百万円
合計　40,109百万円	合計　41,706百万円
減価償却累計額	減価償却累計額
動産　22,365百万円	動産　23,054百万円
その他　965百万円	その他　1,043百万円
合計　23,331百万円	合計　24,097百万円
年度末残高	年度末残高
動産　15,873百万円	動産　16,554百万円
その他　903百万円	その他　1,053百万円
合計　16,777百万円	合計　17,608百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
１年内　6,043百万円	１年内　6,180百万円
１年超　11,550百万円	１年超　12,448百万円
合計　17,594百万円	合計　18,628百万円
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料　374,816百万円	受取リース料　7,641百万円
減価償却費　306,999百万円	減価償却費　6,385百万円
受取利息相当額　70,330百万円	受取利息相当額　1,024百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2　オペレーティング・リース取引	2　オペレーティング・リース取引
(1) 借手側	(1) 借手側
・未経過リース料	・未経過リース料
１年内　16,530百万円	１年内　14,718百万円
１年超　93,241百万円	１年超　74,020百万円
合計　109,772百万円	合計　88,739百万円
(2) 貸手側	(2) 貸手側
・未経過リース料	・未経過リース料
１年内　172百万円	１年内　323百万円
１年超　436百万円	１年超　1,109百万円
合計　609百万円	合計　1,433百万円
なお、上記１、２に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,162百万円を借用金等の担保に提供しております。	なお、上記１、２に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,132百万円を借用金等の担保に提供しております。

（有価証券関係）

※1　連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※2　子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ　当連結会計年度

1　売買目的有価証券（平成16年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1,170,727	△1,707

2　満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	509,458	500,930	△8,527	1,739	10,266
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	16,230	17,331	1,101	1,101	—
合計	525,688	518,262	△7,425	2,840	10,266

（注）1　時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3　その他有価証券で時価のあるもの（平成16年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	2,207,264	2,869,841	662,576	726,236	63,660
債券	15,604,771	15,501,515	△103,256	18,590	121,847
国債	14,028,689	13,939,482	△89,207	14,225	103,432
地方債	515,362	506,263	△9,098	1,075	10,173
社債	1,060,720	1,055,769	△4,950	3,289	8,240
その他	5,354,259	5,363,346	9,086	32,049	22,962
合計	23,166,296	23,734,703	568,407	776,877	208,470

(注) 1　評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円(収益)であります。

2　連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は5,609百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
地方債	23,060	23,796	736	
合計	44,123	45,506	1,382	

5　当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	30,635,387	282,272	153,848

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	218
その他	10,413
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	583,431
非上場債券	1,596,199
非上場外国証券	314,127
その他	134,350

7　保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、当連結会計年度中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。また、保有目的区分を変更した債券のうち、12,063百万円を当連結会計年度中に売却しており、これにより売却損益18百万円を計上しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が35百万円増加し、「繰延税金資産」が14百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ19百万円及び１百万円増加しております。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	2,879,079	9,470,889	3,999,979	1,257,227
国債	2,706,787	7,223,369	3,266,491	1,252,292
地方債	7,759	263,194	234,789	519
社債	164,531	1,984,324	498,698	4,415
その他	439,992	4,210,623	457,429	538,094
合計	3,319,072	13,681,513	4,457,409	1,795,322

Ⅱ　前連結会計年度

1　売買目的有価証券(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,434,190	△1,096

2　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	311,381	315,404	4,023	4,023	—
地方債	23,091	23,920	828	828	—
社債	—	—	—	—	—
その他	41,246	42,244	998	1,104	105
合計	375,719	381,569	5,850	5,956	105

(注) 1　時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3　その他有価証券で時価のあるもの(平成15年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,140,569	2,978,296	△162,273	110,464	272,737
債券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地方債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
その他	4,476,699	4,500,337	23,637	42,900	19,262
合計	21,641,283	21,613,812	△27,471	270,458	297,929

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は496,396百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4　当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5　当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	37,709,925	232,122	190,364

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	652
その他	7,463
その他有価証券	
非上場外国証券	358,590
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	331,173
その他	137,045

7　保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	3,482,933	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,625	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	354,501	2,879,026	765,527	880,974
合計	3,837,434	11,013,257	4,534,931	1,141,800

（金銭の信託関係）

Ⅰ　当連結会計年度

1　運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託）（平成16年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	3,628	3,749	121	222	100

（注）１　連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

Ⅱ　前連結会計年度

1　運用目的の金銭の信託（平成15年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託）（平成15年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	23,044	23,000	△44	510	555

（注）１　連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ　当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成16年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	545,075
その他有価証券	544,953
その他の金銭の信託	121
（△）繰延税金負債	222,115
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	322,959
（△）少数株主持分相当額	3,467
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	287
その他有価証券評価差額金	319,780

（注）１　その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円（収益）であります。

２　その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額（損益処理分を除く）を含んでおります。

Ⅱ　前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成15年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△27,585
その他有価証券	△27,540
その他の金銭の信託	△44
（＋）繰延税金資産	994
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△26,590
（△）少数株主持分相当額	△5,003
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	△21,559

（注）　その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額（損益処理分を除く）を含んでおります。

（デリバティブ取引関係）

I　当連結会計年度（自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日）

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR(保有期間１日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	35	9	17	20
バンキング	1,286	354	659	834

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

② 信用リスク相当額(与信相当額)

区分	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) (億円)
金利スワップ	35,330
通貨スワップ	11,787
先物外国為替	8,893
金利オプション(買)	935
通貨オプション(買)	1,720
その他の金融派生商品	576
一括清算ネッティング契約 による信用リスク削減効果	△29,424
合計	29,817

(注) 1 上記計数は、ＢＩＳ自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	87,393,679	2,662,913	△111,937	△111,937
	買建	91,880,414	3,624,247	110,424	110,424
	金利オプション				
	売建	554,768	267,333	△218	△218
	買建	984,778	267,333	241	241
店頭	金利先渡契約				
	売建	3,576,364	430,000	952	952
	買建	13,028,083	1,640,000	△2,001	△2,001
	金利スワップ	385,010,824	290,122,316	235,969	235,969
	受取固定・支払変動	184,435,337	138,971,508	1,624,354	1,624,354
	受取変動・支払固定	178,700,873	135,278,747	△1,380,548	△1,380,548
	受取変動・支払変動	21,727,688	15,792,166	518	518
	金利スワップション				
	売建	2,224,743	968,959	△37,880	△37,880
	買建	2,589,152	1,173,273	41,346	41,346
	キャップ				
	売建	5,408,280	3,469,422	△6,543	△6,543
	買建	3,602,677	2,345,784	5,628	5,628
	フロアー				
	売建	224,688	190,319	△5,321	△5,321
	買建	302,366	240,371	5,040	5,040
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	306,408	72,854	4,402	4,402
	合計	—	—	240,101	240,101

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は17百万円(利益)であります。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,317,980	10,396,658	82,675	131,136
	通貨スワップション				
	売建	646,230	623,671	△16,259	△16,259
	買建	1,135,123	1,112,563	40,495	40,495
	為替予約	33,748,772	1,368,595	△38,814	△38,814
	通貨オプション				
	売建	2,911,936	898,824	△90,113	△90,113
	買建	2,883,999	907,272	107,026	107,026
	その他				
	売建	7,957	882	51	51
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	85,060	133,521

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△530百万円(損失)であります。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,349	—	63	63
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	4,791	—	△231	△231
	買建	7,336	3,005	311	311
	合計	—	—	143	143

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,485,848	—	5,213	5,213
	買建	3,473,003	—	△16,918	△16,918
	債券先物オプション				
	売建	333,500	—	△769	△769
	買建	5,000	—	66	66
店頭	債券先渡契約				
	売建	296,334	273,251	1,746	1,746
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	2,821,954	14,114	△6,020	△6,020
	買建	2,420,812	2,972	18,216	18,216
	合計	—	—	1,533	1,533

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	86,127	84,270	△5,742	△5,742
	変動価格受取・固定価格支払	87,038	84,985	9,932	9,932
	商品オプション				
	売建	4,457	4,318	△1,645	△1,645
	買建	4,448	4,309	1,667	1,667
	合計	—	—	4,211	4,211

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	38,891	36,213	△826	△826
	買建	57,308	52,627	1,580	1,580
	その他				
	売建	1,504	—	△23	△23
	買建	1,389	—	27	27
	合計	—	—	757	757

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅱ　前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR(保有期間１日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

② 信用リスク相当額(与信相当額)

区分	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) (億円)
金利スワップ	40,099
通貨スワップ	8,721
先物外国為替	9,507
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネッティング契約 による信用リスク削減効果	△28,825
合計	31,691

(注) 1 上記計数は、ＢＩＳ自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	59,749,099	4,547,691	△103,623	△103,623
	買建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売建	1,230,739	—	76	76
	買建	600,964	205,802	△99	△99
店頭	金利先渡契約				
	売建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買建	3,469,855	455,000	△500	△500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	△3,040,142	△3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売建	1,720,503	798,669	△35,707	△35,707
	買建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売建	5,352,002	3,331,808	△4,194	△4,194
	買建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682
	フロアー				
	売建	317,281	207,279	△7,673	△7,673
	買建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売建	42,316	36,551	△6,526	△6,526
	買建	250,660	92,669	6,603	6,603
	合計	—	—	251,467	251,467

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は827百万円(利益)であります。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	△39,389	△39,389
	通貨スワップション				
	売建	330,238	330,238	△3,173	△3,173
	買建	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売建	56,586	13,166	△1,375	△1,375
	買建	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他				
	売建	15,310	2,855	153	153
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△26,956	△26,956

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)３の取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△293百万円(損失)であります。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	—
	買建	—
	通貨オプション	
	売建	—
	買建	—
店頭	為替予約	37,271,679
	通貨オプション	
	売建	3,001,518
	買建	3,195,840

(3) 株式関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	0	—	0	0
	買建	0	—	△0	△0
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	477	—	0	0
	買建	477	—	0	0
	合計	—	—	0	0

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	119,032	—	△388	△388
	買建	129,712	—	△67	△67
	債券先物オプション				
	売建	4,000	—	△8	△8
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	16,010	15,617	0	0
	買建	4,719	3,125	0	0
	合計	—	—	△463	△463

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	31,049	27,358	△1,607	△1,607
	変動価格受取・固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
	売建	6,369	4,063	△1,493	△1,493
	買建	6,369	4,063	1,521	1,521
	合計	—	—	797	797

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	△1,767	△1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計	—	—	6,578	6,578

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1　採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。また、一部の国内連結子会社において、平成16年５月１日に厚生労働大臣から過去分支給義務免除の認可を受けております。

なお、当行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2　退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△1,147,793	△873,416
年金資産	(B)	718,888	702,569
未積立退職給付債務	(C)＝(A)＋(B)	△428,904	△170,847
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	42,668	17,168
未認識数理計算上の差異	(E)	346,134	212,714
未認識過去勤務債務	(F)	△52,701	△77,559
連結貸借対照表計上額の純額	(G)＝(C)＋(D)＋(E)＋(F)	△92,802	△18,524
前払年金費用	(H)	―	12,394
退職給付引当金	(G)－(H)	△92,802	△30,918

(注) 1　一部の国内連結子会社は、前連結会計年度において厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。前連結会計年度末日において測定された年金資産の返還相当額は、23,906百万円であります。

2　当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。

当連結会計年度末において測定された年金資産の返還相当額(最低責任準備金)は184,014百万円であります。

3　一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4　総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は前連結会計年度21,484百万円、当連結会計年度24,754百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3　退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
勤務費用	26,163	24,350
利息費用	34,772	32,291
期待運用収益	△32,219	△22,973
会計基準変更時差異の費用処理額	23,158	20,640
数理計算上の差異の費用処理額	24,547	35,446
過去勤務債務の費用処理額	△6,583	△6,422
その他(臨時に支払った割増退職金等)	9,811	6,747
退職給付費用	79,650	90,079
厚生年金基金の代行部分返上益	△4,413	△59,095
計	75,237	30,983

(注)　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
(1) 割引率	1.7%～3.0%	1.5%～2.5%
(2) 期待運用収益率	0%～5.0%	0%～4.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)	同左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として５年	同左

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）	
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	922,031百万円	税務上の繰延欠損金	1,022,543百万円
有価証券償却	568,077百万円	貸倒引当金	526,076百万円
税務上の繰延欠損金	442,212百万円	有価証券償却	348,619百万円
貸出金償却	324,328百万円	貸出金償却	286,808百万円
退職給付引当金	109,851百万円	退職給付引当金	91,426百万円
その他有価証券評価差額金	10,713百万円	減価償却費	8,122百万円
減価償却費	9,425百万円	その他	87,687百万円
債権売却損失引当金	8,335百万円	繰延税金資産小計	2,371,284百万円
その他	91,906百万円	評価性引当額	△437,924百万円
繰延税金資産小計	2,486,882百万円	繰延税金資産合計	1,933,359百万円
評価性引当額	△537,897百万円	繰延税金負債	
繰延税金資産合計	1,948,985百万円	その他有価証券評価差額金	△222,213百万円
繰延税金負債		レバレッジドリース	△50,522百万円
レバレッジドリース	△48,754百万円	退職給付信託設定益	△26,205百万円
退職給付信託設定益	△25,328百万円	子会社の留保利益金	△11,818百万円
子会社の留保利益金	△10,614百万円	その他	△15,477百万円
その他	△22,706百万円	繰延税金負債合計	△326,236百万円
繰延税金負債合計	△107,403百万円	繰延税金資産の純額	1,607,122百万円
繰延税金資産の純額	1,841,581百万円		
２　当行の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳		２　当行の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
当行の法定実効税率	38.62%	当行の法定実効税率	38.62%
（調整）		（調整）	
評価性引当額	△24.23%	評価性引当額	△23.05%
全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	11.51%	全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	△5.83%
その他	1.79%	受取配当金益金不算入	△1.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.70%	その他	△3.99%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.00%

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。また、これを受けて当行の都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年４月１日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。 この変更に伴い、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」は65,124百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は65,278百万円減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,609百万円増加し、「土地再評価差額金」は2,621百万円減少しております。なお、上記のうち、当行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.62％から40.46％となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。	３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」はそれぞれ7,020百万円、０百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は7,889百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金資産」及び「再評価に係る繰延税金負債」はそれぞれ３百万円、232百万円増加、「土地再評価差額金」は230百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は906百万円減少しております。なお、上記のうち、当行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の40.46％から40.63％となり、「繰延税金資産」は6,654百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は7,560百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は232百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少し、「その他有価証券評価差額金」は905百万円減少しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

(セグメント情報)

事業の種類別セグメント情報

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	銀行業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,501,868	215,136	2,717,005	—	2,717,005
(2) セグメント間の内部経常収益	20,178	138,173	158,352	(158,352)	—
計	2,522,047	353,310	2,875,357	(158,352)	2,717,005
経常費用	2,293,056	291,978	2,585,035	(150,189)	2,434,845
経常利益	228,990	61,332	290,322	(8,162)	282,159
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	98,935,965	4,958,057	103,894,022	(4,050,764)	99,843,258
減価償却費	59,938	12,989	72,927	—	72,927
資本的支出	86,480	19,693	106,174	—	106,174

(注) １　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

２　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) その他事業……リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

３　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(1)に記載のとおり、当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について19,741百万円増加しております。

４　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(10)に記載のとおり、当行及び国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について1,035百万円増加しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について450,929百万円増加しております。

５　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(13)に記載のとおり、当行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「資産」が「銀行業」について19,420百万円減少しております。

6　（税効果会計関係）３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について6,657百万円、「その他事業」について365百万円それぞれ増加しております。

7　当連結会計年度より、従来開示しておりましたリース業に関しましては、重要性が減少したことからその他事業に含めて開示しております。

なお、当連結会計年度において、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

当連結会計年度（自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日）

	銀行業（百万円）	リース業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ　経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,501,868	14,773	200,363	2,717,005	—	2,717,005
(2) セグメント間の内部経常収益	20,178	3,326	137,995	161,499	(161,499)	—
計	2,522,047	18,099	338,358	2,878,505	(161,499)	2,717,005
経常費用	2,293,056	14,968	277,013	2,585,038	(150,192)	2,434,845
経常利益	228,990	3,131	61,345	293,467	(11,307)	282,159
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	98,935,965	126,264	4,831,808	103,894,039	(4,050,780)	99,843,258
減価償却費	59,938	6,754	6,234	72,927	—	72,927
資本的支出	86,480	10,877	8,816	106,174	—	106,174

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,537,431	645,468	367,037	3,549,937	—	3,549,937
(2) セグメント間の内部経常収益	30,809	5,563	163,790	200,163	(200,163)	—
計	2,568,240	651,032	530,827	3,750,100	(200,163)	3,549,937
経常費用	3,131,709	629,952	450,299	4,211,961	(194,514)	4,017,446
経常利益(△は経常損失)	△563,468	21,080	80,527	△461,860	(5,649)	△467,509
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	102,081,025	114,096	5,032,131	107,227,253	(4,832,616)	102,394,637
減価償却費	73,505	329,478	18,906	421,890	—	421,890
資本的支出	85,829	319,716	30,115	435,660	—	435,660

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されたことにより、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について65,768百万円増加、「その他事業」について643百万円減少しております。

所在地別セグメント情報

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,414,609	135,858	75,563	90,973	2,717,005	—	2,717,005
(2) セグメント間の内部経常収益	49,587	39,179	6,116	10,968	105,851	(105,851)	—
計	2,464,196	175,038	81,680	101,942	2,822,857	(105,851)	2,717,005
経常費用	2,295,260	110,012	65,586	59,397	2,530,256	(95,410)	2,434,845
経常利益	168,936	65,025	16,093	42,545	292,600	(10,440)	282,159
Ⅱ　資産	92,812,738	5,117,029	2,177,644	2,734,684	102,842,096	(2,998,838)	99,843,258

(注) 1　当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(1)に記載のとおり、当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について19,939百万円増加、「アジア・オセアニア」について198百万円減少しております。

4　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(10)に記載のとおり、当行及び国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について４百万円、「アジア・オセアニア」について1,030百万円それぞれ増加しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について279,156百万円、「米州」について114,960百万円、「欧州」について1,554百万円、「アジア・オセアニア」について55,257百万円それぞれ増加しております。

5　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(13)に記載のとおり、当行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「資産」が「日本」について19,420百万円減少しております。

6　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について7,023百万円増加しております。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,077,413	173,224	174,353	124,945	3,549,937	—	3,549,937
(2) セグメント間の内部経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	—
計	3,143,663	221,966	206,498	151,858	3,723,986	(174,048)	3,549,937
経常費用	3,818,706	149,894	134,985	82,652	4,186,238	(168,791)	4,017,446
経常利益 (△は経常損失)	△675,042	72,071	71,512	69,205	△462,251	(5,257)	△467,509
Ⅱ　資産	94,867,563	6,138,645	2,167,625	2,647,962	105,821,796	(3,427,159)	102,394,637

(注) 1　当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されたことにより、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について65,124百万円増加しております。

海外経常収益

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	金額(百万円)
Ⅰ　海外経常収益	302,396
Ⅱ　連結経常収益	2,717,005
Ⅲ　海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	11.1

(注) 1　一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2　海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	金額(百万円)
Ⅰ　海外経常収益	472,523
Ⅱ　連結経常収益	3,549,937
Ⅲ　海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.3

(注) 1　一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2　海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

関連当事者との取引

Ⅰ　当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

Ⅱ　前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり純資産額	円	15,353.34	25,928.02
１株当たり当期純利益 （△は１株当たり当期純損失）	円	△10,429.29	5,238.85
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	5,231.31

（注）１　前連結会計年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算出した、前連結会計年度の１株当たり情報は次のとおりであります。

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
１株当たり純資産額	円	15,353.34
１株当たり当期純損失	円	10,433.31
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―

２　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり当期純利益 （又は１株当たり当期純損失）			
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	△429,387	301,664
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	14,513
（うち優先配当額）	百万円	―	14,513
普通株式に係る当期純利益 （△は当期純損失）	百万円	△429,387	287,151
普通株式の期中平均株式数	千株	41,171	54,811
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	―	690
（うち優先配当額）	百万円	―	703
（うち連結子会社発行の 新株予約権による希薄化）	百万円	―	△12
普通株式増加数	千株	―	211
（うち優先株式）	千株	―	211
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		優先株式	第二種優先株式 （発行済株式数 100千株）※１ 第三種優先株式 （発行済株式数 800千株）※１
		連結子会社発行の新株予約権６種類（3,130千株）	―
		2004年満期米ドル建転換社債（額面総額8,660千$）※２	―

※１　優先株式の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等」に記載しております。
２　2004年満期の米ドル建転換社債は前連結会計年度に償還しております。

３　なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は、当期純損失が計上されているので記載しておりません。

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
――――	――――

⑤ 連結附属明細表

社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (注)1 (%)	担保	償還期限
当行	第1回～第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)2,5	平成11年10月～ 平成13年1月	596,116	592,509 [199,395]	1.09～ 1.40	なし	平成16年10月～ 平成18年1月
	第1回2号～第6回2号無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)3,5	平成11年11月～ 平成12年9月	317,656 [30,000]	286,868 [167,580]	1.31～ 1.74	なし	平成16年11月～ 平成19年5月
	第7回無担保変動利付社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年3月19日	20,000	20,000	1.982	なし	平成25年3月19日
	第8回～第19回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年4月～ 平成16年2月	893,961	1,170,711	0.51～ 0.92	なし	平成18年4月～ 平成21年1月
	2012年3月6日満期ユーロ円建社債	平成12年3月6日	5,000	5,000	3.00	なし	平成24年3月6日
	2003年11月10日～ 2005年9月26日満期 米ドル建社債 (注)5,6	平成11年11月～ 平成13年9月	144,240 (1,200,000千$) [60,100]	73,983 (700,000千$)	4.32～ 6.02	なし	平成17年5月～ 平成17年9月
	第1回2号無担保社債 (劣後特約付)	平成12年8月2日	50,000	50,000	2.33	なし	平成22年9月20日
	第2回～第7回無担保社債 (劣後特約付)	平成12年6月～ 平成16年2月	190,000	300,000	1.71～ 2.62	なし	平成22年6月～ 平成26年2月
	2008年9月30日～ 2017年3月14日満期 ユーロ円建社債(劣後特約付)	平成10年9月～ 平成16年3月	215,700	295,000	0.6015 ～2.72	なし	平成21年9月～ 平成29年3月
	ユーロ円建永久社債(劣後特約付)	平成14年10月～ 平成16年3月	71,100	188,100	1.66375 ～2.685	なし	定めず
	2009年3月30日～ 2012年6月15日満期 米ドル建社債(劣後特約付) (注)6	平成11年3月～ 平成14年6月	108,059 (899,000千$)	81,804 (774,000千$)	5.93～ 8.00	なし	平成23年11月～ 平成24年6月
	米ドル建永久社債(劣後特約付) (注)6	平成15年8月1日	—	89,836 (850,000千$)	8.15	なし	定めず
	英ポンド建永久社債(劣後特約付) (注)6	平成15年12月30日	—	2,317 (12,000千英ポンド)	6.98	なし	定めず
＊1	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年6月～ 平成15年11月	48,504 [18,585]	43,455 [19,905]	0.04～ 3.50	なし	平成16年3月～ 平成34年8月
＊2	連結子会社普通社債 (注)4,6	平成9年9月～ 平成13年12月	8,145 (68,000千$)	4,061 (38,000千$)	1.67～ 7.66	なし	平成17年6月～ 平成21年5月
＊3	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年5月～ 平成15年6月	4,484	4,872 [1,990]	3.90～ 5.61	なし	平成16年5月～ 平成30年6月
＊4	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4,5	平成6年9月～ 平成15年12月	636,660	546,491 [12,000]	0.00～ 5.98	なし	平成17年3月～ 定めず
＊5	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4,6	平成11年6月～ 平成12年2月	129,215 (1,075,000千$)	108,332 (1,025,000千$)	2.29～ 8.50	なし	平成21年6月～ 定めず
＊6	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4	平成10年10月	2,293	—	—	—	—
合計		—	3,441,137	3,863,343	—	—	—

(注) 1　「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日等現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。

2　第１回、第２回、第３回、第４回、第５回及び第６回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

3　第１回２号、第２回２号、第３回２号、第４回２号、第５回２号及び第６回２号無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

4　＊１は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊２は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊３は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。

＊４は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited、Sakura Finance(Cayman) Limited及び国内連結子会社株式会社関西アーバン銀行の発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊５は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊６は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した永久劣後社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。

5　「前期末残高」、「当期末残高」欄の[　]書きは、１年以内に償還が予定されている金額であります。

6　「前期末残高」、「当期末残高」欄の(　)書きは、外貨建てによる金額であります。

7　連結会社の各決算日等後５年内における償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
400,872	603,015	393,787	407,748	399,737

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	1,427,000	1,223,881	2.46	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	1,427,000	1,223,881	2.46	平成16年１月～ 定めず

(注) 1　「平均利率」は、連結会社の各決算日等現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2　連結会社の各決算日等後５年内における借入金の返済予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金(百万円)	323,623	76,654	9,389	64,859	23,332

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	50,500	3,000	0.10	—

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	３月31日
定時株主総会	６月中
株主名簿閉鎖の期間	―
基準日	３月31日
株券の種類	１株券、10株券、100株券及び1,000株券
中間配当基準日	９月30日
１単元の株式数	―
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番４号 住友信託銀行株式会社証券代行部
代理人	大阪市中央区北浜四丁目５番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
不所持株券の交付請求及び株券の汚損又は毀損による再発行請求に係る手数料	株券１枚につき250円
株券喪失登録	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番４号 住友信託銀行株式会社証券代行部
代理人	大阪市中央区北浜四丁目５番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店
手数料	申請１件につき10,000円 申請に係る株券１枚につき500円
端株の買取り、買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番４号 住友信託銀行株式会社証券代行部
代理人	大阪市中央区北浜四丁目５番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店
買取、買増手数料	以下の算式により１株当りの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る端数の１株に対する割合を乗じた額とする。１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 （算式）　１株当りの買取、買増金額のうち 100万円以下の金額につき　1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき　0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき　0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき　0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき　0.375% ただし、１株当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当ありません

（注）　商法第220条ノ２第１項に規定する端株原簿を作成しております。

第７ 【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及びその添付書類	事業年度（第１期）	自	平成14年４月１日	平成15年６月30日 関東財務局長に提出。
			至	平成15年３月31日	
(2)	臨時報告書				平成15年10月１日 関東財務局長に提出。
(3)	半期報告書及びその添付書類	（第２期中）	自	平成15年４月１日	平成15年12月18日 関東財務局長に提出。
			至	平成15年９月30日	
(4)	半期報告書の訂正報告書				平成16年５月24日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第18号（債権の取立不能又は取立遅延のおそれ）に基づく臨時報告書であります。

平成15年12月18日提出上記(3)の半期報告書に係る訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成15年６月27日

株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
　取締役会　御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	大　東　正　躬	㊞
関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成14年４月１日から平成15年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成15年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前連結会計年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成16年６月29日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
　取締役会　御中

あずさ監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	沼　野　廣　志	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年４月１日から平成16年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成16年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年６月27日

株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
　取締役会　御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	大　東　正　躬	㊞
関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成14年12月２日から平成15年３月31日までの第１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成16年６月29日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会　御中

あずさ監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	沼　野　廣　志	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年４月１日から平成16年３月31日までの第２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成16年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

File No. 82-4395
Exhibit A2

有価証券報告書

事業年度　　自　平成15年４月１日
（第１期）　　至　平成16年３月31日

株式会社 三井住友銀行

第１期（自平成15年４月１日　至平成16年３月31日）

有価証券報告書

1　本書は証券取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年６月30日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

2　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三井住友銀行

目　　次

頁

第１期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 3
1 【主要な経営指標等の推移】 …… 3
2 【沿革】 …… 13
3 【事業の内容】 …… 14
4 【関係会社の状況】 …… 17
5 【従業員の状況】 …… 21
第２ 【事業の状況】 …… 22
1 【業績等の概要】 …… 22
2 【生産、受注及び販売の状況】 …… 51
3 【対処すべき課題】 …… 51
4 【事業等のリスク】 …… 51
5 【経営上の重要な契約等】 …… 59
6 【研究開発活動】 …… 60
7 【財政状態及び経営成績の分析】 …… 60
第３ 【設備の状況】 …… 72
1 【設備投資等の概要】 …… 72
2 【主要な設備の状況】 …… 73
3 【設備の新設、除却等の計画】 …… 74
第４ 【提出会社の状況】 …… 75
1 【株式等の状況】 …… 75
2 【自己株式の取得等の状況】 …… 87
3 【配当政策】 …… 88
4 【株価の推移】 …… 88
5 【役員の状況】 …… 89
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 …… 94
第５ 【経理の状況】 …… 97
1 【連結財務諸表等】 …… 98
2 【財務諸表等】 …… 164
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 195
第７ 【提出会社の参考情報】 …… 196
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 198
監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年６月30日
【事業年度】	第１期(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)
【会社名】	株式会社三井住友銀行
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取　　西　川　善　文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
【電話番号】	東京(03)3501-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部副部長　　正　脇　久　昌
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

はじめに

株式会社わかしお銀行は、平成15年３月17日に株式会社わかしお銀行を存続会社として株式会社三井住友銀行と合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更いたしました。

このため、会社名については、合併後の株式会社三井住友銀行を当行、合併前の株式会社わかしお銀行を旧株式会社わかしお銀行、合併前の株式会社三井住友銀行を旧株式会社三井住友銀行、として表記しております。

また、当行の事業年度の回次は、平成15年４月１日から始まる事業年度を第１期としております。

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

旧株式会社わかしお銀行は、平成13年度末において旧株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、両行の合併は同一企業集団内の合併であるため、企業集団の状況に影響を与えておりません。そのため主要な経営指標等の推移における計数については、旧株式会社三井住友銀行及び当行の計数を記載しております。

なお平成13年度の旧株式会社三井住友銀行の計数には、旧株式会社わかしお銀行の計数が含まれております。

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
		(自平成11年４月１日至平成12年３月31日)	(自平成12年４月１日至平成13年３月31日)	(自平成13年４月１日至平成14年３月31日)	(自平成14年４月１日至平成15年３月31日)	(自平成15年４月１日至平成16年３月31日)
連結経常収益	百万円	3,002,923	2,725,995	3,779,702	3,549,937	2,717,005
うち連結信託報酬	百万円	―	―	―	7	334
連結経常利益(△は連結経常損失)	百万円	237,285	310,741	△580,628	△467,509	282,159
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	百万円	61,875	83,469	△463,887	△429,387	301,664
連結純資産額	百万円	1,804,358	1,837,151	2,912,619	2,142,544	2,722,161
連結総資産額	百万円	53,767,504	67,392,974	108,005,001	102,394,637	99,843,258
１株当たり純資産額	円	415.77	426.32	282.85	15,353.34	25,928.02
１株当たり当期純利益(△は１株当たり当期純損失)	円	18.61	25.50	△84.12	△10,429.29	5,238.85
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	18.17	24.93	―	―	5,231.31
連結自己資本比率(国際統一基準)	%	11.60	10.94	10.45	10.38	10.89
連結自己資本利益率	%	4.55	6.05	―	―	25.38
連結株価収益率	倍	82.23	43.92	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,630,143	3,557,706	△5,381,510	5,490,161	3,227,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△2,289,615	△3,913,743	5,732,808	△4,622,236	△2,699,338
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	63,179	△103,642	△268,813	△92,561	103,479
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,323,157	868,132	2,128,742	2,895,968	3,525,056
従業員数〔外、平均臨時従業員数〕	人	19,364〔5,269〕	22,222〔5,209〕	43,793〔11,506〕	35,523〔11,595〕	33,895〔11,825〕
信託財産額	百万円	―	―	―	166,976	429,388

(注) 1　平成11年度から平成13年度は、旧株式会社三井住友銀行の計数を記載しております。

2　当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3　平成13年度以前の１株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く。)で除して算出しております。

4　平成13年度以前の１株当たり当期純利益(又は１株当たり当期純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く。)で除して算出しております。

5　平成14年度から、「１株当たり純資産額」、「１株当たり当期純利益(又は１株当たり当期純損失)」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」(以下、「１株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号)及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号)を適用しております。

また、これら１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表(１株当たり情報)」に記載しております。

6　潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、平成13年度及び平成14年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

7　連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を適用しております。

8　連結自己資本利益率は、連結当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。なお、平成13年度及び平成14年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

9　連結株価収益率につきましては、平成13年度は連結当期純損失が計上されているため、平成14年度及び平成15年度は株式が非上場・非登録であるため、記載しておりません。

10　信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社１社であります。

旧株式会社住友銀行と旧株式会社さくら銀行は、平成13年４月１日に合併し、商号を「株式会社三井住友銀行」に変更いたしました。旧株式会社さくら銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。なお、旧株式会社さくら銀行の計数には、旧株式会社わかしお銀行の計数が含まれております。

		平成11年度	平成12年度
		（自平成11年４月１日 至平成12年３月31日）	（自平成12年４月１日 至平成13年３月31日）
連結経常収益	百万円	2,147,495	1,723,182
連結経常利益	百万円	136,497	183,876
連結当期純利益	百万円	62,581	48,939
連結純資産額	百万円	2,208,554	2,175,809
連結総資産額	百万円	48,495,608	51,849,687
１株当たり純資産額	円	340.98	333.46
１株当たり当期純利益	円	12.58	9.22
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	9.21
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.53	11.31
連結自己資本利益率	%	3.74	2.67
連結株価収益率	倍	62.08	62.36
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	888,743	3,218,472
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△367,609	△3,060,146
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△22,124	△420,024
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,408,146	1,147,369
従業員数	人	23,837	24,184

（注）１　当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２　１株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く。）で除して算出しております。

３　１株当たり当期純利益は、連結当期純利益から当期優先株式配当金総額（平成12年度は当行の合併交付金を含む）を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く。）で除して算出しております。

４　潜在株式調整後１株当たり当期純利益額の平成11年度につきましては、潜在株式を調整した計算により１株当たり当期純利益金額は減少しないため記載しておりません。

５　連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を適用しております。

６　連結自己資本利益率は、連結当期純利益から当期優先株式配当金総額（平成12年度は当行の合併交付金を含む。）を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

なお、旧株式会社わかしお銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成11年度	平成12年度	平成13年度
		(自平成11年４月１日 至平成12年３月31日)	(自平成12年４月１日 至平成13年３月31日)	(自平成13年４月１日 至平成14年３月31日)
連結経常収益	百万円	16,550	15,428	14,259
連結経常利益	百万円	1,101	944	492
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	3,061	△4,906	4
連結純資産額	百万円	25,722	20,816	20,060
連結総資産額	百万円	575,683	465,208	498,090
１株当たり純資産額	円	32,153.48	49,964.40	48,151.28
１株当たり当期純利益 (△は１株当たり当期純損失)	円	3,826.86	△6,149.42	10.71
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	—	—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.81	8.68	8.35
連結自己資本利益率	%	12.65	—	0.02
連結株価収益率	倍	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	13,356	8,063	35,114
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,123	44,980	109
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△51,744	—
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	23,540	24,839	60,063
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	658 〔123〕	590 〔154〕	551 〔177〕

(注) １　当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２　潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

３　連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を適用しております。

４　連結自己資本利益率は、連結当期純利益を、期中平均連結純資産額で除して算出しております。なお、平成12年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

５　連結株価収益率につきましては、株式が非上場・非登録であるため記載しておりません。

６　上記期間中平成13年度につきましては、証券取引法第193条の２の規定に基づき監査法人の監査を受けておりますが、平成12年度以前の連結財務諸表に関する数値につきましては当該監査を受けておりません。

(2) 当行の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		旧株式会社わかしお銀行の主要な経営指標等			第７期	第１期
		第４期	第５期	第６期		
決算年月		平成12年３月	平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月	平成16年３月
経常収益	百万円	16,534	15,342	14,144	146,251	2,322,363
うち信託報酬	百万円	—	—	—	5	334
経常利益	百万円	1,105	964	477	68,763	185,138
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	3,067	△4,881	0	183,040	301,113
資本金	百万円	40,000	20,831	20,831	559,985	559,985
発行済株式総数	千株	800	416	416	普通株式 54,811 優先株式 967	普通株式 54,811 優先株式 967
純資産額	百万円	25,712	20,831	20,071	2,279,223	2,870,870
総資産額	百万円	575,863	465,313	498,215	97,891,161	94,109,074
預金残高	百万円	433,208	433,284	460,193	58,610,731	60,067,417
貸出金残高	百万円	417,565	374,639	373,951	57,282,365	50,810,144
有価証券残高	百万円	100,745	53,909	53,291	23,656,385	26,592,584
１株当たり純資産額	円	32,140.58	50,000.02	48,177.01	17,846.95	28,641.10
１株当たり配当額 (うち１株当たり 中間配当額)	円	— (—)	— (—)	— (—)	普通株式 — 第一種優先株式 — 第二種優先株式 — 第三種優先株式 — (普通株式 —) (第一種優先株式 —) (第二種優先株式 —) (第三種優先株式 —)	普通株式 4.177 第一種優先株式10.500 第二種優先株式28.500 第三種優先株式13.700 (普通株式 528) (第一種優先株式10.500) (第二種優先株式28.500) (第三種優先株式13.700)
１株当たり当期純利益 (△は１株当たり 当期純損失)	円	3,834.38	△6,117.88	0.82	68,437.74	5,228.80
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	—	—	—	66,527.24	5,221.53
単体自己資本比率	%	11.80	8.68	8.35	10.49	11.36
自己資本利益率	%	12.68	—	0.00	36.67	22.49
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	79.88
従業員数	人	622	557	511	19,797	17,546
信託財産額	百万円	—	—	—	166,976	429,388
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	35,080	10,000
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	4,645

(注) 1　当行は、第７期中に旧株式会社三井住友銀行と合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更しております。なお、当事業年度との実質的な比較のために、旧株式会社三井住友銀行の合併前(平成14年４月１日～平成15年３月16日)の期間損益を第７期の損益と合算した損益状況を「第２　事業の状況　１　業績等の概要(単体情報)」に記載しております。

2　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3　第７期から、「１株当たり純資産額」、「１株当たり当期純利益(又は１株当たり当期純損失)」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」(以下、「１株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号)及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号)を適用しております。

また、これら１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況　２　財務諸表等　(1) 財務諸表(１株当たり情報)」に記載しております。

4　第１期中間配当についての取締役会決議は平成16年３月26日に行いました。

5　第６期以前の潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

6　単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は第６期以前は国内基準、第７期以降は国際統一基準を適用しております。

7　自己資本利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。なお、第５期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

8　株価収益率につきましては、株式が非上場・非登録であるため記載しておりません。

9　配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

10　信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

11　上記期間中第６期以降につきましては、証券取引法第193条の２の規定に基づき監査法人の監査を受けておりますが、第５期以前の財務諸表に関する数値につきましては当該監査を受けておりません。

なお、旧株式会社三井住友銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第156期	第157期	第１期
決算年月		平成12年３月	平成13年３月	平成14年３月
経常収益	百万円	2,182,305	1,849,600	2,791,405
経常利益 (△は経常損失)	百万円	176,477	168,421	△522,106
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	48,818	55,675	△322,852
資本金	百万円	752,848	752,848	1,326,746
発行済株式総数	千株	普通株式 3,141,062 優先株式 167,000	普通株式 3,141,062 優先株式 167,000	普通株式 5,709,424 優先株式 967,000
純資産額	百万円	1,880,637	1,918,707	3,196,492
総資産額	百万円	51,089,338	65,265,680	102,082,581
預金残高	百万円	27,388,205	30,169,065	61,051,813
貸出金残高	百万円	31,358,560	31,172,382	59,928,368
有価証券残高	百万円	8,982,244	16,860,309	20,442,996
１株当たり純資産額	円	439.23	451.35	332.02
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	円	普通株式 6.00 第１回第一種優先株式 10.50 第２回第一種優先株式 28.50 (普通株式 3.00) (第１回第一種優先株式 5.25) (第２回第一種優先株式 14.25)	普通株式 6.00 第１回第一種優先株式 10.50 第２回第一種優先株式 28.50 (普通株式 3.00) (第１回第一種優先株式 5.25) (第２回第一種優先株式 14.25)	普通株式 4.00 第１回第一種優先株式 10.50 第２回第一種優先株式 28.50 第五種優先株式 13.70 (普通株式 ―) (第１回第一種優先株式 ―) (第２回第一種優先株式 ―) (第五種優先株式 ―)
１株当たり当期純利益 (△は１株当たり当期純損失)	円	14.41	16.59	△59.20
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	14.12	16.25	―
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.46	11.80	11.50
自己資本利益率	%	3.32	3.72	―
株価収益率	倍	106.17	67.49	―
配当性向	%	41.63	36.15	―
従業員数	人	12,982	12,173	22,464

（注）１　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２　１株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(第１期は「自己株式」を除く。)で除して算出しております。

３　１株当たり当期純利益(又は１株当たり当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(第１期は「自己株式」を除く。)で除して算出しております。

４　潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、第１期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

５　単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を適用しております。

６　自己資本利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。なお、第１期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

７　株価収益率につきましては、第１期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

８　配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。なお、第１期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

旧株式会社住友銀行と旧株式会社さくら銀行は、平成13年４月１日に合併し、商号を「株式会社三井住友銀行」に変更いたしました。旧株式会社さくら銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第10期	第11期
決算年月		平成12年３月	平成13年３月
経常収益	百万円	1,929,971	1,439,956
経常利益	百万円	159,932	190,746
当期純利益	百万円	57,117	82,160
資本金	百万円	1,042,706	1,042,706
発行済株式総数	千株	普通株式 4,117,297 優先株式 802,772	普通株式 4,118,077 優先株式 802,577
純資産額	百万円	2,252,289	2,281,230
総資産額	百万円	46,559,485	48,461,818
預金残高	百万円	29,803,721	28,872,248
貸出金残高	百万円	31,939,952	30,575,498
有価証券残高	百万円	6,911,602	10,199,669
１株当たり純資産額	円	351.38	358.43
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	円	普通株式 6.00 第二回優先株式 15.00 第三回優先株式(第二種) 13.70 (普通株式 3.00) (第二回優先株式 7.50) (第三回優先株式(第二種) 6.85)	普通株式 6.00 第二回優先株式 15.00 第三回優先株式(第二種) 13.70 (普通株式 3.00) (第二回優先株式 7.50) (第三回優先株式(第二種) 6.85)
１株当たり当期純利益	円	11.24	17.28
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	17.24
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.50	11.91
自己資本利益率	%	3.23	4.86
株価収益率	倍	69.48	33.27
配当性向	%	53.42	34.71
従業員数	人	14,930	12,558

(注) 1　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2　１株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。

3　第11期の１株当たり配当額は、合併交付金(平成12年10月１日から平成13年３月31日に至る間の１株当たり配当金相当額)を期末配当金とみなして算出しております。

4　１株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額(第11期は合併交付金を含む)を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

5　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の第10期につきましては、潜在株式を調整した計算により１株当たり当期純利益金額は減少しないため記載しておりません。

6　単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を適用しております。

7　自己資本利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額(第11期は合併交付金を含む)を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。

8　配当性向は、当期普通株式配当金総額(第11期は合併交付金を含む)を、当期純利益から当期優先株式配当金総額(第11期は合併交付金を含む)を控除した金額で除して算出しております。

9　従業員数は第11期より就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、当行から他社への出向者及び取締役を兼務しない執行役員を含まないこととしております。従来の基準によった場合の従業員数は、13,632人であります。

2【沿革】

明治９年７月	私盟会社三井銀行創立
26年６月	私盟会社三井銀行、合名会社に改組(資本金200万円)
28年11月	住友銀行創業(個人経営)
42年11月	合名会社三井銀行、株式会社に改組(資本金2,000万円)
45年３月	株式会社住友銀行設立(資本金1,500万円)
昭和11年12月	兵庫県下主要７行の合併により株式会社神戸銀行設立
15年12月	大日本無尽株式会社設立
18年４月	株式会社三井銀行、株式会社第一銀行と合併し株式会社帝国銀行となる
19年８月	株式会社帝国銀行、株式会社十五銀行を合併
20年７月	株式会社住友銀行、株式会社阪南銀行と株式会社池田実業銀行を合併
20年７月	株式会社神戸銀行、信託業務の兼営を開始
23年４月	大日本無尽株式会社、日本無尽株式会社に商号変更
23年10月	株式会社帝国銀行、株式会社第一銀行を分離し株式会社帝国銀行となる
23年10月	株式会社住友銀行、株式会社大阪銀行に商号変更
24年５月	株式会社帝国銀行、東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式を上場
24年５月	株式会社大阪銀行、大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場 (その後、昭和25年４月札幌証券取引所、平成元年３月名古屋証券取引所に株式を上場)
26年10月	日本無尽株式会社、株式会社日本相互銀行に商号変更
27年12月	株式会社大阪銀行、株式会社住友銀行に行名復帰
29年１月	株式会社帝国銀行、株式会社三井銀行に行名復帰
35年４月	株式会社神戸銀行、信託業務及び勘定を東洋信託銀行株式会社に譲渡
40年４月	株式会社住友銀行、株式会社河内銀行を合併
43年４月	株式会社三井銀行、株式会社東都銀行を合併
43年12月	株式会社日本相互銀行、普通銀行に転換し株式会社太陽銀行に商号変更
48年10月	株式会社神戸銀行と株式会社太陽銀行が合併し株式会社太陽神戸銀行となる
61年10月	株式会社住友銀行、株式会社平和相互銀行を合併
平成元年１月	株式会社住友銀行、ロンドン証券取引所に株式を上場
２年４月	株式会社三井銀行と株式会社太陽神戸銀行が合併し株式会社太陽神戸三井銀行となる
４年４月	株式会社太陽神戸三井銀行、株式会社さくら銀行に商号変更
８年６月	株式会社わかしお銀行設立(資本金400億円)
13年４月	株式会社さくら銀行と株式会社住友銀行が合併し株式会社三井住友銀行となる
14年11月	株式会社三井住友銀行、株式上場を廃止
14年12月	株式会社三井住友銀行が株式移転により完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立し、その完全子会社となる
15年３月	株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行が合併し、新商号を株式会社三井住友銀行とする
平成16年３月末現在	連結子会社114社、持分法適用会社15社 当行の国内本支店482、国内出張所132、海外支店20、海外出張所３、海外駐在員事務所14

3 【事業の内容】

(1) 当行グループの事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社(うち連結子会社114社、持分法適用会社15社))は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、各事業部門(「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表　注記事項　(セグメント情報)」に掲げる「事業の種類別セグメント情報」の区分と同一)における当行及び当行の関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは同社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

(銀行業)

当行の本店及び国内・海外の支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託業務、証券投資信託の窓口販売業務等を行っております。

また、国内で株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、株式会社ジャパンネット銀行が、海外ではSumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、Manufacturers Bank、Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada、Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.、PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesiaが、預金業務、貸出業務等を展開するとともに、SMBC信用保証株式会社が、国内において当行の取扱う住宅ローン等に対する信用保証業務を行っております。

(その他事業)

当事業部門では、国内においてさくらカード株式会社がクレジットカード業務を、アットローン株式会社が個人向けローン業務を、SMBCキャピタル株式会社がベンチャーキャピタル業務を、SMBCコンサルティング株式会社が情報提供サービス業務を、SMBCファイナンスサービス株式会社が融資業務、ファクタリング業務、集金代行業務を、フィナンシャル・リンク株式会社が情報処理サービス業務、コンサルティング業務を、SMBCフレンド証券株式会社が証券業務を、株式会社さくらケーシーエス、さくら情報システム株式会社がシステム開発・情報処理業務を、三井住友アセットマネジメント株式会社が投資顧問業務、投資信託委託業務を、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社が確定拠出年金の運営管理業務を、株式会社クオークが個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業務を行っており、また海外ではSMBC Leasing and Finance, Inc.がリース業務を、SMBC Capital Markets, Inc.がスワップ業務、投融資業務を、SMBC Capital Markets Limitedがスワップ業務を、SMBC Securities, Inc.が証券業務を、Sumitomo Mitsui Finance Australia Limitedが投融資業務を行う等、銀行業務以外の金融サービスに係る事業を行っております。

(2) 当行グループの事業系統図

(□は連結子会社、○は持分法適用会社。)

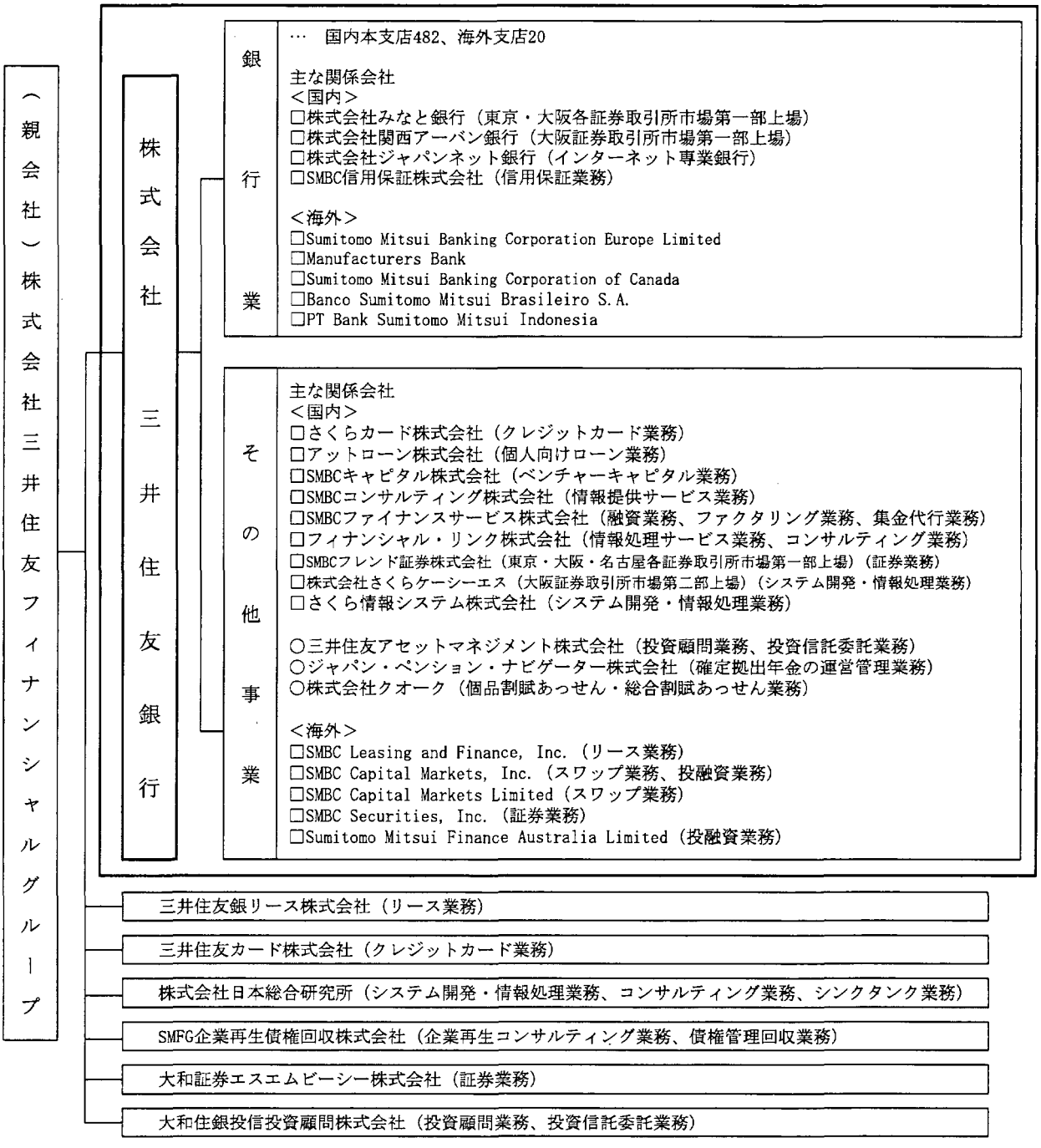

（参考）　当行の組織図
当行の経営組織図は次のとおりであります。

（平成16年３月31日現在）

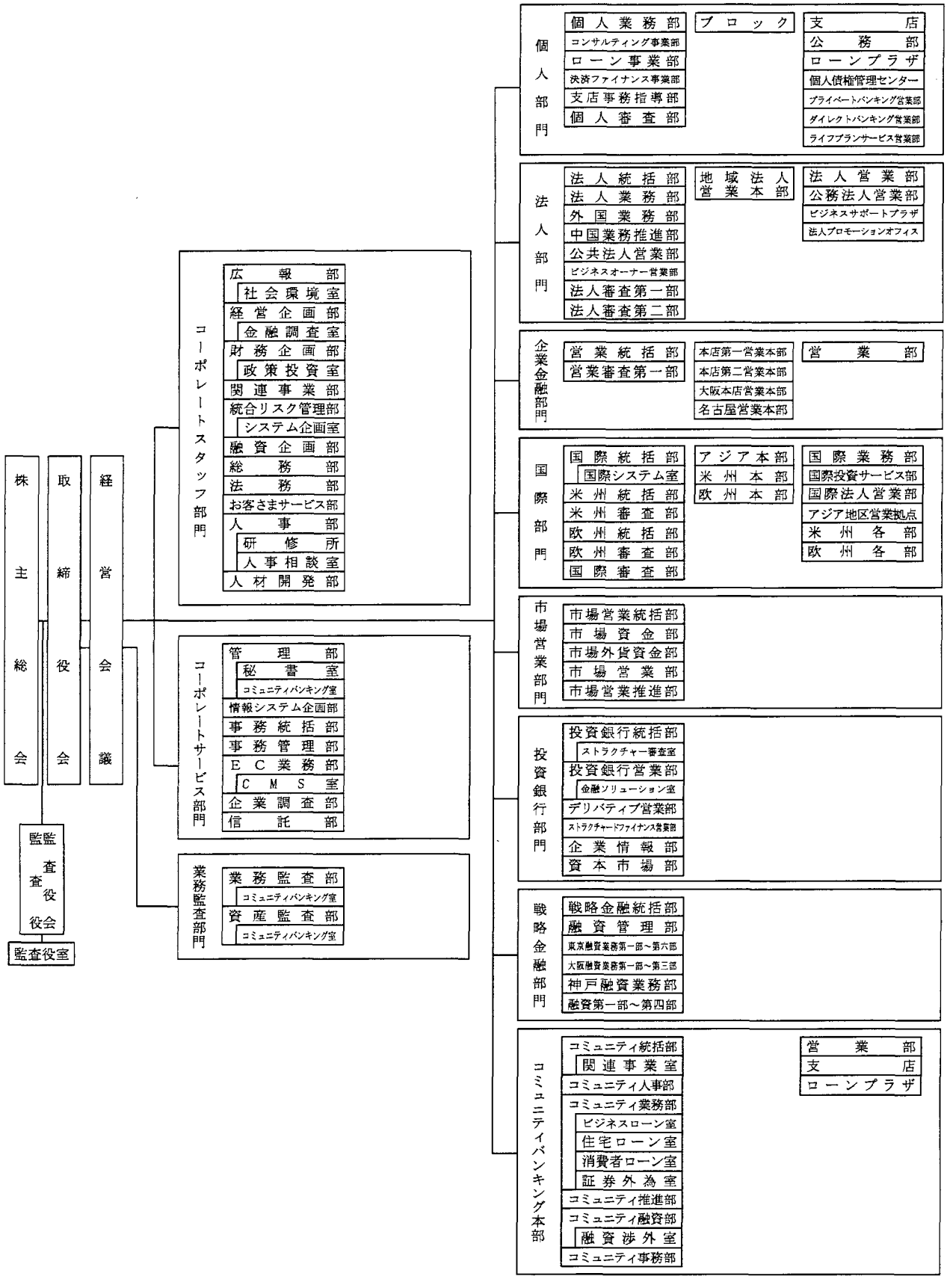

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(親会社) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(注)3	東京都千代田区	1,247,650	銀行持株会社	(被所有) 100	9 (7)	—	経営管理 金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
(連結子会社) 株式会社みなと銀行(注)3,6	神戸市中央区	24,908	銀行業	50.00 (1.58)	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
株式会社関西アーバン銀行(注)3	大阪市中央区	32,500	銀行業	44.59 (0.48) [5.96]	4	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
株式会社ジャパンネット銀行	東京都新宿区	20,000	銀行業	57	8	—	預金取引関係	—	—
SMBC信用保証株式会社(注)2	東京都港区	87,720	銀行業	100	26	—	預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
住銀保証株式会社	東京都千代田区	47,850	銀行業	100 (100)	7	—	預金取引関係	—	—
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited (注)2	英国ロンドン市	百万米ドル 1,700	銀行業	100	6	—	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
Manufacturers Bank	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市	千米ドル 80,786	銀行業	100	5 (1)	—	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada	カナダ国オンタリオ州トロント市	千カナダドル 121,870	銀行業	100	3	—	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.	ブラジル連邦共和国サンパウロ市	千ブラジルレアル 309,356	銀行業	100	3	—	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesia	インドネシア共和国ジャカルタ市	億インドネシアルピア 15,024	銀行業	98.28	5	—	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
さくらカード株式会社	東京都中央区	7,438	その他事業(クレジットカード業)	95.74 (27.25)	20	—	金銭貸借関係 預金取引関係 保証取引関係	—	—
アットローン株式会社	東京都新宿区	17,500	その他事業(個人向けローン業)	52	9 (1)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
SMBCキャピタル株式会社	東京都中央区	2,500	その他事業(ベンチャーキャピタル業)	59.8 (20)	12	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBCコンサルティング株式会社	東京都千代田区	1,100	その他事業(情報提供サービス業)	75 (25)	7	—	預金取引関係	—	—

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
SMBCファイナンスサービス株式会社(注)2	東京都港区	71,705	その他事業(融資業、ファクタリング業、集金代行業)	100	25	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC抵当証券株式会社	東京都新宿区	18,182	その他事業(融資業)	51.85 (3.09)	8	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
フィナンシャル・リンク株式会社	東京都港区	160	その他事業(情報処理サービス業、コンサルティング業)	99.66	4	—	預金取引関係	—	—
SMBCフレンド証券株式会社(注)3	東京都中央区	27,270	その他事業(証券業)	47.46 (3.83)	8	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
株式会社さくらケーシーエス(注)3	神戸市中央区	2,054	その他事業(システム開発・情報処理業)	35.21 (30.21) [17.67]	10	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行に建物の一部を賃貸	—
さくら情報システム株式会社	東京都品川区	600	その他事業(システム開発・情報処理業)	69 (64)	10	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
SMBCローン債権回収株式会社	東京都千代田区	500	その他事業(債権管理回収業)	60	14	—	預金取引関係	—	—
SMBCビジネス債権回収株式会社	東京都中央区	500	その他事業(債権管理回収業)	100	14	—	預金取引関係	当行に建物の一部を賃貸	—
SMBC Leasing and Finance, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 1,620	その他事業(リース業)	97.38 (7.69)	5	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
SMBC Capital Markets, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 100	その他事業(スワップ業、投融資業)	100 (10)	4	—	預金取引関係 スワップ業務関係	当行から建物の一部を賃借	—
SMBC Securities, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ドーバー市	米ドル 100	その他事業(証券業)	100 (10)	5	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
SMBC Financial Services, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ドーバー市	米ドル 300	その他事業(投融資業)	100	4	—	預金取引関係	—	—
SMBC Cayman LC Limited(注)2	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	百万米ドル 1,375	その他事業(保証業務)	100	3	—	保証取引関係	—	—
Sumitomo Finance (Asia) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	千米ドル 35,000	その他事業(投融資業)	100	2	—	預金取引関係 業務委託関係	—	—

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
SBTC, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 1	その他事業(投融資業)	100	3	—	預金取引関係	—	—
SB Treasury Company L.L.C.(注)2	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	百万米ドル 470	その他事業(投融資業)	100 (100)	4	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SB Equity Securities (Cayman), Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	1	その他事業(融資業)	100	3	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SFVI Limited	英領バージンアイランドロードタウン市	米ドル 300	その他事業(投融資業)	100	2	—	預金取引関係 業務委託関係	—	—
Sakura Finance (Cayman) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	千米ドル 100	その他事業(融資業)	100	1	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
Sakura Capital Funding(Cayman) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	千米ドル 100	その他事業(融資業)	100	1	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
Sakura Preferred Capital(Cayman) Limited	英領グランドケイマン島ジョージタウン市	10	その他事業(融資業)	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC International Finance N.V.	オランダ領キュラソー	千米ドル 200	その他事業(融資業)	100	1	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC Capital Markets Limited	英国ロンドン市	千米ドル 297,000	その他事業(スワップ業)	100	3	—	預金取引関係 スワップ業務関係	—	—
Sumitomo Finance International plc	英国ロンドン市	千英ポンド 200,000	その他事業(投融資業)	100	3	—	金銭貸借関係 預金取引関係	当行から建物の一部を賃借	—
Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	アイルランド共和国ダブリン市	千米ドル 18,000	その他事業(投融資業)	100	1	—	金銭貸借関係 預金取引関係 スワップ業務関係 業務委託関係	—	—
Sakura Finance Asia Limited	中華人民共和国香港特別行政区	百万米ドル 65.5	その他事業(投融資業)	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited	オーストラリア連邦シドニー市	百万豪ドル 102.5	その他事業(投融資業)	100	2	—	コルレス関係 預金取引関係	—	—

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Sakura Merchant Bank(Singapore) Limited	シンガポール共和国シンガポール市	百万シンガポールドル 4	その他事業(投融資業)	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
その他72社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用子会社) その他４社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 三井住友アセットマネジメント株式会社(注)3	東京都港区	2,000	その他事業(投資顧問業、投資信託委託業)	17.50	1	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	4,000	その他事業(確定拠出年金の運営管理業)	30	2	—	預金取引関係	—	—
株式会社クオーク	大阪市西区	1,000	その他事業(個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)	23.15 (9.26)	28	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
その他８社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1　連結子会社、持分法適用関連会社の「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2　上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、SMBC信用保証株式会社、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、SMBCファイナンスサービス株式会社、SMBC Cayman LC Limited、SB Treasury Company L.L.C.であります。

3　上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、SMBCフレンド証券株式会社、株式会社さくらケーシーエス、三井住友アセットマネジメント株式会社であります。

4　「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の(　)内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[　]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書き)であります。

5　「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の(　)内は、当行の役員(内書き)であります。

6　株式会社みなと銀行の議決権の所有割合には、当行が退職給付信託に拠出した株式の議決権の所有割合43.35%が含まれており、当該株式の議決権については当行の指図により行使されることとなっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成16年３月31日現在)

	銀行業	その他事業	合計
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	22,444人 [7,900]	11,451人 [3,925]	33,895人 [11,825]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,477人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

(平成16年３月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
17,546人	37歳２月	14年９月	7,633千円

(注) 1 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員305人を含んでおりません。
なお、取締役を兼務しない執行役員53人は従業員数に含めておりません。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与には、海外の現地採用者を含んでおりません。

4 当行の従業員組合には、三井住友銀行従業員組合及び三井住友銀行コミュニティバンキング本部従業員組合があり、組合員数はそれぞれ17,842人及び436人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

① 経済金融環境

当連結会計年度を顧みますと、海外におきましては、期初、SARSやイラク戦争の影響がみられたものの、夏頃からは米国経済が金融緩和の継続や減税効果を背景に力強さを増すとともに、アジア諸国や欧州諸国においても景気持ち直しの動きがみられました。わが国におきましても、輸出の増加や企業収益の改善等に伴う設備投資の拡大に支えられて、景気回復の足取りは年度前半から後半にかけてより確かなものになりました。

金融市場におきましては、日本銀行が金融緩和政策を継続し、短期市場金利はほぼゼロ％で推移しましたが、長期市場金利は景気回復への期待から新発10年物国債の流通利回りが平成14年度末に比べて大きく上昇し、株価も概ね上昇傾向となりました。

こうした中、金融界におきましては、「金融再生プログラム」に基づいて、不良債権問題の正常化や、より強固な金融システムの構築に向けた取組みが進められる一方、平成15年４月に株式会社産業再生機構の設立や産業再生法の改正がなされるなど、企業再生のための新たな枠組みも整備されました。また、平成16年３月には、銀行等への証券仲介業の解禁を盛り込んだ証券取引法改正案が国会に上程され、６月に成立するなど、規制緩和に向けた動きが着実に進展しました。

② 経営戦略

当行は、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」を通じ、財務基盤の強化を図るとともに、着実に当期純利益を計上し、剰余金の積上げを図ってまいります。まず、バランスシートのクリーンアップとして、平成15・16年度の２年間を不良債権の「集中処理期間」と位置づけ、平成16年度末までに不良債権比率を半減することを目標に取り組みを強化、平成15年度は、2.4兆円を超える大幅な削減を行いました。この結果、平成16年３月末の不良債権残高(金融再生法開示債権残高)は、当初の残高目標である3.9兆円を１兆円以上超過達成し、約2.8兆円となりました。また、保有株式については、株価変動リスク削減のため、Tier１(自己資本の基本的項目)の50％程度を目標に、着実に残高の圧縮を進めております。平成15年度は、約9,300億円の保有株式売却を実施いたしました。

また、収益力の強化として、①お客様のニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、②リスクに見合ったリターンの確保、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、③ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の３点に取り組んでおります。この成果として、当行は、平成13年４月の合併以降、３年連続で業務純益１兆円を達成いたしました。

③　営業の成果

当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

なお、前連結会計年度にグループ再編を行ったことにより当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となった三井住友カード株式会社や三井住友銀リース株式会社等の計数が前連結会計年度には含まれておりますが、当連結会計年度の計数には含まれておりません。

業容面では、預金は前連結会計年度末対比２兆3,980億円増加して65兆3,940億円となり、譲渡性預金は同１兆3,015億円減少して３兆5,874億円となりました。

一方、貸出金は、同５兆7,906億円減少し、55兆4,289億円となりました。

総資産は、同２兆5,513億円減少し、99兆8,432億円となりました。

損益につきましては、当連結会計年度は、引き続き業務改革等を通じて収益力の強化を図るとともに、経営全般の合理化推進により経費削減に努めました。経常収益・経常費用につきましては、貸出金利息・預金利息の減少等により資金運用収益・資金調達費用が減少し、グループ再編により三井住友銀リース株式会社のリース関連収支等が計上されなくなったことに加え、国債等債券損益が減少したこと等によりその他業務収益・費用が減少しました。また、株式等償却及び株式売却損の減少等によりその他経常費用が減少したこと等から、経常収益は前連結会計年度対比23.5％減の２兆7,170億円、経常費用は同39.4％減の２兆4,348億円となりました。その結果、経常利益は2,821億円、特別損益等を勘案した当期純利益は3,016億円となりました。

純資産額は、当期純利益の計上及びその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末対比5,796億円増加して２兆7,221億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、その他事業の内部取引消去前の総資産シェアは、銀行業が95(前連結会計年度対比＋０)％、その他事業が５(前連結会計年度のリース業及びその他事業の合算対比△０)％、同経常収益シェアが、銀行業が88(前連結会計年度対比＋19)％、その他事業が12(前連結会計年度のリース業及びその他事業の合算対比△19)％となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の総資産シェアは、日本が90(前連結会計年度対比＋１)％、米州が５(同△１)％、欧州、アジア・オセアニアは、各々２(同＋０)％、３(同＋０)％、同経常収益シェアは、日本が87(前連結会計年度対比＋３)％、米州が６(同＋０)％、欧州、アジア・オセアニアは、各々３(同△３)％、４(同△０)％となりました。

連結自己資本比率は、10.89％となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が＋３兆2,273億円、有価証券の取得・売却や動産不動産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が△２兆6,993億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が＋1,034億円となりました。その結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は３兆5,250億円となりました。

(3) 国内・海外別業績

(前連結会計年度にグループ再編を行ったことにより当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となった三井住友カード株式会社や三井住友銀リース株式会社等の計数が前連結会計年度には含まれておりますが、当連結会計年度の計数には含まれておりません。)

① 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比1,345億円の減益となる1兆2,656億円、信託報酬は同3億円の増益となる3億円、役務取引等収支は同193億円の減益となる3,306億円、特定取引収支は同983億円の増益となる3,040億円、その他業務収支は同2,182億円の減益となる75億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比567億円の減益となる1兆1,374億円、信託報酬は同3億円の増益となる3億円、役務取引等収支は同197億円の減益となる3,051億円、特定取引収支は同950億円の増益となる2,808億円、その他業務収支は同2,095億円の減益となる△14億円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比732億円の減益となる1,382億円、役務取引等収支は同12億円の増益となる262億円、特定取引収支は同33億円の増益となる232億円、その他業務収支は同100億円の減益となる82億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,194,153	211,522	△5,506	1,400,170
	当連結会計年度	1,137,420	138,280	△10,049	1,265,651
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,436,074	421,432	△39,980	1,817,526
	当連結会計年度	1,363,268	238,922	△41,485	1,560,705
うち資金調達費用	前連結会計年度	241,920	209,909	△34,473	417,356
	当連結会計年度	225,847	100,641	△31,435	295,053
信託報酬	前連結会計年度	7	—	—	7
	当連結会計年度	334	—	—	334
役務取引等収支	前連結会計年度	324,894	25,050	32	349,977
	当連結会計年度	305,180	26,295	△865	330,610
うち役務取引等収益	前連結会計年度	395,637	28,765	△168	424,235
	当連結会計年度	392,956	30,604	△1,495	422,066
うち役務取引等費用	前連結会計年度	70,742	3,715	△200	74,257
	当連結会計年度	87,775	4,309	△629	91,455
特定取引収支	前連結会計年度	185,787	19,983	—	205,770
	当連結会計年度	280,804	23,290	—	304,094
うち特定取引収益	前連結会計年度	193,188	23,417	△10,109	206,496
	当連結会計年度	289,432	23,302	△7,723	305,011
うち特定取引費用	前連結会計年度	7,401	3,433	△10,109	725
	当連結会計年度	8,628	11	△7,723	916
その他業務収支	前連結会計年度	208,095	18,347	△599	225,842
	当連結会計年度	△1,486	8,277	761	7,552
うちその他業務収益	前連結会計年度	909,202	38,544	△711	947,036
	当連結会計年度	212,128	19,006	△117	231,017
うちその他業務費用	前連結会計年度	701,107	20,197	△111	721,193
	当連結会計年度	213,614	10,729	△878	223,464

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比５兆9,697億円減少して86兆5,012億円、利回りは同0.17%低下して1.80%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同４兆6,200億円減少して87兆5,971億円、利回りは同0.11%低下して0.34%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比３兆6,870億円減少して80兆1,162億円、利回りは同0.01%低下して1.70%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同２兆9,181億円減少して83兆5,101億円、利回りは同0.01%低下して0.27%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比２兆2,992億円減少して７兆3,916億円、利回りは同1.12%低下して3.23%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同１兆7,026億円減少して５兆1,099億円、利回りは同1.11%低下して1.97%となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	83,803,278	1,436,074	1.71
	当連結会計年度	80,116,238	1,363,268	1.70
うち貸出金	前連結会計年度	57,714,603	1,091,736	1.89
	当連結会計年度	54,452,750	1,016,646	1.87
うち有価証券	前連結会計年度	21,671,434	216,056	1.00
	当連結会計年度	23,090,843	230,993	1.00
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	627,785	1,936	0.31
	当連結会計年度	547,686	1,840	0.34
うち買現先勘定	前連結会計年度	120,981	3	0.00
	当連結会計年度	33,898	3	0.01
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,254,675	225	0.02
	当連結会計年度	515,980	104	0.02
うち預け金	前連結会計年度	823,298	12,822	1.56
	当連結会計年度	666,233	6,972	1.05
資金調達勘定	前連結会計年度	86,428,380	241,920	0.28
	当連結会計年度	83,510,193	225,847	0.27
うち預金	前連結会計年度	58,316,729	63,326	0.11
	当連結会計年度	59,917,916	50,922	0.08
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,739,513	2,074	0.04
	当連結会計年度	4,281,885	847	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	10,166,594	1,109	0.01
	当連結会計年度	7,186,407	1,242	0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,036,569	74	0.01
	当連結会計年度	1,711,425	105	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,853,983	28,830	0.75
	当連結会計年度	5,090,264	48,622	0.96
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	268,052	380	0.14
	当連結会計年度	6,997	4	0.07
うち借用金	前連結会計年度	3,559,473	80,487	2.26
	当連結会計年度	2,050,391	59,038	2.88
うち社債	前連結会計年度	2,537,030	38,045	1.50
	当連結会計年度	2,781,324	43,278	1.56

(注) 1　「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度814,452百万円、当連結会計年度1,318,691百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度43,701百万円、当連結会計年度21,933百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度43,701百万円、当連結会計年度21,933百万円)及び利息(前連結会計年度46百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ　海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	9,690,916	421,432	4.35
	当連結会計年度	7,391,661	238,922	3.23
うち貸出金	前連結会計年度	6,252,263	204,679	3.27
	当連結会計年度	5,064,994	148,501	2.93
うち有価証券	前連結会計年度	1,745,522	58,303	3.34
	当連結会計年度	1,036,961	35,639	3.44
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	120,354	2,242	1.86
	当連結会計年度	101,843	2,200	2.16
うち買現先勘定	前連結会計年度	100,914	1,348	1.34
	当連結会計年度	127,275	2,538	1.99
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	970,063	22,153	2.28
	当連結会計年度	703,330	7,008	1.00
資金調達勘定	前連結会計年度	6,812,607	209,909	3.08
	当連結会計年度	5,109,984	100,641	1.97
うち預金	前連結会計年度	3,994,367	89,254	2.23
	当連結会計年度	3,404,225	55,119	1.62
うち譲渡性預金	前連結会計年度	200,607	5,503	2.74
	当連結会計年度	96,735	2,697	2.79
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	168,107	2,614	1.56
	当連結会計年度	123,925	1,355	1.09
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,059,369	18,111	1.71
	当連結会計年度	354,094	4,107	1.16
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借用金	前連結会計年度	212,650	6,168	2.90
	当連結会計年度	113,752	2,179	1.92
うち社債	前連結会計年度	1,159,507	38,169	3.29
	当連結会計年度	1,004,354	31,577	3.14

(注) 1　「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社の平均残高については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度22,906百万円、当連結会計年度29,738百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常利益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度67百万円、当連結会計年度―百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度67百万円、当連結会計年度―百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度―百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

ウ　合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額(△)	合計	小計	相殺消去額(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	93,494,194	△1,023,112	92,471,081	1,857,507	△39,980	1,817,526	1.97
	当連結会計年度	87,507,900	△1,006,609	86,501,290	1,602,190	△41,485	1,560,705	1.80
うち貸出金	前連結会計年度	63,966,867	△997,898	62,968,968	1,296,416	△34,275	1,262,140	2.00
	当連結会計年度	59,517,745	△853,787	58,663,957	1,165,148	△30,152	1,134,996	1.93
うち有価証券	前連結会計年度	23,416,956	△369	23,416,587	274,359	△5,518	268,840	1.15
	当連結会計年度	24,127,804	—	24,127,804	266,633	△10,031	256,601	1.06
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	748,139	—	748,139	4,179	—	4,179	0.56
	当連結会計年度	649,529	—	649,529	4,040	—	4,040	0.62
うち買現先勘定	前連結会計年度	221,896	—	221,896	1,352	—	1,352	0.61
	当連結会計年度	161,173	—	161,173	2,542	—	2,542	1.58
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,254,675	—	1,254,675	225	—	225	0.02
	当連結会計年度	515,980	—	515,980	104	—	104	0.02
うち預け金	前連結会計年度	1,793,362	△23,800	1,769,561	34,975	△216	34,759	1.96
	当連結会計年度	1,369,563	△151,999	1,217,563	13,981	△1,301	12,679	1.04
資金調達勘定	前連結会計年度	93,240,988	△1,023,785	92,217,203	451,830	△34,473	417,356	0.45
	当連結会計年度	88,620,177	△1,023,064	87,597,113	326,489	△31,435	295,053	0.34
うち預金	前連結会計年度	62,311,097	△24,473	62,286,624	152,580	△216	152,364	0.24
	当連結会計年度	63,322,142	△168,421	63,153,721	106,042	△1,301	104,741	0.17
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,940,120	—	5,940,120	7,578	—	7,578	0.13
	当連結会計年度	4,378,620	—	4,378,620	3,545	—	3,545	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	10,334,702	—	10,334,702	3,724	—	3,724	0.04
	当連結会計年度	7,310,332	—	7,310,332	2,598	—	2,598	0.04
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,095,938	—	2,095,938	18,185	—	18,185	0.87
	当連結会計年度	2,065,520	—	2,065,520	4,212	—	4,212	0.20
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,853,983	—	3,853,983	28,830	—	28,830	0.75
	当連結会計年度	5,090,264	—	5,090,264	48,622	—	48,622	0.96
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	268,052	—	268,052	380	—	380	0.14
	当連結会計年度	6,997	—	6,997	4	—	4	0.07
うち借用金	前連結会計年度	3,772,123	△997,898	2,774,225	86,655	△34,275	52,380	1.89
	当連結会計年度	2,164,144	△853,821	1,310,322	61,218	△30,134	31,084	2.37
うち社債	前連結会計年度	3,696,538	△369	3,696,169	76,214	△11	76,202	2.06
	当連結会計年度	3,785,679	—	3,785,679	74,855	—	74,855	1.98

(注) 1　「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

2　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3　無利息預け金の平均残高(前連結会計年度836,686百万円、当連結会計年度1,332,007百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4　金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前連結会計年度43,769百万円、当連結会計年度21,933百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度43,769百万円、当連結会計年度21,933百万円)及び利息(前連結会計年度48百万円、当連結会計年度21百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

③　国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比21億円減少して4,220億円、一方役務取引等費用は同171億円増加して914億円となったことから、役務取引等収支は同193億円の減益となる3,306億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比26億円減少して3,929億円、一方役務取引等費用は同170億円増加して877億円となったことから、役務取引等収支は同197億円の減益となる3,051億円となりました。

海外の役務取引等収益は前連結会計年度比18億円増加して306億円、一方役務取引等費用は同５億円増加して43億円となったことから、役務取引等収支は同12億円の増益となる262億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	395,637	28,765	△168	424,235
	当連結会計年度	392,956	30,604	△1,495	422,066
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	14,117	15,683	△3	29,797
	当連結会計年度	18,449	17,995	△878	35,566
うち為替業務	前連結会計年度	107,473	5,923	△0	113,396
	当連結会計年度	114,231	5,756	△613	119,374
うち証券関連業務	前連結会計年度	30,819	2	—	30,822
	当連結会計年度	43,884	0	—	43,884
うち代理業務	前連結会計年度	15,325	—	—	15,325
	当連結会計年度	16,247	—	—	16,247
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4,973	5	—	4,978
	当連結会計年度	5,923	3	—	5,927
うち保証業務	前連結会計年度	26,556	2,069	△164	28,462
	当連結会計年度	30,377	2,845	△2	33,221
うちクレジットカード関連業務	前連結会計年度	86,145	—	—	86,145
	当連結会計年度	8,820	—	—	8,820
役務取引等費用	前連結会計年度	70,742	3,715	△200	74,257
	当連結会計年度	87,775	4,309	△629	91,455
うち為替業務	前連結会計年度	20,461	1,327	△0	21,789
	当連結会計年度	21,952	2,128	△527	23,553

（注）１　「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

２　「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

３　「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

④　国内・海外別特定取引の状況

ア　特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は前連結会計年度比985億円増加して3,050億円、一方特定取引費用は同１億円増加して９億円となったことから、特定取引収支は同983億円の増益となる3,040億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前連結会計年度比962億円増加して2,894億円、一方特定取引費用は同12億円増加して86億円となったことから、特定取引収支は同950億円の増益となる2,808億円となりました。

海外の特定取引収益は前連結会計年度比１億円減少して233億円、一方特定取引費用は同34億円減少して０億円となったことから、特定取引収支は同33億円の増益となる232億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	193,188	23,417	△10,109	206,496
	当連結会計年度	289,432	23,302	△7,723	305,011
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	6,328	2,861	—	9,190
	当連結会計年度	6,735	—	—	6,735
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	186,477	20,555	△10,109	196,924
	当連結会計年度	282,697	23,302	△7,723	298,275
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	381	—	—	381
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	7,401	3,433	△10,109	725
	当連結会計年度	8,628	11	△7,723	916
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	725	—	—	725
	当連結会計年度	904	—	—	904
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	6,675	3,433	△10,109	—
	当連結会計年度	7,723	—	△7,723	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	11	—	11

（注）１　「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

２　「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

３　「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

イ　特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は前連結会計年度末比１兆1,886億円減少して３兆3,067億円、特定取引負債残高は同9,781億円減少して１兆8,732億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前連結会計年度末比１兆21億円減少して２兆9,595億円、特定取引負債残高は同9,063億円減少して１兆5,181億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前連結会計年度末比1,841億円減少して3,668億円、特定取引負債残高は同695億円減少して3,747億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	3,961,696	550,962	△17,263	4,495,396
	当連結会計年度	2,959,570	366,802	△19,592	3,306,780
うち商品有価証券	前連結会計年度	111,930	113,679	—	225,610
	当連結会計年度	32,516	48,250	—	80,766
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	81	—	—	81
	当連結会計年度	139	—	—	139
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	121	—	—	121
	当連結会計年度	595	—	—	595
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,640,783	437,283	△17,263	3,060,803
	当連結会計年度	1,836,358	318,552	△19,592	2,135,318
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	1,208,779	—	—	1,208,779
	当連結会計年度	1,089,960	—	—	1,089,960
特定取引負債	前連結会計年度	2,424,433	444,222	△17,263	2,851,391
	当連結会計年度	1,518,119	374,718	△19,592	1,873,245
うち売付商品債券	前連結会計年度	3,397	6,409	—	9,806
	当連結会計年度	19,855	12,802	—	32,658
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	78	—	—	78
	当連結会計年度	242	—	—	242
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	423	—	—	423
	当連結会計年度	940	—	—	940
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,420,079	437,812	△17,263	2,840,629
	当連結会計年度	1,497,081	361,915	△19,592	1,839,404
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	454	—	—	454
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注)　1　「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2　「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3　「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

⑤　国内・海外別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	59,659,242	3,336,761	62,996,004
	当連結会計年度	61,955,566	3,438,510	65,394,076
うち流動性預金	前連結会計年度	34,812,728	2,733,493	37,546,221
	当連結会計年度	36,880,645	2,865,697	39,746,342
うち定期性預金	前連結会計年度	20,588,487	593,179	21,181,667
	当連結会計年度	20,308,522	564,776	20,873,298
うちその他	前連結会計年度	4,258,026	10,089	4,268,116
	当連結会計年度	4,766,398	8,036	4,774,435
譲渡性預金	前連結会計年度	4,776,264	112,753	4,889,017
	当連結会計年度	3,491,393	96,070	3,587,464
総合計	前連結会計年度	64,435,507	3,449,515	67,885,022
	当連結会計年度	65,446,960	3,534,580	68,981,540

(注)　1　「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2　「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4　定期性預金＝定期預金＋定期積金

⑥　国内・海外別貸出金残高の状況

ア　業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年３月31日現在		平成16年３月31日現在	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	56,569,948	100.00	51,447,932	100.00
製造業	6,321,452	11.17	6,133,208	11.92
農業、林業、漁業及び鉱業	207,514	0.37	142,574	0.28
建設業	2,630,118	4.65	1,950,119	3.79
運輸、情報通信、公益事業	3,076,295	5.44	3,270,116	6.36
卸売・小売業	6,235,896	11.02	5,871,202	11.41
金融・保険業	4,543,927	8.03	4,035,142	7.84
不動産業	9,015,365	15.94	7,948,701	15.45
各種サービス業	6,172,685	10.91	6,177,383	12.01
地方公共団体	577,100	1.02	765,640	1.49
その他	17,789,591	31.45	15,153,844	29.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,649,668	100.00	3,981,034	100.00
政府等	141,742	3.05	81,737	2.05
金融機関	314,695	6.77	338,458	8.50
商工業	3,912,861	84.15	3,317,645	83.34
その他	280,369	6.03	243,193	6.11
合計	61,219,617	—	55,428,967	—

(注)　1　「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2　「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

イ　外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高
		金額(百万円)
平成16年３月31日現在	インドネシア	73,826
	その他(５カ国)	861
	合計	74,688
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.07)
平成15年３月31日現在	インドネシア	104,744
	その他(８カ国)	3,333
	合計	108,077
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.11)

(注)　対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

⑦　国内・海外別有価証券の状況

○　有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	12,813,386	88,250	12,901,636
	当連結会計年度	14,377,379	71,560	14,448,940
地方債	前連結会計年度	375,204	—	375,204
	当連結会計年度	506,263	—	506,263
社債	前連結会計年度	2,369,698	854	2,370,553
	当連結会計年度	2,651,971	—	2,651,971
株式	前連結会計年度	3,326,510	—	3,326,510
	当連結会計年度	3,468,250	—	3,468,250
その他の証券	前連結会計年度	3,334,211	1,650,405	4,984,616
	当連結会計年度	4,892,200	895,874	5,788,075
合計	前連結会計年度	22,219,011	1,739,510	23,958,521
	当連結会計年度	25,896,065	967,435	26,863,501

(注)　1　「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2　「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3　「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社１社であります。

① 信託財産の運用／受入の状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)		当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	35,080	21.01	10,000	2.33
有価証券	—	—	4,645	1.08
金銭債権	125,942	75.43	378,710	88.20
その他債権	—	—	0	0.00
銀行勘定貸	5,953	3.56	36,032	8.39
合計	166,976	100.00	429,388	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)		当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	35,080	21.01	17,007	3.96
金銭債権の信託	112,952	67.65	371,476	86.51
包括信託	18,944	11.34	40,904	9.53
合計	166,976	100.00	429,388	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)		当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	5,400	15.39	3,500	35.00
農業、林業、漁業及び鉱業	—	—	—	—
建設業	2,500	7.13	—	—
運輸、情報通信、公益事業	9,180	26.17	6,500	65.00
卸売・小売業	2,000	5.70	—	—
金融・保険業	11,000	31.36	—	—
不動産業	—	—	—	—
各種サービス業	5,000	14.25	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	35,080	100.00	10,000	100.00

③ 有価証券残高の状況

	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)		当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)	
	有価証券残高 (百万円)	構成比 (%)	有価証券残高 (百万円)	構成比 (%)
国債	—	—	4,645	100.00
合計	—	—	4,645	100.00

（単体情報）

（参考）

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、当事業年度との実質的な比較のために前事業年度の損益及び取扱高に係る項目については、合併前の旧株式会社三井住友銀行（平成14年４月１日～平成15年３月16日）の計数を含めて表示しております。

1　損益状況（単体）

(1) 損益の概要

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）－（A）
業務粗利益 （除く国債等債券損益）	1,760,684 (1,625,025)	1,584,127 (1,561,386)	△176,557 (△63,639)
うち信託報酬	7	334	327
経費（除く臨時処理分）	647,040	583,995	△63,045
人件費	253,907	221,284	△32,623
物件費	357,682	332,238	△25,444
税金	35,450	30,472	△4,978
業務純益（一般貸倒引当金繰入前） （除く国債等債券損益）	1,113,643 (977,984)	1,000,132 (977,391)	△113,511 (△593)
一般貸倒引当金繰入額	238,132	—	△238,132
業務純益	875,511	1,000,132	124,621
うち国債等債券損益	135,659	22,741	△112,918
臨時損益	△1,472,700	△814,994	657,706
不良債権処理額	836,385	869,234	32,849
貸出金償却	284,418	566,344	281,926
個別貸倒引当金繰入額	375,359	—	△375,359
債権売却損失引当金繰入額	15,245	—	△15,245
共同債権買取機構売却損	16,370	806	△15,564
延滞債権売却損等	148,870	302,083	153,213
特定海外債権引当勘定繰入額	△3,879	—	3,879
株式等損益	△635,708	103,867	739,575
株式等売却益	51,205	151,170	99,965
株式等売却損	159,448	36,577	△122,871
株式等償却	527,465	10,724	△516,741
外形標準事業税	7,811	8,478	667
その他臨時損益	7,204	△41,149	△48,353
経常利益（△は経常損失）	△597,188	185,138	782,326
特別損益	△73,799	133,707	207,506
うち動産不動産処分損益	△26,169	△11,853	14,316
動産不動産処分益	5,498	1,378	△4,120
動産不動産処分損	31,668	13,232	△18,436
うち退職給付会計基準変更時差異償却	20,167	19,473	△694
うち貸倒引当金戻入益	—	65,342	65,342
個別貸倒引当金繰入額	—	276,402	276,402
一般貸倒引当金戻入益	—	337,937	337,937
特定海外債権引当勘定戻入益	—	3,807	3,807
うち債権売却損失引当金戻入益	—	488	488
うち東京都銀行税還付税金・還付加算金	—	40,363	40,363
うち厚生年金基金の代行部分返上益	—	59,095	59,095
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）	△670,988	318,846	989,834
法人税、住民税及び事業税	40,299	12,752	△27,547
法人税等調整額	△232,983	4,980	237,963
当期純利益（△は当期純損失）	△478,304	301,113	779,417
与信関係費用	1,074,517	803,403	△271,114

（注）1　業務粗利益＝（資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用）＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2　「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3　業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

4　臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5　国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6　与信関係費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金戻入益－債権売却損失引当金戻入益

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	205,205	171,026	△34,179
退職給付費用	45,081	62,742	17,661
福利厚生費	31,892	26,019	△5,873
減価償却費	61,549	53,490	△8,059
土地建物機械賃借料	64,466	48,188	△16,278
営繕費	5,178	3,485	△1,693
消耗品費	7,799	6,215	△1,584
給水光熱費	6,766	5,222	△1,544
旅費	2,797	2,370	△427
通信費	8,591	7,245	△1,346
広告宣伝費	6,916	4,059	△2,857
租税公課	35,450	34,076	△1,374
その他	189,946	198,956	9,010
合計	671,639	623,098	△48,541

(注) 臨時処理分を含むため、前頁の「経費(除く臨時処理分)」とは一致しません。

2　利鞘(国内業務部門)(単体)

		前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回り	①	1.47	1.45	△0.02
貸出金利回り	③	1.73	1.75	0.02
有価証券利回り		0.65	0.59	△0.06
(2) 資金調達原価	②	0.88	0.83	△0.05
資金調達利回り		0.10	0.09	△0.01
預金等利回り	④	0.04	0.02	△0.02
外部負債利回り		0.20	0.23	0.03
経費率		0.78	0.74	△0.04
(3) 総資金利鞘	①－②	0.59	0.62	0.03
預貸金利鞘	③－④	1.69	1.73	0.04

(注) 1　「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2　「外部負債」＝コールマネー＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋売渡手形＋コマーシャル・ペーパー＋借用金

3　ROE(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ベース	75.96	77.36	1.40
業務純益ベース	59.50	77.36	17.86
当期純利益ベース	—	22.49	—

(注) 1　$ROE = \dfrac{\text{当期純利益等－優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首株主資本－期首発行済優先株式数}\times\text{発行価額})+(\text{期末株主資本－期末発行済優先株式数}\times\text{発行価額})\}\div 2}\times 100$

2　前事業年度の当期純利益ベースにつきましては、前事業年度において当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4　預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

①　預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	58,610,731	60,067,417	1,456,686
預金(平残)	58,674,833	58,164,414	△510,419
貸出金(末残)	57,282,365	50,810,144	△6,472,221
貸出金(平残)	59,391,403	54,244,949	△5,146,454

(注)　預金には譲渡性預金を含めておりません。

②　個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	31,210,201	31,631,834	421,633
法人	25,261,571	27,047,368	1,785,797
合計	56,471,772	58,679,202	2,207,430

(注)　本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③　消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	13,665,876	13,875,878	210,002
住宅ローン残高	12,339,291	12,725,041	385,750
その他ローン残高	1,326,585	1,150,837	△175,748

④　中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	36,733,241	35,427,834	△1,305,407
総貸出金残高	②	百万円	53,795,885	47,951,522	△5,844,363
中小企業等貸出金比率	①／②	%	68.28	73.88	5.60
中小企業等貸出先件数	③	件	1,891,343	1,850,305	△41,038
総貸出先件数	④	件	1,896,493	1,855,191	△41,302
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	99.72	99.73	0.01

（注）1　貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2　中小企業等とは、資本金３億円（ただし、卸売業は１億円、小売業、サービス業は５千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

①　元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

該当ありません。

②　元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

該当ありません。

③　消費者ローン残高

該当ありません。

④　中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	14,680	4,500	△10,180
総貸出金残高	②	百万円	35,080	10,000	△25,080
中小企業等貸出金比率	①／②	%	41.84	45.00	3.16
中小企業等貸出先件数	③	件	8	2	△6
総貸出先件数	④	件	16	4	△12
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	50.00	50.00	—

（注）　中小企業等とは、資本金３億円（ただし、卸売業は１億円、小売業、サービス業は５千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5　債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,474	27,112	1,536	71,100
信用状	21,702	574,803	21,322	858,472
保証	22,947	3,814,376	22,154	3,157,391
合計	46,123	4,416,292	45,012	4,086,964

6　内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	368,430	664,425,453	358,035	613,885,514
	各地より受けた分	279,228	717,489,853	281,410	721,215,425
代金取立	各地へ向けた分	5,095	12,620,267	4,297	10,655,556
	各地より受けた分	3,987	6,513,720	1,535	4,138,169

7　外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	545,156	459,458
	買入為替	122,309	153,098
被仕向為替	支払為替	548,607	395,277
	取立為替	21,684	19,143
合計		1,237,757	1,026,977

（自己資本比率関係）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成５年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成15年３月31日現在	平成16年３月31日現在
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	559,985	559,985
	うち非累積的永久優先株（注１）	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	1,298,511	1,298,511
	利益剰余金	258,690	319,345
	連結子会社の少数株主持分	1,025,217	1,005,824
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券（※）	840,110	813,992
	その他有価証券の評価差損（△）	21,559	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△54,419	△71,861
	営業権相当額（△）	74	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
	計　（A）	3,066,351	3,111,804
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注２）	216,360	190,242
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％相当額	—	245,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	71,699	68,524
	一般貸倒引当金	1,149,150	815,520
	負債性資本調達手段等	2,150,334	2,358,572
	うち永久劣後債務（注３）	569,073	755,618
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注４）	1,581,261	1,602,953
	計	3,371,184	3,488,117
	うち自己資本への算入額　（B）	2,887,170	3,111,804
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額　（C）	—	—
控除項目	控除項目（注５）　（D）	25,684	24,634
自己資本額	（A）＋（B）＋（C）－（D）　（E）	5,927,837	6,198,974
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	53,313,337	52,359,312
	オフ・バランス取引項目	3,523,317	4,264,272
	信用リスク・アセットの額　（F）	56,836,654	56,623,585
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）／８％）　（G）	221,156	268,179
	（参考）マーケット・リスク相当額　（H）	17,692	21,454
	計（（F）＋（G））　（I）	57,057,811	56,891,764
連結自己資本比率（国際統一基準）＝（E）／（I）×100（%）		10.38%	10.89%

（注）１　資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、資本金及び資本剰余金に含まれる非累積的永久優先株の額は1,301,000百万円であります。

２　告示第４条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

３　告示第５条第１項第４号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

４　告示第５条第１項第５号及び第６号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

５　告示第７条第１項第１号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成15年３月31日現在	平成16年３月31日現在
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	559,985	559,985
	うち非累積的永久優先株(注１)	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	879,693	879,693
	その他資本剰余金	357,614	357,614
	利益準備金	—	—
	任意積立金	221,540	221,540
	次期繰越利益	191,507	253,068
	その他(※)	738,878	764,546
	その他有価証券の評価差損(△)	17,864	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	計 (A)	2,931,354	3,036,448
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注２)	216,360	190,242
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	239,783
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	64,438	61,515
	一般貸倒引当金	1,113,235	769,033
	負債性資本調達手段等	2,126,658	2,321,172
	うち永久劣後債務(注３)	569,073	755,618
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注４)	1,557,585	1,565,553
	計	3,304,332	3,391,504
	うち自己資本への算入額 (B)	2,771,778	3,036,448
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注５) (D)	55,378	55,666
自己資本額	(A)＋(B)＋(C)－(D) (E)	5,647,753	6,017,230
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	50,297,673	48,816,691
	オフ・バランス取引項目	3,322,458	3,925,351
	信用リスク・アセットの額 (F)	53,620,132	52,742,043
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)／８%) (G)	187,014	197,621
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	14,961	15,809
	計((F)＋(G)) (I)	53,807,146	52,939,664
単体自己資本比率(国際統一基準)＝(E)／(I)×100(%)		10.49%	11.36%

（注）１　資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は1,301,000百万円であります。

２　告示第14条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

３　告示第15条第１項第４号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

４　告示第15条第１項第５号及び第６号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

５　告示第17条第１項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

（※）　「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の３件の優先出資証券が含まれております。

発行体	SB Treasury Company L.L.C.（"SBTC-LLC"）	SB Equity Securities (Cayman), Limited（"SBES"）	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited（"SPCL"）
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年６月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年６月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年１月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1　315,000百万円 Series A-2　5,000百万円 Series B　20,000百万円	283,750百万円 Initial Series　258,750百万円 Series B　25,000百万円
払込日	平成10年２月18日	Series A-1　平成11年２月26日 Series A-2　平成11年３月26日 Series B　平成11年３月１日	Initial Series　平成10年12月24日 Series B　平成11年３月30日
配当率	固定 (ただし平成20年６月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベーシス・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1　変動(金利ステップアップなし) Series A-2　変動(金利ステップアップなし) Series B　固定(ただし平成21年６月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series　変動(金利ステップアップなし) Series B　変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年６月・12月の最終営業日	毎年６月・12月の最終営業日	毎年７月24日と１月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) ②当行につき、清算、破産または清算的会社更生が開始された場合 ③当行優先株(注)2または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由(注)1」が発生した場合 ②当行優先株(注)2への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株(注)2及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券(注)3への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株(注)2について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株(注)2への配当が減額された場合は本優先出資証券(注)3への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株(注)2への配当が減額された場合は本優先出資証券(注)3への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券(注)3への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株(注)2及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない(注)4(注)5。	本優先出資証券(注)3への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株(注)2への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる(注)6。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の６月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の６月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する２配当支払日(同年度末を含む暦年の７月及び翌暦年の１月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」④及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株(注)2と同格	当行優先株(注)2と同格	当行優先株(注)2と同格

(注) 1　損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率／Tier1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、または④「管理変更事由」(ⓐ清算事由＜清算、破産または清算的会社更生＞の発生、ⓑ会社更生、会社整理等の手続開始、ⓒ監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2　当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3　本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4　SBESの配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5　SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6　SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成15年３月31日現在	平成16年３月31日現在
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,249	3,616
危険債権	21,295	12,027
要管理債権	26,069	12,469
正常債権	573,134	528,744

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、引き続き、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」の二点を経営課題として注力してまいります。

第一に、当行は平成16年度をバランスシートのクリーンアップの総仕上げの年と位置づけ、不良債権の削減と保有株式の圧縮に努めてまいります。不良債権につきましては、引き続き積極的なオフバランス化を図るとともに、企業再生・劣化防止への取組みを強化し、平成16年度末までの不良債権比率半減の確実な達成に向け、一層の削減に取り組んでまいります。また、保有株式につきましては、平成18年９月末より適用される株式保有制限の水準は既にクリアしておりますが、平成16年度も更なる残高の圧縮を図ってまいります。

第二に、「真の競争力を有するビジネスモデルの確立を図ること」、「多くの分野で有力ビジネスを確立し、強固なビジネスポートフォリオを築き上げること」をキーワードとして、収益力を強化してまいります。

具体的には、法人ビジネスにおけるビジネスセレクトローン・Ｎファンド等の中堅・中小企業向けリスクテイク型貸金、個人ビジネスにおける投資信託・個人年金保険・住宅ローン販売等のコンサルティングビジネス等を、機能特化型の軽量チャネルやＳＭＢＣコンサルティングプラザの拡充等を通じて、一層強化してまいります。また、シンジケーションをはじめとする市場型間接金融、大和証券エスエムビーシー株式会社との協働を含めた投資銀行業務、三井住友カード株式会社等グループ各社との連携及びプロミス株式会社との新たな提携によるコンシューマー・ファイナンス等についても強化を進め、収益力の増強に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当行及び当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項やその他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当行は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1　不良債権問題

(1) 不良債権の状況

当行グループの不良債権残高は、取引先の経営状況の変化(業況の悪化、不祥事等の企業信頼性を失墜させる問題の発生等)や、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった内外の経済金融環境等の変化によって増加し、貸倒引当金積増し及び貸倒償却等の与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行グループは、貸出金等の債権について、自己査定基準、償却引当基準に基づき、その信用リスクの程度に応じて、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。不良債権残高の増加のほか、貸倒引当金計上額の計算の基礎となる貸出先の状況、担保価値及び貸倒実績率等の変動や、貸倒引当金計上に係る会計基準等の変更等により、当行グループが貸倒引当金の積増しをせざるを得なくなり、この結果、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業種別貸出の状況

本邦における特定業種の中には、それぞれの業種が抱える固有の事情等を背景に、困難な財政状態に陥っている企業があります。例えば、建設業及び不動産業においては、不動産価格の下落、公共工事の減少による受注の低迷及び固定資産の減損会計導入等により、厳しい財政状態に陥っている企業があります。

これらの企業の中には、金融支援も含めた経営再建計画を策定し事業再生を進めているものがありますが、その経営再建計画が計画通り進まない場合には、当行グループの不良債権残高及び与信関係費用が増加する可能性があります。また、内外の金融経済環境及びこれら特定業種の抱える固有の事情等の変化により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する場合には、当行グループのこれら特定業種における不良債権残高及び与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸出先への金融支援

当行グループは、債権の回収極大化を図るために、当行グループの貸出先に対し、株式会社産業再生機構の活用等、債権者として有する法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、デット・エクイティ・スワップ又は第三者割当増資の引受、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。それにもかかわらず企業再建が奏功しない場合には、当行グループの不良債権残高及び与信関係費用が増加し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他の金融機関における経営状態の悪化

本邦における他の金融機関の財政状態が悪化し、当該金融機関の流動性及び支払能力等に問題が発生した場合には、以下の事象が生じる可能性があり、いずれも当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 当該金融機関による貸出先への融資の打ち切り又は引き上げにより、当該貸出先の経営状態の悪化又は破綻がおこり、当該貸出先に対して当行グループが追加融資を求められたり、当行グループの不良債権残高及び与信関係費用が増加する可能性があります。

② 当行グループが、当該問題の生じた金融機関に対する支援を要請される可能性があります。

③ 当行が保有する当該金融機関の株式が減価する可能性及び当該金融機関宛与信に関する与信関係費用が増加する可能性があります。

④ 預金保険の基金が不十分となった場合に、預金保険料が引き上げられる可能性があります。

⑤ 政府が経営を支配する金融機関の資本増強や収益増強のために、当該金融機関に対し経済的特典が与えられた場合に、当行グループは競争上の不利益を被る可能性があります。

2 保有株式に係るリスク

(1) 時価下落に関するリスク

当行グループは市場性のある株式を保有しております。株式は相対的に価格変動リスクが大きいため、内外経済や株式市場の需給関係の悪化等により株価が下落する場合には、保有株式に減損処理損及び評価損が発生し、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 処分に関するリスク

① 株価の下落圧力が強まるリスク

平成13年11月に施行された「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づく株式保有規制への対応や株価下落による経営成績及び自己資本比率への影響を減らすため、ここ数年来、当行グループは大量の株式を売却しております。継続的な売却は株式相場低迷の原因となる可能性があり、そのことが当行グループが保有する株式の減損処理額及び評価損を増加させる可能性があります。また、当行グループは、同法の遵守や財務上のリスク削減の観点等から、損失が発生するのを承知しながら株式の売却を行う可能性があります。これらの結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 取引先との関係を悪化させるリスク

当行グループが保有している株式の多くは、従来の取引慣行の中で、取引先との良好な関係を築くために相互の株式を持ち合ってきたものであります。そのため、こうした持合株式の売却は、取引先との関係の悪化や取引の減少を招く可能性があります。また、株式売却について取引先の同意を得るまでに時間がかかる場合、適切な時期に売却できない可能性があります。これらの結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3　トレーディング業務、保有国債等に係るリスク

当行グループは、デリバティブ取引を含む多種多様な金融商品を取扱うトレーディングや国債等への投資を行っているため、当行グループの経営成績及び財政状態は、金利、為替、株価、債券価格等の変動リスクに常に晒されております。例えば、金利が上昇した場合、当行グループが保有する国債等の債券ポートフォリオの価値に影響を及ぼし、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4　為替リスク

当行グループが保有する外貨建資産及び負債は、為替レートが変動した場合において、これら外貨建資産及び負債に係る為替リスクが相殺されないとき又は適切にヘッジされないときは、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5　退職給付債務

当行グループの年金資産の運用利回りが期待運用収益率を下回った場合や退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率を変更した場合等には、数理計算上の差異が発生します。加えて、年金制度を変更した場合には過去勤務債務が発生します。これらの未認識債務は将来の一定期間にわたって損益として認識していくため、将来の退職給付費用が増加する可能性があり、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6　自己資本比率

当行は海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成５年大蔵省告示第55号）に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります（現状、この国際統一基準において必要とされる自己資本比率は８％以上であります）。

一方、当行の連結子会社のうち海外営業拠点を有していない株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社ジャパンネット銀行（以下、この３行を総称して「当行の銀行子会社」という）については、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を、同じく平成５年大蔵省告示第55号に定められる国内基準以上に維持する必要があります（現状、この国内基準において必要とされる自己資本比率は４％以上であります）。

当行グループ又は当行の銀行子会社の自己資本比率がこれらの基準を下回った場合、金融庁長官から自己資本比率に応じて、自己資本の充実に向けた様々な実行命令を受けるほか、業務の縮小や新規取扱いの禁止等を含む様々な命令を受けることになります。また、海外銀行子会社についても、現地において自己資本比率規制が適用されており、同様に現地当局から様々な規制及び命令を受けることになります。その場合、業務が制限されることにより、取引先に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当行グループの自己資本比率は、当行グループの経営成績の悪化や、本項「事業等のリスク」に記載する様々な要因が単独又は複合的に影響することによって低下する可能性があります。さらに、例えば次のような要因により自己資本比率が低下する可能性があります。

(1) 繰延税金資産の自己資本比率規制上の自己資本算入額に関する上限

現時点におけるわが国の自己資本比率規制において、繰延税金資産については、貸借対照表計上額が全額自己資本の額に算入されております。しかし、平成14年10月に金融庁が公表した「金融再生プログラム」において、自己資本比率規制における取扱いとして、貸借対照表に計上された繰延税金資産を自己資本の額に算入する場合の上限を設けることが検討課題とされております。このような上限が設けられた場合、当行グループの自己資本比率計算上の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の貸借対照表計上額

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。貸借対照表に計上された繰延税金資産について、将来の課税所得見積額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合は、当行グループの貸借対照表に計上する繰延税金資産の額を減額する可能性があります。その結果、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

(3) 劣後債務

自己資本比率の算定においては、基本的項目の額を基礎とする一定の範囲内で、劣後債務を補完的項目として自己資本に算入することが認められております。当行グループの基本的項目の額が財政状態の悪化等何らかの要因により減少した場合、もしくは、自己資本算入期限の到来した劣後債務の借換えが困難となった場合には、当行グループの補完的項目として自己資本の額に算入される劣後債務の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(4) 新たな自己資本比率規制の導入

新たな自己資本比率規制(以下、新ＢＩＳ規制という)について、平成18年度からの導入が検討されております。現在公表されている新ＢＩＳ規制案によりますと、原則残高の100%とされているリスクウェイトが取引先の信用状況に応じて適用されることとなること、新たにオペレーショナルリスクについてリスクアセットが計上されること、自己資本充実度を評価するプロセスに対し監督上の検証が実施されること等が主な変更点となります。新ＢＩＳ規制が導入された場合、当行グループの自己資本比率が変動する可能性があります。

7　当行グループに対する信用リスクの評価

(1) 外部格付の低下

当行グループ会社の格付が低下した場合、当行グループの資本及び資金調達における条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があり、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ジャパンプレミアム

過去に、本邦金融機関の破綻や資産内容の悪化等により、わが国の金融システム不安が高まった際に、外国金融機関は、邦銀に対する外貨資金供与等について、その金利にリスクプレミアムを上乗せしたり、与信額に制限を設けたりしました。このような事態が再燃した場合は、同様の措置がとられ、当行グループの資本及び資金調達費用が増加したり、外貨資金調達等に困難が生じるなど、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8 決済リスク

当行グループは、内外の多くの金融機関と多様な取引を行っております。金融システム不安が発生した場合又は大規模なシステム障害が発生した場合に、金融市場における流動性が低下する等、決済が困難になるリスクがあります。また、一般のお客様を対象とした決済業務において決済相手方の財政状況の悪化により決済が困難になるリスクがあります。これらの場合に、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9 顧客情報の漏洩

当行グループは膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10 事務リスク

当行グループのすべての業務に事務リスクが存在し、役職員等が正確な事務処理を怠る又は事故等をおこす可能性があります。この場合に、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

11 システム障害

当行グループが業務上使用している情報システムにおいては、障害発生防止に万全を期しているものの、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、災害や停電等の要因によって障害が発生した場合、障害規模によっては当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

12　当行グループのビジネス戦略

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらのグループ会社間のシナジー効果を発揮し付加価値の高い金融サービスを幅広く提供するために、様々なビジネス戦略を実施し、グループ全体の収益力の極大化を目指しております。しかし、例えば次のようなものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、上記の戦略が奏功しないか又は当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

(1) 資金需要の減衰により、優良な顧客への貸出金が増えない又はリスクに見合った貸出利鞘の適正化が進まない場合

(2) 預金の利鞘収益が縮小する場合

(3) 手数料収入が期待どおりに増加しない場合

(4) 経費削減が進まない場合

(5) グループ会社間のシナジー効果が期待どおりに発揮されない場合

13　他の金融機関との競争

当行グループは内外の銀行、証券会社、政府系金融機関、ノンバンク等との間で熾烈な競争関係にあります。今後、競争が現在以上に激化する場合には、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

14　合弁事業、提携、買収

当行グループは従来、大和証券グループとの提携、ゴールドマン・サックスグループとの信用供与スキーム立ち上げ、他金融機関等との運用合弁会社の設立等、様々な戦略的提携を行ってきており、今後も同様の戦略的提携を行っていく可能性があります。こうした提携や新規事業は経済環境の変化、競争の激化等により十分な収益を確保できない可能性があります。

15　業務範囲の拡大

(1) 国内の業務範囲の拡大

最近の規制緩和に伴い、当行グループは新たな収益機会を得るために業務範囲を拡大することがあります。当行グループが業務範囲を拡大することに伴い、新しくかつ複雑なリスクに晒されます。当行グループは、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか又は限定的な経験しか有していないことがあります。当行グループが精通していない業務分野に進出した場合又は競争の激しい分野に進出した場合等において、当行グループの業務範囲拡大が奏功しないか又は当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

(2) 海外の業務範囲の拡大

経済のグローバル化が進展する中で、当行グループは海外業務を拡大する可能性があります。当行グループはその場合、金利・為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク等に直面することから、結果として、想定した収益をあげることができない可能性があります。

16　子会社、関連会社等に関するリスク

当行グループは、グループ内企業が相互に共同して営業活動を行っております。これらの会社の中には、当行グループの中核的業務である銀行業と比較して業績変動の大きい会社やリスクの高い業務を行う会社もあります。当行グループがこれら子会社等への投資から便益を受けることができるかどうかは不確定であり、それらの会社の業績が悪化した場合に当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

17　政府機関による当行完全親会社の優先株式の保有

当連結会計年度末現在において、政府機関である株式会社整理回収機構は、当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式の全株式を保有しており、このうち第一種優先株式及び第三種優先株式については、既に普通株式への転換が可能であります。

本優先株式が普通株式に転換された場合、株式会社整理回収機構が当該転換により取得する普通株式数によっては、同機構を通じた政府による当行グループの経営への関与が生じる可能性があります。

18　ゴールドマン・サックス・グループによる当行完全親会社の優先株式の保有

当連結会計年度末現在において、ゴールドマン・サックスグループは、当行完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの第１回から第12回迄の第四種優先株式の全株式を保有しており、この優先株式については、平成15年２月から普通株式への転換が可能であります(ただし、本優先株式の普通株式への転換請求は、株式会社三井住友フィナンシャルグループとゴールドマン・サックスグループが平成15年１月15日に締結した優先株式引受契約書に基づき、発行後２年間は一定の場合を除いて行われません)。

本優先株式が普通株式に転換された場合、ゴールドマン・サックスグループが当該転換により取得する普通株式数によっては、同社による当行グループの経営への関与が生じる可能性があります。

19　配当可能利益

一定の状況又は条件の下では、商法その他諸法令上の規制に基づいて算出される当行の配当可能利益が減少するか、又はゼロとなる可能性があります。当行の海外特別目的子会社が発行する優先出資証券については、契約上、当行の配当可能利益水準によって配当支払が制限を受ける場合があるため、当行の配当可能利益水準によっては、当該優先出資証券の配当支払が困難もしくは不可能となる場合があります。

20　有能な人材の確保

当行グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っておりますので、各部門において有能で熟練した人材が必要とされます。当行グループは、他の銀行及び証券会社等と競合関係にあるため、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることが出来なかった場合には、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

21　重要な訴訟

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、付加価値の高い金融サービスを幅広く提供しています。こうした業務遂行の過程で、必ずしも当行グループ各社の責はなくとも、様々なトラブルに巻き込まれること等に起因して損害賠償請求訴訟等を提起される可能性があり、その帰趨によっては、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

22　銀行業界並びに当行グループに対する否定的な報道

銀行業界又は個別行を対象として、不良債権問題、繰延税金資産問題等の様々な問題に関して、金融システム又は個別行の健全性を懸念する否定的な内容の報道がなされることがあります。これらの中には憶測に基づいたものや、必ずしも正確な事実に基づいていないと思われるものも含まれておりますが、報道された内容が正確であるか否かにかかわらず、又は当行グループが報道された内容に該当するか否かにかかわらず、これらの報道により、当行グループのイメージや当行が発行した社債の流通価格が悪影響を受ける可能性があります。

23　各種の規制及び制度等の変更

当行グループは現時点における銀行法等の各種規制及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、国内外における法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行グループの業務運営に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動につきましては、当行では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は29百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来の結果と比べて変化する可能性がありますので、ご留意ください。

当連結会計年度は、資金運用収支及びその他業務収支が減少したものの、デリバティブ取引収益の増加により特定取引収支が増加いたしました。また、与信関係費用の減少や株式等損益の大幅な改善に加え、東京都外形標準課税に係る還付金及び厚生年金基金の代行部分返上益等の特別利益の計上により、3,016億円の当期純利益となりました。

当連結会計年度末の連結自己資本比率(国際統一基準)は、当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことに加え、株式相場の回復によりその他有価証券が評価益となったことを主因として、前連結会計年度末比0.51%上昇して10.89%になり、引き続き十分な水準を維持しております。

当行グループにおいて、重要な課題として取り組んでおります事項についての当連結会計年度における進捗状況は以下のとおりであります。

1 バランスシートのクリーンアップ

(1) 不良債権の削減

不良債権につきましては、「金融再生プログラム」の趣旨を踏まえ、平成15・16年度の２年間を不良債権の「集中処理期間」と位置づけ、削減に取り組んでまいりました。具体的には、オフバランス化の更なる推進と企業再生・劣化防止への取組みの一層の強化等により、当連結会計年度末における当行グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比２兆4,539億円と大幅に減少して３兆2,292億円となり、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は前連結会計年度末比3.5%減少して5.8%になりました。また、当事業年度末の当行の不良債権残高(金融再生法開示債権残高)は当事業年度中に2.4兆円を超える大幅な削減を行ったことにより、当初の残高目標である3.9兆円を１兆円以上超過達成し、２兆8,112億円となりました。この結果、不良債権比率は5.0%となり、平成16年度末までの不良債権比率半減という目標に向け、着実に進捗いたしました。

(2) 保有株式の圧縮

当事業年度に当行は約9,300億円の株式売却を実施し、株価変動リスクの更なる削減を図りました。

2　収益力の強化

収益力の強化として、①お客様のニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、②リスクに見合ったリターンの確保、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、③ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の３点に取り組んでおります。その成果として、連結業務純益は１兆269億円となり、当期純利益も3,016億円となりました。

当行は、今後も引き続き、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」の２点を経営課題として注力してまいります。バランスシートのクリーンアップについては、平成16年度を総仕上げの年と位置付け、引き続き保有株式の圧縮に努めるとともに、不良債権については平成16年度末までの不良債権比率半減の確実な達成に向け、一層の削減に取り組んでまいります。また収益力の強化については、各分野での注力ビジネス及び三井住友フィナンシャルグループ各社との連携の一層の強化により、収益力を強化してまいります。

当連結会計年度における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、前連結会計年度にグループ再編を行ったことにより当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となった三井住友カード株式会社や三井住友銀リース株式会社等の計数が前連結会計年度には含まれておりますが、当連結会計年度の計数には含まれておりません。

（金額単位　億円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結粗利益	21,817	19,082	△2,734
資金運用収支	14,001	12,656	△1,344
信託報酬	0	3	3
役務取引等収支	3,499	3,306	△193
特定取引収支	2,057	3,040	983
その他業務収支	2,258	75	△2,182
営業経費	8,884	7,761	△1,123
不良債権処理額 ①	12,016	9,487	△2,529
貸出金償却	3,646	6,399	2,753
個別貸倒引当金繰入額	4,079	—	△4,079
一般貸倒引当金繰入額	2,514	—	△2,514
その他	1,776	3,087	1,310
株式等損益	△6,032	1,038	7,070
持分法による投資損益	17	2	△14
その他	423	△52	△476
経常利益（△は経常損失）	△4,675	2,821	7,496
特別損益	△751	741	1,493
うち貸倒引当金戻入益 ②	—	241	241
個別貸倒引当金繰入額	—	3,076	3,076
一般貸倒引当金戻入益	—	3,279	3,279
特定海外債権引当勘定戻入益	—	38	38
うち債権売却損失引当金戻入益 ③	—	4	4
税金等調整前当期純利益 （△は税金等調整前当期純損失）	△5,426	3,563	8,989
法人税、住民税及び事業税	659	139	△519
法人税等調整額	△2,162	2	2,165
少数株主利益	370	403	33
当期純利益（△は当期純損失）	△4,293	3,016	7,310

（注）　連結粗利益＝（資金運用収益－資金調達費用）＋信託報酬＋（役務取引等収益－役務取引等費用）
＋（特定取引収益－特定取引費用）＋（その他業務収益－その他業務費用）

与信関係費用 （＝①－②－③）	12,016	9,241	△2,775

1　経営成績の分析

(1) 主な収支

資金運用収支は、貸出金の減少等により、前連結会計年度比1,344億円減少して１兆2,656億円となりました。

信託報酬は、金銭債権の信託及び金銭信託の期中取扱高増加等により、３億円となりました。

役務取引等収支は、投資信託・個人年金保険関連の手数料やシンジケーション関連の手数料等が増加したものの、グループ再編により、三井住友カード株式会社等の役務取引等収支が計上されなくなったこと等により、前連結会計年度比193億円減少して3,306億円となりました。

特定取引収支は、デリバティブ取引収益が増加したこと等により、前連結会計年度比983億円増加して3,040億円となりました。

その他業務収支は、グループ再編により、三井住友銀リース株式会社のリース関連収支等が計上されなくなったことに加え、国債等債券損益が減少したこと等により、前連結会計年度比2,182億円減少して75億円となりました。

以上の結果、連結粗利益は、前連結会計年度比2,734億円減少して１兆9,082億円となりました。

営業経費は、グループ再編による影響に加え、当行における人員の削減や賞与ファンドの削減、平成14年度に実施した店舗統廃合やシステム統合の完了に伴う削減効果の実現により、前連結会計年度比1,123億円減少して7,761億円となりました。

また、連結業務純益は、前連結会計年度比1,126億円減少して１兆269億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資金運用収支 ①	14,001	12,656	△1,344
資金運用収益	18,175	15,607	△2,568
資金調達費用	4,174	2,950	△1,223
信託報酬 ②	0	3	3
役務取引等収支 ③	3,499	3,306	△193
役務取引等収益	4,242	4,220	△21
役務取引等費用	742	914	171
特定取引収支 ④	2,057	3,040	983
特定取引収益	2,064	3,050	985
特定取引費用	7	9	1
その他業務収支 ⑤	2,258	75	△2,182
その他業務収益	9,470	2,310	△7,160
その他業務費用	7,211	2,234	△4,977
連結粗利益 (=①+②+③+④+⑤)	21,817	19,082	△2,734

連結業務純益	11,395	10,269	△1,126

(注)　連結業務純益＝当行業務純益(一般貸倒引当金繰入前)＋連結子会社の経常利益(臨時要因調整後)
＋持分法適用会社経常利益×持分割合－内部取引(配当等)

(2) 与信関係費用

与信関係費用は、当行において、不良債権処理の抜本的解決に向け、平成16年度末までに不良債権比率を半減させるという「金融再生プログラム」に基づく目標を前倒しで達成するべく最終処理を促進したほか、破綻懸念先及び要管理先で引当を一段と強化したこと等により、9,241億円となりました。

これにより、後述の当行単体の金融再生法開示債権と保全状況の記載にあるとおり、金融再生法開示債権の残高を大幅に削減できたことから与信関係費用も着実に減少していくものと考えております。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸倒引当金繰入額 ①	6,554	△241	△6,796
一般貸倒引当金繰入額	2,514	△3,279	△5,793
個別貸倒引当金繰入額	4,079	3,076	△1,003
特定海外債権引当勘定繰入額	△38	△38	0
債権売却損失引当金繰入額 ②	166	△4	△171
貸出金償却 ③	3,646	6,399	2,753
共同債権買取機構売却損 ④	170	13	△157
延滞債権売却損等 ⑤	1,478	3,074	1,596
与信関係費用 (=①+②+③+④+⑤)	12,016	9,241	△2,775

(3) 株式等損益

株式等損益は、前連結会計年度比7,070億円改善して1,038億円となりました。

株式等売却益は、株式相場が堅調に推移する状況下で保有株式の圧縮を推進したことにより、前連結会計年度比849億円増加して1,601億円となりました。

株式等償却は、前連結会計年度に当行において大幅な含み損処理をしたことから、前連結会計年度比4,909億円減少して182億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
株式等損益	△6,032	1,038	7,070
株式等売却益	751	1,601	849
株式等売却損	1,691	380	△1,311
株式等償却	5,092	182	△4,909

2　財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、当行において住宅ローンや無担保かつ第三者保証不要のリスクテイク型貸金など、個人・中小企業向けを中心に積極的に投入を図る一方で、交付税特別会計等の国庫向け貸出の減少のほか、不良債権の最終処理等に積極的に取り組み、リスク管理債権を圧縮したこと、海外において低採算のアセットの削減を推進したことや円高の影響等により、前連結会計年度末比５兆7,906億円減少して55兆4,289億円となりました。

なお、住宅ローンについては、戦略分野と位置づけ、専門拠点であるローンプラザを増設し取組みを一段と強化したこと等により、前連結会計年度末比7,384億円増加して13兆8,843億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸出金残高(末残)	612,196	554,289	△57,906
うち海外及び特別国際金融取引勘定分	46,496	39,810	△6,686
うち住宅ローン(注)	131,459	138,843	7,384

(注)　当行及び国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

当行グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比２兆4,539億円減少して３兆2,292億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が961億円、延滞債権額が１兆7,106億円、３ヵ月以上延滞債権額が510億円及び貸出条件緩和債権額が１兆3,715億円とそれぞれ減少しております。その結果、貸出金残高比率は、前連結会計年度末比3.5%減少して5.8%となりました。

①　リスク管理債権の状況

(金額単位　億円)

リスク管理債権	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
破綻先債権	1,998	961	△1,037
延滞債権	26,657	17,106	△9,551
３カ月以上延滞債権	1,285	510	△775
貸出条件緩和債権	26,891	13,715	△13,176
合計	56,831	32,292	△24,539

直接減額実施額	12,173	11,499	△674

貸出金残高(末残)	612,196	554,289	△57,906

(単位　%)

貸出金残高比率	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
破綻先債権	0.3	0.2	△0.1
延滞債権	4.4	3.1	△1.3
３カ月以上延滞債権	0.2	0.1	△0.1
貸出条件緩和債権	4.4	2.5	△1.9
合計	9.3	5.8	△3.5

② リスク管理債権の地域別構成と業種別構成

リスク管理債権の地域別構成(単体)

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
国内	50,458	27,098	△23,360
海外	1,237	651	△586
アジア	748	307	△441
インドネシア	362	183	△179
香港	81	32	△49
インド	51	31	△20
中国	27	4	△23
その他	227	57	△170
北米	457	261	△196
中南米	16	12	△4
西欧	16	71	55
東欧	—	—	—
合計	51,695	27,749	△23,946

(注) 1　「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。
「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。
2　債務者所在国を基準に集計しています。

リスク管理債権の業種別構成(単体)

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
国内	50,458	27,098	△23,360
製造業	2,200	3,259	1,059
農業、林業、漁業及び鉱業	46	11	△35
建設業	6,888	1,071	△5,817
運輸、情報通信、公益事業	1,348	843	△505
卸売・小売業	5,336	3,661	△1,675
金融・保険業	1,661	530	△1,131
不動産業	20,523	9,976	△10,547
各種サービス業	9,492	5,339	△4,153
地方公共団体	—	—	—
その他	2,964	2,408	△556
海外	1,237	651	△586
政府等	116	114	△2
金融機関	14	7	△7
商工業	1,107	530	△577
その他	—	—	—
合計	51,695	27,749	△23,946

(注)　「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。
「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。

また、当行単体の金融再生法開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は、不良債権処理の進展により前事業年度末比２兆4,501億円減少して２兆8,112億円となりました。その結果、不良債権比率は、前事業年度末比3.4%減少して5.0%となりました。また、債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が1,633億円減少して3,616億円、危険債権が9,268億円減少して１兆2,027億円、要管理債権が１兆3,600億円減少して１兆2,469億円となりました。

これは、不良債権問題の抜本的解決に向け、債権売却等のオフバランス化を引き続き進めてきたことや企業の再生努力に従来以上に積極的に関与したことに加え、予てより強化してきた劣化防止への取組みが効果をあげてきたこと等によるものであります。

開示債権の保全状況は、金融再生法開示債権２兆8,112億円に対して、貸倒引当金による保全が7,615億円、担保保証等による保全が１兆5,305億円となり、保全率は81.5%となっております。

今後についても、不良債権比率半減の目標に向けて、バランスシートの更なるクリーンアップを進めるべく不良債権残高の一層の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

金融再生法開示債権(単体)

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,249	3,616	△1,633
危険債権	21,295	12,027	△9,268
要管理債権	26,069	12,469	△13,600
合計(A)	52,613	28,112	△24,501
正常債権	573,134	528,744	△44,390
総計(B)	625,747	556,856	△68,891
不良債権比率(A／B)	8.4%	5.0%	△3.4%
直接減額実施額	9,540	8,894	△646

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
保全額(C)	40,365	22,920	△17,445
貸倒引当金(D)	14,909	7,615	△7,294
担保保証等(E)	25,456	15,305	△10,151

(注)　貸倒引当金には、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を計上しております。

保全率(C)／(A)	76.7%	81.5%	4.8%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の保全率	87.8%	98.9%	11.1%
担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (D)／(A－E)	54.9%	59.5%	4.6%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の引当率	76.4%	97.7%	21.3%

(2) 有価証券

有価証券は、金利動向を踏まえたオペレーションにより、国債が前連結会計年度末比１兆5,473億円増加したことに加え、外国債券を主としたその他の証券が前連結会計年度末比8,034億円増加したこと等により、前連結会計年度末比２兆9,049億円増加して26兆8,635億円となりました。

また、株式については、当行において約9,300億円の売却を行ったものの、株価の上昇等により、前連結会計年度末比1,417億円増加して３兆4,682億円となりました。

なお、保有株式については、株式等保有制限の水準は既にクリアしておりますが、株価変動リスクの更なる削減に向けて引続き圧縮に取り組んでまいりたいと考えております。

（金額単位　億円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
有価証券	239,585	268,635	29,049
国債	129,016	144,489	15,473
地方債	3,752	5,062	1,310
社債	23,705	26,519	2,814
株式	33,265	34,682	1,417
うち時価のあるもの	29,782	28,698	△1,084
その他の証券	49,846	57,880	8,034

（注）「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考]有価証券等の評価損益(単体)

（金額単位　億円）

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
満期保有目的の債券	38	△76	△114
子会社・関連会社株式	△204	416	621
その他有価証券	△178	5,561	5,740
うち株式	△1,523	6,511	8,034
うち債券	1,087	△1,018	△2,106
その他の金銭の信託	△0	1	1
合計	△345	5,903	6,248

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産は、その他有価証券が含み益になった影響等により、前連結会計年度末比2,383億円減少して１兆6,469億円となりました。

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から前期に引き続き保守的に行っております。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
繰延税金資産	18,853	16,469	△2,383
繰延税金負債	437	397	△39

なお、当行単体の繰延税金資産は、前事業年度末比2,241億円減少して１兆5,905億円となりました。

計上額の内訳は、不良債権処理関連、有価証券償却及び税務上の繰越欠損金が主な項目であります。

〔当行単体〕

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
繰延税金資産 ①	23,041	21,969	△1,072
貸倒引当金	8,202	4,293	△3,909
貸出金償却	3,196	2,828	△368
債権売却損失引当金	69	—	△69
有価証券有税償却	5,963	3,786	△2,177
退職給付引当金	1,023	823	△200
減価償却限度超過額	83	71	△12
その他有価証券評価差額金	69	—	△69
税務上の繰越欠損金	3,734	9,514	5,780
その他	702	654	△48
評価性引当額 ②	4,548	3,573	△975
評価性引当額控除後繰延税金資産合計 (=①−②) ③	18,493	18,396	△97
繰延税金負債 ④	347	2,491	2,144
退職給付信託設定益	253	255	2
その他有価証券評価差額金	—	2,165	2,165
その他	94	71	△23
繰延税金資産の計上額 (=③−④)	18,146	15,905	△2,241

(4) 預金

預金は、旧株式会社関西さわやか銀行の連結子会社化に加え、流動性預金が個人・法人ともに増加したこと等により、前連結会計年度末比２兆3,980億円増加して65兆3,940億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
預金	629,960	653,940	23,980
うち国内個人預金(注)	341,590	352,500	10,910
うち国内法人預金(注)	261,467	280,289	18,822

(注)　当行及び国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

(5) 資本の部

資本の部合計は、前連結会計年度末比5,796億円増加して２兆7,221億円となりました。

利益剰余金は、434億円の配当を行ったものの、当期純利益3,016億円の計上等により、前連結会計年度末比2,606億円増加して5,193億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の上昇等により、前連結会計年度末比3,413億円増加して3,197億円となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資本の部合計	21,425	27,221	5,796
うち資本金	5,599	5,599	—
うち資本剰余金	12,985	12,985	—
うち利益剰余金	2,586	5,193	2,606
うちその他有価証券評価差額金	△215	3,197	3,413
うち自己株式	—	—	—

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループ単体及び当行単体の資本の部は以下のとおりであります。

〔株式会社三井住友フィナンシャルグループ単体〕

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
資本の部合計	31,560	31,727	166
うち資本金	12,476	12,476	—
うち資本剰余金	17,472	17,472	0
うちその他資本剰余金	—	4,995	4,995
うち利益剰余金	1,615	1,787	171
うちその他有価証券評価差額金	—	—	—
うち自己株式	△3	△9	△5

〔当行単体〕

(金額単位　億円)

	前事業年度	当事業年度	前事業年度比
資本の部合計	22,792	28,708	5,916
うち資本金	5,599	5,599	—
うち資本剰余金	12,373	12,373	—
うちその他資本剰余金	3,576	3,576	—
うち利益剰余金	4,145	6,760	2,615
うちその他有価証券評価差額金	△178	3,163	3,342
うち自己株式	—	—	—

3　連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本額は、前連結会計年度末比2,711億円増加して６兆1,989億円となりました。

これは、当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことに加え、株式相場の回復によりその他有価証券が評価益となったことが主な要因であります。

リスク・アセット等は、円高による外貨建資産の減少、不良債権の処理、保有株式の売却を進めた一方、住宅ローンやリスクテイク型貸金を積極的に投入したこと等により、前連結会計年度末比1,660億円減少して56兆8,917億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率は、前連結会計年度末比0.51%上昇して10.89%となりました。

(金額単位　億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結自己資本比率(国際統一基準)	10.38%	10.89%	0.51%
基本的項目			
資本金	5,599	5,599	—
資本剰余金	12,985	12,985	—
利益剰余金	2,586	3,193	606
連結子会社の少数株主持分	10,252	10,058	△193
その他有価証券の評価差損(△)	215	—	△215
自己株式(△)	—	—	—
為替換算調整勘定	△544	△718	△174
営業権相当額(△)	0	—	△0
連結調整勘定相当額(△)	—	—	—
計　①	30,663	31,118	454
補完的項目			
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	2,455	2,455
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	716	685	△31
一般貸倒引当金	11,491	8,155	△3,336
負債性資本調達手段等	21,503	23,585	2,082
計	33,711	34,881	1,169
うち自己資本への算入額　②	28,871	31,118	2,246
控除項目　③	256	246	△10
自己資本額 (=①+②−③)	59,278	61,989	2,711
リスク・アセット等	570,578	568,917	△1,660

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

(1) 銀行業

当行では、お客様の利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため事務機械投資等を行いました。

また経営合理化の観点から、拠点の見直し等を行い店舗の新設・統合を行いました。

(2) その他事業

重要なものはありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成16年３月31日現在)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	本店	東京都千代田区	店舗・事務所	—	—	5,340	2,878	8,218	1,181
	東京営業部	東京都千代田区	店舗・事務所	—	—	7,419	9,531	16,950	1,988
	大阪本店営業部	大阪市中央区	店舗・事務所	8,247	11,966	3,043	946	15,956	727
	神戸営業部	神戸市中央区	店舗・事務所	6,433	6,159	4,477	275	10,912	227
	大和センター	神奈川県大和市	事務センター	15,537	1,924	7,735	4,663	14,323	—
	鰻谷センター	大阪市中央区	事務センター	4,723	2,156	9,475	1,118	12,751	—
	札幌支店ほか３店	北海道・東北地区	店舗	632	1,071	262	202	1,536	82
	横浜支店ほか112店	関東地区(除く東京都)	店舗	37,168(846)	22,355	11,988	4,999	39,343	1,738
	人形町支店ほか200店	東京都	店舗	71,114(7,653)	79,923	25,767	10,212	115,903	4,766
	名古屋支店ほか21店	中部地区	店舗	12,529	8,321	2,935	969	12,225	480
	京都支店ほか98店	近畿地区(除く大阪府)	店舗	44,605(2,045)	16,152	11,988	4,683	32,825	1,647
	大阪中央支店ほか149店	大阪府	店舗	74,610(2,395)	33,544	17,877	5,459	56,880	2,444
	岡山支店ほか10店	中国・四国地区	店舗	4,582	1,980	904	265	3,150	155
	福岡支店ほか９店	九州地区	店舗	7,662	5,319	1,454	381	7,155	214
	ニューヨーク支店ほか３店	米州地域	店舗・事務所	—	—	1,364	1,249	2,614	492
	デュッセルドルフ支店ほか３店	欧州地域	店舗・事務所	—	—	1,624	83	1,707	111
	香港支店ほか14店	アジア・オセアニア地域	店舗・事務所	—	—	1,130	625	1,756	1,294
	社宅・寮	東京都他	社宅・寮	319,620(2,674)	77,443	26,282	106	103,833	—
	その他の施設	東京都他	研修所その他	410,727(4,591)	82,155	43,610	15,025	140,791	—
(国内連結子会社)株式会社みなと銀行	本店	神戸市中央区	店舗・事務所	1,025	1,930	1,645	222	3,798	483
(国内連結子会社)株式会社関西アーバン銀行	本店　ほか３店	大阪市中央区	店舗・事務所	2,116	7,251	2,554	2,320	12,126	578

(2) その他事業

重要なものはありません。

(注) 1 「土地」の「面積」欄の( )内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め、45,226百万円であります。

2 動産は、事務機械46,850百万円、その他19,368百万円であります。

3 当行の両替業務を主体とした池袋外貨両替コーナー、渋谷外貨両替コーナー、新宿外貨両替コーナー、町田外貨両替コーナー、横浜外貨両替コーナー、本店営業部成田空港出張所、東京営業部成田空港第二出張所、梅田外貨両替コーナー、大阪本店営業部関西国際空港出張所、大阪中央支店関西国際空港第二出張所、難波外貨両替コーナー、三宮駅ビル外貨両替コーナー、四条外貨両替コーナー、店舗外現金自動設備17,877か所、海外駐在員事務所14か所は上記に含めて記載しております。

4 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

北海道・東北地区			建物	14百万円
関東地区(除く東京都)	土地	2,270百万円 (6,185㎡)、	建物	465百万円
東京都	土地	9,279百万円 (5,241㎡)、	建物	1,258百万円
近畿地区(除く大阪府)	土地	1,213百万円 (2,860㎡)、	建物	108百万円
大阪府	土地	3,579百万円 (9,986㎡)、	建物	515百万円
九州地区			建物	21百万円

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修、除却・売却は次のとおりであります。

(1) 銀行業

① 新設

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額(百万円)	既支払額(百万円)			
当行	事務機械	—	—	事務機械	17,300	—	自己資金	—	—

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 事務機械の主なものは平成17年３月までに設置予定であります。

② 除却

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額(百万円)
当行	事務機械	—	事務機械	3,500

(注) 事務機械の主なものは平成17年３月までに除却予定であります。

(2) その他事業

重要なものはありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	100,000,000
第一種優先株式	67,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	800,000
第四種優先株式	250,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	101,767,000

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株)(平成16年３月31日)	提出日現在発行数(株)(平成16年６月30日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	54,811,805	同左	―	議決権あり(注)１
第一種優先株式	67,000	同左	―	(注)１，２
第二種優先株式	100,000	同左	―	(注)３
第三種優先株式	800,000	同左	―	(注)１，４
計	55,778,805	同左	―	―

(注) １ 提出日現在の発行数には、平成16年６月１日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

2　第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(第一種優先株主および第一種優先株式の登録質権者を以下「第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第一種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第一種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①転換請求期間

発行日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②転換の条件

㋑転換価額

転換価額は952,400円とする。

㋺転換価額の修正

転換価額は、平成15年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㋩により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記㋩により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㋩に準じて調整される。

㈠転換価額の調整

ⓐ第一種優先株式発行後、次の(ⅰ)から(ⅲ)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \dfrac{\text{新発行の普通株式数} \times 1\text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(ⅰ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

ⓑ合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記ⓐに準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ⓒ転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記ⓐにより転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記ⓐに準じて調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓔ転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の１ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

㈡転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って１株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

㈢転換により発行する株式の内容

当行普通株式

㈣転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番４号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈤転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記㈣の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③一斉転換

㋑転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第一種優先株式１株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式１株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

㋺上記㋑の普通株式数の算出に当って１株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から12月31日までになされたときは４月１日に、翌年１月１日から同年３月31日までになされたときは同年１月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3　第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(第二種優先株主および第二種優先株式の登録質権者を以下「第二種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第二種優先株式１株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第二種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第二種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式１株につき28,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式１株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第二種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第二種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①転換請求期間

平成17年８月１日から平成21年２月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②転換の条件

㋑当初転換価額

当初転換価額は、平成17年８月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が952,400円(ただし、下記㋩により調整される)を下回る場合には、952,400円をもって当初転換価額とする。

㋺転換価額の修正

転換価額は、平成18年８月１日から平成20年８月１日までの毎年８月１日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㋩により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記㋩により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㋩に準じて調整される。

㋩転換価額の調整

ⓐ第二種優先株式発行後、次の(ⅰ)から(ⅲ)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \dfrac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{１株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(ⅰ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

ⓑ合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記ⓐに準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ⓒ転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記ⓐ(ⅱ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記ⓐにより転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記ⓐに準じて調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓔ転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の１ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

㈢転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って１株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

㈣転換により発行する株式の内容

当行普通株式

㈤転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番４号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈥転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記㈤の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③一斉転換

㈠転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第二種優先株式１株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式１株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

㈡上記㈠の普通株式数の算出に当って１株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から12月31日までになされたときは４月１日に、翌年１月１日から同年３月31日までになされたときは同年１月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4　第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(第三種優先株主および第三種優先株式の登録質権者を以下「第三種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第三種優先株式１株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第三種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第三種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式１株につき13,700円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式１株につき1,000,000円を支払う。

(b) 第三種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第三種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①転換請求期間

発行日から平成21年９月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②転換の条件

㋑転換価額

第三種優先株式は、349,600円の転換価額で普通株式に転換することができる。

㋺転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月１日以降平成18年10月１日までの毎年10月１日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が251,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㋩により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

㋩転換価額の調整

ⓐ第三種優先株式発行後、次の(ⅰ)から(ⅲ)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \dfrac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{１株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(ⅰ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅱ)株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ⅲ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

ⓑただし、上記㋺に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記㋺により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。

ⓒ合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ⓓ転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日（ただし、上記ⓐ（ⅱ）ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ⓔ転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

ⓕ転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の１ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

ⓖ転換価額調整式で使用する１株当りの払込金額とは、上記ⓐ（ⅰ）の場合には当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）、上記ⓐ（ⅱ）の場合には０円、上記ⓐ（ⅲ）の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額及び行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。

㈡下限転換価額の調整

上記㈠により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記㈠ⓒにより転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。

ただし、上記㈠ⓑに定める場合には、調整後転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

㈢転換により発行すべき普通株式数

第三種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って１株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

㈣転換により発行する株式の内容

当行普通株式

㈤転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番４号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

㈥転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記㈤の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③一斉転換

㈠転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という）をもって、第三種優先株式１株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式１株の払込金相当額を258,330円で除して得られる数の普通株式となる。

㈡上記㈠の普通株式数の算出に当って１株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④優先株式の転換と配当

第三種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が４月１日から12月31日までになされたときは４月１日に、翌年１月１日から同年３月31日までになされたときは同年１月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成13年３月30日（注）１	△383	416	△19,169,000	20,831,000	4,881,466	4,881,466
平成13年６月28日（注）２	—	416	—	20,831,000	△4,881,454	12
平成15年３月13日（注）３	1,245	1,661	32,121,000	52,952,000	32,121,000	32,121,012
平成15年３月14日（注）４	1,080	2,741	27,864,000	80,816,000	27,864,000	59,985,012
平成15年３月17日（注）５	53,037	55,778	479,169,000	559,985,000	819,708,265	879,693,278

（注）１　平成13年２月26日開催の臨時株主総会の特別決議により、発行済株式の383,380株を無償で取得し消却することにより減資を行い、前期繰越損失を補てんしたものであります。減資額と欠損てん補額の差額については資本準備金（減資差益）として積み立てております。

２　欠損てん補

３　有償第三者割当　普通株式　1,245千株
発行価格　51,600円
資本組入額　25,800円

４　有償第三者割当　普通株式　1,080千株
発行価格　51,600円
資本組入額　25,800円

５　旧株式会社三井住友銀行との合併（合併比率　１：0.007）

６　一部の子会社の管理営業を承継させる新設分割により、平成16年４月１日付で、資本準備金が220,966,394千円減少しております。

なお、旧株式会社三井住友銀行の発行済株式総数、資本金等の推移については、以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成13年４月２日（注）１	3,273,423	6,581,485	523,851,903	1,276,700,535	991,326,846	1,634,407,041
平成14年３月９日（注）２	—	6,581,485	—	1,276,700,535	△357,614,600	1,276,792,441
平成14年３月15日（注）３	—	6,581,485	—	1,276,700,535	11,999	1,276,804,441
平成13年４月１日～平成14年３月31日（注）４	91,324	6,672,810	50,045,649	1,326,746,185	49,954,350	1,326,758,792
平成13年４月１日～平成14年３月31日（注）５	3,614	6,676,424	—	1,326,746,185	—	1,326,758,792
平成15年２月３日（注）６	—	6,676,424	△494,100,000	832,646,185	—	1,326,758,792
平成15年２月５日（注）７	313,556	6,989,980	—	832,646,185	94,680,114	1,421,438,907
平成15年２月12日（注）８	454,078	7,444,059	75,377,039	908,023,224	74,922,960	1,496,361,867
平成15年３月13日（注）９	961,538	8,405,597	149,999,999	1,058,023,224	149,999,999	1,646,361,867

（注）１　旧株式会社さくら銀行との合併（合併比率　１：0.6）

２　商法第289条第２項及び銀行法第18条第２項の規定に基づく資本準備金の取り崩し

３　エスエムビーシー資産管理サービス株式会社（当行の100％出資子会社）との合併

４　転換社債の普通株式への転換

５　優先株式の普通株式への転換

６　管理営業を当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに承継させる会社分割を行うことによる資本金の減少

７　エスエムビーシー信用保証株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことによる資本準備金の増加

８　有償第三者割当　普通株式　454,078千株
　　発行価格　331円
　　資本組入額　166円

９　有償第三者割当　普通株式　961,538千株
　　発行価格　312円
　　資本組入額　156円

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

(平成16年３月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	54,811,805	—	—	—	54,811,805	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

② 第一種優先株式

(平成16年３月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	67,000	—	—	—	67,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第二種優先株式

(平成16年３月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

④ 第三種優先株式

(平成16年３月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	800,000	—	—	—	800,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	54,811,805	100.00
計	—	54,811,805	100.00

② 第一種優先株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	67,000	100.00
計	—	67,000	100.00

③ 第二種優先株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

④ 第三種優先株式

(平成16年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	800,000	100.00
計	—	800,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成16年３月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式　967,000	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,811,805	54,811,805	—
端株	—	—	(注)
発行済株式総数	55,778,805	—	—
総株主の議決権	—	54,811,805	—

(注)　「１株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない。」旨定款に定めております。

② 【自己株式等】

該当ありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当ありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当ありません。

3 【配当政策】

当行は、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針に従って、同社に対して配当を行なっております。

当事業年度は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの財務基盤強化の観点から、普通株式の期末配当を１株当たり3,649円(配当金額200,008百万円)といたしました。なお、普通株式の中間配当として１株当たり528円(配当金額28,940百万円)を支払っております。また、各種優先株式は、それぞれ所定の年間配当金額全額(14,513百万円)を、中間配当として支払っております。

(注)　当事業年度の中間配当に関する取締役会決議日　平成16年３月26日(中間配当基準日　毎年12月31日)

4 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(2) 第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(3) 第二種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(4) 第三種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

5 【役員の状況】

（平成16年６月30日現在）

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（株）
取締役会長（代表取締役）	岡　田　明　重	昭和13年４月９日生	昭和38年４月 平成３年６月 平成７年６月 平成８年６月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成15年３月	株式会社三井銀行入行 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 株式会社さくら銀行常務取締役 同専務取締役 同取締役頭取 同取締役頭取（執行役員を兼務） 株式会社三井住友銀行取締役会長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長（現職） 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）取締役会長（現職）	―
頭取（代表取締役）兼最高執行役員	西　川　善　文	昭和13年８月３日生	昭和36年４月 昭和61年６月 平成元年６月 平成３年11月 平成８年５月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成15年３月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同専務取締役 同副頭取 同頭取 同頭取兼最高執行役員 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長（現職） 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）頭取兼最高執行役員（現職）	―
副頭取（代表取締役）兼副頭取執行役員	永　田　武　全	昭和19年５月23日生	昭和42年４月 平成４年６月 平成９年６月 平成11年６月 平成12年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）副頭取兼副頭取執行役員（現職）	―
副頭取（代表取締役）兼副頭取執行役員	奥　　正　之	昭和19年12月２日生	昭和43年４月 平成６年６月 平成10年11月 平成11年６月 平成13年１月 平成13年４月 平成14年12月 平成14年12月 平成15年６月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 同取締役退任 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員（現職）	―
副頭取（代表取締役）兼副頭取執行役員	水　島　藤一郎	昭和22年２月23日生	昭和44年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成12年４月 平成12年６月 平成13年４月 平成15年３月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行（旧商号株式会社わかしお銀行）常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員（現職）	―

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	市　川　博　康	昭和14年３月13日生	昭和38年４月 平成３年６月 平成６年６月 平成８年６月 平成８年８月 平成15年３月	株式会社日本相互銀行入行 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 株式会社さくら銀行常務取締役 同取締役退任 株式会社わかしお銀行取締役頭取 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)専務取締役兼専務執行役員(現職)	―
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	楠　　守　雄	昭和21年11月４日生	昭和45年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成12年４月 平成13年４月 平成14年６月 平成14年12月 平成15年３月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社神戸銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 同常務執行役員　法人融資第二部長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	―
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	月　原　紘　一	昭和22年10月25日生	昭和45年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年１月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員　大阪本店営業本部長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	―
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	平　澤　正　英	昭和22年９月15日生	昭和45年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年１月 平成13年４月 平成14年６月 平成14年12月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員　総務部長委嘱 同常務執行役員　総務部長兼神戸総務部長委嘱 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員　総務部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員　総務部長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	―

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	矢　作　光　明	昭和23年３月３日生	昭和45年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 同常務執行役員　本店第二営業本部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員　本店第二営業本部長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	―
常務取締役 兼 常務執行役員	木　本　泰　行	昭和24年２月26日生	昭和46年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成16年４月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員　欧州本部長委嘱 同常務執行役員　欧州本部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員　欧州本部長委嘱 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	―
常務取締役 兼 常務執行役員	中　野　健二郎	昭和22年８月13日生	昭和46年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成16年４月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員　投資銀行統括部長委嘱 同執行役員　大阪本店営業本部長委嘱 同常務執行役員　大阪本店営業本部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員　大阪本店営業本部長委嘱 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	―
常務取締役 兼 常務執行役員	西　山　　茂	昭和23年３月４日生	昭和46年６月 平成10年４月 平成11年10月 平成12年４月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成16年４月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行審査第三部長 同国際企業ディビジョンカンパニー審査第三部長 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	―
常務取締役 兼 常務執行役員	吉　松　　均	昭和23年７月７日生	昭和46年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成14年12月 平成15年３月 平成15年６月 平成16年４月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行タイ総支配人兼バンコック支店長 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員　シンガポール支店長委嘱 同常務執行役員　シンガポール支店長委嘱 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 同常務執行役員　アジア本部長委嘱 同常務取締役兼常務執行役員　アジア本部長委嘱(現職)	―

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
常任監査役	勝　又　一　俊	昭和27年１月２日生	昭和49年４月 平成10年２月 平成11年７月 平成11年10月 平成12年10月 平成13年４月 平成14年10月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月	株式会社太陽神戸銀行入行 株式会社さくら銀行人事部業務推進役 同人事部主席推進役 同人事部主席推進役兼商業銀行ディビジョンカンパニー支店営業グループ支店統括部人事室長 同人事部主席推進役兼商業銀行ディビジョンカンパニー統括部人事室長 株式会社三井住友銀行神田小川町法人営業第一部長 同神田法人営業第一部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)神田法人営業第一部長 同本店上席推進役 同常任監査役(現職)	—
常任監査役	松　本　龍　昌	昭和27年11月13日生	昭和50年４月 平成10年７月 平成12年４月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年３月 平成16年４月 平成16年６月	株式会社住友銀行入行 同企画部部付部長(東京) 同東京営業本部東京営業第二部長 株式会社三井住友銀行本店営業第五部長 同人形町法人営業部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)人形町法人営業部長 同業務監査部上席考査役 同常任監査役(現職)	—
監査役	大　西　勝　也	昭和３年９月10日生	昭和28年４月 昭和63年２月 平成元年11月 平成３年５月 平成10年９月 平成10年11月 平成12年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成15年３月	京都地方裁判所判事補任官 最高裁判所事務総長 東京高等裁判所長官 最高裁判所判事 退官 弁護士登録(現職) 株式会社住友銀行監査役 株式会社三井住友銀行監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	—
監査役	平　野　豊三郎	昭和23年４月25日生	昭和46年４月 平成11年４月 平成12年５月 平成12年６月 平成13年４月 平成14年12月 平成14年12月 平成15年３月	株式会社住友銀行入行 同神戸法人営業本部長兼神戸法人部長 同本店支配人 同常任監査役 株式会社三井住友銀行常任監査役 同監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
監査役	小　林　貞　雄	昭和24年６月９日生	昭和47年４月 平成11年４月 平成11年10月 平成12年４月 平成13年４月 平成15年３月 平成15年６月 平成15年６月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行ニューヨーク支店米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長 同国際企業ディビジョンカンパニー金融商品営業部長 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員　アジア本部長委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員　アジア本部長委嘱 同執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	―
計					―

(注)　監査役大西勝也氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役の要件を満たしております。

なお、当行は執行役員制度を導入しております。平成16年６月30日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の構成は以下のとおりであります。

常務執行役員　　７名
執行役員　　47名

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題のひとつと位置づけており、以下の「経営理念」並びに株式会社三井住友フィナンシャルグループ及びグループ各社のコンプライアンスにかかる共通理念である「ビジネス・エシックス(企業倫理)」の遵守を通じて、健全経営の堅持、株主価値の永続的な向上、社会の健全な発展への貢献等の実現に努めております。

(経営理念)

○お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。

○事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

○勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

(ビジネス・エシックス(企業倫理))

○お客様本位の徹底

私たちは、お客様に支持される企業集団を目指します。

そのために、常にお客様のニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客様の満足と信頼を獲得します。

○健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。

そのために、株主、お客様、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

○社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。

そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

○自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。

そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

○コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。

そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックス(企業倫理)を意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

(2) 会社の機関及び内部統制システム

(役員の状況)

当行では監査役制度を採用、役員は取締役14名、監査役５名の体制となっており、監査役のうち１名は社外からの選任であります。

また、当行では、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を採用、取締役会が選任した執行役員67名が業務を執行し、取締役会は主としてその監督にあたる体制としております。

(取締役会の運営)

取締役会は原則として月１回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する頭取との分離を図っております。

なお、取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっております。

(監査役の活動)

監査役は、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し取締役等から営業の報告を聞くとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当行・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。

(業務執行)

業務執行については、取締役会において選任された67名の執行役員がこれを担当しております(うち13名は取締役を兼務)。

当行の業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項等について、経営会議を構成する役員間での協議を行ったうえで頭取がその採否を決定しております。

(内部監査)

当行では、取締役会が株主利益の観点から業務執行を監督しているのとは別に、業務執行体制内においても自ら客観的な内部監査を実施すべく、業務監査部及び資産監査部を設置しております。

業務監査部及び資産監査部では、当行の業務運営や資産の健全性の確保を目的に、内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性等を検証しております。また、グループ会社に対する監査や、各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、各社の内部管理体制の検証を行っております。業務監査部及び資産監査部は、検証の結果について、経営会議、取締役会に対して定例的に報告を行うとともに、これらを踏まえ、監査対象拠点や関連部署・グループ会社の内部監査部署に対する提言・指導を行っております。

(コンプライアンス)

当行では、健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、次のようなコンプライアンス体制を整備、その充実を図っております。

○取締役会・経営会議

取締役会・経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

○コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

(その他)

取締役会長及び頭取の諮問機関として「アドバイザリーボード」を設置し、一流企業の経営者等、社外の方々から、経営全般にわたり幅広くアドバイスを受けております。

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当行の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

① 取締役に対する報酬

288百万円

② 監査役に対する報酬

61百万円

(4) 監査報酬の内容

当事業年度における当行の会計監査人であるあずさ監査法人に対する報酬は、次のとおりであります。

① 監査契約に基づく監査証明に係る報酬

122百万円

② 監査関連報酬

85百万円

③ その他の報酬

8百万円

(注) 1 当行の会計監査を担当しております朝日監査法人は、平成16年1月1日付で朝日監査法人を存続法人としてあずさ監査法人と合併し、法人名称を「あずさ監査法人」に変更しております。

2 監査関連報酬の内容は、コンフォートレター作成に係る報酬及び内部管理態勢の有効性等の検証に関する外部監査に係る報酬等であります。

第５ 【経理の状況】

(1) 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前連結会計年度(自平成14年４月１日　至平成15年３月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度(自平成15年４月１日　至平成16年３月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当連結会計年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年１月30日内閣府令第５号)附則第２項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

(2) 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前事業年度(自平成14年４月１日　至平成15年３月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当事業年度(自平成15年４月１日　至平成16年３月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年１月30日内閣府令第５号)附則第２項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

(3) 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 当行は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前連結会計年度の連結財務諸表及び前事業年度の財務諸表については朝日監査法人の監査証明を、当連結会計年度の連結財務諸表及び当事業年度の財務諸表についてはあずさ監査法人の監査証明を受けております。

なお、当行の会計監査を担当しております朝日監査法人は、平成16年１月１日付で朝日監査法人を存続法人としてあずさ監査法人と合併し、法人名称を「あずさ監査法人」に変更しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比(%)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金	※８	3,437,244	3.36	5,322,873	5.33
コールローン及び買入手形		187,563	0.18	360,509	0.36
買現先勘定		109,710	0.11	152,070	0.15
債券貸借取引支払保証金		1,981,243	1.93	1,009,328	1.01
買入金銭債権		363,981	0.35	481,547	0.48
特定取引資産	※８	4,495,396	4.39	3,306,780	3.31
金銭の信託		24,629	0.02	3,749	0.00
有価証券	※1,2,8	23,958,521	23.40	26,863,501	26.91
貸出金	※3,4,5,6,7,8,9	61,219,617	59.79	55,428,967	55.52
外国為替	※７	749,974	0.73	743,957	0.75
その他資産	※8,10	2,157,885	2.11	1,892,274	1.90
動産不動産	※8,11,12	920,076	0.90	896,614	0.90
リース資産	※12	26,130	0.03	24,835	0.02
繰延税金資産		1,885,307	1.84	1,646,920	1.65
再評価に係る繰延税金資産	※11	724	0.00	706	0.00
支払承諾見返		3,078,461	3.01	3,084,542	3.09
貸倒引当金		△2,201,830	△2.15	△1,375,921	△1.38
資産の部合計		102,394,637	100.00	99,843,258	100.00

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※８	62,996,004	61.52	65,394,076	65.50
譲渡性預金		4,889,017	4.77	3,587,464	3.59
コールマネー及び売渡手形	※８	8,953,084	8.74	6,292,495	6.30
売現先勘定	※８	4,144,735	4.05	1,098,449	1.10
債券貸借取引受入担保金	※８	4,807,245	4.70	5,946,346	5.95
コマーシャル・ペーパー		50,500	0.05	3,000	0.00
特定取引負債	※８	2,851,391	2.78	1,873,245	1.88
借用金	※8, 13	1,427,000	1.39	1,223,881	1.22
外国為替		397,666	0.39	572,755	0.57
社債	※14	3,441,137	3.36	3,863,343	3.87
信託勘定借		5,953	0.01	36,032	0.04
その他負債	※8, 10	1,952,000	1.91	2,991,734	3.00
賞与引当金		16,111	0.02	16,152	0.02
退職給付引当金		92,802	0.09	30,918	0.03
債権売却損失引当金		20,665	0.02	—	—
日本国際博覧会出展引当金		—	—	116	0.00
特別法上の引当金		649	0.00	862	0.00
繰延税金負債		43,726	0.04	39,797	0.04
再評価に係る繰延税金負債	※11	58,788	0.06	56,391	0.06
支払承諾	※８	3,078,461	3.01	3,084,542	3.09
負債の部合計		99,226,942	96.91	96,111,607	96.26
(少数株主持分)					
少数株主持分		1,025,150	1.00	1,009,489	1.01
(資本の部)					
資本金	※15	559,985	0.54	559,985	0.56
資本剰余金		1,298,511	1.27	1,298,511	1.30
利益剰余金		258,690	0.25	519,354	0.52
土地再評価差額金	※11	101,336	0.10	96,393	0.10
その他有価証券評価差額金		△21,559	△0.02	319,780	0.32
為替換算調整勘定		△54,419	△0.05	△71,861	△0.07
資本の部合計		2,142,544	2.09	2,722,161	2.73
負債、少数株主持分及び資本の部合計		102,394,637	100.00	99,843,258	100.00

② 【連結損益計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 金額(百万円)	百分比(%)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		3,549,937	100.00	2,717,005	100.00
資金運用収益		1,817,526		1,560,705	
貸出金利息		1,262,140		1,134,996	
有価証券利息配当金		268,840		256,601	
コールローン利息及び買入手形利息		4,179		4,040	
買現先利息		1,352		2,542	
債券貸借取引受入利息		225		104	
預け金利息		34,759		12,679	
その他の受入利息		246,028		149,740	
信託報酬		7		334	
役務取引等収益		424,235		422,066	
特定取引収益		206,496		305,011	
その他業務収益		947,036		231,017	
リース料収入		392,486		12,309	
割賦売上高		178,671		2,741	
その他の業務収益		375,878		215,966	
その他経常収益	※1	154,634		197,871	
経常費用		4,017,446	113.17	2,434,845	89.62
資金調達費用		417,405		295,075	
預金利息		152,364		104,741	
譲渡性預金利息		7,578		3,545	
コールマネー利息及び売渡手形利息		3,724		2,598	
売現先利息		18,185		4,212	
債券貸借取引支払利息		28,830		48,622	
コマーシャル・ペーパー利息		380		4	
借用金利息		52,380		31,084	
社債利息		76,202		74,855	
新株予約権付社債利息		16		—	
その他の支払利息		77,741		25,410	
役務取引等費用		74,257		91,455	
特定取引費用		725		916	
その他業務費用		721,193		223,464	
賃貸原価		344,676		6,608	
割賦原価		161,889		2,458	
その他の業務費用		214,627		214,398	
営業経費	※2	888,421		776,106	
その他経常費用		1,915,443		1,047,827	
貸倒引当金繰入額		655,488		—	
その他の経常費用	※3	1,259,954		1,047,827	
経常利益(△は経常損失)		△467,509	△13.17	282,159	10.38
特別利益		11,906	0.33	126,496	4.66
動産不動産処分益		5,578		1,559	
償却債権取立益		1,833		875	
証券取引責任準備金取崩額		80		—	
その他の特別利益	※4	4,413		124,060	
特別損失		87,067	2.45	52,351	1.93
動産不動産処分損		38,877		30,631	
証券取引責任準備金繰入額		—		212	
その他の特別損失	※5	48,190		21,507	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△542,670	△15.29	356,304	13.11
法人税、住民税及び事業税		65,912	1.86	13,970	0.51
法人税等調整額		△216,233	△6.09	293	0.01
少数株主利益		37,037	1.04	40,376	1.49
当期純利益(△は当期純損失)		△429,387	△12.10	301,664	11.10

③ 【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		1,684,373	1,298,511
資本準備金期首残高		1,326,758	—
その他資本剰余金期首残高		357,614	—
資本剰余金増加高		445,127	—
増資による新株の発行		284,907	—
株式交換に伴う増加高		160,220	—
資本剰余金減少高		830,990	—
合併に伴う減少高		826,653	—
自己株式処分差損		4,336	—
資本剰余金期末残高		1,298,511	1,298,511
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		117,743	258,690
利益剰余金増加高		731,649	306,146
当期純利益		—	301,664
合併に伴う増加高		658,440	—
連結子会社の合併に伴う増加高		3	—
連結子会社の減少に伴う増加高		30,060	—
持分法適用会社の増加に伴う増加高		5,248	—
持分法適用会社の減少に伴う増加高		20,771	53
土地再評価差額金の取崩に伴う増加高		17,125	4,428
利益剰余金減少高		590,702	45,483
当期純損失		429,387	—
配当金		161,312	43,454
連結子会社の合併に伴う減少高		—	2,028
連結子会社の減少に伴う減少高		2	—
利益剰余金期末残高		258,690	519,354

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 金額(百万円)
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△542,670	356,304
動産不動産等減価償却費		89,412	64,539
リース資産減価償却費		312,562	7,496
連結調整勘定償却額		10,399	△10,215
持分法による投資損益(△)		△1,703	△231
貸倒引当金の増加額		82,688	△829,769
債権売却損失引当金の増加額		△65,706	△20,665
賞与引当金の増加額		△224	116
退職給付引当金の増加額		△47,563	△42,829
日本国際博覧会出展引当金の増加額		—	116
資金運用収益		△1,817,526	△1,560,705
資金調達費用		417,405	295,075
有価証券関係損益(△)		453,229	△70,282
金銭の信託の運用損益(△)		4,003	△121
為替差損益(△)		170,155	406,335
動産不動産処分損益(△)		33,298	29,072
リース資産処分損益(△)		1,505	299
特定取引資産の純増(△)減		△1,253,569	1,131,864
特定取引負債の純増減(△)		569,881	△929,787
貸出金の純増(△)減		2,215,660	6,288,742
預金の純増減(△)		△1,986,230	1,825,558
譲渡性預金の純増減(△)		△1,780,894	△1,306,888
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		△261,965	△95,669
有利息預け金の純増(△)減		2,947,784	△1,297,907
コールローン等の純増(△)減		1,280,173	△319,216
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		1,039,276	971,914
コールマネー等の純増減(△)		902,660	△5,704,903
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		△979,700	△47,500
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		1,632,445	1,139,101
外国為替(資産)の純増(△)減		42,144	5,016
外国為替(負債)の純増減(△)		99,013	175,444
普通社債の発行・償還による純増減(△)		457,319	155,510
信託勘定借の純増減(△)		5,953	30,078
資金運用による収入		1,957,564	1,606,598
資金調達による支出		△464,800	△320,724
取引約定未払金の純増減(△)		—	1,188,672
その他		67,366	138,669
小計		5,589,349	3,259,107
法人税等の支払額		△99,188	△31,749
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,490,161	3,227,358

区分	注記番号	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△49,937,936	△47,305,006
有価証券の売却による収入		37,713,543	30,680,917
有価証券の償還による収入		7,907,363	13,965,385
金銭の信託の増加による支出		△14,622	△21,225
金銭の信託の減少による収入		23,624	42,259
動産不動産の取得による支出		△69,883	△65,474
動産不動産の売却による収入		73,677	19,901
リース資産の取得による支出		△336,512	△9,107
リース資産の売却による収入		33,900	1,990
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※２	△15,444	△8,978
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		53	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,622,236	△2,699,338
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		165,000	89,500
劣後特約付借入金の返済による支出		△286,500	△195,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入		223,950	436,453
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△565,522	△150,713
株式等の発行による収入		570,269	—
配当金支払額		△161,312	△43,507
少数株主からの払込みによる収入		220	25
少数株主への配当金支払額		△39,621	△33,279
自己株式の取得による支出		△7,524	—
自己株式の売却による収入		8,479	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△92,561	103,479
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		△2,629	△2,412
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額		772,734	629,087
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		2,128,742	2,895,968
Ⅶ　連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		0	—
Ⅷ　連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		△5,509	—
Ⅸ　現金及び現金同等物の期末残高	※１	2,895,968	3,525,056

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１　連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社　114社 主要な連結子会社名は、「第１企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 明光ナショナル証券株式会社他２社は株式取得により、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited他７社は新規設立により、当連結会計年度より連結子会社としております。 三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社は当行の会社分割等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。また、さくら投信投資顧問株式会社他４社は合併により、Sumitomo Mitsui Finance Australia (Securities) Limited他６社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。	(1) 連結子会社　114社 主要な連結子会社名は、「第１企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、フレスコカード株式会社他７社は株式取得等により、当連結会計年度より連結子会社としております。 また、旧株式会社関西さわやか銀行は株式取得により当連結会計年度に連結子会社とし、旧株式会社関西銀行(株式会社関西アーバン銀行に商号変更)との合併により、当連結会計年度に連結子会社から除外しております。 さくらフレンド証券株式会社他３社は合併により、Sakura Global Capital Asia Limited他３社は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
２　持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社　４社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. Bangkok SMBC Systems Co.,Ltd.は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社　４社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.
	(2) 持分法適用の関連会社　12社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 三井住友アセットマネジメント株式会社はさくら投信投資顧問株式会社の合併に伴う株式取得により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。 大和証券エスエムビーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社他18社は当行の会社分割により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。また、China United International Leasing Co.,Ltd.は売却により関連会社でなくなったため、明光ナショナル証券株式会社は株式取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。	(2) 持分法適用の関連会社　11社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社は株式売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社
	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.
	持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。	持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
３　連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ９月末日　5社 10月末日　1社 12月末日　44社 １月末日　1社 ３月末日　63社 (2) ９月末日を決算日とする連結子会社は、３月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、平成15年２月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ９月末日　5社 10月末日　1社 12月末日　47社 １月末日　1社 ３月末日　60社 当連結会計年度より、国内連結子会社１社において決算日を従来の12月末日から３月末日へ変更しているため、連結財務諸表上、同社の損益は平成15年１月１日から平成16年３月31日までの15カ月となっております。なお、当該変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。 (2) ９月末日を決算日とする連結子会社は３月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
４　会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」が61,077百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ19,741百万円及び80,818百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。 ② 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。 なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産及びリース資産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　７年～50年 動産　　２年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間(主として５年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産及びリース資産 同左 ② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、当連結会計年度より、当行	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」（日本公認会計士協会平成15年２月24日）等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,251,553百万円であります。	なお、当行においては、今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,190,953百万円であります。
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として５年による按分額を費用処理しております。 一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、(退職給付関係)に記載しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として５年による按分額を費用処理しております。 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、(退職給付関係)に記載しております。
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	――――
	――――	(8) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。 なお、この引当金は租税特別措置法第57条の２の準備金を含んでおります。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。 ① 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 ② 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金843百万円であり、次のとおり計上しております。 ① 金融先物取引責任準備金 同左 ② 証券取引責任準備金 同左
	(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しておりましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。	(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 当行及び国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。 この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」はそれぞれ1,035百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ450,929百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。 また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 同左
	(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 ①　リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。 ②　割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。	(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 ①　リース取引のリース料収入の計上方法 同左 ②　割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 同左

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(13)重要なヘッジ会計の方法 当行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。 また、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 前連結会計年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間毎にグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。 会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ28,948百万円及び13,923百万円減少し、「繰延税金資産」が9,528百万円増加しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
		また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当連結会計年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は320,513百万円、繰延ヘッジ利益の総額は293,837百万円であります。 ・為替変動リスク・ヘッジ 当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。 これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 ・連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(14)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左
	(15)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①　自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第１号）が平成14年４月１日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。 なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従来区分掲記しておりました「子会社の所有する親会社株式の売却による収入」（当連結会計年度8,479百万円）は当連結会計年度より「自己株式の売却による収入」に含めております。 ②　１株当たり当期純利益に関する会計基準 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）が平成14年４月１日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、（１株当たり情報）に記載しております。	――――――

	前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
５　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
６　連結調整勘定の償却に関する事項	三井住友カード株式会社に係る連結調整勘定は５年間の定額償却、その他の連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。	発生年度に全額償却しております。
７　利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
８　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	同左

表示方法の変更

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
（連結貸借対照表関係） 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」は、当連結会計年度から「債券貸借取引支払保証金」として区分掲記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は1,981,243百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」は同額増加しております。また、前連結会計年度における「債券貸付取引担保金」は、当連結会計年度から「債券貸借取引受入担保金」として表示しております。	―――――
（連結損益計算書関係） 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、又は同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。 (2) 前連結会計年度における「転換社債利息」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。	（連結損益計算書関係） 社債発行差金の償却額は、従来、「その他の支払利息」に含めて表示しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第40号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度からは「社債利息」に含めて表示しております。
（連結キャッシュ・フロー計算書関係） 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前連結会計年度における「債券借入取引担保金の純増(△)減」、「債券貸付取引担保金の純増減(△)」は、当連結会計年度から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増(△)減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減(△)」として記載しております。 (2) 前連結会計年度における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当連結会計年度から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。	―――――

追加情報

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
外形標準課税に係る事業税 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年４月１日東京都条例第145号）（以下、「都条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年３月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年３月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年４月９日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年１月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年２月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第１期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。	―――――

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年６月９日大阪府条例第131号）（以下、「府条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年４月４日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年５月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年５月30日大阪府条例第77号）（以下、「平成14年改正府条例」という。）が、平成15年４月１日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年３月25日大阪府条例第14号）（以下、「平成15年改正府条例」という。）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年４月１日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則２の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※１　有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式21,816百万円及び出資金1,194百万円を含んでおります。	※１　有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式20,605百万円及び出資金1,161百万円を含んでおります。
※２　無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円であります。	※２　無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に15,849百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に99百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,022,170百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは165,047百万円であります。
※３　貸出金のうち、破綻先債権額は199,794百万円、延滞債権額は2,665,675百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※３　貸出金のうち、破綻先債権額は96,101百万円、延滞債権額は1,710,575百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※４　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は128,493百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※４　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は51,019百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※５　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,689,172百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※５　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,371,524百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※６　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,683,134百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、上記３から６に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※６　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,229,219百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、上記３から６に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※７　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。	※７　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,023,057百万円であります。
※８　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　75,268百万円 特定取引資産　990,965百万円 有価証券　11,457,673百万円 貸出金　4,738,320百万円 その他資産(延払資産等)　1,140百万円 動産不動産　535百万円 担保資産に対応する債務 預金　21,038百万円 コールマネー及び売渡手形　7,952,599百万円 売現先勘定　4,107,615百万円 債券貸借取引受入担保金　4,189,794百万円 特定取引負債　136,975百万円 借用金　2,847百万円 その他負債　18,548百万円 支払承諾　41,108百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,621,947百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は114,961百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。	※８　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　112,778百万円 特定取引資産　540,579百万円 有価証券　10,723,663百万円 貸出金　1,375,426百万円 その他資産(延払資産等)　1,056百万円 動産不動産　524百万円 担保資産に対応する債務 預金　15,276百万円 コールマネー及び売渡手形　5,175,669百万円 売現先勘定　1,055,508百万円 債券貸借取引受入担保金　5,700,206百万円 特定取引負債　203,599百万円 借用金　4,451百万円 その他負債　1,122百万円 支払承諾　141,835百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金42,537百万円、特定取引資産3,908百万円、有価証券6,799,796百万円及び貸出金55,000百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は105,846百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8,130百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※９　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,977,879百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,272,078百万円あります。 　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※９　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,246,177百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,417,815百万円あります。 　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※10　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は944,797百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,094,799百万円であります。	※10　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は659,048百万円、繰延ヘッジ利益の総額は563,049百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
※11　当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 当行　平成10年３月31日及び平成14年３月31日 一部の連結子会社　平成11年３月31日、平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。	※11　当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 当行　平成10年３月31日及び平成14年３月31日 一部の連結子会社　平成11年３月31日、平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より16,497百万円下回っております。
※12　動産不動産の減価償却累計額は572,532百万円、リース資産の減価償却累計額は28,558百万円であります。	※12　動産不動産の減価償却累計額は525,176百万円、リース資産の減価償却累計額は28,861百万円であります。
※13　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。	※13　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金770,003百万円が含まれております。
※14　社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。	※14　社債には、劣後特約付社債1,661,881百万円が含まれております。
※15　当行の発行済株式の総数 普通株式　54,811千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株	※15　当行の発行済株式の総数 普通株式　54,811千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
※１　その他経常収益には、株式等売却益75,122百万円を含んでおります。	※１　その他経常収益には、株式等売却益160,105百万円を含んでおります。
※２　営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。	※２　営業経費には、研究開発費29百万円を含んでおります。
※３　その他の経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却509,205百万円を含んでおります。	※３　その他の経常費用には、貸出金償却639,994百万円、延滞債権等を売却したことによる損失266,752百万円を含んでおります。
※４　その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益であります。	※４　その他の特別利益には、厚生年金基金の代行部分の将来支給義務免除に係る利益59,095百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,127百万円並びに貸倒引当金戻入益24,111百万円を含んでおります。
※５　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。	※５　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額20,640百万円を含んでおります。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （金額単位　百万円） 平成15年３月31日現在 現金預け金勘定　3,437,244 有利息預け金　△541,275 現金及び現金同等物　2,895,968	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （金額単位　百万円） 平成16年３月31日現在 現金預け金勘定　5,322,873 有利息預け金　△1,797,817 現金及び現金同等物　3,525,056
※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他３社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。 （金額単位　百万円） 資産　191,318 （うちリース資産　82,346） 負債　△150,698 （うち借用金　△96,817） 少数株主持分　△26,881 連結調整勘定　5,013 上記５社株式の取得価額　18,751 上記５社現金及び現金同等物　△3,306 差引：上記５社取得のための支出　15,444	※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに旧株式会社関西さわやか銀行他２社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。 （金額単位　百万円） 資産　800,140 （うち貸出金　593,042） 負債　△724,780 （うち預金　△682,795） 少数株主持分　△23,450 連結調整勘定　△13,136 上記３社株式の取得価額　38,773 上記３社現金及び現金同等物　△29,794 差引：上記３社取得のための支出　8,978
３　重要な非資金取引の内容 会社分割等に伴い連結の範囲から除外された三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりです。 （金額単位　百万円） 資産　2,865,787 （うちリース資産　996,596） 負債　2,596,322 （うち借用金　1,433,305）	

（リース取引関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産　55,751百万円 その他　9,420百万円 合計　65,171百万円 減価償却累計額相当額 動産　27,163百万円 その他　4,413百万円 合計　31,577百万円 年度末残高相当額 動産　28,587百万円 その他　5,007百万円 合計　33,594百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　10,536百万円 １年超　24,178百万円 合計　34,714百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　3,738百万円 減価償却費相当額　3,440百万円 支払利息相当額　279百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産　23,447百万円 その他　1,071百万円 合計　24,518百万円 減価償却累計額相当額 動産　14,071百万円 その他　645百万円 合計　14,716百万円 年度末残高相当額 動産　9,375百万円 その他　425百万円 合計　9,801百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　4,312百万円 １年超　6,074百万円 合計　10,387百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　5,651百万円 減価償却費相当額　5,166百万円 支払利息相当額　419百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
(2) 貸手側 ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 動産　38,239百万円 その他　1,869百万円 合計　40,109百万円 減価償却累計額 動産　22,365百万円 その他　965百万円 合計　23,331百万円 年度末残高 動産　15,873百万円 その他　903百万円 合計　16,777百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　6,043百万円 １年超　11,550百万円 合計　17,594百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料　374,816百万円 減価償却費　306,999百万円 受取利息相当額　70,330百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2　オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・未経過リース料 １年内　16,530百万円 １年超　93,241百万円 合計　109,772百万円 (2) 貸手側 ・未経過リース料 １年内　172百万円 １年超　436百万円 合計　609百万円 なお、上記１、２に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,162百万円を借用金等の担保に提供しております。	(2) 貸手側 ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 動産　39,609百万円 その他　2,096百万円 合計　41,706百万円 減価償却累計額 動産　23,054百万円 その他　1,043百万円 合計　24,097百万円 年度末残高 動産　16,554百万円 その他　1,053百万円 合計　17,608百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　6,180百万円 １年超　12,448百万円 合計　18,628百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料　7,641百万円 減価償却費　6,385百万円 受取利息相当額　1,024百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2　オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・未経過リース料 １年内　14,718百万円 １年超　74,020百万円 合計　88,739百万円 (2) 貸手側 ・未経過リース料 １年内　323百万円 １年超　1,109百万円 合計　1,433百万円 なお、上記１、２に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,132百万円を借用金等の担保に提供しております。

（有価証券関係）

※１　連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※２　子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ　当連結会計年度

１　売買目的有価証券（平成16年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1,170,727	△1,707

２　満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	509,458	500,930	△8,527	1,739	10,266
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	16,230	17,331	1,101	1,101	—
合計	525,688	518,262	△7,425	2,840	10,266

（注）１　時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
　　２　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

３　その他有価証券で時価のあるもの（平成16年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	2,207,264	2,869,841	662,576	726,236	63,660
債券	15,604,771	15,501,515	△103,256	18,590	121,847
国債	14,028,689	13,939,482	△89,207	14,225	103,432
地方債	515,362	506,263	△9,098	1,075	10,173
社債	1,060,720	1,055,769	△4,950	3,289	8,240
その他	5,354,259	5,363,346	9,086	32,049	22,962
合計	23,166,296	23,734,703	568,407	776,877	208,470

(注) 1　評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円(収益)であります。

2　連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は5,609百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
地方債	23,060	23,796	736	
合計	44,123	45,506	1,382	

5　当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	30,635,387	282,272	153,848

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	218
その他	10,413
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	583,431
非上場債券	1,596,199
非上場外国証券	314,127
その他	134,350

7　保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、当連結会計年度中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。また、保有目的区分を変更した債券のうち、12,063百万円を当連結会計年度中に売却しており、これにより売却損益18百万円を計上しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が35百万円増加し、「繰延税金資産」が14百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ19百万円及び１百万円増加しております。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	2,879,079	9,470,889	3,999,979	1,257,227
国債	2,706,787	7,223,369	3,266,491	1,252,292
地方債	7,759	263,194	234,789	519
社債	164,531	1,984,324	498,698	4,415
その他	439,992	4,210,623	457,429	538,094
合計	3,319,072	13,681,513	4,457,409	1,795,322

Ⅱ　前連結会計年度

1　売買目的有価証券(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,434,190	△1,096

2　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	311,381	315,404	4,023	4,023	—
地方債	23,091	23,920	828	828	—
社債	—	—	—	—	—
その他	41,246	42,244	998	1,104	105
合計	375,719	381,569	5,850	5,956	105

(注) 1　時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3　その他有価証券で時価のあるもの(平成15年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,140,569	2,978,296	△162,273	110,464	272,737
債券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地方債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
その他	4,476,699	4,500,337	23,637	42,900	19,262
合計	21,641,283	21,613,812	△27,471	270,458	297,929

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は496,396百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4　当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5　当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	37,709,925	232,122	190,364

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	652
その他	7,463
その他有価証券	
非上場外国証券	358,590
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	331,173
その他	137,045

7　保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	3,482,933	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,625	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	354,501	2,879,026	765,527	880,974
合計	3,837,434	11,013,257	4,534,931	1,141,800

(金銭の信託関係)

Ⅰ　当連結会計年度

1　運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成16年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,628	3,749	121	222	100

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

Ⅱ　前連結会計年度

1　運用目的の金銭の信託(平成15年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	23,044	23,000	△44	510	555

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ　当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成16年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	545,075
その他有価証券	544,953
その他の金銭の信託	121
（△）繰延税金負債	222,115
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	322,959
（△）少数株主持分相当額	3,467
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	287
その他有価証券評価差額金	319,780

（注）１　その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円（収益）であります。

２　その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額（損益処理分を除く）を含んでおります。

Ⅱ　前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成15年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△27,585
その他有価証券	△27,540
その他の金銭の信託	△44
（＋）繰延税金資産	994
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△26,590
（△）少数株主持分相当額	△5,003
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	△21,559

（注）　その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額（損益処理分を除く）を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

I　当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR(保有期間１日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	35	9	17	20
バンキング	1,286	354	659	834

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

② 信用リスク相当額(与信相当額)

区分	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) (億円)
金利スワップ	35,330
通貨スワップ	11,787
先物外国為替	8,893
金利オプション(買)	935
通貨オプション(買)	1,720
その他の金融派生商品	576
一括清算ネッティング契約による信用リスク削減効果	△29,424
合計	29,817

(注) 1 上記計数は、ＢＩＳ自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	87,393,679	2,662,913	△111,937	△111,937
	買建	91,880,414	3,624,247	110,424	110,424
	金利オプション				
	売建	554,768	267,333	△218	△218
	買建	984,778	267,333	241	241
店頭	金利先渡契約				
	売建	3,576,364	430,000	952	952
	買建	13,028,083	1,640,000	△2,001	△2,001
	金利スワップ	385,010,824	290,122,316	235,969	235,969
	受取固定・支払変動	184,435,337	138,971,508	1,624,354	1,624,354
	受取変動・支払固定	178,700,873	135,278,747	△1,380,548	△1,380,548
	受取変動・支払変動	21,727,688	15,792,166	518	518
	金利スワップション				
	売建	2,224,743	968,959	△37,880	△37,880
	買建	2,589,152	1,173,273	41,346	41,346
	キャップ				
	売建	5,408,280	3,469,422	△6,543	△6,543
	買建	3,602,677	2,345,784	5,628	5,628
	フロアー				
	売建	224,688	190,319	△5,321	△5,321
	買建	302,366	240,371	5,040	5,040
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	306,408	72,854	4,402	4,402
	合計	—	—	240,101	240,101

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は17百万円(利益)であります。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,317,980	10,396,658	82,675	131,136
	通貨スワップション				
	売建	646,230	623,671	△16,259	△16,259
	買建	1,135,123	1,112,563	40,495	40,495
	為替予約	33,748,772	1,368,595	△38,814	△38,814
	通貨オプション				
	売建	2,911,936	898,824	△90,113	△90,113
	買建	2,883,999	907,272	107,026	107,026
	その他				
	売建	7,957	882	51	51
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	85,060	133,521

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△530百万円(損失)であります。

2　時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

3　従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,349	—	63	63
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	4,791	—	△231	△231
	買建	7,336	3,005	311	311
	合計	—	—	143	143

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,485,848	—	5,213	5,213
	買建	3,473,003	—	△16,918	△16,918
	債券先物オプション				
	売建	333,500	—	△769	△769
	買建	5,000	—	66	66
店頭	債券先渡契約				
	売建	296,334	273,251	1,746	1,746
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	2,821,954	14,114	△6,020	△6,020
	買建	2,420,812	2,972	18,216	18,216
	合計	—	—	1,533	1,533

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	86,127	84,270	△5,742	△5,742
	変動価格受取・固定価格支払	87,038	84,985	9,932	9,932
	商品オプション				
	売建	4,457	4,318	△1,645	△1,645
	買建	4,448	4,309	1,667	1,667
	合計	—	—	4,211	4,211

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	38,891	36,213	△826	△826
	買建	57,308	52,627	1,580	1,580
	その他				
	売建	1,504	—	△23	△23
	買建	1,389	—	27	27
	合計	—	—	757	757

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅱ　前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR(保有期間１日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

② 信用リスク相当額(与信相当額)

区分	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) (億円)
金利スワップ	40,099
通貨スワップ	8,721
先物外国為替	9,507
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネッティング契約 による信用リスク削減効果	△28,825
合計	31,691

(注) 1 上記計数は、ＢＩＳ自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	59,749,099	4,547,691	△103,623	△103,623
	買建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売建	1,230,739	—	76	76
	買建	600,964	205,802	△99	△99
店頭	金利先渡契約				
	売建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買建	3,469,855	455,000	△500	△500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	△3,040,142	△3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売建	1,720,503	798,669	△35,707	△35,707
	買建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売建	5,352,002	3,331,808	△4,194	△4,194
	買建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682
	フロアー				
	売建	317,281	207,279	△7,673	△7,673
	買建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売建	42,316	36,551	△6,526	△6,526
	買建	250,660	92,669	6,603	6,603
	合計	—	—	251,467	251,467

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は827百万円(利益)であります。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	△39,389	△39,389
	通貨スワップション				
	売建	330,238	330,238	△3,173	△3,173
	買建	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売建	56,586	13,166	△1,375	△1,375
	買建	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他				
	売建	15,310	2,855	153	153
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△26,956	△26,956

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)３の取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△293百万円(損失)であります。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	—
	買建	—
	通貨オプション	
	売建	—
	買建	—
店頭	為替予約	37,271,679
	通貨オプション	
	売建	3,001,518
	買建	3,195,840

(3) 株式関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	0	—	0	0
	買建	0	—	△0	△0
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	477	—	0	0
	買建	477	—	0	0
	合計	—	—	0	0

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	119,032	—	△388	△388
	買建	129,712	—	△67	△67
	債券先物オプション				
	売建	4,000	—	△8	△8
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	16,010	15,617	0	0
	買建	4,719	3,125	0	0
	合計	—	—	△463	△463

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	31,049	27,358	△1,607	△1,607
	変動価格受取・固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
	売建	6,369	4,063	△1,493	△1,493
	買建	6,369	4,063	1,521	1,521
	合計	―	―	797	797

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	△1,767	△1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計	―	―	6,578	6,578

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1　採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。また、一部の国内連結子会社において、平成16年５月１日に厚生労働大臣から過去分支給義務免除の認可を受けております。

なお、当行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2　退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△1,147,793	△873,416
年金資産	(B)	718,888	702,569
未積立退職給付債務	(C)＝(A)＋(B)	△428,904	△170,847
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	42,668	17,168
未認識数理計算上の差異	(E)	346,134	212,714
未認識過去勤務債務	(F)	△52,701	△77,559
連結貸借対照表計上額の純額	(G)＝(C)＋(D)＋(E)＋(F)	△92,802	△18,524
前払年金費用	(H)	―	12,394
退職給付引当金	(G)－(H)	△92,802	△30,918

(注) 1　一部の国内連結子会社は、前連結会計年度において厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。前連結会計年度末日において測定された年金資産の返還相当額は、23,906百万円であります。

2　当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。

当連結会計年度末において測定された年金資産の返還相当額(最低責任準備金)は184,014百万円であります。

3　一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4　総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は前連結会計年度21,484百万円、当連結会計年度24,754百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3　退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)
勤務費用	26,163	24,350
利息費用	34,772	32,291
期待運用収益	△32,219	△22,973
会計基準変更時差異の費用処理額	23,158	20,640
数理計算上の差異の費用処理額	24,547	35,446
過去勤務債務の費用処理額	△6,583	△6,422
その他(臨時に支払った割増退職金等)	9,811	6,747
退職給付費用	79,650	90,079
厚生年金基金の代行部分返上益	△4,413	△59,095
計	75,237	30,983

(注)　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年３月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年３月31日現在)
(1) 割引率	1.7%～3.0%	1.5%～2.5%
(2) 期待運用収益率	0%～5.0%	0%～4.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)	同左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として５年	同左

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）	
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	922,031百万円	税務上の繰延欠損金	1,022,543百万円
有価証券償却	568,077百万円	貸倒引当金	526,076百万円
税務上の繰延欠損金	442,212百万円	有価証券償却	348,619百万円
貸出金償却	324,328百万円	貸出金償却	286,808百万円
退職給付引当金	109,851百万円	退職給付引当金	91,426百万円
その他有価証券評価差額金	10,713百万円	減価償却費	8,122百万円
減価償却費	9,425百万円	その他	87,687百万円
債権売却損失引当金	8,335百万円	繰延税金資産小計	2,371,284百万円
その他	91,906百万円	評価性引当額	△437,924百万円
繰延税金資産小計	2,486,882百万円	繰延税金資産合計	1,933,359百万円
評価性引当額	△537,897百万円	繰延税金負債	
繰延税金資産合計	1,948,985百万円	その他有価証券評価差額金	△222,213百万円
繰延税金負債		レバレッジドリース	△50,522百万円
レバレッジドリース	△48,754百万円	退職給付信託設定益	△26,205百万円
退職給付信託設定益	△25,328百万円	子会社の留保利益金	△11,818百万円
子会社の留保利益金	△10,614百万円	その他	△15,477百万円
その他	△22,706百万円	繰延税金負債合計	△326,236百万円
繰延税金負債合計	△107,403百万円	繰延税金資産の純額	1,607,122百万円
繰延税金資産の純額	1,841,581百万円		
２　当行の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳		２　当行の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
当行の法定実効税率	38.62%	当行の法定実効税率	38.62%
（調整）		（調整）	
評価性引当額	△24.23%	評価性引当額	△23.05%
全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	11.51%	全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	△5.83%
その他	1.79%	受取配当金益金不算入	△1.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.70%	その他	△3.99%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.00%

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。また、これを受けて当行の都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年４月１日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。 この変更に伴い、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」は65,124百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は65,278百万円減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,609百万円増加し、「土地再評価差額金」は2,621百万円減少しております。なお、上記のうち、当行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.62％から40.46％となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。	３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」はそれぞれ7,020百万円、０百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は7,889百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金資産」及び「再評価に係る繰延税金負債」はそれぞれ３百万円、232百万円増加、「土地再評価差額金」は230百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は906百万円減少しております。なお、上記のうち、当行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の40.46％から40.63％となり、「繰延税金資産」は6,654百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は7,560百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は232百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少し、「その他有価証券評価差額金」は905百万円減少しております。 なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	銀行業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,501,868	215,136	2,717,005	—	2,717,005
(2) セグメント間の内部経常収益	20,178	138,173	158,352	(158,352)	—
計	2,522,047	353,310	2,875,357	(158,352)	2,717,005
経常費用	2,293,056	291,978	2,585,035	(150,189)	2,434,845
経常利益	228,990	61,332	290,322	(8,162)	282,159
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	98,935,965	4,958,057	103,894,022	(4,050,764)	99,843,258
減価償却費	59,938	12,989	72,927	—	72,927
資本的支出	86,480	19,693	106,174	—	106,174

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) その他事業……リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(1)に記載のとおり、当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について19,741百万円増加しております。

4　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(10)に記載のとおり、当行及び国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について1,035百万円増加しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「銀行業」について450,929百万円増加しております。

5　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(13)に記載のとおり、当行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「資産」が「銀行業」について19,420百万円減少しております。

6　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について6,657百万円、「その他事業」について365百万円それぞれ増加しております。

7　当連結会計年度より、従来開示しておりましたリース業に関しましては、重要性が減少したことからその他事業に含めて開示しております。

なお、当連結会計年度において、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,501,868	14,773	200,363	2,717,005	—	2,717,005
(2) セグメント間の内部経常収益	20,178	3,326	137,995	161,499	(161,499)	—
計	2,522,047	18,099	338,358	2,878,505	(161,499)	2,717,005
経常費用	2,293,056	14,968	277,013	2,585,038	(150,192)	2,434,845
経常利益	228,990	3,131	61,345	293,467	(11,307)	282,159
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	98,935,965	126,264	4,831,808	103,894,039	(4,050,780)	99,843,258
減価償却費	59,938	6,754	6,234	72,927	—	72,927
資本的支出	86,480	10,877	8,816	106,174	—	106,174

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,537,431	645,468	367,037	3,549,937	—	3,549,937
(2) セグメント間の内部経常収益	30,809	5,563	163,790	200,163	(200,163)	—
計	2,568,240	651,032	530,827	3,750,100	(200,163)	3,549,937
経常費用	3,131,709	629,952	450,299	4,211,961	(194,514)	4,017,446
経常利益(△は経常損失)	△563,468	21,080	80,527	△461,860	(5,649)	△467,509
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	102,081,025	114,096	5,032,131	107,227,253	(4,832,616)	102,394,637
減価償却費	73,505	329,478	18,906	421,890	—	421,890
資本的支出	85,829	319,716	30,115	435,660	—	435,660

(注) 1　事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　各事業の主な内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されたことにより、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について65,768百万円増加、「その他事業」について643百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,414,609	135,858	75,563	90,973	2,717,005	—	2,717,005
(2) セグメント間の内部経常収益	49,587	39,179	6,116	10,968	105,851	(105,851)	—
計	2,464,196	175,038	81,680	101,942	2,822,857	(105,851)	2,717,005
経常費用	2,295,260	110,012	65,586	59,397	2,530,256	(95,410)	2,434,845
経常利益	168,936	65,025	16,093	42,545	292,600	(10,440)	282,159
Ⅱ　資産	92,812,738	5,117,029	2,177,644	2,734,684	102,842,096	(2,998,838)	99,843,258

(注) 1　当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(1)に記載のとおり、当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について19,939百万円増加、「アジア・オセアニア」について198百万円減少しております。

4　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(10)に記載のとおり、当行及び国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について４百万円、「アジア・オセアニア」について1,030百万円それぞれ増加しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「資産」が「日本」について279,156百万円、「米州」について114,960百万円、「欧州」について1,554百万円、「アジア・オセアニア」について55,257百万円それぞれ増加しております。

5　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(13)に記載のとおり、当行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「資産」が「日本」について19,420百万円減少しております。

6　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されましたが、当連結会計年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について7,023百万円増加しております。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,077,413	173,224	174,353	124,945	3,549,937	—	3,549,937
(2) セグメント間の内部経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	—
計	3,143,663	221,966	206,498	151,858	3,723,986	(174,048)	3,549,937
経常費用	3,818,706	149,894	134,985	82,652	4,186,238	(168,791)	4,017,446
経常利益 (△は経常損失)	△675,042	72,071	71,512	69,205	△462,251	(5,257)	△467,509
Ⅱ　資産	94,867,563	6,138,645	2,167,625	2,647,962	105,821,796	(3,427,159)	102,394,637

(注) 1　当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2　「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3　(税効果会計関係)３に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第９号)が平成15年３月31日に公布されたことにより、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について65,124百万円増加しております。

【海外経常収益】

当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

	金額(百万円)
Ⅰ　海外経常収益	302,396
Ⅱ　連結経常収益	2,717,005
Ⅲ　海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	11.1

(注) 1　一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2　海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

	金額(百万円)
Ⅰ　海外経常収益	472,523
Ⅱ　連結経常収益	3,549,937
Ⅲ　海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.3

(注) 1　一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2　海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者との取引】

Ⅰ　当連結会計年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

Ⅱ　前連結会計年度(自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり純資産額	円	15,353.34	25,928.02
１株当たり当期純利益 （△は１株当たり当期純損失）	円	△10,429.29	5,238.85
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	5,231.31

（注）１　前連結会計年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算出した、前連結会計年度の１株当たり情報は次のとおりであります。

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
１株当たり純資産額	円	15,353.34
１株当たり当期純損失	円	10,433.31
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―

２　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり当期純利益 （又は１株当たり当期純損失）			
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	△429,387	301,664
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	14,513
（うち優先配当額）	百万円	―	14,513
普通株式に係る当期純利益 （△は当期純損失）	百万円	△429,387	287,151
普通株式の期中平均株式数	千株	41,171	54,811
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	―	690
（うち優先配当額）	百万円	―	703
（うち連結子会社発行の 新株予約権による希薄化）	百万円	―	△12
普通株式増加数	千株	―	211
（うち優先株式）	千株	―	211
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		優先株式	第二種優先株式 （発行済株式数　100千株）※１ 第三種優先株式 （発行済株式数　800千株）※１
		連結子会社発行の新株予約権６種類（3,130千株）	―
		2004年満期米ドル建転換社債（額面総額8,660千$）※２	―

※１　優先株式の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（１）株式の総数等」に記載しております。
２　2004年満期の米ドル建転換社債は前連結会計年度に償還しております。

３　なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は、当期純損失が計上されているので記載しておりません。

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
―――――	―――――

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (注)1 (%)	担保	償還期限
当行	第1回～第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)2,5	平成11年10月～ 平成13年1月	596,116	592,509 [199,395]	1.09～ 1.40	なし	平成16年10月～ 平成18年1月
	第1回2号～第6回2号無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)3,5	平成11年11月～ 平成12年9月	317,656 [30,000]	286,868 [167,580]	1.31～ 1.74	なし	平成16年11月～ 平成19年5月
	第7回無担保変動利付社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年3月19日	20,000	20,000	1.982	なし	平成25年3月19日
	第8回～第19回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年4月～ 平成16年2月	893,961	1,170,711	0.51～ 0.92	なし	平成18年4月～ 平成21年1月
	2012年3月6日満期ユーロ円建社債	平成12年3月6日	5,000	5,000	3.00	なし	平成24年3月6日
	2003年11月10日～ 2005年9月26日満期 米ドル建社債 (注)5,6	平成11年11月～ 平成13年9月	144,240 (1,200,000千$) [60,100]	73,983 (700,000千$)	4.32～ 6.02	なし	平成17年5月～ 平成17年9月
	第1回2号無担保社債 (劣後特約付)	平成12年8月2日	50,000	50,000	2.33	なし	平成22年9月20日
	第2回～第7回無担保社債 (劣後特約付)	平成12年6月～ 平成16年2月	190,000	300,000	1.71～ 2.62	なし	平成22年6月～ 平成26年2月
	2008年9月30日～ 2017年3月14日満期 ユーロ円建社債(劣後特約付)	平成10年9月～ 平成16年3月	215,700	295,000	0.6015 ～2.72	なし	平成21年9月～ 平成29年3月
	ユーロ円建永久社債(劣後特約付)	平成14年10月～ 平成16年3月	71,100	188,100	1.66375 ～2.685	なし	定めず
	2009年3月30日～ 2012年6月15日満期 米ドル建社債(劣後特約付) (注)6	平成11年3月～ 平成14年6月	108,059 (899,000千$)	81,804 (774,000千$)	5.93～ 8.00	なし	平成23年11月～ 平成24年6月
	米ドル建永久社債(劣後特約付) (注)6	平成15年8月1日	—	89,836 (850,000千$)	8.15	なし	定めず
	英ポンド建永久社債(劣後特約付) (注)6	平成15年12月30日	—	2,317 (12,000千英ポンド)	6.98	なし	定めず
＊1	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年6月～ 平成15年11月	48,504 [18,585]	43,455 [19,905]	0.04～ 3.50	なし	平成16年3月～ 平成34年8月
＊2	連結子会社普通社債 (注)4,6	平成9年9月～ 平成13年12月	8,145 (68,000千$)	4,061 (38,000千$)	1.67～ 7.66	なし	平成17年6月～ 平成21年5月
＊3	連結子会社普通社債 (注)4,5	平成11年5月～ 平成15年6月	4,484	4,872 [1,990]	3.90～ 5.61	なし	平成16年5月～ 平成30年6月
＊4	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4,5	平成6年9月～ 平成15年12月	636,660	546,491 [12,000]	0.00～ 5.98	なし	平成17年3月～ 定めず
＊5	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4,6	平成11年6月～ 平成12年2月	129,215 (1,075,000千$)	108,332 (1,025,000千$)	2.29～ 8.50	なし	平成21年6月～ 定めず
＊6	連結子会社社債(劣後特約付) (注)4	平成10年10月	2,293	—	—	—	—
合計		—	3,441,137	3,863,343	—	—	—

(注) 1　「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日等現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。

2　第１回、第２回、第３回、第４回、第５回及び第６回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

3　第１回２号、第２回２号、第３回２号、第４回２号、第５回２号及び第６回２号無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

4　＊１は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊２は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊３は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。

＊４は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited、Sakura Finance(Cayman) Limited及び国内連結子会社株式会社関西アーバン銀行の発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊５は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。

＊６は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した永久劣後社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。

5　「前期末残高」、「当期末残高」欄の[　]書きは、１年以内に償還が予定されている金額であります。

6　「前期末残高」、「当期末残高」欄の(　)書きは、外貨建てによる金額であります。

7　連結会社の各決算日等後５年内における償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
400,872	603,015	393,787	407,748	399,737

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	1,427,000	1,223,881	2.46	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	1,427,000	1,223,881	2.46	平成16年１月～ 定めず

(注) 1 「平均利率」は、連結会社の各決算日等現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 連結会社の各決算日等後５年内における借入金の返済予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金(百万円)	323,623	76,654	9,389	64,859	23,332

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	50,500	3,000	0.10	—

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (平成15年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)	当事業年度 (平成16年３月31日現在) 金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※９	3,288,593	3.36	4,866,920	5.17
現金		1,260,311		1,160,820	
預け金		2,028,281		3,706,100	
コールローン		99,774	0.10	287,262	0.31
買現先勘定		78,679	0.08	130,337	0.14
債券貸借取引支払保証金		1,981,243	2.02	1,009,328	1.07
買入金銭債権		92,436	0.09	133,081	0.14
特定取引資産	※９	3,950,372	4.04	2,958,990	3.15
商品有価証券		95,512		25,726	
商品有価証券派生商品		81		139	
特定取引有価証券派生商品		121		586	
特定金融派生商品		2,646,077		1,842,578	
その他の特定取引資産		1,208,579		1,089,960	
金銭の信託		24,628	0.03	3,749	0.00
有価証券	※９	23,656,385	24.17	26,592,584	28.26
国債	※３	12,349,063		13,897,044	
地方債		294,274		417,831	
社債		2,081,107		2,371,760	
株式	※1,2,3	3,508,151		3,660,522	
その他の証券	※２	5,423,788		6,245,424	
貸出金	※4,5,6,7,9,10	57,282,365	58.52	50,810,144	53.99
割引手形	※８	649,636		573,011	
手形貸付		7,210,655		5,709,300	
証書貸付		40,896,218		36,185,262	
当座貸越		8,525,854		8,342,570	
外国為替		724,771	0.74	720,840	0.77
外国他店預け		72,425		66,139	
外国他店貸		120,340		123,974	
買入外国為替	※８	335,835		375,970	
取立外国為替		196,168		154,755	
その他資産		1,848,486	1.89	1,480,776	1.57
未決済為替貸		6,110		5,686	
前払費用		10,609		9,610	
未収収益		155,140		179,097	
先物取引差入証拠金		12,479		6,670	
先物取引差金勘定		—		19,056	
金融派生商品		994,511		827,474	
繰延ヘッジ損失	※11	—		52,830	
社債発行差金		376		328	
その他の資産		669,258		380,020	
動産不動産	※12,13,14	707,303	0.72	688,325	0.73
土地建物動産		612,782		604,663	
建設仮払金		2,925		487	
保証金権利金		91,594		83,174	
繰延税金資産		1,814,625	1.85	1,590,518	1.69
支払承諾見返		4,416,292	4.51	4,086,964	4.34
貸倒引当金		△2,074,797	△2.12	△1,250,751	△1.33
資産の部合計		97,891,161	100.00	94,109,074	100.00

区分	注記番号	前事業年度（平成15年３月31日現在） 金額（百万円）	構成比（%）	当事業年度（平成16年３月31日現在） 金額（百万円）	構成比（%）
（負債の部）					
預金		58,610,731	59.87	60,067,417	63.83
当座預金		4,984,121		5,271,472	
普通預金		26,158,050		27,716,292	
貯蓄預金		1,244,425		1,114,590	
通知預金		3,080,382		3,127,139	
定期預金		18,951,501		18,157,210	
定期積金		6,500		74	
その他の預金		4,185,749		4,680,637	
譲渡性預金		4,913,526	5.02	3,589,354	3.81
コールマネー	※９	2,686,456	2.74	2,479,233	2.63
売現先勘定	※９	4,124,094	4.21	1,071,114	1.14
債券貸借取引受入担保金	※９	4,777,187	4.88	5,946,346	6.32
売渡手形	※９	6,203,300	6.34	3,725,600	3.96
コマーシャル・ペーパー		50,500	0.05	—	—
特定取引負債		2,425,632	2.48	1,504,465	1.60
売付商品債券		3,267		19,831	
商品有価証券派生商品		76		242	
特定取引有価証券派生商品		423		940	
特定金融派生商品		2,421,864		1,483,451	
借用金		2,795,160	2.86	2,531,973	2.69
借入金	※15	2,795,160		2,531,973	
外国為替		392,727	0.40	576,958	0.61
外国他店預り		296,106		465,644	
外国他店借		47,648		23,795	
売渡外国為替		19,259		34,688	
未払外国為替		29,712		52,830	
社債	※16	2,624,099	2.68	3,177,741	3.38
信託勘定借		5,953	0.01	36,032	0.04
その他負債		1,428,432	1.46	2,368,824	2.52
未決済為替借		9,680		18,964	
未払法人税等		3,739		8,851	
未払費用		102,942		89,217	
前受収益		44,493		44,783	
従業員預り金		47,491		46,544	
給付補てん備金		6		0	
先物取引受入証拠金		13		13	
先物取引差金勘定		33,802		—	
金融派生商品		724,185		804,025	
繰延ヘッジ利益	※11	155,786		—	
取引約定未払金		—		1,174,710	
その他の負債		306,290		181,713	
賞与引当金		9,898	0.01	8,752	0.01
退職給付引当金		72,816	0.07	11,748	0.01
債権売却損失引当金		17,169	0.02	—	—
日本国際博覧会出展引当金		—	—	116	0.00
特別法上の引当金		18	0.00	18	0.00
金融先物取引責任準備金		18		18	
再評価に係る繰延税金負債	※12	57,937	0.06	55,541	0.06
支払承諾	※９	4,416,292	4.51	4,086,964	4.34
負債の部合計		95,611,937	97.67	91,238,204	96.95

区分	注記番号	前事業年度（平成15年３月31日現在） 金額（百万円）	構成比（%）	当事業年度（平成16年３月31日現在） 金額（百万円）	構成比（%）
（資本の部）					
資本金	※17	559,985	0.57	559,985	0.59
資本剰余金		1,237,307	1.27	1,237,307	1.31
資本準備金	※18	879,693		879,693	
その他資本剰余金		357,614		357,614	
資本準備金減少差益		357,614		—	
資本金及び資本準備金減少差益		—		357,614	
利益剰余金	※19	414,536	0.42	676,064	0.72
任意積立金		221,548		221,540	
海外投資等損失準備金		46		39	
行員退職積立金		1,656		1,656	
別途準備金		219,845		219,845	
当期未処分利益		192,987		454,523	
土地再評価差額金	※12	85,259	0.09	81,158	0.09
その他有価証券評価差額金		△17,864	△0.02	316,354	0.34
資本の部合計		2,279,223	2.33	2,870,870	3.05
負債及び資本の部合計		97,891,161	100.00	94,109,074	100.00

② 【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	百分比(%)	当事業年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		146,251	100.00	2,322,363	100.00
資金運用収益		82,914		1,392,322	
貸出金利息		34,190		972,891	
有価証券利息配当金		40,074		249,594	
コールローン利息		67		2,233	
買現先利息		28		818	
債券貸借取引受入利息		28		104	
買入手形利息		0		5	
預け金利息		458		11,167	
金利スワップ受入利息		4,791		77,176	
その他の受入利息		3,275		78,331	
信託報酬		5		334	
役務取引等収益		31,783		322,075	
受入為替手数料		10,525		112,218	
その他の役務収益		21,257		209,857	
特定取引収益		11,704		283,611	
商品有価証券収益		179		—	
特定金融派生商品収益		11,440		282,944	
その他の特定取引収益		85		667	
その他業務収益		14,702		149,209	
外国為替売買益		12,369		—	
国債等債券売却益		1,612		126,945	
国債等債券償還益		—		57	
金融派生商品収益		394		8,129	
その他の業務収益		326		14,077	
その他経常収益		5,140		174,809	
株式等売却益		3,145		151,170	
金銭の信託運用益		75		338	
その他の経常収益	※1	1,918		23,301	

区分	注記番号	前事業年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	百分比(%)	当事業年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)	百分比(%)
経常費用		77,487	52.98	2,137,225	92.03
資金調達費用		16,122		305,284	
預金利息		6,102		85,133	
譲渡性預金利息		174		2,988	
コールマネー利息		64		1,567	
売現先利息		454		3,089	
債券貸借取引支払利息		1,828		48,621	
売渡手形利息		27		876	
コマーシャル・ペーパー利息		0		0	
借用金利息		4,067		91,742	
社債利息		1,266		49,441	
社債発行差金償却		1		—	
その他の支払利息		2,134		21,822	
役務取引等費用		8,338		95,506	
支払為替手数料		1,067		21,918	
その他の役務費用		7,270		73,588	
特定取引費用		103		2,881	
商品有価証券費用		—		1,977	
特定取引有価証券費用		103		904	
その他業務費用		5,120		159,774	
外国為替売買損		—		54,392	
国債等債券売却損		5,040		104,091	
国債等債券償還損		1		55	
国債等債券償却		15		114	
社債発行費償却		—		1,070	
その他の業務費用		63		50	
営業経費		36,549		623,098	
その他経常費用		11,253		950,679	
貸出金償却		320		566,344	
株式等売却損		5,802		36,577	
株式等償却		1,076		10,724	
金銭の信託運用損		—		962	
その他の経常費用	※2	4,054		336,070	
経常利益		68,763	47.02	185,138	7.97

区分	注記番号	前事業年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日) 金額(百万円)	百分比(%)	当事業年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日) 金額(百万円)	百分比(%)
特別利益		40,016	27.36	166,823	7.18
動産不動産処分益		773		1,378	
償却債権取立益		1,038		154	
その他の特別利益	※３	38,203		165,290	
特別損失		2,669	1.83	33,115	1.42
動産不動産処分損		1,819		13,232	
その他の特別損失	※４	850		19,883	
税引前当期純利益		106,109	72.55	318,846	13.73
法人税、住民税及び事業税		905	0.62	12,752	0.55
法人税等調整額		△77,836	△53.22	4,980	0.21
当期純利益		183,040	125.15	301,113	12.97
前期繰越利益		0		192,995	
合併による未処分利益受入額		398		—	
土地再評価差額金取崩額		9,547		3,868	
中間配当額		—		43,454	
当期未処分利益		192,987		454,523	

③ 【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年６月27日)	当事業年度 (株主総会承認日 平成16年６月29日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(当期未処分利益の処分)			
当期未処分利益		192,987	454,523
任意積立金取崩額		7	8
海外投資等損失準備金取崩額		7	8
計		192,995	454,531
利益処分額		—	200,008
普通株式配当金		—	(１株につき3,649円) 200,008
次期繰越利益		192,995	254,523
(その他資本剰余金の処分)			
その他資本剰余金		357,614	357,614
その他資本剰余金処分額		—	—
その他資本剰余金次期繰越額		357,614	357,614

重要な会計方針

	前事業年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当事業年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
１　特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 なお、特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他の資産」又は「その他の負債」として計上しておりましたが、当事業年度より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で特定取引資産及び特定取引負債中の「特定金融派生商品」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他の負債」が61,077百万円減少し、特定取引資産及び特定取引負債中の「特定金融派生商品」がそれぞれ19,741百万円及び80,818百万円増加しております。

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
２　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については期末日前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１及び２(1)と同じ方法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。 (2)　同左
３　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。	同左
４　固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　７年～50年 動産　２年～20年 なお、平成10年３月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く。)の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当期より定額法に変更しております。これは、旧株式会社三井住友銀行との合併を契機に、建物の減価償却方法を見直したところ、建物については長期かつ安定的に使用されることが予想されるため、全ての建物について定額法で償却することが期間損益をより適正に算定するために合理的と判断したためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ38百万円増加しております。 また、上記合併は当下半期中に行われたため、当中間期については従来の方法によっております。従って、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益は、変更後の方法によった場合に比べ、それぞれ22百万円少なく計上されております。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　７年～50年 動産　２年～20年 (2) ソフトウェア 同左
５　繰延資産の処理方法	新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。	社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
６　外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しておりましたが、当期からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前事業年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。 この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「未収収益」は128百万円減少、「未払費用」は32百万円減少、「その他の負債」は2,202百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は1,137百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は3,251百万円増加し、繰延ヘッジ損失は総額で13百万円、繰延ヘッジ利益は総額で７百万円それぞれ増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他の資産」又は「その他の負債」として計上しておりましたが、当事業年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額でその他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他の資産」が59,704百万円減少し、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」がそれぞれ510,447百万円及び450,743百万円増加しております。 なお、通貨オプション取引に係る正味の債権及び債務については、従来「その他の資産」及び「その他の負債」として計上しておりましたが、業種別監査委員会報告第25号の本則規定適用に併せて、当事業年度より、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」として計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、「その他の資産」が104,092百万円、「その他の負債」が87,254百万円それぞれ減少し、その他資産中の「金融派生商品」が104,092百万円、その他負債中の「金融派生商品」が87,254百万円それぞれ増加しております。

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
7　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、当事業年度より、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」（日本公認会計士協会平成15年２月24日)等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は954,041百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は889,361百万円であります。

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、５年による按分額を費用処理しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、５年による按分額を費用処理しております。 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年１月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47－２項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 本処理に伴う当事業年度における損益に与える影響額は、特別利益として59,095百万円を計上しております。 また、当事業年度末において測定された年金資産の返還相当額(最低責任準備金)は184,014百万円であります。
	(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	――――
	――――	(4) 日本国際博覧会出展引当金 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。 なお、この引当金は租税特別措置法第57条の２の準備金を含んでおります。

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
	(5) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(5) 金融先物取引責任準備金 同左
8　リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9　ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。	・金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 前事業年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。 会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当事業年度における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「繰延ヘッジ損失」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ28,948百万円及び13,923百万円減少し、「繰延税金資産」が9,528百万円増加しております。

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
		また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当事業年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は320,513百万円、繰延ヘッジ利益の総額は293,837百万円であります。 ・為替変動リスク・ヘッジ 異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。 これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 ・内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
10　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

	前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
11　その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第１号）が平成14年４月１日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (2) １株当たり当期純利益に関する会計基準 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）が平成14年４月１日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響は、ありません。	―――

表示方法の変更

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
―――――	（貸借対照表関係） １　銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第40号）により改正されたことに伴い、従来、資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金は、「資本準備金減少差益」として表示しておりましたが、当事業年度より「資本金及び資本準備金減少差益」として表示しております。 ２　有価証券等の取引に際して、取引の約定時点を基準として貸借対照表上での認識又は認識の取りやめを行なうことに伴う未受渡し代金相当額につきましては、従来純額で「その他の資産」又は「その他の負債」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より純額で「取引約定未収金」又は「取引約定未払金」として区分掲記しております。 なお、前事業年度末における取引約定未収金は、197,711百万円であります。
―――――	（損益計算書関係） 社債発行差金の償却額は、従来、「社債発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第40号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度からは「社債利息」に含めて表示しております。

追加情報

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
外形標準課税に係る事業税 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年４月１日東京都条例第145号）（以下、「都条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年３月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年３月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年４月９日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年１月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年２月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々期が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前期が株式会社三井住友銀行が第１期に計上した金額が19,862百万円、当期が1,439百万円（株式会社三井住友銀行が第２期に計上した金額との合計で18,269百万円）を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。	―――

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年６月９日大阪府条例第131号）（以下、「府条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年４月４日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年５月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年５月30日大阪府条例第77号）（以下、「平成14年改正府条例」という。）が、平成15年４月１日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年３月25日大阪府条例第14号）（以下、「平成15年改正府条例」という。）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年４月１日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当期に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則２の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成15年３月31日現在）	当事業年度 （平成16年３月31日現在）
※１　株式には親会社株式1,440百万円が含まれております。	
※２　子会社の株式及び出資総額 1,185,319百万円	※２　子会社の株式及び出資総額 1,217,017百万円
※３　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「国債」に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「国債」に140百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差入れている有価証券は2,064,696百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは84,767百万円であります。	※３　無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」及び「株式」に合計6,794百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「国債」に99百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差入れている有価証券は1,012,995百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは143,704百万円であります。
※４　貸出金のうち、破綻先債権額は172,403百万円、延滞債権額は2,390,173百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※４　貸出金のうち、破綻先債権額は67,183百万円、延滞債権額は1,460,787百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※５　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は114,756百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※５　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は47,618百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前事業年度 (平成15年３月31日現在)	当事業年度 (平成16年３月31日現在)
※６　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,492,199百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※６　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,199,301百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※７　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,169,531百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、上記４から７に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※７　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,774,889百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,522百万円であります。 なお、上記４から７に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※８　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は985,472百万円であります。	※８　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は948,981百万円であります。
※９　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　105,888百万円 特定取引資産　988,846百万円 有価証券　11,309,257百万円 貸出金　4,738,320百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー　1,700,000百万円 売現先勘定　4,106,910百万円 債券貸借取引受入担保金　4,159,736百万円 売渡手形　6,203,300百万円 支払承諾　96,270百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,330百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,647,739百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。	※９　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　44,541百万円 特定取引資産　530,724百万円 有価証券　10,478,190百万円 貸出金　1,375,426百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー　1,385,000百万円 売現先勘定　1,037,348百万円 債券貸借取引受入担保金　5,700,206百万円 売渡手形　3,725,600百万円 支払承諾　94,962百万円 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金42,487百万円、特定取引資産3,908百万円、有価証券6,873,993百万円及び貸出金55,000百万円を差し入れております。

前事業年度 (平成15年３月31日現在)	当事業年度 (平成16年３月31日現在)
※10　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,744,811百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,709,692百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※10　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,127,401百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,845,708百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※11　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は937,683百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,093,469百万円であります。	※11　繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は615,827百万円、繰延ヘッジ利益の総額は562,997百万円であります。
※12　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年３月31日及び平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出	※12　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年３月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年３月31日及び平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より14,640百万円下回っております。

前事業年度 (平成15年３月31日現在)	当事業年度 (平成16年３月31日現在)
※13　動産不動産の減価償却累計額 497,262百万円	※13　動産不動産の減価償却累計額 455,940百万円
※14　動産不動産の圧縮記帳額 71,044百万円 (当期圧縮記帳額　―百万円)	※14　動産不動産の圧縮記帳額 68,364百万円 (当事業年度圧縮記帳額　―百万円)
※15　借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513,625百万円が含まれております。	※15　借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,261,055百万円が含まれております。
※16　社債には、劣後特約付社債634,859百万円が含まれております。	※16　社債には、劣後特約付社債1,007,058百万円が含まれております。
※17　会社が発行する株式の総数 普通株式　100,000千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第四種優先株式　250千株 第五種優先株式　250千株 第六種優先株式　300千株 発行済株式総数 普通株式　54,811千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株	※17　会社が発行する株式の総数 普通株式　100,000千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株 第四種優先株式　250千株 第五種優先株式　250千株 第六種優先株式　300千株 発行済株式総数 普通株式　54,811千株 第一種優先株式　67千株 第二種優先株式　100千株 第三種優先株式　800千株
※18　資本準備金による欠損てん補 欠損てん補に充当された金額　4,881百万円 欠損てん補を行った年月　平成13年６月	※18　資本準備金による欠損てん補 欠損てん補に充当された金額　4,881百万円 欠損てん補を行った年月　平成13年６月
※19　商法旧第290条第１項第６号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は124,744百万円であります。	※19　商法施行規則第124条第３号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は557,016百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)	当事業年度 (自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日)
※１　その他の経常収益には、退職給付信託に係る信託設定益660百万円を含んでおります。	
※２　その他の経常費用には、東京都に係る事業税1,439百万円を含んでおります。	※２　その他の経常費用には、延滞債権等を売却したことによる損失260,876百万円を含んでおります。
※３　その他の特別利益は、貸倒引当金戻入益38,145百万円及び債権売却損失引当金戻入益58百万円であります。	※３　その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益65,342百万円、厚生年金基金の代行部分の将来支給義務免除に係る利益59,095百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,127百万円を含んでおります。
※４　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額831百万円を含んでおります。	※４　その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額19,473百万円を含んでおります。

（リース取引関係）

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産　42,408百万円	動産　9,866百万円
その他　9,029百万円	その他　414百万円
合計　51,438百万円	合計　10,280百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産　20,663百万円	動産　6,785百万円
その他　4,210百万円	その他　342百万円
合計　24,873百万円	合計　7,127百万円
期末残高相当額	事業年度末残高相当額
動産　21,745百万円	動産　3,081百万円
その他　4,818百万円	その他　72百万円
合計　26,564百万円	合計　3,153百万円
・未経過リース料期末残高相当額	・未経過リース料事業年度末残高相当額
１年内　7,974百万円	１年内　1,757百万円
１年超　19,453百万円	１年超　1,641百万円
合計　27,427百万円	合計　3,399百万円
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　402百万円	支払リース料　2,444百万円
減価償却費相当額　372百万円	減価償却費相当額　2,264百万円
支払利息相当額　33百万円	支払利息相当額　117百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。
２　オペレーティング・リース取引	２　オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料
１年内　14,933百万円	１年内　13,990百万円
１年超　89,421百万円	１年超　72,066百万円
合計　104,355百万円	合計　86,056百万円

（有価証券関係）

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ　当事業年度（平成16年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	81,184	122,881	41,696
関連会社株式	—	—	—
合計	81,184	122,881	41,696

（注）　時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

Ⅱ　前事業年度（平成15年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	80,640	60,212	△20,428
関連会社株式	—	—	—
合計	80,640	60,212	△20,428

（注）　時価は、前事業年度末日における市場価格等に基づいております。

（税効果会計関係）

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）		当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）	
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	820,235百万円	税務上の繰越欠損金	951,415百万円
有価証券償却	596,345百万円	貸倒引当金	429,307百万円
税務上の繰越欠損金	373,378百万円	有価証券償却	378,628百万円
貸出金償却	319,568百万円	貸出金償却	282,759百万円
退職給付引当金	102,282百万円	退職給付引当金	82,285百万円
減価償却費	8,321百万円	減価償却費	7,078百万円
その他有価証券評価差額金	6,899百万円	その他	65,481百万円
債権売却損失引当金	6,884百万円	繰延税金資産小計	2,196,955百万円
その他	70,195百万円	評価性引当額	△357,341百万円
繰延税金資産小計	2,304,111百万円	繰延税金資産合計	1,839,613百万円
評価性引当額	△454,809百万円	繰延税金負債	
繰延税金資産合計	1,849,301百万円	その他有価証券評価差額金	△216,498百万円
繰延税金負債		退職給付信託設定益	△25,520百万円
退職給付信託設定益	△25,328百万円	その他	△7,076百万円
その他	△9,348百万円	繰延税金負債合計	△249,095百万円
繰延税金負債合計	△34,676百万円	繰延税金資産の純額	1,590,518百万円
繰延税金資産の純額	1,814,625百万円		
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳		２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.62%	法定実効税率	38.62%
（調整）		（調整）	
受取配当金益金不算入	△0.09%	受取配当金益金不算入	△1.79%
外国税額	0.49%	外国税額	2.38%
評価性引当額	△47.58%	評価性引当額	△27.84%
全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	△63.76%	全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	△6.82%
その他	△0.18%	その他	1.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△72.50%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.56%

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年４月１日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。 この変更に伴い、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当期の38.62％から40.46％となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当期に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。	３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第９号）が平成15年３月31日に公布されましたが、当事業年度において、一部の地方自治体が外形標準事業税に超過税率の適用を決めたことに伴い、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の40.46％から40.63％となり、「繰延税金資産」は6,654百万円増加し、当事業年度に計上された「法人税等調整額」は7,560百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は232百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少し、「その他有価証券評価差額金」は905百万円減少しております。

（１株当たり情報）

		前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり純資産額	円	17,846.95	28,641.10
１株当たり当期純利益	円	68,437.74	5,228.80
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	66,527.24	5,221.53

（注）１　前事業年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。この変更による１株当たり情報に与える影響はありません。

２　１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
１株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	183,040	301,113
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	14,513
（うち優先配当額）	百万円	—	14,513
普通株式に係る当期純利益	百万円	183,040	286,600
普通株式の期中平均株式数	千株	2,674	54,811
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	703
（うち優先配当額）	百万円	—	703
普通株式増加数	千株	76	211
（うち優先株式）	千株	76	211
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	第二種優先株式 （発行済株式数100千株）※ 第三種優先株式 （発行済株式数800千株）※

※　優先株式の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等」に記載しております。

（重要な後発事象）

前事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	当事業年度 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）
―――	―――

④ 【附属明細表】

当事業年度(自　平成15年４月１日　至　平成16年３月31日)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額(百万円)	当期末残高(百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(百万円)	当期償却額(百万円)	差引当期末残高(百万円)
有形固定資産							
土地(注)2	(10) 350,755	17,284	12,853	355,186	—	—	355,186
建物(注)2	(292) 412,647	10,252	12,570	410,329	224,529	9,235	185,800
動産(注)2	(798) 345,540	21,587	72,039	295,088	231,411	21,255	63,676
建設仮払金	(125) 2,800	917	3,231	487	—	—	487
有形固定資産計	(1,227) 1,111,743	50,042	100,695	1,061,091	455,940	30,490	605,150
無形固定資産							
借地権　(注)3,5	—	—	—	7,221	—	—	7,221
電話加入権(注)3,5	—	—	—	1,677	—	—	1,677
電気通信施設利用権　(注)3,5	—	—	—	1,485	1,143	73	341
ソフトウェア(注)4,5	—	—	—	134,275	69,530	22,926	64,745
無形固定資産計	—	—	—	144,659	70,674	23,000	73,985
社債発行差金	(11) 525	65	5	585	256	97	328

(注) 1　前期末残高欄における(　)内は、為替換算差額であります。

2　土地、建物、動産の３つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

3　借地権、電話加入権、電気通信施設利用権の３つの項目は、貸借対照表科目では「保証金権利金」に計上しております。

4　ソフトウェアは、貸借対照表科目では「その他の資産」に計上しております。

5　無形固定資産の金額が資産総額の１％以下であるため、無形固定資産に係わる記載中の「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【資本金等明細表】

区分			前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(百万円)			559,985	—	—	559,985
資本金のうち既発行株式	普通株式(注)1	(株)	(54,811,805)	—	—	(54,811,805)
	第一種優先株式(注)1	(株)	(67,000)	—	—	(67,000)
	第二種優先株式(注)1	(株)	(100,000)	—	—	(100,000)
	第三種優先株式(注)1	(株)	(800,000)	—	—	(800,000)
	計	(株) (百万円)	(55,778,805) 559,985	—	—	(55,778,805) 559,985
資本準備金及びその他資本剰余金	(資本準備金)株式払込剰余金	(百万円)	59,985	—	—	59,985
	合併差益	(百万円)	819,708	—	—	819,708
	その他	(百万円)	0	—	—	0
	(その他資本剰余金)資本準備金減少差益	(百万円)	357,614	—	—	357,614
	計	(百万円)	1,237,307	—	—	1,237,307
利益準備金及び任意積立金	(任意積立金)海外投資等損失準備金 (注)2	(百万円)	46	—	7	39
	行員退職積立金	(百万円)	1,656	—	—	1,656
	別途準備金	(百万円)	219,845	—	—	219,845
	計	(百万円)	221,548	—	7	221,540

(注) 1 資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため株式数のみ記載しております。
2 当期減少額は、前期決算の利益処分によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	(10,916) 2,063,881	1,250,751	747,788	1,316,093	1,250,751
一般貸倒引当金	(6,265) 1,106,970	769,033	—	1,106,970	769,033
個別貸倒引当金	(4,650) 945,345	473,959	747,788	197,556	473,959
うち非居住者向け債権分	(4,650) 62,841	27,276	51,033	11,808	27,276
特定海外債権引当勘定	11,566	7,758	—	11,566	7,758
賞与引当金	9,898	8,752	9,898	—	8,752
債権売却損失引当金	17,169	—	16,680	488	—
日本国際博覧会出展引当金	—	121	4	—	116
金融先物取引責任準備金	18	—	—	—	18
計	(10,916) 2,090,968	1,259,624	774,372	1,316,582	1,259,638

(注) 1 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金……洗替による取崩額
個別貸倒引当金……洗替による取崩額
うち非住居者向け債権分……洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定……洗替による取崩額
債権売却損失引当金……売却済債権の担保価値上昇等による取崩額
2 ( )内は為替換算差額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	(4) 3,734	8,728	3,610	—	8,851
未払法人税等	(4) 234	428	110	—	551
未払事業税	3,500	8,300	3,500	—	8,300

(注) ( )内は為替換算差額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成16年３月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金2,158,039百万円、他の銀行への預け金1,544,987百万円その他であります。
その他の証券	外国証券6,115,982百万円その他であります。
前払費用	支払手数料5,931百万円、営業経費3,533百万円その他であります。
未収収益	有価証券利息配当金87,848百万円、貸出金利息61,038百万円その他であります。
その他の資産	金融安定化拠出金等208,932百万円、ソフトウェア64,745百万円、仮払金50,689百万円(有価証券利息立替金及び未収還付法人税等)、前払年金費用12,394百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金3,100,922百万円、別段預金1,156,283百万円その他であります。
未払費用	預金利息33,325百万円、借用金利息20,910百万円、社債利息12,956百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息34,732百万円その他であります。
その他の負債	仮受金165,641百万円(送金及び振込資金等)その他であります。

(3) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前事業年度 (平成15年３月31日現在)		当事業年度 (平成16年３月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	35,080	21.01	10,000	2.33
有価証券	—	—	4,645	1.08
金銭債権	125,942	75.43	378,710	88.20
その他債権	—	—	0	0.00
銀行勘定貸	5,953	3.56	36,032	8.39
合計	166,976	100.00	429,388	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成15年３月31日現在)		当事業年度 (平成16年３月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	35,080	21.01	17,007	3.96
金銭債権の信託	112,952	67.65	371,476	86.51
包括信託	18,944	11.34	40,904	9.53
合計	166,976	100.00	429,388	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

(4) 【その他】

該当ありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	３月31日
定時株主総会	６月中
株主名簿閉鎖の期間	―――
基準日	３月31日
株券の種類	１株券・10株券・100株券・1,000株券
中間配当基準日	12月31日
１単元の株式数	―
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番４号 住友信託銀行株式会社証券代行部
代理人	大阪市中央区北浜四丁目５番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
不所持株券の交付請求及び汚損又は毀損による再発行請求に係る手数料	株券１枚につき250円
株券喪失登録の申請に係る手数料	次の金額の合計額　申請１件につき10,000円 申請に係る株券１枚につき500円
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当ありません

第７ 【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書　　平成15年６月３日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(2) 臨時報告書　　平成15年６月26日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類　事業年度(第７期)　自 平成14年４月１日 至 平成15年３月31日　平成15年６月30日 関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類　　平成15年７月１日
関東財務局長に提出。
普通社債及び劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書　　平成15年７月７日
平成15年７月16日
平成15年７月18日
関東財務局長に提出。
平成15年７月１日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類　　平成15年７月14日
関東財務局長に提出。
平成15年７月１日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(7) 有価証券届出書及び添付書類　　平成15年９月17日
関東財務局長に提出。
普通社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(8) 臨時報告書　　平成15年10月１日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第11号及び第18号(債権の取立不能又は取立遅延のおそれ)に基づく臨時報告書であります。

(9) 有価証券届出書の訂正届出書　　平成15年10月２日
平成15年10月６日
平成15年10月８日
関東財務局長に提出。
平成15年９月17日提出上記(7)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(10) 半期報告書及びその添付書類　(第１期中)　自 平成15年４月１日 至 平成15年９月30日　平成15年12月18日 関東財務局長に提出。

(11) 有価証券届出書
及びその添付書類
平成15年12月26日
関東財務局長に提出。

普通社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(12) 有価証券届出書
及びその添付書類
平成15年12月26日
関東財務局長に提出。

劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(13) 有価証券届出書の
訂正届出書
平成16年１月16日
平成16年１月20日
関東財務局長に提出。

平成15年12月26日提出上記(11)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(14) 有価証券届出書の
訂正届出書
平成16年１月14日
平成16年１月16日
平成16年１月20日
関東財務局長に提出。

平成15年12月26日提出上記(12)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(15) 有価証券届出書
及びその添付書類
平成16年３月19日
関東財務局長に提出。

普通社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(16) 有価証券届出書の
訂正届出書
平成16年３月23日
平成16年４月２日
平成16年４月12日
平成16年４月14日
関東財務局長に提出。

平成16年３月19日提出上記(15)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(17) 臨時報告書
平成16年４月２日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(18) 半期報告書の
訂正報告書
平成16年５月24日
関東財務局長に提出。

平成15年12月18日提出上記(10)の半期報告書に係る訂正報告書であります。

(19) 臨時報告書
平成16年５月31日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(20) 臨時報告書
平成16年６月28日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成15年６月27日

株式会社　三井住友銀行
　取締役会　御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	大　東　正　躬	㊞
関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行(旧社名　株式会社わかしお銀行)の平成14年４月１日から平成15年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行(旧社名　株式会社わかしお銀行)及び連結子会社の平成15年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、当行が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前連結会計年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成16年６月29日

株式会社三井住友銀行
　取締役会　御中

あずさ監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	沼　野　廣　志	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成15年４月１日から平成16年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成16年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年６月27日

株式会社　三井住友銀行
　取締役会　御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	大　東　正　躬	㊞
関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行(旧社名　株式会社わかしお銀行)の平成14年４月１日から平成15年３月31日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行(旧社名　株式会社わかしお銀行)の平成15年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、当行が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成16年６月29日

株式会社三井住友銀行
　取締役会　御中

あずさ監査法人

代表社員	公認会計士	岩　本　　繁	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	沼　野　廣　志	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	髙　波　博　之	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成15年４月１日から平成16年３月31日までの第１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成16年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています